

6月26日障害保健福祉関係主管課長会議資料（資料2関係）の訂正について

○資料2-1

- ・2枚目の現行の手元に残る額について、以下のとおり訂正します。

「1,500円」(誤) → 「約5,000円」(正)

「1.8万円/年」(誤) → 「6.0万円/年」(正)

○資料2-2

- ・2枚目の1.(2)⑤イについて、以下のとおり訂正します。

「工賃等収入から控除の上、残りの額を」(誤) → 削除

「・Ⅱ-②年金等収入については、50%を乗じる。」(誤)

→ 「・Ⅱ-②年金等収入の場合は、50%を乗じる。(対象者がその他生活費2.5万円の者でただし書きに該当する場合を除く)」(正)

○資料2-3

- ・個別減免の18年10月以降の対象者について、以下のとおり訂正します。

「特定旧法指定施設入所者」(誤) → 「特定旧法指定施設入所者(20歳以上)」(正)

- ・社会福祉法人減免の18年10月以降の対象者について、以下のとおり修正します。

「特定旧法指定施設利用者(通所に限る)」(誤) → 「特定旧法指定施設入所者」(正)

○資料2-4

- ・2枚目の「5 児童福祉法との切り分け」について、以下のとおり訂正します。

「5の(3)」(誤) → 「資料2-5の3」(正)

## 障害保健福祉関係主管課長会議（平成18年6月26日）資料一覧

- 資料1 支給決定事務について
- 資料2-1 利用者負担に関する工賃控除の見直しについて
- 資料2-2 工賃控除見直しに係る個別減免算定手順マニュアル新旧対照表
- 資料2-3 新サービス体系における利用者負担の減免措置の対象者について
- 資料2-4 高額障害福祉サービス費について
- 資料2-5 医療型障害児施設（療養介護）の利用者負担の認定について
- 資料3 サービス利用計画作成費について
- 資料4 事業者指定事務について
- 資料5 重度障害者等包括支援について
- 資料6 居宅介護従業者等養成研修について
- 資料7 サービス管理責任者研修について
- 資料8 国立更生援護施設の入所事務等について
- 資料9 障害児施設の契約等について
- 資料10-1 地域生活支援事業に係る主な変更点
- 資料10-2 地域生活支援事業実施要綱(案)
- 資料10-3 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について（案）
- 資料11-1 補装具費の支給制度について
- 資料11-2 補装具について（案）
- 資料12 「身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会」報告書
- 資料13 障害福祉計画について
- 資料14 障害福祉サービス事務処理システムについて
- 資料15-1 精神保健福祉法改正関係について
- 資料15-2 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律について
- 資料15-3 自殺対策基本法の成立について
- 資料15-4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律〈10月施行時点の条文〉
- 資料16 経過措置対象外となっている障害福祉サービスの取扱いについて
- 資料17 障害程度区分について

参考資料① 障害者自立支援法関係Q & A

参考資料② 障害者自立支援法施行令の一部改正の概要

○厚生労働省告示第395号（平成18年6月26日）

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

# 障害保健福祉関係主管課長会議日程

平成18年6月26日(月) 於 三田共用会議所1階講堂

区 分	時 間	時 間 帯
(受 付)	(30)	(10:00~10:30)
障害保健福祉部長挨拶	10	10:30~10:40
① 支給決定事務について (障害福祉課)	10	10:40~10:50
② 利用者負担の見直しについて (障害福祉課)	10	10:50~11:00
③ 障害程度区分について (精神・障害保健課)	5	11:00~11:05
④ サービス利用計画作成費について (障害福祉課)	10	11:05~11:15
⑤ 経過措置の内容について (障害福祉課)	5	11:15~11:20
⑥ 事業者指定事務について (障害福祉課)	20	11:20~11:40
⑦ 重度障害者等包括支援の内容に ついて(障害福祉課)	10	11:40~11:50
⑧ ホームヘルパー養成研修のカリキュ ラムについて(障害福祉課)	10	11:50~12:00
⑨ サービス管理責任者研修について (障害福祉課)	5	12:00~12:05
⑩ 国立更生援護施設の入所事務等につ いて(施設管理室)	5	12:05~12:10
(昼 食)	(60)	12:10~13:10
⑪ 障害児施設サービスの利用契約制へ の移行に伴う事務処理について (障害福祉課)	20	13:10~13:30
⑫ 地域生活支援事業について (地域生活支援室)	15	13:30~13:45
⑬ 補装具費について(地域生活支援室)	10	13:45~13:55
⑭ 「身体障害者補助犬法の施行状況に 関する検討会」における検討の経過 について(地域生活支援室)	5	13:55~14:00
⑮ 障害福祉計画について(企画課)	10	14:00~14:10
⑯ 事務処理システム等について (企画課)	30	14:10~14:40
⑰ 精神保健福祉法に係る改正事項につ いて(精神・障害保健課)	20	14:40~15:00
(休 憩)	(30)	15:00~15:30
(ヘルプデスク・施行状況ヒアリング)	90	15:30~17:00

# 支給決定事務について

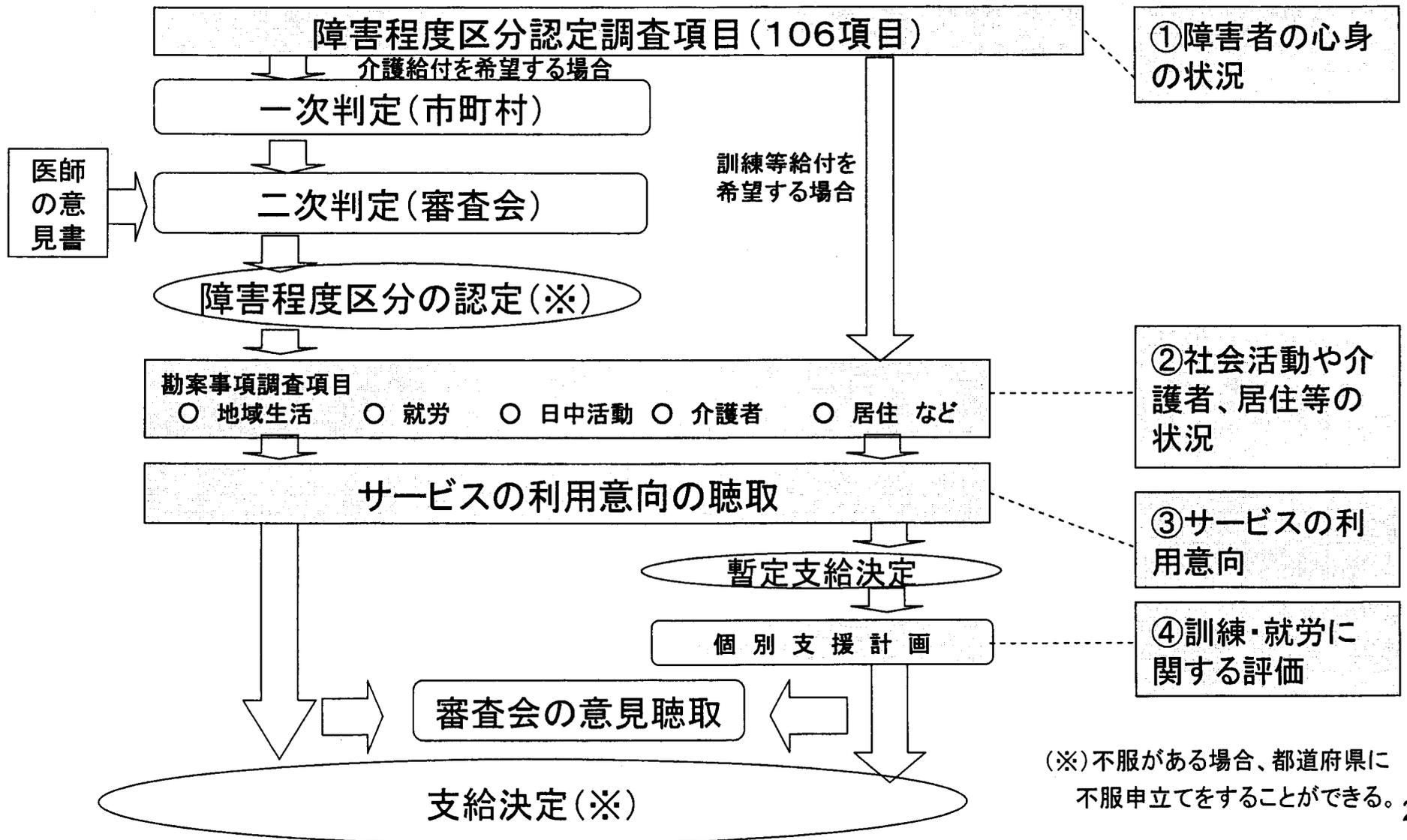
※ 今後の検討により、取扱いを一部変更することがあり得る。

平成18年6月26日

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部

# 支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



## 平成18年10月に向けた支給決定事務の主な留意事項

- 適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ、支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと。
- その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意するとともに、支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと。
- 支給決定基準を適用して支給量を定めることが適当でないと判断される場合は、支給決定案について市町村審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めること。



## 支給決定するサービスの種類及び区分

介護給付	訓練等給付
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護（身体介護、家事援助）</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> <li>・ 児童デイサービス</li> <li>・ 短期入所</li> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 共同生活介護</li> <li>・ 施設入所支援</li> <li>・ 旧法施設支援</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">→支援費制度と同様の区分とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練（機能訓練）</li> <li>・ 自立訓練（生活訓練）</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労移行支援（養成施設）</li> <li>・ 就労継続支援（A型）</li> <li>・ 就労継続支援（B型）</li> <li>・ 共同生活援助</li> </ul>

(※)児童デイサービスを利用する場合を含め、障害児については新たな障害程度区分の認定を行わない。

また、旧法施設支援には、従来の障害程度区分A、B、Cを適用。

# 平成18年10月以降における支給決定内容整理表

サービスの種類		支給量を定める単位	その他支給決定する内容
居宅介護	身体介護中心	時間（30分）／月	1回当たり利用可能時間数
	家事援助等中心	時間（30分）／月	1回当たり利用可能時間数
重度訪問介護		時間（30分）／月	移動中介護加算の時間数、7.5%加算対象者、15%加算対象者
行動援護		時間（30分）／月	(なし)
重度障害者等包括支援		単位／月	共同生活介護利用型
療養介護		日／月	(なし)
児童デイサービス		日／月	(なし)
短期入所		日／月	単価区分（児）、医療型（療養介護対象者、重症心身障害児、その他）
生活介護		日／月	(なし)
自立訓練		日／月	精神障害者退院支援施設加算対象者
就労移行支援		日／月	精神障害者退院支援施設加算対象者
就労継続支援		日／月	障害基礎年金1級受給者
共同生活援助		日／月	自立生活支援加算対象者
共同生活介護		日／月	経過的居宅介護利用型、重度障害者支援加算対象者、自立生活支援加算対象者
施設入所支援		日／月	(なし)
旧法施設支援（通所）		日／月	障害程度区分、障害の別（身）、加算（重度重複、強度行動障害（知））
旧法施設支援（入所）		日／月	障害程度区分、障害の別（身）、加算（重度重複、遷延性（療）、ALS（療）、強度行動障害（知）、自活訓練（知））

(※) 受給者証への記載方法等の詳細は、別途事務処理要領の中で提示予定。

## 障害程度区分の有効期間に係る経過措置の考え方

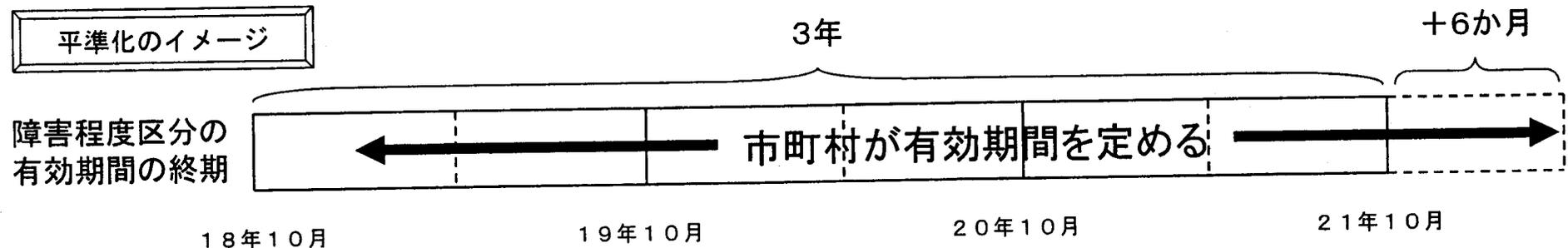
- 障害程度区分の認定の有効期間については、3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて3か月以上3年未満の範囲で有効期間を短縮できることとしている。
- 認定の有効期間は平成18年10月1日から開始する者が多数いるため、21年10月等に認定を更新する者が集中することとなる。
- これを回避し、市町村における更新事務の平準化できるよう、3か月から3年6か月の範囲で市町村が有効期間を事務的に割り振ることができる経過措置を講じることとする。

(参考)

「市町村審査会の運営について(平成18年3月17日障発第0317006号厚生労働省障害保健福祉部長通知)」

—抜粋—

初回の認定については、市町村事務処理の平準化のため、審査会の意見を踏まえて3年6か月までの範囲内で市町村が有効期間を定めることとなる。



## 留意事項

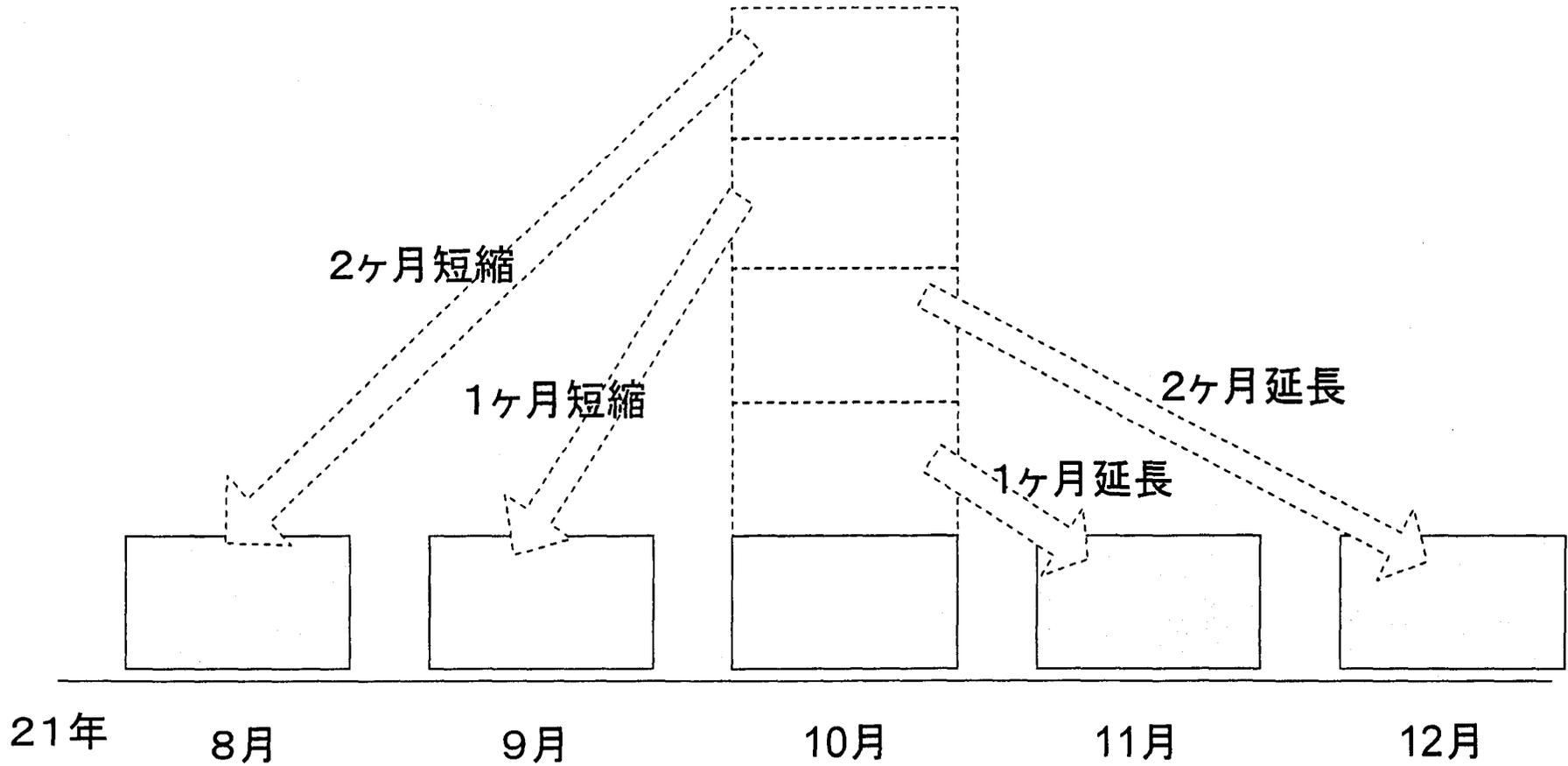
- 経過措置を適用して平準化を行うか否か、また、行う場合にどのような期間やルールで行うかは市町村の任意である。
- 平準化のための有効期間の延長、短縮について、個別ケースごとに市町村審査会の意見を聴くことは要しないが、更新時の市町村審査会の審査スケジュールに関係するため、当該市町村における平準化に係る事務処理方針は、市町村審査会と調整することが望ましい。
- 個別ケースの延長、短縮にかかる留意点は次のとおり。
  - ① 個別のケースの延長、短縮については、障害程度区分の有効期間の終了とサービスの支給期間の終了が連動していることを踏まえながら決めていく必要がある。
  - ② 市町村審査会の判定の結果付された有効期間 $\pm$ （プラスマイナス）6か月間の範囲で割り振りをすることが望ましいが、より平準化する必要がある場合はこの限りでない。

《平準化の例》

    - ・ 19年4月以降の36か月間に割り振る。（3年間の各月において平均的に更新事務を行う。）
    - ・ 21年度の12か月間に割り振る。（1年間の各月に更新事務を集中させる。）
    - ・ 割り振りは、生年月日を基準とする、住所を基準とする 等
  - ③ なお、全体を平準化した結果、個別ケース間で市町村審査会での判定の結果と大きな齟齬が生じないようにできる限り配慮することが望ましい。（齟齬がある例：ケースAは市町村審査会では1年という意見→平準化のため1年6か月と決定 かつ ケースBは市町村審査会で3年という意見→平準化のため1年と決定）
  - ④ 市町村審査会で有効期間が3～6か月と判定された者については、特に、短期間で状態の変動が想定されるためこのような有効期間が設定されたことに鑑み、市町村審査会の意見どおりの有効期間とすることが望ましい。

簡単なイメージ

3年後の21年10月に集中



## 平成18年10月以降における支給決定の有効期間の取扱い

- 支給決定の有効期間は、原則として障害程度区分の有効期間（最長3年間）と同一期間とする。
- ただし、居宅介護等にあつては、利用するサービス量が比較的短期間に変わりうるため、支給決定の有効期間を最長1年間とする。
  - 障害程度区分の有効期間の範囲内で更新し、残存期間が支給決定を行おうとする有効期間よりも著しく短い場合（3か月以下を目安）、障害程度区分を改めて認定できるものとする。
- グループホーム及びケアホームについては、基本的には最長3年間とするが、地域移行型ホームに入居する者については、最長2年間の支給決定を行うものとする。
- 自立訓練等有期限を設定するサービスの支給決定（更新を含む。）については、別紙のとおり。（暫定支給決定の具体的な取扱いは別途提示）
- なお、旧法施設支援については、入通所とも、現行どおり最長3年間とする。（平成18年10月1日のみなし支給決定時は支援費支給決定の残存期間）

## 平成18年10月以降における支給決定の有効期間

サービスの種類		支給決定の有効期間(※1)		障害程度区分の有効期間		取扱いの考え方等	
		最 短	最 長	最 短	最 長		
介護給付	居宅介護	1か月	1年	3か月	3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支給決定の有効期間は、原則として障害程度区分の有効期間と同一期間とする。</li> <li>○ ただし、居宅介護等にあつては、利用するサービス量が比較的短期間に変わりうるため、支給決定の有効期間を最長1年間とする。 → 障害程度区分の有効期間の範囲内で更新をし、残存期間が支給決定を行おうとする有効期間よりも著しく短い場合(3か月以下を目安)は、障害程度区分を改めて認定できるものとする。</li> <li>○ 施設入所支援の支給決定の有効期間は、併せて支給決定する日中活動サービス(施設入所支援の利用要件となるサービス)の有効期間を超えることができない。</li> <li>○ 旧法施設支援の支給決定の有効期間は、入通所とも、現行どおり最長3年間とする。</li> </ul>	
	重度訪問介護						
	行動援護						
	重度障害者等包括支援						
	児童デイサービス						
	短期入所	1か月	3年	3か月	3年		
	療養介護						
	生活介護						
	施設入所支援	1か月	3年	(※2)	(※2)		
	旧法施設支援						
共同生活介護	1か月	3年 地域移行型ホーム	3か月	3年			
共同生活援助		2年					
訓練等給付	就労継続支援	1か月	3年	(スコア) 有効期間 なし	(スコア) 有効期間 なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暫定支給決定を行う。</li> <li>【有期限設定あり】《詳細別紙》</li> <li>○ 暫定支給決定を行う。</li> <li>○ 当初は最長1年間(暫定期間を含む)の支給決定とし、継続して利用が必要な場合は標準利用期間の範囲内で1年毎に更新。標準利用期間を超えて更に利用が必要な場合は、市町村審査会の審査を経て、最大1年間の更新が可能(原則1回)。</li> </ul>	
	自立訓練	機能訓練	1か月				1年
		生活訓練					
	就労移行支援						

(※1)表中の期間に、支給決定日の属する月の末日までの期間が加わる。

(※2)現行支援費制度の障害程度区分(ABC)を適用。

# 自立訓練・就労移行支援(有期限サービス)の利用期間について

## 1. 標準利用期間

- (1) 事業者は暫定支給決定期間中に利用者に対するアセスメントを実施。
- (2) 事業者はアセスメントの結果に基づき、以下の標準利用期間(暫定支給決定期間を含む。)の範囲内で、サービス提供期間を設定し、これを踏まえて作成した個別支援計画を利用者へ交付。

機能訓練・・・18ヶ月

生活訓練・・・36ヶ月(長期間に渡って、病院に入院していた者、施設に入所していた者)

24ヶ月(上記以外の場合)

就労移行支援・・・24ヶ月

- (3) 利用者は当該個別支援計画に基づき、市町村へ本申請し、市町村は当初、1年間を支給決定。

## 2. 利用期間の更新

- (1) サービスの長期化を回避するため、当初支給決定期間は1年間までとする。
- (2) 1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能。
- (3) 標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能(原則1回)。

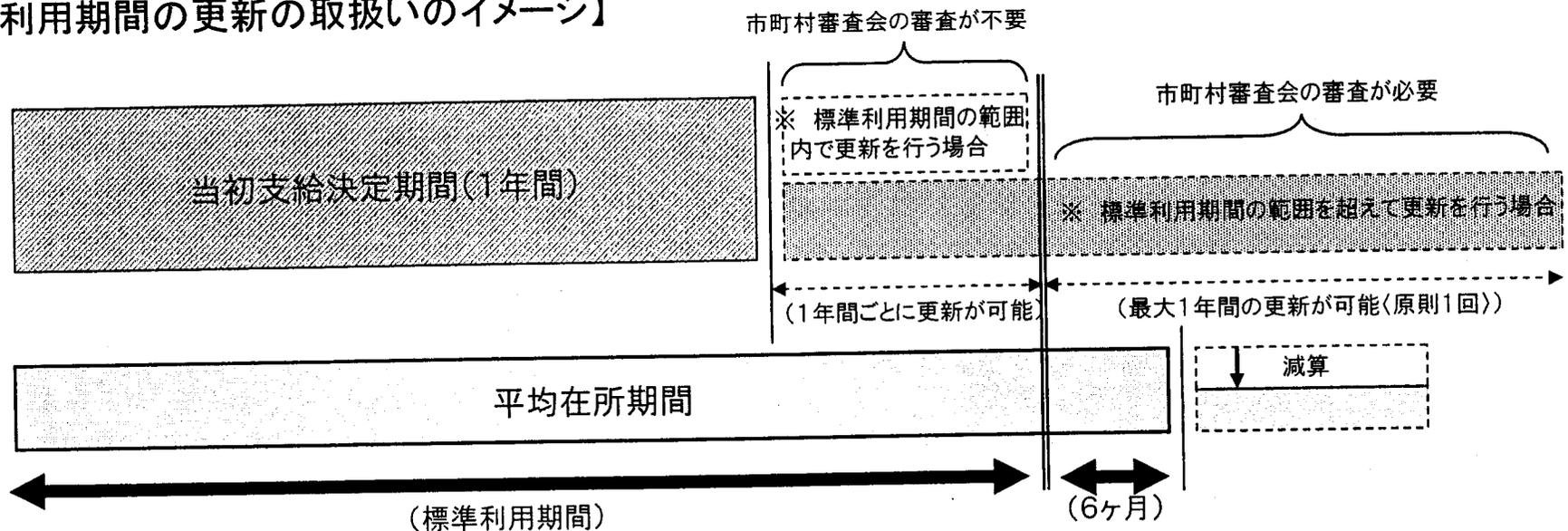
### 3. 減算の取扱い

- (1) 利用期間(利用を開始した日から、各月末日までの間の日数)が1年間以上である利用者の利用期間の総和を利用者数で割り戻した日数が、標準利用期間に6ヶ月を加えて得た日数を超える場合に、5%減算する。
- (2) 平均利用期間は毎月算定し、減算期間は減算事由に該当した月の翌月から、解消月までの間とする。
- (3) 旧体系から移行した利用者については、利用期間の起算日を当該移行した日とする。

※ 支援費施設利用者が引き続き5年間同じ施設を利用することができる経過措置との関係

標準利用期間経過後、原則、利用者の状態像に応じ、地域生活や他のサービス利用へ移行することとなるが、同一施設の別事業が利用できない等の場合には、5年間引き続き利用が可能。ただし、これらの者を含めて、減算の対象とする。

#### 【利用期間の更新の取扱いのイメージ】



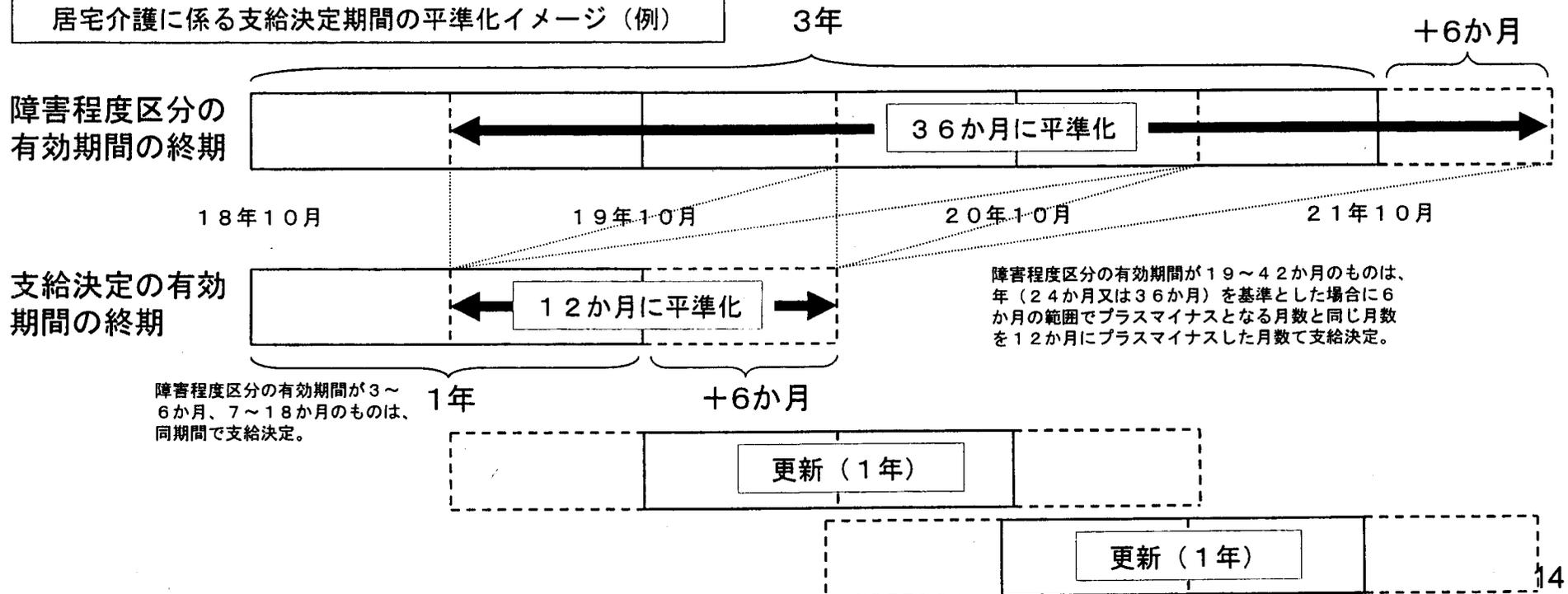
# 平成18年10月における支給決定の有効期間に係る経過措置について

平成18年10月の支給決定時においては、障害程度区分の有効期間の経過措置（3か月から3年6か月の範囲内で割振り可）と同様、サービスの種類ごとに定める支給決定の有効期間（最長期間）について、最長期間プラス6か月の範囲内で、市町村が有効期間を事務的に割り振ることが出来る経過措置を講じることとする（有期限のサービスを除く。）。

## ■市町村における運用の例（平準化の実施の有無及び実施する方法は任意）

- 障害程度区分の有効期間（最長3年）と支給決定の有効期間（最長3年）が同じサービスについては、各申請者の平準化した障害程度区分の有効期間に合わせて支給決定の有効期間を設定する。《例：7か月から42か月の36か月間に平準化》
- 支給決定の有効期間（最長期間）が1年のサービスについては、各申請者の平準化した障害程度区分の有効期間を踏まえて、各々の支給決定の有効期間を設定（年を基準にして同じ月数をプラスマイナス）し、障害程度区分の有効期間の終期と、1年ごとに支給決定していった場合の有効期間の終期を合わせる。《例：7か月から18か月の12か月間に平準化》
- 自立訓練等有期限のサービスについては、通常どおり、訓練が必要な期間等に応じて支給決定の有効期間を設定する。

### 居宅介護に係る支給決定期間の平準化イメージ（例）



## 平成18年10月以降における利用者負担の見直し時期

サービスの種類		支給決定の有効期間		利用者負担の見直し時期 (標準)	取扱いの考え方等
		最短	最長		
介護給付	居宅介護	1か月	1年	支給決定の更新時	<p>○ 1年より短い支給決定の有効期間を定めること等により、左欄の見直し時期により難しい場合は、市町村が、個々のケースに応じて適切と考える時期に見直しを行う。</p> <p>その場合、利用者負担の見直しが、毎年、原則として前年收入（1月から6月までは前々年）に応じて行われるものであることに鑑み、適切な期間で見直しがなされるよう配慮すること。</p>
	重度訪問介護				
	行動援護				
	重度障害者等包括支援				
	児童デイサービス				
	短期入所	1か月	3年	毎年7月	
	療養介護				
	生活介護				
	施設入所支援				
	旧法施設支援	1か月	3年		
共同生活介護	地域移行型ホーム				
共同生活援助		2年			
訓練等給付	就労継続支援	1か月	3年		
	自立訓練	1か月	1年	支給決定の更新時	
					機能訓練
	生活訓練				
就労移行支援					

# 支給決定及び変更決定の取扱いについて

※暫定支給決定の要素は捨象している(詳細は別途提示)

## 1 支給決定の方法

### ○ 障害福祉サービスの種類ごとに支給決定を行う。

※ 複数のサービスについて同時に支給決定を受けようとする場合は、1通の支給申請書（支給決定通知書も1通）により行うことは差し支えない。

※ 障害者支援施設への入所については、施設入所支援とその他の施設障害福祉サービスの支給決定を併せて行う。

## 2 支給決定の有効期間の運用

(1) 1のとおり、障害福祉サービスの種類ごとに支給決定を行うものとするが、

- ・ 受給者の管理上、一人の利用者について必要以上に異なる支給決定の有効期間（終期）が設定されることは好ましくないこと、
- ・ 支給決定の更新時には、サービスの組み合わせの適否についても改めて評価することが適当な場合があること

から、運用上、次のサービスグループについては、原則として、それぞれのグループごとに有効期間の終期を合わせるものとする。

① 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所

② 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、旧法施設支援（通所）

(2) 施設入所支援は、その他の施設障害福祉サービスに係る支給決定の有効期間を超えないこと。（通常は同一の有効期間で支給決定）

### 3 変更申請が認められる場合

#### ○ 支給決定の有効期間内における支給量の増減《支給量の変更》

(注) 利用する障害福祉サービスの種類を切り替える場合は、変更申請ではなく、従来の利用サービスに係る支給決定の取消しと今後利用するサービスの新たな支給決定の手続により行う。(市町村が変更手続に準じた方法で当該手続を一体的に行うことは可能。)

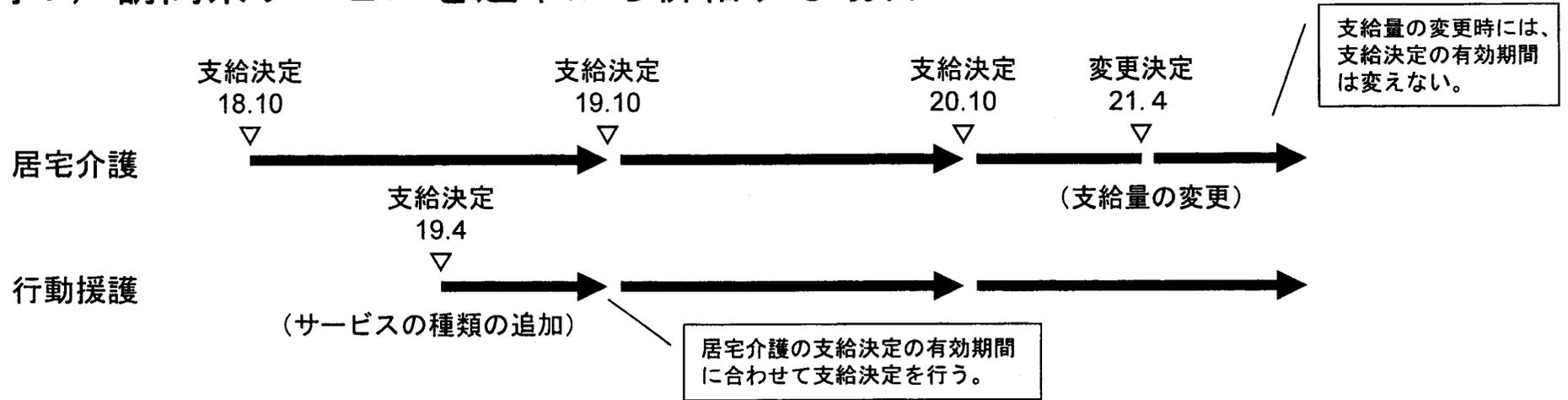
### 4 変更決定時における有効期間の取扱い

#### ○ 原決定の有効期間の終期は変えずに支給量のみ変更を行う。

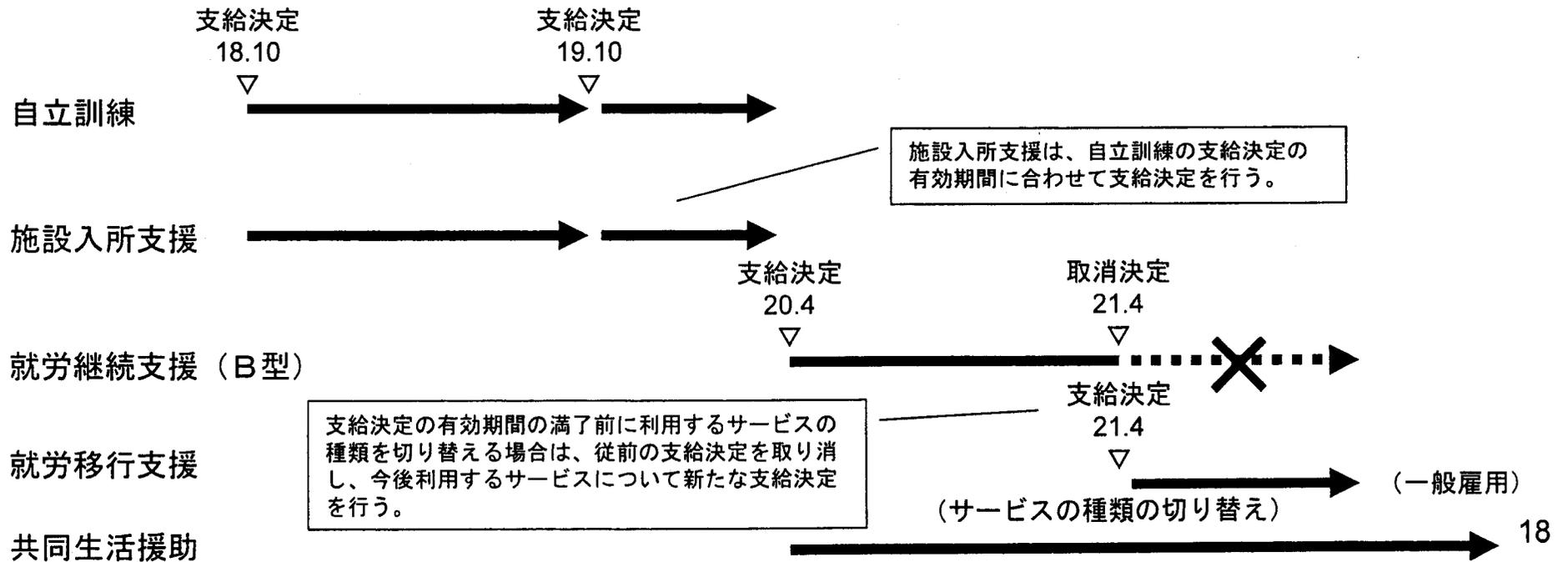


具体的な運用例は、次頁を参照。

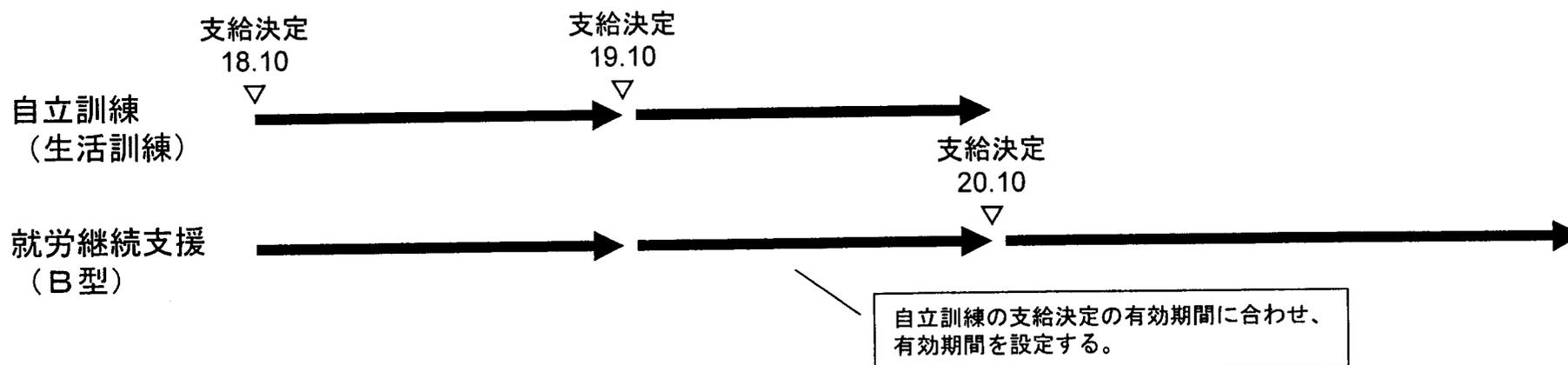
# 例 1) 訪問系サービスを途中から併給する場合



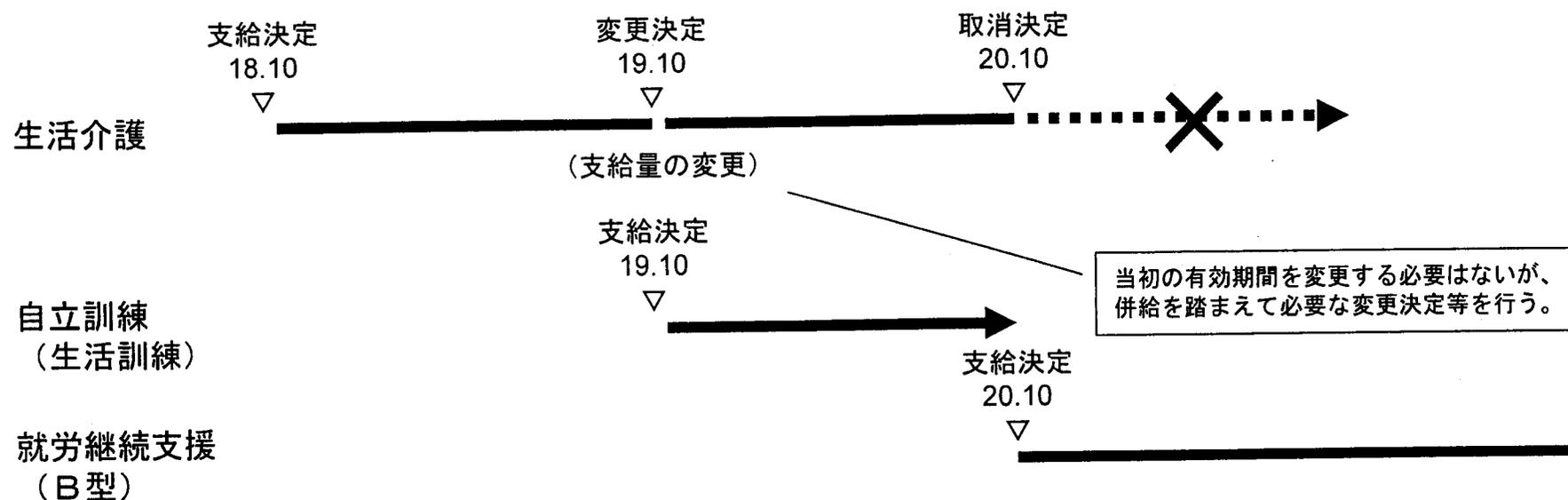
# 例 2) 入所による自立訓練を経て地域移行する場合



### 例 3) 日中活動サービスを最初から併給する場合



### 例 4) 日中活動サービスを途中から併給する場合



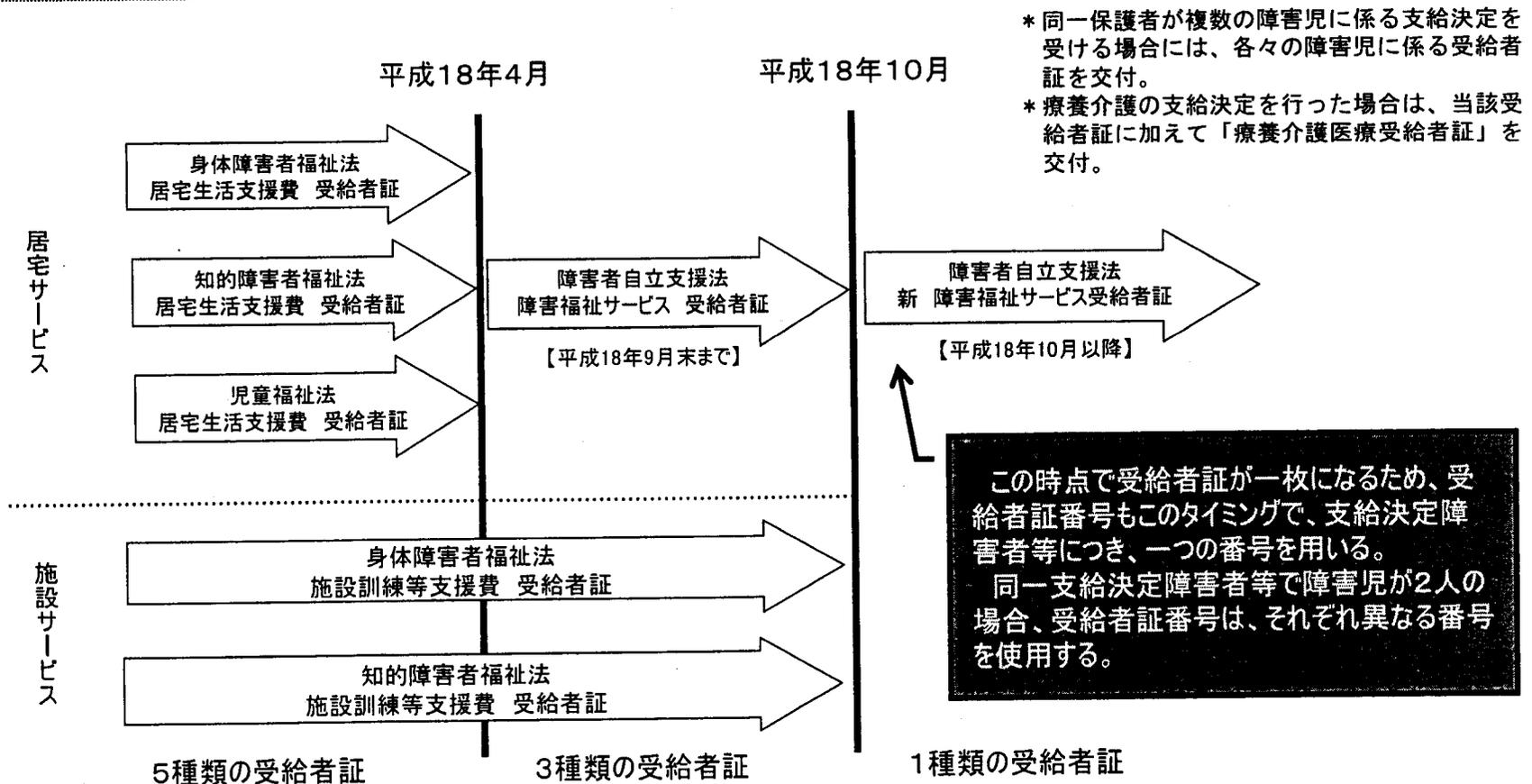
平成18年10月からの障害福祉サービス受給者証等について

## 障害福祉サービス受給者証について

受給者証は、支給決定障害者等につき、一つの受給者証を交付する。\*

市町村は、障害者自立支援法の支給決定の際、利用者に受給者証一枚だけを交付し、サービス種別ごとに受給者証を発行しない。

受給者証番号は、証一枚につき、一つの番号を使用すること。



# 障害福祉サービス受給者証の記載事項

支給決定を行った時は、当該支給決定障害者等に対して障害福祉サービス受給者証を交付する。

(一)

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	
支給決定障害者等	居住地
	フリガナ
	氏名
	生年月日
障害児	フリガナ
	氏名
	生年月日
障害種別	1 2 3
交付年月日	平成 年 月 日
支給市町村名及び印	

## 「受給者証番号」

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

1桁目から9桁目 市町村で任意の番号を使用する。

10桁目 検証番号(モジュール10 ウェイト2-1分割 M10W21)

市町村内(政令市内も含む)で重複した番号は使用しないこと。

## 「支給決定障害者等」・「障害児」

介護給付費等の支給決定障害者等の居住地、氏名、生年月日を記載する。

また、障害児の支給決定時には、障害児の氏名、生年月日を記載する。

## 「障害種別」

支給決定障害者又は障害児の該当する障害種別番号を記載する。

「1 身体障害」、「2 知的障害」、「3 精神障害」

## 「交付年月日」

受給者証の交付を行った日を記載する。

## 「支給市町村名及び印」

市町村番号、支給決定市町村の名称、住所及び担当窓口の連絡先電話番号を記載する。

同欄に押印する印は、市町村長印又は市町印とする(印影印刷により処理することも可)。

## 介護給付費の支給決定内容欄

介護給付費の支給決定に関する事項は、二面・三面に記載する。

「障害程度区分」 障害程度区分及び認定有効期間を記載する。

(二)		(三)	
介護給付費の支給決定内容		サービス種別	
障害程度区分		支給量等	
認定有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別		サービス種別	
支給量等		支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別		旧法施設支援	
支給量等		サービス種別	障害程度区分
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	支給量等	
サービス種別		支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
支給量等		サービス種別	障害程度区分
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	支給量等	
予備欄		支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

「サービス種別」  
支給決定したサービス種別を記載する。

「支給量等」  
サービス種別ごとに、支給決定を行った支給量、加算事項等を記載する。

「支給決定期間」  
サービス種別ごとの支給決定の有効期間を記載する。

旧法施設支援欄  
旧法施設支援の支給決定を行った際には、当該支給決定の内容を本欄に記載する。記載事項は上記介護給付と同様。

「障害程度区分」  
旧法施設支援の支給決定を行ったサービス種別ごとに障害程度区分(A、B、C)を記載する。

特定旧法受給者に該当する場合は、予備欄に、「特定旧法受給者(入所)」又は「特定旧法受給者(通所)」と印字する。

# 介護給付費のサービス種別一覧

## 1 サービス種別(旧法施設支援を除く)

- ① 居宅介護
- ② 重度訪問介護
- ③ 行動援護
- ④ 重度障害者等包括支援
- ⑤ 療養介護
- ⑥ 生活介護
- ⑦ 児童デイサービス
- ⑧ 短期入所
- ⑨ 共同生活介護
- ⑩ 施設入所支援

市町村で決定した  
障害程度区分  
「1～6」を記載する。\*

※ 障害児を除く

障害児の短期入所については、支給量等欄に  
単価区分「1～3」を記載する。

## 2 旧法施設支援欄に記載するサービス種別

- ① 身体障害者入所更生施設支援
- ② 身体障害者通所更生施設支援
- ③ 身体障害者入所療護施設支援
- ④ 身体障害者通所療護施設支援
- ⑤ 身体障害者入所授産施設支援
- ⑥ 身体障害者通所授産施設支援
- ⑦ 知的障害者入所更生施設支援
- ⑧ 知的障害者通所更生施設支援
- ⑨ 知的障害者入所授産施設支援
- ⑩ 知的障害者通所授産施設支援
- ⑪ 知的障害者通勤寮支援
- ⑫ のぞみの園入所施設支援
- ⑬ のぞみの園通所施設支援

サービス種別ごと  
に障害程度区分  
「A～C」を記載  
する。

## 訓練等給付費の支給決定内容欄

訓練等給付費の支給決定に関する事項は、四面に記載する。

(四)

訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
予備欄	

### 「サービス種別」

支給決定したサービス種別を記載する(右欄参照)。

### 「支給量等」

サービス種別ごとに、支給決定を行った支給量、加算事項等を記載する。

### 「支給決定期間」

サービス種別ごとの支給決定の有効期間を記載する。

### 訓練等給付費サービス種別一覧

- ① 自立訓練(機能訓練)
- ② 自立訓練(生活訓練)
- ③ 就労移行支援
- ④ 就労移行支援(養成施設)
- ⑤ 就労継続支援(A型)
- ⑥ 就労継続支援(B型)

# サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費(補足給付)の支給内容欄

サービス利用計画作成費及び特定障害者特別給付費の支給に関する事項は、五面に記載する。

(五)	
サービス利用計画作成費の支給内容	
支給期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
指定相談支援事業所名	
指定相談支援事業所名	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	
支給額	円/日
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
予備欄	

**「支給期間」**  
サービス利用計画作成費の支給期間を記載する。

**「指定相談支援事業所名」**  
サービス利用計画の作成を依頼した事業所名を記載する。

**「支給額」**  
支給決定を行った補足給付額(日額)を記載する。

**「適用期間」**  
特定障害者特別給付費(補足給付)の支給額の適用期間を記載する。

## 利用者負担に関する事項欄

利用者負担に関する事項は、六面に記載する。

(六)

利用者負担に関する事項			
利用者負担割合(原則)	1割	利用者負担上限月額	
適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
社会福祉法人等による軽減措置の適用			
軽減適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
利用者負担上限額管理対象者該当の有無			
利用者負担額上限額管理事業所名			
特記事項欄			
予備欄			

### 「利用者負担上限月額」

当該支給決定障害者等の利用者負担上限月額及び適用期間を記載する。

### 「社会福祉法人等による軽減措置の適用」

社福軽減措置適用の有無を記載し、軽減適用期間も併せて記載する。

### 「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」

管理対象者に該当する際には、「該当」又は「該当者」と記載する。

### 「利用者負担上限額管理事業所名」

利用者負担額の上限額管理を実施する事業所又は施設名を記載する。

### 「特記事項」

利用者負担に関する各種事項を適用する際には、当該事項を記載する。

例:

- ・食費等実費負担に係る境界層措置対象者
- ・法第31条に基づき介護給付費等の給付率を「〇〇/100」とする(適用期間:〇〇~〇〇)
- ・〇〇市単独助成事業により居宅介護の利用者負担割合を〇%とする

# 療養介護医療受給者証の記載事項

療養介護医療受給者証			
公費負担者番号			
公費受給者番号			
支給決定障害者	フリガナ		
	居住地		
	フリガナ	生年月日	
	氏名	年 月 日	
	被保険者証の記号及び番号	保険者名及び番号	
医療機関名			
所在地・電話番号			
自己負担上限額	療養介護医療	月額	円
	食事療養	月額	円
支給決定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで		
交付年月日	年 月 日		
支給市町村名及び印			

療養介護の支給決定をした場合は、「障害福祉サービス受給者証」とともに「療養介護医療受給者証」を交付する。

**「公費負担者番号」「公費受給者番号」**  
 ※療養介護医療の公費負担番号等に係る詳細は別途提示

**「被保険者証の記号及び番号」「保険者名及び番号」**  
 支給決定障害者が加入する医療保険の被保険者証の記号及び番号、保険者名及び保険者番号を記載する。

**「自己負担上限月額」**  
 当該支給決定障害者等の自己負担上限額を医療部分と食費部分に分けて記載する。

**「支給決定期間」**  
 療養介護の支給決定の有効期間を記載する。

## 利用者負担に関する工賃控除の見直しについて

- 障害者の働くことへのインセンティブを高めるため、工賃等の就労収入について、より一層の配慮を行う観点から、以下のとおり見直しを行う。

### 減免の方法

入所施設

**月の収入**に応じ、  
個別に負担上限額を減免  
(個別減免)

通所施設

**年間の収入**が一定額(収入  
基準額)以下の者に対し、  
一律に負担上限額を半減  
(社会福祉法人減免)

### 工賃控除の取扱い

<現行>

月3,000円  
控除

控除なし

<18年10月～>

手元金が年間28.  
8万円(支援費制度  
と同程度)まで残る  
よう**控除額引上げ**

工賃が一定額以上  
の者も減免の対象  
となるよう年間28.  
8万円の**控除創設**

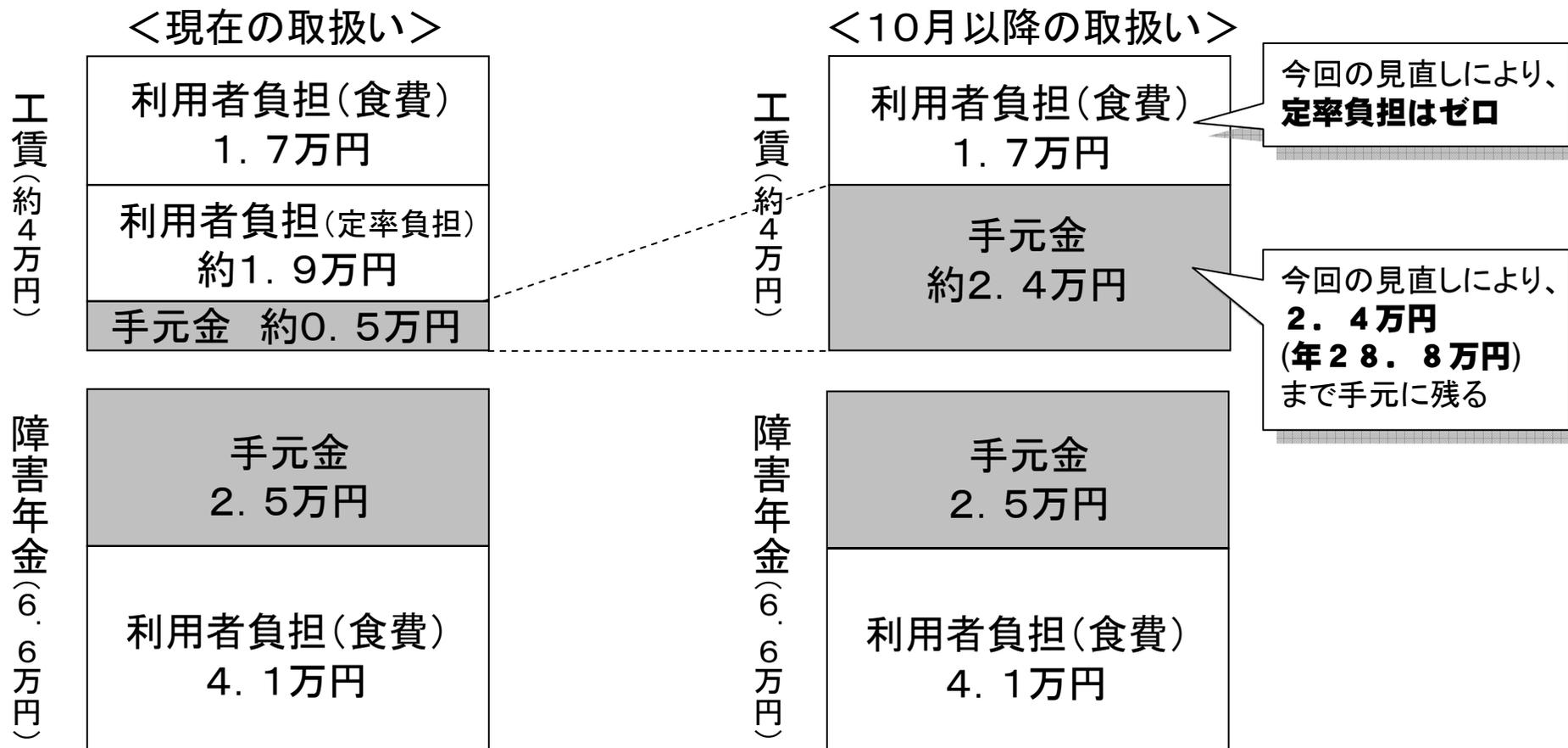
# 入所施設における工賃控除の見直し(平成18年10月より実施)

	工賃控除の額	手元に残る額 (2級年金、工賃4万円/月のみの収入の場合)
現行	3,000円	約5,000円 (6.0万円/年)
見直し後	約4万円	約2.4万円 (28.8万円/年)

## 入所施設(工賃4万円以下の場合)の利用者負担(見直し後)

- ◎ 約4万円までの工賃について、**定率負担をゼロ**とする。  
 → 食費負担を行った後の**手元金**が、現行2.5万円に加え、最大約**2.4万円**  
**(年額28.8万円)**まで残ることとなる。

≪2級年金と工賃4万円/月のみの収入の場合≫



# 入所施設における利用者負担の計算式(見直し後)

<2級年金(月6.6万円)と工賃のみの収入の場合>

定率負担  $\longrightarrow$  (工賃 - 約4万円)  $\times$  0.5  
工賃控除額

+

食費等負担  $\longrightarrow$  4.1万円 + (工賃  $\times$  0.5)

※ ただし、5.8万円/月を上限とする。



- 工賃が3.3万円(収入合計9.9万円)まで  
→ 手元に2.5万円 + **(工賃  $\times$  0.5) 万円** 残る。
- 工賃が3.3万円(収入合計9.9万円)を超える場合  
→ 手元に2.5万円 + **(工賃 - 1.7万円)** 残る。

※ 数字は端数を丸めて計算しており、実際の数値とは異なる。(実際は1円単位まで計算)

## 通所施設利用者(社会福祉法人減免)における工賃控除の見直し (平成18年10月より実施)

○ 社会福祉法人による利用料減免措置を促進するため、低所得者のうち、特に支援が必要となるような層を対象に、利用者負担上限額が2分の1となるよう、経過的に3年間、公費による助成を行う。

低所得1 15,000円 → 7,500円

低所得2 24,600円 → 12,300円(通所については7,500円)

<減免対象となる低所得者>

低所得1,2のうち、収入、預貯金が一定額以下の者。ただし、収入基準額から、障害者本人の工賃等による就労収入については、28.8万円/年を控除することとする。

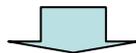
	単身世帯	2人世帯	3人世帯
預貯金基準額	350万円以下	450万円以下	550万円以下
収入基準額	150万円以下	200万円以下	250万円以下

<今回の見直しによる対象者の拡大>

(例)

2級障害基礎年金と工賃のみの収入の場合

現行 工賃が年間約70万円(月約5.8万円以下)が対象



見直し後 工賃が年間約100万円(月約8.2万円以下)が対象

# 通所施設の利用者負担

<工賃のない者>

<工賃のある者>

工賃の有無にかかわらず  
個々の利用者の状況に応じ...

障害年金

6. 6万円	
<b>手元金</b>	
〔 一般 3. 7万円 〕	〔 低所得 5. 3万円 〕
<b>利用者負担</b>	
〔 一般 2. 9万円 〕	〔 低所得 1. 3万円 〕

障害年金

工賃	
+	
<b>手元金</b>	
〔 一般 3. 7万円 〕	〔 低所得 5. 3万円 〕
<b>利用者負担</b>	
〔 一般 2. 9万円 〕	〔 低所得 1. 3万円 〕

手元金

単身でアパート暮らし等の場合は、手元金のみでの生活が困難なことから、  
**社会福祉法人減免**

グループホーム利用者は、家賃・光熱水費の負担があることから、  
**個別減免**※

※ GH利用者の個別減免については、工賃等の就労等収入について、既に、85%を手元に残すという配慮を行っているところ。

工賃控除見直しに係る個別減免算定手順マニュアル新旧対照表

改正案	現行
<p>※ 既に個別減免の収入認定を受けている者の収入及び必要経費は平成16年度の額として差し支えない。</p> <p>1. 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について            (2) 個別減免の収入、資産等の認定について            【個別減免の適用に当たっての算定手順】</p> <p>具体的な認定や負担額の算定手順は以下の方法が考えられる。</p> <p>① 個別減免の対象者であることの認定を行う。            市町村民税世帯非課税者であること、預貯金等、資産の状況を確認する。</p> <p>② 対象者の月収の把握及び収入の種類分類を行う。            対象者の年間収入を、Ⅰ 特定目的収入(上記ア)、Ⅱ-①工賃等収入、Ⅱ-②年金等収入、Ⅲその他の収入(上記イ②)の4つに分類し、それぞれを12で割る(月収の算定。端数については切り捨て)。年収が不明の場合は、平均的な月収として考えられる額を認定する。            必要経費についても、年間分を12で割る(端数については切り捨て)。</p> <p>③ 月収から、必要経費を控除する。            ②で算定した月収のうち、Ⅲその他の収入から必要経費を控除。必要経費の額がその他の収入より多い場合は、控除した残りの額をⅡ-②年金等収入、Ⅱ-①工賃等収入の順に控除。</p>	<p>1. 所得区分認定、個別減免、補足給付の認定方法について            (2) 個別減免の収入、資産等の認定について            【個別減免の適用に当たっての算定手順】</p> <p>具体的な認定や負担額の算定手順は以下の方法が考えられる。</p> <p>① 個別減免の対象者であることの認定を行う。            市町村民税世帯非課税者であること、預貯金等、資産の状況を確認する。</p> <p>② 対象者の月収の把握及び収入の種類分類を行う。            対象者の年間収入を、Ⅰ 特定目的収入(上記ア)、Ⅱ 稼得等収入、Ⅲその他の収入(上記イ②)の4つに分類し、それぞれを12で割る(月収の算定。端数については切り捨て)。年収が不明の場合は、平均的な月収として考えられる額を認定する。            必要経費についても、年間分を12で割る(端数については切り捨て)。</p> <p>③ 月収から、必要経費を控除する。            ②で算定した月収のうち、Ⅲその他の収入から必要経費を控除。必要経費の額がその他の収入より多い場合は、控除した残りの額をⅡ稼得等収入から控除。</p>

- ④ 月収から、負担を取らない部分を控除する。  
Ⅱ-②年金等収入から66,667円を控除。Ⅱ-②年金等収入が66,667円より少ない場合は、残りの額をⅡ-①工賃等収入、Ⅲその他収入の順で控除する。
- ⑤ 負担を取る部分について、額を算定する。  
ア (略)  
イ 対象者が施設入所者（知的障害者通勤寮入所者除く。）の場合  
④の66,667円を控除した残りの額について、  
・Ⅱ-①工賃等収入の場合は、  
(対象者がその他生活費※2.5万円の者)  
40,333円を上限として工賃等収入を控除（0を下回る場合は0とする）の上、50%を乗じる。  
ただし、工賃等収入が3,000円に満たない場合、更に3,000円から工賃等収入額を控除した額をⅡ-②年金等収入から控除（0を下回る場合は0とする）の上、50%を乗じる。  
(対象者がその他生活費※2.8万円又は3.0万円の者)  
40,333円を上限として工賃等収入を控除（0を下回る場合は0とする）の上、50%を乗じる。  
・Ⅱ-②年金等収入の場合は、50%を乗じる。(対象者がその他生活費2.5万円の者でただし書きに該当する場合を除く)  
・その他収入の場合は、50%を乗じる。  
※ その他生活費の額（補足給付の算定の際に用いる額）  
a b及びc以外の者 2.5万円  
b 障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円  
c 65歳以上（身体障害者療護施設入所者除く） 3.0万円
- ⑥ ⑤で算定した額の合計額を定率負担の上限額とする。合計した後、1円未満は切り捨て。

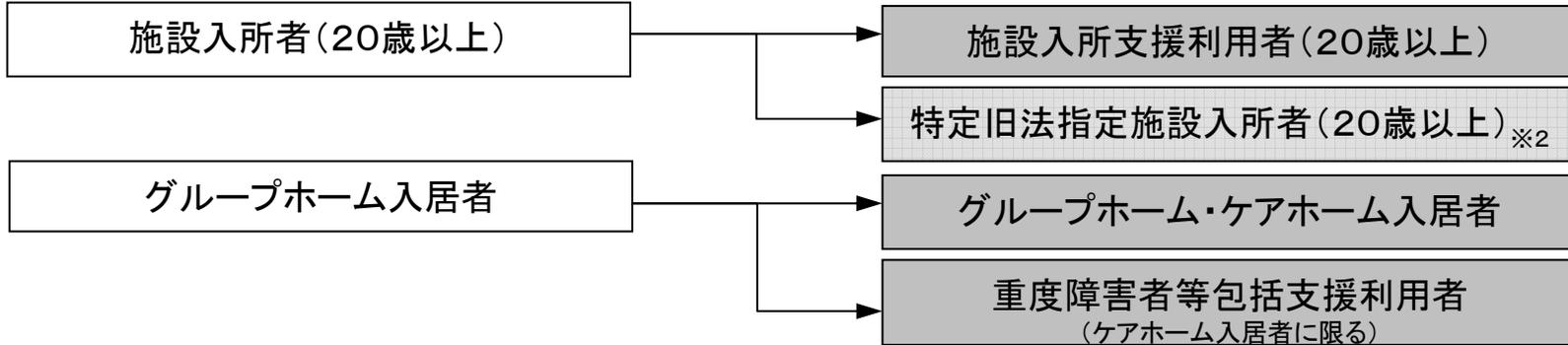
- ④ 月収から、負担を取らない部分を控除する。  
Ⅱ稼得等収入から66,667円を控除。Ⅱ稼得等収入が66,667円より少ない場合は、残りの額をⅢその他収入から控除する。
- ⑤ 負担を取る部分について、額を算定する。  
ア (略)  
イ 対象者が施設入所者（知的障害者通勤寮入所者除く。）の場合  
④の66,667円を控除した残りの額について、  
・Ⅱ稼得等収入の場合は、  
(対象者がその他生活費※2.5万円の者)  
3千円を控除の上、50%を乗じる。  
  
(対象者がその他生活費※2.8万円又は3.0万円の者)  
50%乗じる。  
  
・その他収入の場合は、50%を乗じる。  
※ その他生活費の額（補足給付の算定の際に用いる額）  
a b及びc以外の者 2.5万円  
b 障害基礎年金1級受給者、60歳～64歳の者、65歳以上で身体障害者療護施設入所者 2.8万円  
c 65歳以上（身体障害者療護施設入所者除く） 3.0万円
- ⑥ ⑤で算定した額の合計額を定率負担の上限額とする。合計した後、1円未満は切り捨て

# 新サービス体系における利用者負担の減免措置の対象者について (療養介護及び障害児施設関係を除く)

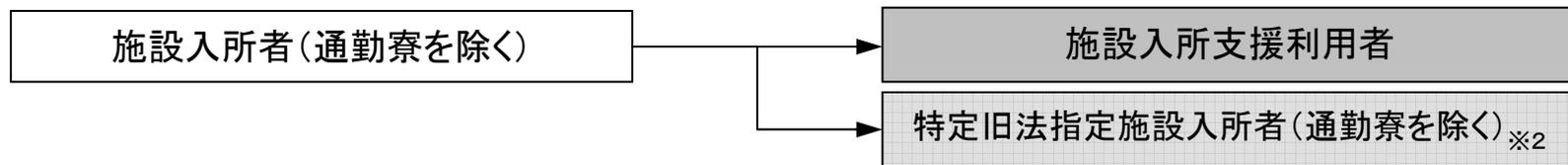
18年4月～9月

18年10月～

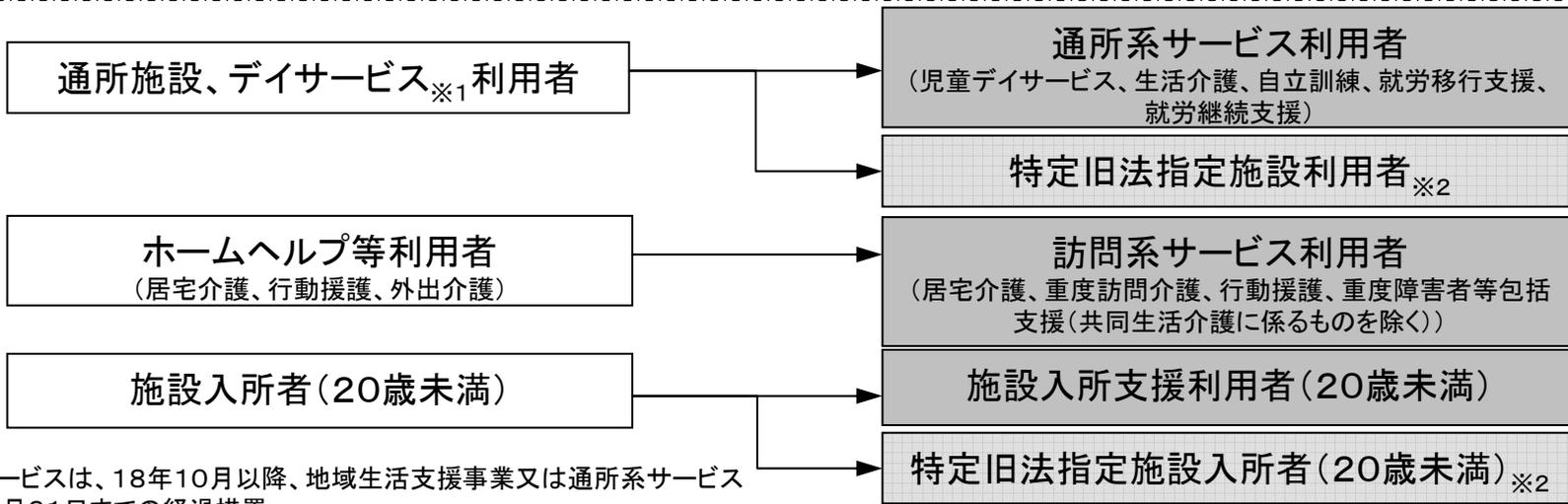
個別減免



補足給付



社会福祉  
法人減免



※1 障害者デイサービスは、18年10月以降、地域生活支援事業又は通所系サービスに移行※2 24年3月31日までの経過措置

「利用者負担について」(24～25ページ抜粋)

※ 下線・見消し部分が改正部分

### 3. 高額障害福祉サービス費について

- 同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額負担上限額まで軽減を図る。

#### 1 支給額

- (1) 世帯における利用者負担額が、高額障害福祉サービス費算定基準額(3①～④の額)を超える場合に、高額障害福祉サービス費を支給する。(世帯での負担額が高額障害福祉サービス費算定基準額を超えないように支給する。)
- (2) 一人当たりの支給額
- ・一人当たり支給額
  - ・・・(利用者負担世帯合算額(世帯全体の2①～⑤の合計額)－高額障害福祉サービス費算定基準額(3①～④の額))×支給決定障害者等按分率
- (端数が生じた場合は世帯での負担額が高額障害福祉サービス費算定基準額と同額になるよう、適宜割り振って端数进行处理するものとする。)
- ・支給決定障害者等按分率＝支給決定障害者等利用者負担合算額(一人当たりの2①～⑤の負担額)／利用者負担世帯合算額
- (支給決定障害者等按分率を算定する際には、端数処理しない。)
- ※ 具体的な計算については、26ページ以降の計算を参照
- 3 高額障害福祉サービス費算定基準額②に該当する者については、計算方法の特例の場合あり特例①(27、28ページ参照)

#### 2 合算の対象とする費用

同一世帯に属する者が同一の月に受けたサービスによりかかる①～⑤の負担額を合算する。

- ① 障害者自立支援法に基づく介護給付費等(介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費)に係る定率負担額
- ② 介護保険の利用者負担額(高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された費用を除く。)。ただし、同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る。  
→特例の場合あり特例②参照(29ページ参照)
- ③ 身体障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額(18年4月～9月まで)
- ④ 知的障害者福祉法に基づく施設訓練等支援費の定率負担額(18年4月～9月まで)
- ⑤ 児童福祉法に基づく障害児施設給付費(高額障害児施設給付費として償還された費用を除く) (18年10月以降)

(注1) 世帯の特例により、障害者とその配偶者のみの世帯となっている者については、障害者とその配偶者に係る負担額のみを合算する。その場合、同一世帯に他の障害者がさらに存在する場合は、当該障害者については、世帯の特例を使っている障害者とその配偶者を除いた世帯分で合算する。

### 3 高額障害福祉サービス費算定基準額

- ① 市町村民税課税世帯に属する者(一般)・・・37, 200円
- ② 市町村民税非課税世帯に属する者(低所得1(③の者を除く), 低所得2)・・・24, 600円
- ③ 低所得1のうち、世帯での1①～⑤の合算額が24, 600円に満たないが、個人での合算額が15, 000円を超える場合・・・15, 000円
- ④ 生活保護世帯・・・0円

※ それぞれ、生活保護への移行予防措置の適用を受けている者については、当該額とする。

※ 個別減免の適用を受けている者については、個別減免を受けた額を高額障害福祉サービス費算定基準額とする。

※ ②と③の違いについては、26ページ参照

### 4 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法との切り分け

- 障害者自立支援法に基づく支給決定を受けている(支給決定障害者等である)場合は、すべて障害者自立支援法により、給付。(当該者に係る身障法、知障法の負担額も含める)
- 障害者自立支援法に基づく支給決定を受けていない者については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づき、高額施設訓練等支援費として償還。(身障法、知障法共に支給決定を受けている場合については、身障法により償還)
- 高額施設訓練等支援費についても、算定方法は高額障害福祉サービス費と同様。

### 5 児童福祉法との切り分け

- 障害者自立支援法に基づく高額障害福祉サービス費と児童福祉法に基づく高額障害児施設給付費については、それぞれの法律から償還される。(いずれかの法律でまとめて償還することはない。)
- 算定方法の詳細については、資料2-5の3「高額障害児施設給付費について」を参照。

## 医療型障害児施設（療養介護）の利用者負担の認定について

- ※ 障害児施設（福祉型）については、2以降を除き、既にお示ししている「利用者負担について」に基づき取り扱われたい。
- ※ 通所型の医療型障害児施設については、福祉型の障害児施設と同様に取り扱われたい。

### 1 所得区分、個別減免の認定方法について

- (1) 負担上限額を定める際の所得区分の設定について  
→既にお示ししている「利用者負担について」を参照
- (2) 医療型個別減免\*の収入、資産等の認定について

\*「医療型個別減免」：医療型障害児施設（通所の医療型障害児施設を除き、療養介護を含む。以下「医療型障害児施設等」という。）の利用者負担については、福祉型の障害児施設と同様の負担となるよう負担上限月額を設定している。（平成17年12月26日障害保健福祉関係主管課長会議）

医療型障害児施設等においては、食事に係る負担については、食事療養に係る標準負担額として実費を徴収されるものであり、福祉型障害児施設と異なり、特定入所障害児食費等給付費（補足給付）は給付されない。

このため、福祉部分定率負担分と医療部分定率負担部分及び食事療養に係る標準負担額について一体的に減免を行うこととし、この減免制度を「医療型個別減免」と整理する。

従って医療型障害児施設等については、「補足給付」制度の適用はなく、20歳未満、20歳以上に関わらず、「医療型個別減免」により負担軽減を行うものである。

#### <20歳以上の場合の入所者の場合>

##### 【手続き等】

障害者の申請により、障害者の収入額、資産を都道府県又は市町村（「都道府県等」\*という。以下同じ。）が認定する。（申請がなければ、個別減免は行わない。）

\* 療養介護事業については、実施主体が市町村である。

##### 【対象者】

→「利用者負担について ②個別減免の収入、資産等の認定について」

の【個別減免の対象者】と同様

【添付種類等】

→「利用者負担について ②個別減免の収入、資産等の認定について」  
の【添付書類等】と同様

【収入の認定方法】

- 医療型障害児施設等に係る収入額の認定については、収入を2種類に分類することとする。

具体的には、障害児施設支援を受ける日の属する前年（障害児施設支援を受ける日が1月～6月である場合にあっては、前々年）の収入の合計額を12で除した額（端数については切り捨て）をもとに算出する（年間の収入、前年の収入を把握することが困難な場合は、平均的な月収として都道府県等が認める額とする。）

その際、障害児施設支援のあった月の属する前年（障害児施設支援のあった月が1月～6月である場合にあっては、前々年）にかかる必要経費を12で除した額（端数については切り捨て）を控除した上で算定すること。

ア) 負担をとらない収入

- 特定目的収入…国、地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給されるもの

- ・ 地方公共団体から医療費の自己負担分として支給される手当
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当及び特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
- ・ 児童手当法により支給される児童手当等利用者本人の生活費以外の用途に充てるとされている金銭
- ・ 生活保護法において収入として認定されないこととされている収入（「利用者負担について」において、稼得収入として明記されているものを除く）

イ) 負担を取る収入 ア)を除く収入

ウ) 必要経費とするもの

- ・ 租税の課税額
- ・ 社会保険料（65歳以上の施設入所者については、介護保険料を除く。）

【具体的な計算方法】

I 負担限度額の算定方法

イ)からウ)を差し引いた額を12で除した数(端数については、切り捨て。以下、認定収入額という。)

負担限度額(月額) = 認定収入額 - その他生活費

※ その他生活費の額

a b 及び c 以外の者 2.5万円

b 障害基礎年金1級受給者、60~64歳の者、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護利用者 2.8万円

c 65歳以上(重症心身障害児施設入所者、療養介護利用者を除く。) 3.0万円

## II 各部分ごとの負担上限額の算出内訳

①食費②福祉部分の定率負担、③医療部分の定率負担の合計額がIで算出した負担限度額となるよう①→②→③の各部分ごとの順番で限度額を設定していく。(端数については切り捨て)

### ① 食費負担限度額の決定

食費負担限度額(月額) = 食事療養に係る標準負担額 × 30.4日

### ② 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

ア 福祉部分の1割負担額と(1)で決定した所得区分に応じた福祉部分の負担上限額を比較し、小さい額を選定する。

(低所得2であれば、月額単位※ × 10円 × 30.4日 × 0.1 と 24,600円を比較する。)

※ 利用する施設に応じ、平均単位数をあらかじめ設定する。

☆ケース1 ①で決定した食費負担限度額 + ②アで選定した福祉部分の負担限度額 + その他生活費 > 認定収入額となる場合

### ②イ 医療型個別減免後福祉部分負担限度額 =

認定収入額 - (その他生活費 + ①)

### ③ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

医療型個別減免後医療部分利用者負担限度額 = 0円

☆ケース2 ①で決定した食費負担限度額 + ②アで選定した福祉部分の利用者負担限度額 + その他生活費 < 認定収入額となる場合

②' イ 医療型個別減免後福祉部分負担限度額

=②アで選定した額

③' 医療型個別減免後医療部分負担限度額

※ 医療部分の1割負担額と(1)で決定した所得区分に応じた医療部分の負担限度額を比較し、小さい額を選定する。……A

※ 医療部分の1割負担額については、利用施設等の平均医療費等で設定

医療型個別減免後医療部分利用者負担限度額

=認定収入額 - (その他費用 + ① + ②' イ) ……B

もし、 $B > A$ であるならば、Aの額が医療型個別減免後医療部分負担限度額

○ 受給者証には、決定した食費負担限度額、医療型個別減免後福祉部分限度額、個別減免後医療部分負担限度額を記載する。

○ なお、個別減免によって当初の負担上限額から負担限度が引き下げられた額については、

- ・ 医療部分：障害児施設医療費※
  - ・ 福祉部分：障害児施設給付費※
- により給付されることになる。

※ 療養介護については、「障害児施設医療費」は「療養介護医療費」に、「障害児施設給付費」は「介護給付費」にそれぞれ置き直すものとする。以下同じ。)

計算例1 低所得2で負担限度額が55,000円 医療費の1割負担額50,000円で重症心身障害児施設利用の場合862単位  
(認定収入額83,000円)

① 食費について

低所得2の場合 480円(1日あたり) × 30.4日 = 14,592円

② 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

862 単位 × 10 円 × 30.4 日 × 0.1 = 26,204 円

上記により計算した金額と福祉部分負担上限月額 24,600 円を比較し、低い金額を選定。この場合は、24,600 円となる。

14,592 円 + 24,600 円 + 28,000 円 < 83,000 円 → ケース 2

よって、医療型個別減免後福祉部分負担限度額は、24,600 円

③ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

医療費の 1 割 50,000 円と医療費負担上限額 24,600 円を比較し、24,600 円を選定……A

83,000 円 - (28,000 円 + 14,592 円 + 24,600 円) = 15,808 円…B  
A > B のため、15,808 円

医療型個別減免後福祉部分負担限度額	24,600 円
医療型個別減免後医療部分負担限度額	15,808 円
食事負担額	14,592 円
計	55,000 円 となる。

計算例 2 低所得 1 で負担限度額が 41,000 円 医療費の 1 割負担額 50,000 円 重症心身障害児施設利用の場合 862 単位 (認定収入額 66,000 円)

① 食費について

低所得 1 の場合 480 円 (1 日あたり) × 30.4 日 = 14,592 円

② 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

862 単位 × 10 円 × 30.4 日 × 0.1 = 26,204 円

上記により計算した金額と福祉部分負担上限月額 15,000 円を比較し、低い金額を選定。この場合は、15,000 円となる。

14,592 円 + 15,000 円 + 25,000 円 < 66,000 円 → ケース 2

よって、医療型個別減免後福祉部分負担限度額は、15,000円

③ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

医療費の1割 50,000円と医療費負担上限額15,000円を  
比較し、15,000円を選定……A

$66,000円 - (25,000円 + 14,592円 + 15,000円) = 11,408円 \cdots B$

A > Bのため、11,408円

医療型個別減免後福祉部分負担限度額	15,000円
医療型個別減免後医療部分負担限度額	11,408円
食事負担額	14,592円
計	41,000円 となる。

<20歳未満の場合の入所者の場合>

【手続き等】

障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）の申請により、  
都道府県等が認定する。

このため、申請がなければ、個別減免は行わない。

なお、18、19歳の障害者については、民法上、保護者に障害者を監  
護する義務があることを考慮し、保護者等の障害者を監護する者の属する  
世帯の所得区分を認定して、決定する。

【対象者】

→全ての所得区分の者が対象

【添付書類等】

20歳未満の障害者が利用する場合については、20歳以上と異なり、  
資産要件がないため、所得区分の設定に係る資料（(1)の設定に必要な資  
料）のみを提出すればよい。

【具体的な計算方法】

I 負担限度額の算定方法

地域で子どもを育てるために通常必要な費用から、その他生活費を  
差し引いた額とする。

負担限度額（月額）＝地域で子どもを育てるために通常必要な費用－  
その他生活費

☆ケース2 ①で決定した福祉部分負担限度額+②アで選定した医療部分の負担限度額+その他生活費<地域で子どもを育てるために通常必要な費用となる場合

②' イ 医療型個別減免後医療部分負担限度額 = ②ア

③' 食事療養に係る標準負担額……A

食事療養に係る標準負担額  
= 地域で子どもを育てるために通常必要な費用 - (その他費用 + ① + ②' イ) ……B

もし、 $B > A$ であるならば、通常どおり食事療養に係る標準負担額を負担することになる。

もし、 $A > B$ であるならば、Bの額が食費の負担限度額となる。

なお、社会福祉法人軽減制度の適用となる場合については、上記計算の結果、算出された福祉部分負担限度額を社会福祉法人等による利用負担軽減制度適用後の負担限度額に置き換えるものとする。

\* 社会福祉法人負担軽減については、「利用者負担について」の4社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を参照のこと。

○ 受給者証には、決定した医療型個別減免後福祉部分負担限度額、個別減免後医療部分負担限度額、食費負担限度額を記載する。

○ なお、個別減免によって当初の負担上限額から負担限度が引き下げられた額については、

- ・ 医療部分：障害児施設医療費※
- ・ 食事負担額：障害児施設医療費※

により給付されることになる。

※計算例1 17歳で重症心身障害児施設に入所 低所得2 862 単位  
医療費の1割負担額 60,000円

① 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

$$862 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 30.4 \text{ 日} \times 0.1 = 26,204 \text{ 円}$$

上記により計算した金額と負担上限月額の15,000円を比較し、低い金額をこの後の計算に用いる。実際の負担金額は、24,600円と26,204円を比較し、小さい額である24,600円となる。

②ア 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

60,000円と24,600円(負担上限月額)を比較し、24,600円を選定。

$$15,000 \text{ 円} + 24,600 \text{ 円} + 34,000 \text{ 円} > 50,000 \text{ 円} \rightarrow \text{ケース 1}$$

②イ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

$$50,000 \text{ 円} - (34,000 \text{ 円} + 15,000 \text{ 円}) = 1,000 \text{ 円}$$

③ 食事療養に係る標準負担額 0円

福祉部分利用者負担額 24,600円

医療部分利用者負担額 1,000円

食事負担額 0円

計 25,600円となる。

※計算例2 17歳で肢体不自由児施設に入所 一般世帯 136単位  
医療費の1割負担額 60,000円

① 医療型個別減免後福祉部分負担限度額の決定

$$136 \text{ 単位} \times 10 \text{ 円} \times 30.4 \text{ 日} \times 0.1 = 4,134 \text{ 円}$$

上記により計算した金額と負担上限月額の37,200円を比較し、低い金額である4,134円に決定

②ア 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

60,000円と40,200円(負担上限月額)を比較し、40,200円を選定。

$$4,134 \text{ 円} + 40,200 \text{ 円} + 34,000 \text{ 円} < 79,000 \text{ 円} \rightarrow \text{ケース 2}$$

②' イ 医療型個別減免後医療部分負担限度額の決定

40,200円

③' 食事療養に係る標準負担額

食事療養に係る標準負担額

$$= 79,000 \text{ 円} - (34,000 \text{ 円} + 4,134 \text{ 円} + 40,200 \text{ 円}) \dots \text{B}$$

= 666円

福祉部分利用者負担額 4,134円

医療部分利用者負担額	40,200円
食事負担額	666円
計	45,000円となる。

<参考 医療型障害児施設通所者の場合>

通所者については、個別減免及び補足給付は適用されないため、福祉部分と医療部分についての負担上限月額のみ適用される。

※ 食費についても、医療保険制度の適用にならないため、福祉型施設と同様に低所得者に対する食費の軽減措置が適用される。

なお、社会福祉法人軽減制度の適用となる場合については、算出された福祉部分利用者負担額を社会福祉法人等による利用負担軽減制度の適用後の利用者負担額とする。

2 生活保護・境界層対象者に対する負担軽減措置について

「障害者自立支援法における境界層対象者に対する負担軽減措置の取扱いについて」によることとする。(詳細については、別途お示しする)

3 高額障害児施設給付費について

同一世帯に障害児施設サービスを利用する者が、複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を月額上限額まで軽減を図る。

なお、18歳未満の兄弟で障害児施設に入所している場合など、障害児施設支援を受ける障害児が同一の世帯に複数いる場合の利用者負担額については、施設支給決定保護者は一人であるものと考え、当該保護者について負担上限月額が適用され、高額障害児施設給付費によって償還が行われるものではない。

また、同一世帯に障害福祉サービス費と障害児施設給付費を受けている者がいる場合には、各法における高額費による償還がなされるものである。(いずれかの法律でまとめて償還することはしない。)この場合に合算の対象とする費用は、各法による高額費の償還前の利用者負担額であることに留意されたい。

医療部分(食事療養に係る標準負担額を含む。)に係る利用者負担額については、高額療養費として償還されるものであり、高額障害児施設給付費による償還の対象とならないことに留意されたい。

(1) 支給額

- ・ 1人当たり支給額＝利用者負担世帯合算額(世帯全体の(2)①～③)  
－高額障害児施設給付費算定基準額((3)①～④の額)×施設給付決定保護者等按分率

(端数が生じた場合は世帯での負担額が高額障害児施設給付費算定基準額と同額になるよう、適宜割り振って端数を処理するものとする。)

- 施設給付決定保護者等按分率＝施設給付決定保護者利用者負担合算額（1人当たりの（2）①～③の負担額）／利用者負担世帯合算額（支給決定障害者等按分率を算定する際には、端数処理しない。）

※ 高額障害福祉サービス費と高額障害児施設給付費が併給される場合の高額障害福祉サービス費についても同様の計算方法により算定される。

## (2) 合算の対象とする費用

- ① 障害者自立支援法に基づく介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）対象サービスに係る定率負担額
- ② 児童福祉法に基づく障害児施設給付費対象サービスに係る定率負担額
- ③ 介護保険の利用者負担額（高額介護サービス費により償還された費用を除く。）ただし、当該者が、障害福祉サービスを利用している者である場合に限る。※)

※ 当該者が児童福祉法に基づく施設給付決定保護者であるが、障害福祉サービスを利用していない場合は合算の対象としない。

※ ①～③につき、

ア) 社会福祉法人減免

イ) 災害等による利用者負担減免

が講じられた場合は、講じた後の利用者負担額を合算する。

## (3) 償還基準額

一人あたりの負担上限額が、償還基準額を超えた世帯合算負担額（上記①～③を合算したもの）を個人の負担額の割合で按分した額となるよう、高額障害児施設給付費を支払う。

(償還基準額)

- ① 市町村民税課税世帯に属する者（一般）……37,200円
- ② 市町村民税非課税世帯に属する者（低所得1（③の者を除く）、低所得2）……24,600円
- ③ 低所得1のうち、世帯での1①及び②の合算額が24,600円に満たないが、個人での合算額が15,000円を超える場合……15,000円

④ 生活保護世帯……0円

※ それぞれ、生活保護への移行予防措置の適用を受けている者については、当該額とする。

(4) 高額障害福祉サービス費と高額障害児施設給付費が併給される場合の事務手続きについて

高額障害福祉サービス費と高額障害児施設給付費が併給される場合については、事務処理を行う実施主体が市町村と都道府県等に分かれることがありうるが、その場合における事務手続きの流れについては、別紙2を参考とされたい。

4 社会福祉法人軽減について

福祉サービスと同様の考え方である。(医療部分については、減免の対象とはしない。)

# 利用者負担に関する配慮措置（障害児施設）

（別紙1）



福祉型

\* 医療型

入所施設(20歳以上)

入所施設(20歳未満)

通所施設(20歳未満)

入所施設(20歳以上)

入所施設(20歳未満)

通所施設(20歳未満)

負担上限月額設定

負担上限月額設定

個別減免

社会福祉法人減免

医療型個別減免

社会福祉法人減免

②福祉

①福祉

高額障害児施設給付費

高額障害児施設給付費

負担上限月額設定

③医療

②医療

医療型個別減免

補足給付

人件費相当分  
減額経過措置

標準負担額

人件費相当分  
減額経過措置

医療型個別減免・低1・2

①食費

③食費

生活保護への移行防止（負担上限額を下げる）

定率負担(福祉部分)

定率負担(医療部分)

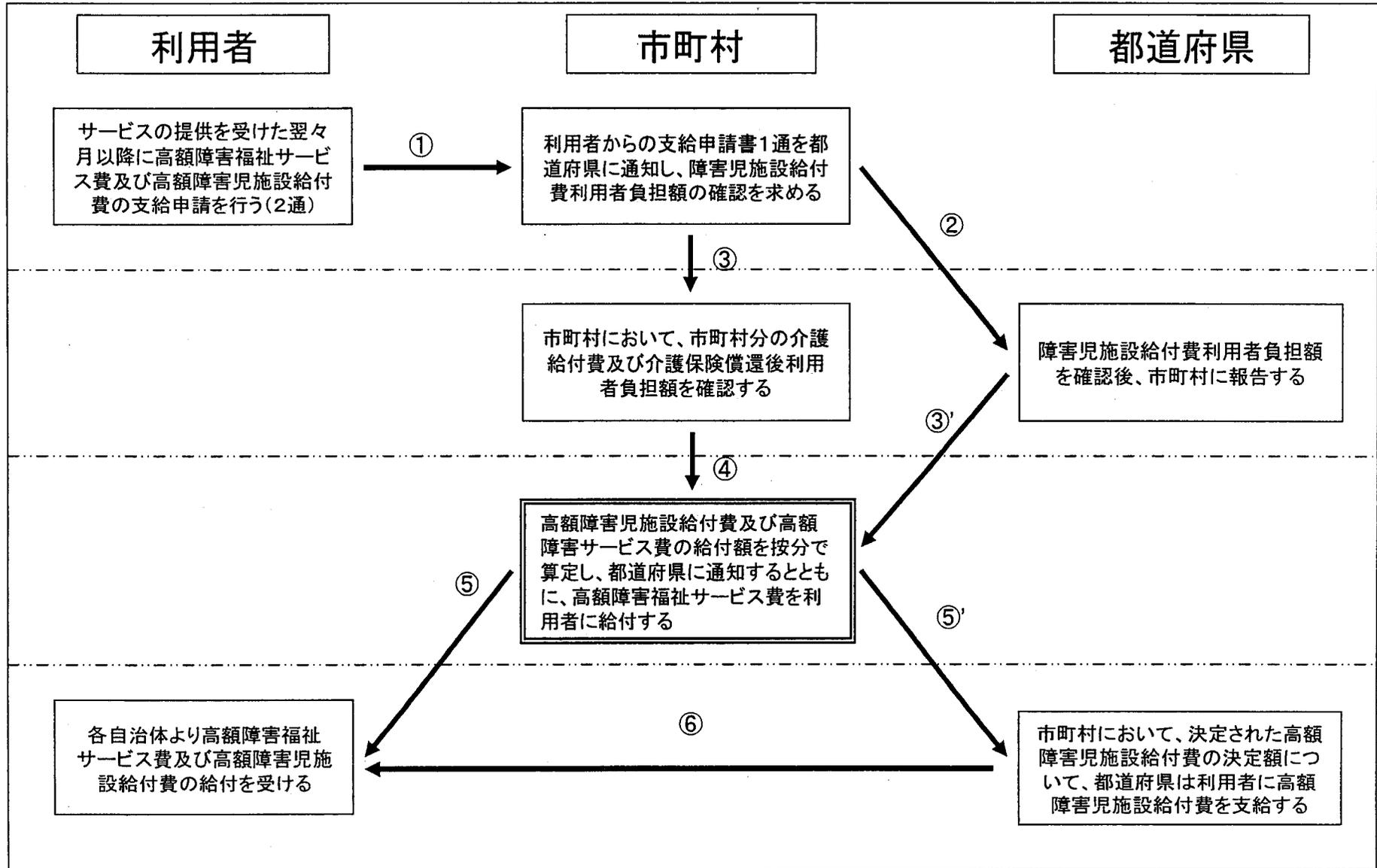
食費等

\* 療養介護も医療型(入所)と仕組みは同じ。

☆ ①～③は負担の際の優先順位。

高額障害児施設給付費及び高額障害福祉サービス費の償還の流れについて

(別紙2)



ケース① 高額障害児施設給付費及び高額障害福祉サービス費

A及びBの高額障害福祉サービス費及び  
高額障害児施設給付費算定基準額 15,000円

A 母親

障害福祉サービスの負担額 15,000円

高額障害施設サービス費  
(22,500円-15,000円)  
× 15,000円/22,500円=5,000円

B 子ども

障害児施設サービスの負担額 7,500円

高額障害児施設給付費  
(22,500円-15,000円)  
× 7,500円/22,500円=2,500円

ケース② 高額障害児施設給付費及び高額障害福祉サービス費

A及びBの高額障害福祉サービス費及び  
高額障害児施設給付費算定基準額 15,000円

A 母親

障害福祉サービスの負担額15,000円

高額障害施設サービス費  
 $(22,500円 - 15,000円) \times 15,000円$   
 $\div 22,500円 = 5,000円$

B 子ども

障害児施設サービスの負担額 7,500円

高額障害児施設給付費  
 $(22,500円 - 15,000円)$   
 $\times 7,500円 \div 22,500円 = 2,500円$

C 祖母

介護保険サービスの負担額15,000円

介護保険のみの利用のため対象外

ケース③ 高額障害児施設給付費及び高額障害福祉サービス費

A及びBの高額障害福祉サービス費及び  
高額障害児施設給付費算定基準額 15,000円

A 母親

障害福祉サービスの負担額15,000円

高額障害福祉サービス費  
 $(52,500円 - 15,000円) \times 15,000円$   
 $\div 52,500円 = 10,714円$

B 子ども

障害児施設サービスの負担額 7,500円

高額障害児施設給付費  
 $(52,500円 - 15,000円) \times 7,500円$   
 $\div 52,500円 = 5,357円$

C 祖母

介護保険サービスの負担額15,000円  
障害福祉サービスの負担額15,000円

高額障害福祉サービス費  
 $(52,500円 - 15,000円)$   
 $\times 30,000円 \div 52,500円 = 21,429円$

ケース④ 高額障害児施設給付費及び高額障害福祉サービス費

A及びBの高額障害福祉サービス費及び  
高額障害児施設給付費算定基準額 15,000円

A 母親

障害福祉サービスの負担額15,000円

高額障害福祉サービス費  
 $(45,000円 - 15,000円) \times 15,000円$   
 $\div 45,000円 = 10,000円$

B 子ども

障害児施設サービスの負担額 7,500円  
障害福祉サービス費の負担額 7,500円

高額障害児施設給付費  
 $(45,000円 - 15,000円) \times 7,500円$   
 $\div 45,000円 = 5,000円$

C 祖母

障害福祉サービスの負担額15,000円

高額障害福祉サービス費  
 $(45,000円 - 15,000円)$   
 $\times 15,000円 \div 45,000円 = 10,000円$

高額障害福祉サービス費  
 $(45,000円 - 15,000円) \times 7,500円$   
 $\div 45,000円 = 5,000円$

障害保健福祉関係主管課長会議	
H18. 6. 26	資料3

# サービス利用計画作成費について

# サービス利用計画作成費について

## 1. 報酬単価について

サービス利用計画作成費分850単位、利用者負担上限額管理分150単位として単価を設定。

- ① サービス利用計画作成費(Ⅰ)      850単位
- ② サービス利用計画作成費(Ⅱ)    1,000単位

※1 (Ⅰ)の単価は、在宅にあって障害福祉サービス(重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。)を利用する支給決定障害者等に対して指定相談支援を行った場合に、1月につき算定する。

※2 (Ⅱ)の単価は、上記に該当する者について、利用者負担額等の上限額管理を行った場合に算定する。

※3 地域区分に応じた単価とする。

※4 障害程度区分は報酬に反映しない。

## 2. 報酬を算定できない場合

相談支援専門員の行う業務が運営基準に抵触する場合は、報酬を算定しない仕組みとする。

- 少なくとも月1回、利用者の居宅を訪問し利用者等に面接すること(モニタリング)
- サービス担当者会議等によりサービス利用計画の内容等について担当者から意見を求めること
- 利用者又はその家族に対して説明のうえ、サービス利用計画を利用者等に交付すること      等

### 【報酬減算について】

- ① 相談支援専門員が行う指定相談支援の業務については、運営基準に定めることとしており、その基準に抵触する場合は、850単位(サービス利用計画費相当分)を算定しない。
- ② サービス利用計画費(Ⅱ)の対象者については、150単位(利用者負担上限額管理相当分)のみ算定できる。

### 3. 国庫負担基準

- ① 対象者の選定に当たっては、対象者の状態像についての解釈について、市町村間でばらつきが生じることが予想されることから、限られた財源を公平に配分するため、国庫負担基準を設定する。
- ② 国庫負担基準（月額）については、当該月のサービス利用計画作成費Ⅰ及びⅡの総支給額を求め、その総支給額を市町村の障害福祉サービス利用者数（施設入所者、自立訓練の利用者、グループホーム及びケアホーム利用者、重度包括支援の利用者を除く）の10%に相当する数に換算した額とする。

（例）サービス利用者数1,000人（施設入所者等除く）、計画対象者120人（作成費Ⅰ90人、Ⅱ30人）

○120人の総支給額  $10,000円 \times 30人 + 8,500円 \times 90人 = 1,065,000円$

○サービス利用者の10%  $1,000人 \times 10\% = 100人$

○国庫負担基準  $1,065,000円 \times 100人 \div 120人 = 887,500円$

### 4 支給対象者

障害福祉サービス（重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練及び共同生活援助を除く。）を利用する支給決定障害者等であって、下記のいずれかに該当する者とする。

- ① 入所・入院から地域生活へ移行するため、一定期間、集中的な支援を必要とする者
- ② 単身で生活している者（家族が要介護状態であるため等、同居していても適切な支援が得られない者を含む。）であって、次の状態にあるために、自ら福祉サービスの利用に関する調整を行うことが困難であり、計画的な支援を必要とする者
  - ・ 知的障害や精神障害のため、自ら適切なサービス調整ができない。
  - ・ 極めて重度な身体障害のため、サービス利用に必要な連絡・調整ができない。
- ③ 重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者のうち重度訪問介護等他の障害福祉サービスの支給決定を受けた者

## **5 支給期間**

次の範囲内で市町村が定めることとする。

- ① 4の①(地域生活移行)の場合は、6か月の範囲内(原則1回更新できる)
- ② 4の②(単身者等)及び③(重度障害者等包括支援対象者)の場合は、当該支給決定障害者に係る障害福祉サービスの支給決定の有効期間の範囲内

## **6 利用者負担に係る上限額管理**

サービス利用計画作成費の対象者に係る上限額管理事務については、当該指定相談事業者が行うこととする。(サービス利用計画作成費Ⅱ)

## 7 サービス利用計画作成費の支給

### 介護給付費等の支給決定

サービス利用計画作成費の支給申請

○申請書の提出・受理(利用者→市町村)

利用者への通知・受給者証記載

○通知・受給者証の交付(市町村→利用者)

サービス利用計画作成依頼と契約

○サービス利用計画作成依頼届出(利用者→市町村)  
○重要事項説明・契約(利用者⇄事業者)

課題分析(居宅訪問・面接)

○事業者が居宅を訪問し面接の上、解決すべき課題を把握(事業者→利用者)

サービス利用計画の原案作成

○利用者等に説明し、同意を得る。(事業者→利用者)

サービス担当者会議

○サービス担当者会議を開催し、サービス事業者等の担当者等から意見を求める。(事業者等)

サービス利用計画の実施

○サービス利用計画を利用者等及びサービス事業者等に交付するとともに、市町村へ写しを提出する。

モニタリング

○必要に応じて、サービス利用計画の変更、サービス事業者等との連絡調整等を行う。(事業者)

利用者負担額の上限管理

○上限額管理が必要な者について実施(事業者)

サービス利用計画作成費の請求

○請求事務(事業者→市町村等)

# 指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

## 1. 指定相談支援事業の人員基準

- ① 従事者の員数
  - 事業所ごとに、相談支援専門員を一名（常勤換算）以上配置する。
- ② 管理者
  - 事業所ごとに専従の管理者を配置。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

## 2. 相談支援専門員について

- ① 基本的な考え方  
相談支援専門員は、障害特性や障害者の生活実態に関する詳細な知識と経験が必要であることから、実務経験（3年、5年、10年）と相談支援従事者研修の受講を要件とする。  
なお、現任研修を5年に1回以上受講することとする。
- ② 実務経験の対象となる業務（別紙のとおり）
  - 障害者の保健、医療、福祉の分野における相談支援の業務及び介護等の業務
  - 障害者の就労、教育の分野における相談支援の業務
- ③ 研修の受講  
実務経験を有する者は、都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修（5日程度））を受講し、相談支援専門員になることができる。
  - 過去に国又は都道府県の実施する障害者ケアマネジメント研修を受講したことがある者については、新制度における相談支援従事者研修（1日程度）を19年度末までに受講しなければならないものとする。
  - 現在、相談支援事業に従事し、実務経験の要件を満たす者のうち、これまでに上記研修を受講していない者については、平成19年度末までに都道府県の実施する相談支援従事者研修（初任者研修（5日程度））を受講することを要件として相談支援専門員の業務を行うことができる。

### 3. 運営基準

- ① 相談支援専門員は生活全般に係る相談、サービス利用計画の作成に関する業務を担当する。
- ② 利用者等に対してサービスの提供方法等について理解しやすいように説明するとともに、ピアカウンセリング等の支援を必要に応じて実施する。
- ③ 地域のサービス事業者の情報を適正に利用者等に提供する。
- ④ 利用者の居宅を訪問し、面接によるアセスメントを実施する。
- ⑤ サービス利用計画の原案を作成する。
- ⑥ サービス担当者会議を開催し、サービス利用計画の原案内容について意見を聴取する。
- ⑦ サービス利用計画の原案を利用者等に説明し、文書により同意を得る。
- ⑧ サービス利用計画を利用者等及び利用サービス等の担当者に交付するとともに、市町村へ写しを提出する。
- ⑨ 月1回以上、利用者の居宅を訪問し、モニタリングする。
- ⑩ 必要に応じ、サービス利用計画の変更を行う。

等

### 4. 指定申請について

- ① 指定申請
  - 指定申請書及び必要な書類を添付して都道府県知事に申請する。
    - ※ 相談支援専門員の経歴には、相談支援従事者研修会等の修了証書、実務経験を証する書類等を添付すること。
- ② 変更の届出
  - 事業所の名称及び所在地等の事項に変更があったときは都道府県知事に届け出る。
- ③ 指定の有効期間
  - 法における有効期間は6年であるが、平成18年10月の指定時においては、更新時期を平準化できるよう、6年から8年の範囲内で割り振ることができる。(経過措置)

(別紙)

## 相談支援専門員の要件となる実務経験等

### ○ 相談支援専門員の要件となる実務経験者

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
- ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
- ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
- ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者

※ 3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上  
○ 3年以上(540日以上) ○ 5年以上(900日以上) ○ 10年以上(1800日以上)

### ○ 実務経験となる業務

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務(身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからニに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ニ 保険医療機関の従業者(社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者)

※1

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用者等が、介護等の業務(身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務に従事した期間

イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤療、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者

ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者

ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間  
障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者

第6 盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、児童指導員任用資格者、保育士

# 事業者指定事務について

## 資 料 目 次

	頁
(指定事務関連)	
・ 平成18年9月までの指定事業者に係る10月以降の指定の取扱いについて .....	1
・ グループホーム・ケアホームの事業者指定の取扱いについて .....	5
・ 就労継続支援事業の名称見直しについて .....	11
(指定内容関連)	
・ 社会事業授産・生活保護授産の特別措置の取扱いについて .....	12
・ 経過的給付（ケアホームとホームヘルプの併給）の取扱いについて .....	14
・ ケアホームにおいて、ホームヘルプを外部委託する場合における生活支援員の算定方法について .....	15
・ 地域移行型ホームの取扱いについて .....	16
・ サービス管理責任者の兼務の取扱いについて .....	18
・ 複数種類の事業を組み合わせる場合（多機能型）に係る指定の主なポイント .....	20
・ 障害者支援施設の事業者指定のイメージ（案） .....	26
(報酬関連)	
・ 日中活動と施設入所支援の報酬の算定について .....	28
・ 入所施設における外泊等の場合の本体報酬の算定について .....	29
・ 外部の日中活動を利用する場合の補足給付の取扱い .....	30
(その他)	
・ 障害者福祉サービス及び障害者支援施設の会計処理上の留意点について .....	31

## 平成18年9月までの指定事業者に係る10月以降の指定の取扱いについて①

### ■ 旧法指定施設について

- 旧法指定施設については、法附則第20条の規定に基づき、障害者支援施設の指定があったもののみなされるため、新規の指定は不要。
- 指定の有効期間  
平成24年3月31日までとする。
- 変更等の届出の取扱い  
原則として従前の支援費制度における届出等と同様とするが、新体系への移行に伴う事業の廃止であっても指定の辞退届及び事業の廃止届を提出させるものとする。  
なお、その場合においては、指定の辞退又は廃止の理由に、新体系への移行に伴うものであることを明記する。
- サービス種別変更等の取扱い  
サービス種別の変更は認められない。  
実施主体が変更となった場合についても、旧法指定施設として従前どおり運営できる。
- 10月1日までの施設設置が間に合わなかった場合の取扱い  
9月30日までに旧体系に基づく指定を受ける前提で国庫補助採択を受け、施設整備を進めていたものの、事業者の責に帰すことのできないやむを得ない事情により設置が間に合わなかった場合には、都道府県の判断において、旧法指定施設として運営できることとして差し支えない。

## 平成18年9月までの指定事業者に係る10月以降の指定の取扱いについて②

### ■ みなし指定障害福祉サービス事業者について ※ グループホームの取扱いについては別資料に記載

#### ○ みなし指定事業者の取扱い

9月30日までのみなし指定障害福祉サービス事業者については、10月1日から新たな指定が必要。このため、指定申請が必要であるが、この場合における添付資料等の扱いについては、各都道府県等において、適宜省略する等の取扱いを行うことは差し支えない

なお、9月30日をもって事業を廃止する場合は、廃止届を提出する必要はない※。

※ 事業継続の意思確認のため、各都道府県等において運用上廃止届の提出を求めることは差し支えない。

#### ○ なお、具体的な事業に係る留意点については、以下のとおり。

##### ① 短期入所事業者

日中ショートが10月1日から地域生活支援事業へ移行することに伴い、日中ショートのみを行っている事業所で、引き続き短期入所事業を行う事業所については、通常のショート事業を行う事業所となる。このため、通常の短期入所事業を行うために必要な申請事項が必要となることに留意されたい。

##### ② 児童デイサービス事業者

10月1日から児童デイサービスに関して新指定基準が施行されることに伴い、各自治体においては、申請を行う事業者が、新指定基準を満たす事業者であるか、経過措置対象事業者であるか、申請時に把握する必要があることに留意されたい。

##### ③ 指定居宅介護事業者

指定居宅介護事業者については、指定重度訪問介護事業者とみなされることから、これら二つの事業を併せて行う場合は、指定居宅介護事業の申請のみを行えばよい（指定重度訪問介護事業のみを行う場合のみ、指定重度訪問介護事業の申請を行う必要がある）。

## 平成18年9月までの指定事業者に係る10月以降の指定の取扱いについて③

### ■ 4月以降に指定を受けた事業者について ※ グループホームの取扱いについては別資料に記載

#### ○ 4～9月までに指定を受けた事業者の取扱い

本年4月から9月までの間に新たに指定を受けた事業者については、有効期間が指定の日から6年となるため、10月1日以降も新たな指定申請は必要ないが、事業の内容等が変更されるものについては、以下のとおりの留意が必要となる。

#### ○ なお、具体的な事業に係る留意点については、以下のとおり。

##### ① 短期入所事業者

日中ショートが10月1日から地域生活支援事業へ移行することに伴い、日中ショートのみを行っている事業所で、引き続き短期入所事業を行う事業所については、通常短期入所事業を行うことが必要となるため、運営規程等関係する事項の変更届の提出が必要となることに留意されたい。

また、通常ショート及び日中ショートを併せて行っている事業所についても、日中ショートの定員の削除に関する運営規程の変更届の提出が必要となることに留意されたい。

##### ② 児童デイサービス事業者

10月1日から新指定基準が施行されることに伴い、事業者は新指定基準に基づいた人員配置に変更を行った時点で、その旨を記載した運営規程の変更届の提出が必要となることに留意されたい（届出がない場合は経過措置対象事業者となる）。

##### ③ 指定居宅介護事業者

指定居宅介護事業者については、指定重度訪問介護事業者とみなされることとなることに留意されたい。

# 平成18年10月における事業者指定の有効期間に係る経過措置について

障害者自立支援法における事業者指定の有効期間は6年であるが、平成18年10月の指定時においては、当該指定に係る更新時期を平準化できるよう、6年から8年の範囲内で都道府県が指定の有効期間を事務的に割り振ることが出来る経過措置を講じる。

## ■対象となる指定の種類（平成18年10月1日から指定の有効期間が始まるものに限る。）

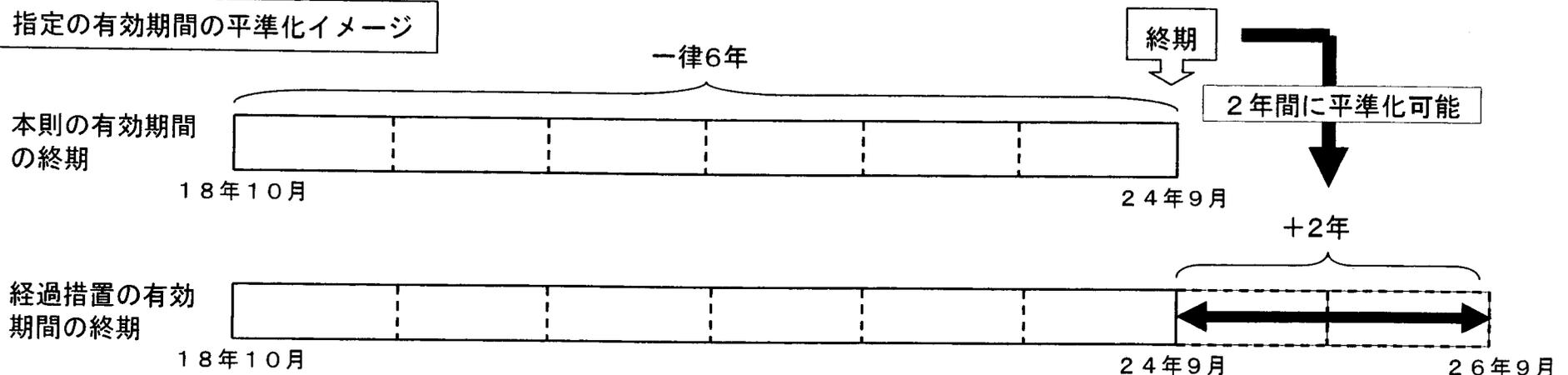
- 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者の指定  
（現行居宅サービス事業者のみなし指定の更新、現行指定事業者の新体系サービスへの移行、新規参入のいずれも対象）

※ 旧法指定施設のみなし指定には適用なし。また、障害児施設の指定には経過措置を講じない。

## ■都道府県における運用の例（平準化の実施の有無及び実施する方法は任意）

- 割り振る期間
  - ・ 6年1か月から8年の各月（24か月）に割り振り
  - ・ 6年から8年の各年単位（3年）に割り振り
  - ・ 6年から7年の各月（13か月）に割り振り 等
- 定める方法
  - ・ 都道府県の事業者指定規則において運用年数等を定めた上、個々の事業者ごとに指定通知において有効期間を定める。

### 指定の有効期間の平準化イメージ



# グループホーム・ケアホームの事業者指定の取扱いについて

## 1 事業者指定のポイント

- グループホーム・ケアホームについては、平成18年10月1日以降、個々の住居ではなく、一定の範囲に所在する住居全体を一の事業所として捉え、サービスの種類及び事業所ごとに指定を行う。
- 事業としての最低定員は4人以上で、1住居の最低定員は2人以上。
- 世話人、生活支援員、サービス管理責任者の配置基準については、事業全体の利用者数及び障害程度区分に応じて設定。

## 2 事業者指定事務について

### ◆ ケアホームについて

- 平成18年10月1日から施行される事業であり、現在のグループホームの実施の有無にかかわらず、新規の申請が必要となる。（変更届による対応は不可）
- 法附則第10条の規定により、グループホームの指定を受けたものとみなされた事業者の場合、その有効期間が平成18年9月30日までであることから、ケアホームに移行する場合、グループホームの廃止届を提出する必要はない。
- 平成18年4月～9月に新たにグループホームの指定を受けた事業者については、指定の日から6年の有効期間が設定されていることから、グループホームからケアホームに移行する場合には、グループホーム事業の廃止届を提出すること。

### ◆ グループホームについて

- 法附則第10条の規定により、知的障害者地域生活援助の指定を受けていた者又は精神障害者地域生活援助事業を行っていた者については、平成18年9月30日までの間、グループホームの指定を受けたものとみなされているが、平成18年10月1日以降、事業を継続する場合は、改めて指定申請を行い、指定を受ける必要がある。
- 平成18年4月～9月までの間、新規に指定を受けた事業者については、指定の有効期間が6年間であることから、新規の申請は必要ないが、事業者は平成18年10月1日までに新たな指定基準に基づき人員配置の変更を行った時点で、その旨を記載した運営規程等に係る変更届を提出すること。
- 平成18年10月1日以降、住居を単位とする指定から、一定範囲内の地域内に存する複数の住居を一の事業所として指定する取扱いになることから、個々の住居をみれば、すでに自立支援法での指定を受けている住居、新規に指定を受ける住居が混在し、一つの事業所として運営するケースが考えられる。この場合の具体的な取扱いについては、別紙を参照。

### 3 ケアホーム対象者とグループ対象者を同時に受け入れる場合の取扱いについて

#### ◆ 指定基準について

- グループホーム及びケアホームとして、それぞれの指定が必要となる。  
 ただし、添付書類等の取扱いについては、都道府県において、適宜省略する等の取扱いを行うことは差し支えない。  
 また、それぞれの指定基準は、下記のとおりとする。

#### 【人員基準】

	管理者	サービス管理責任者	世話人	生活支援員
グループホーム	グループホームとケアホームの兼務可	グループホーム対象者とケアホーム対象者の合計数に対し、30対1で配置	グループホーム対象者とケアホーム対象者の合計数に対し、6対1で配置	—
ケアホーム				ケアホーム対象者に対し、生活支援員を配置

#### 【設備基準】

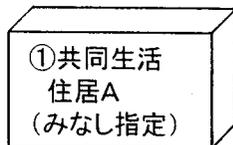
	事業の最低定員	生活単位(ユニット)の定員	1住居当たりの定員
グループホーム	グループホーム対象者及びケアホーム対象者の合計数で4人以上	グループホーム対象者とケアホーム対象者の合計数で2～10人まで	グループホーム対象者とケアホーム対象者の合計数について、 ①新規建物の場合：2～10人まで ②既存建物を活用する場合：2～20人まで (ただし、都道府県が特に必要であると認めた場合：30人まで)
ケアホーム			

## 別紙：事業者指定事務の具体的な取扱い

(例1) 住居Aが平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合

【平成18年9月30日】

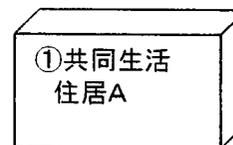
【GH事業所】



指定

【平成18年10月1日】

【GH事業所】

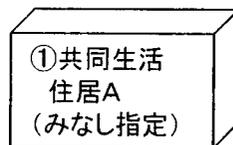


※ GHの廃止届は不要

(例2) 住居Aが平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、ケアホーム対象者のみを受け入れる場合

【平成18年9月30日】

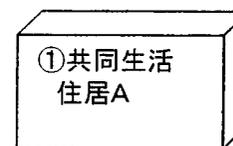
【GH事業所】



指定

【平成18年10月1日】

【CH事業所】

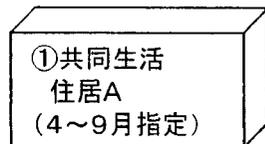


※ GHの廃止届は不要

(例3) 住居Aが平成18年4月1日以降にグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合

【平成18年9月30日】

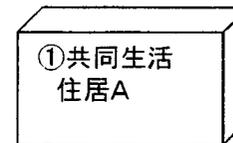
【GH事業所】



変更届

【平成18年10月1日】

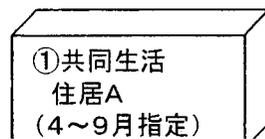
【GH事業所】



(例4) 住居Aが平成18年4月1日以降にグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、ケアホーム対象者のみを受け入れる場合

【平成18年9月30日】

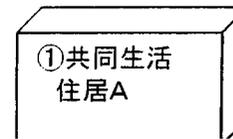
【GH事業所】



指定

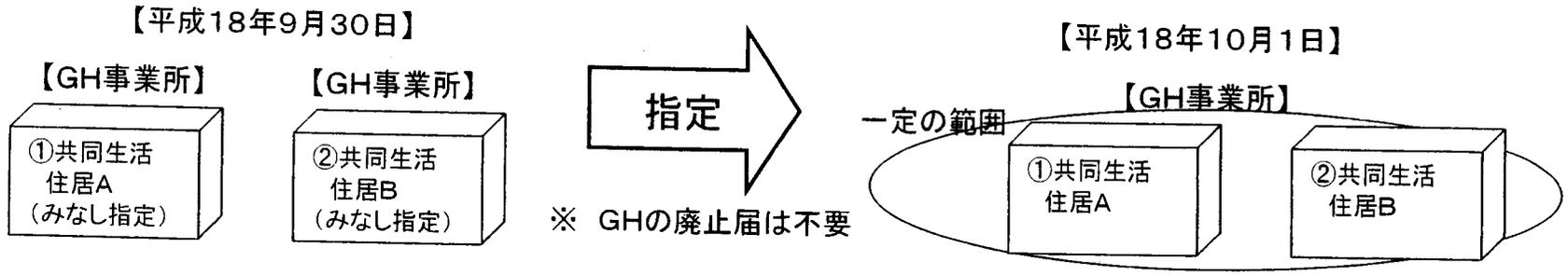
【平成18年10月1日】

【CH事業所】

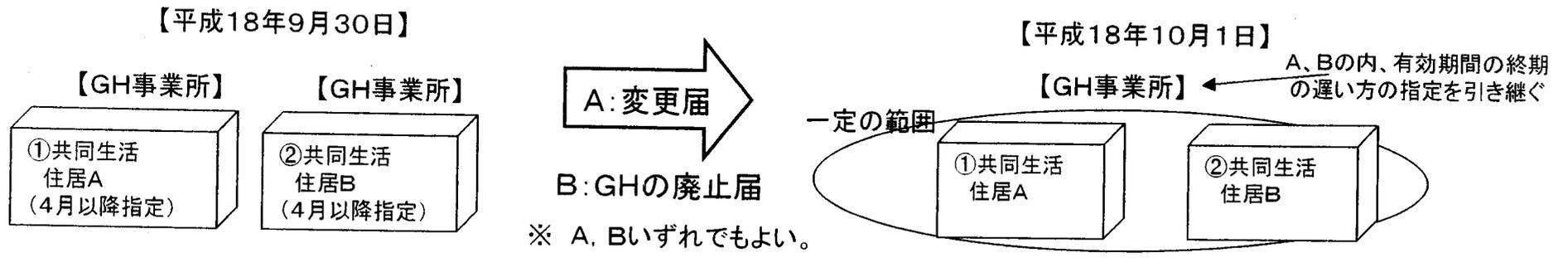


※ GHの廃止届を提出

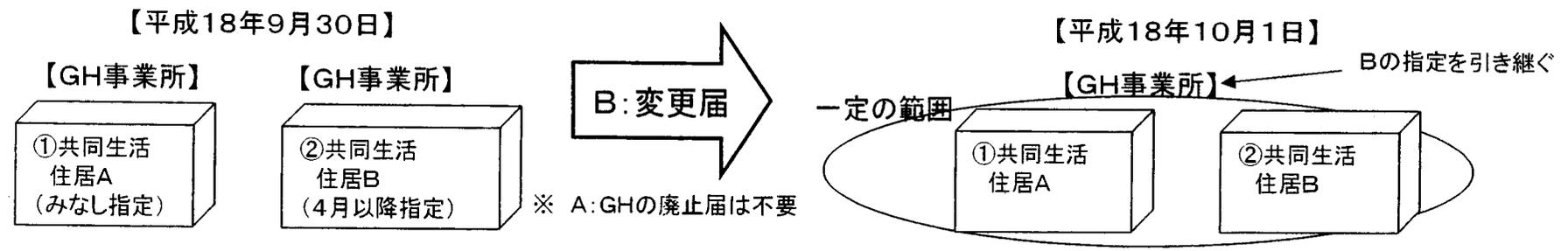
(例5) 住居A・Bともに、平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合



(例6) 住居A・Bともに、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合

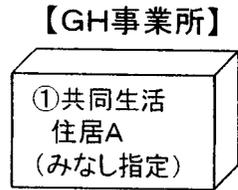


(例7) 住居Aは、平成18年3月31日以前からグループホームを実施し、住居Bは、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者のみを受け入れる場合



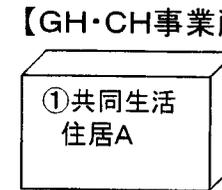
(例8)住居Aは、平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合

【平成18年9月30日】



※ GHの廃止届は不要

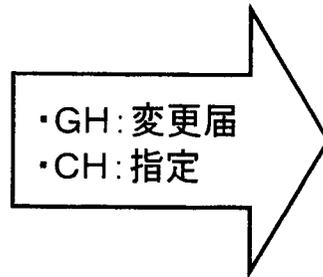
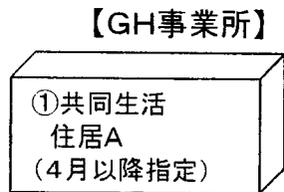
【平成18年10月1日】



GH及びCHとしてのそれぞれの指定が必要

(例9)住居Aは、平成18年4月1日以降からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合

【平成18年9月30日】



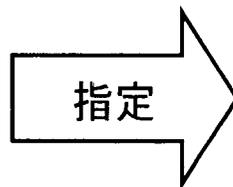
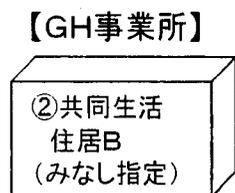
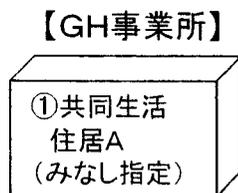
【平成18年10月1日】



GHとして変更届、ケアホームとして指定が必要

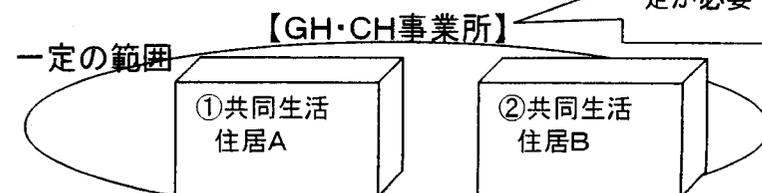
(例10)住居A・Bともに、平成18年3月31日以前からグループホームを実施しており、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合

【平成18年9月30日】



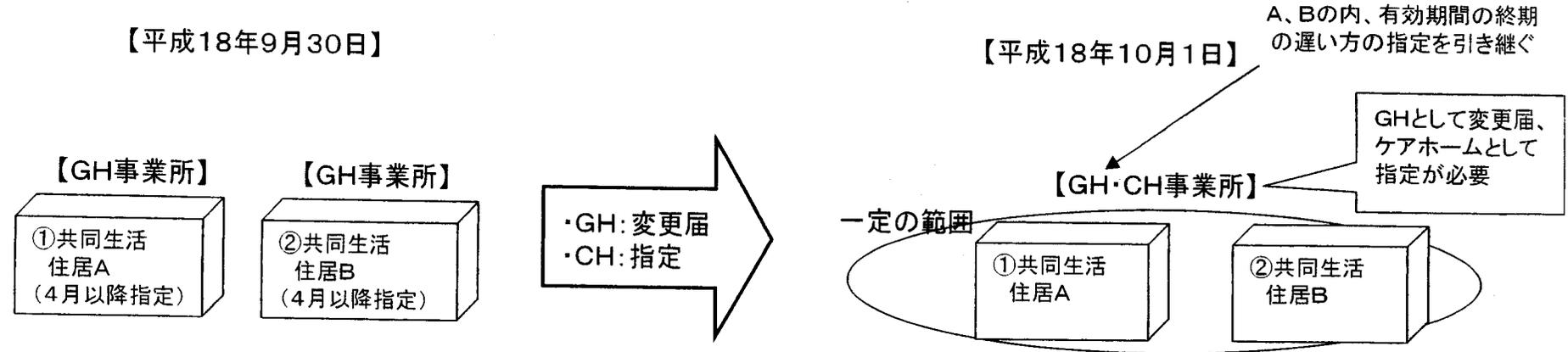
※ GHの廃止届は不要

【平成18年10月1日】

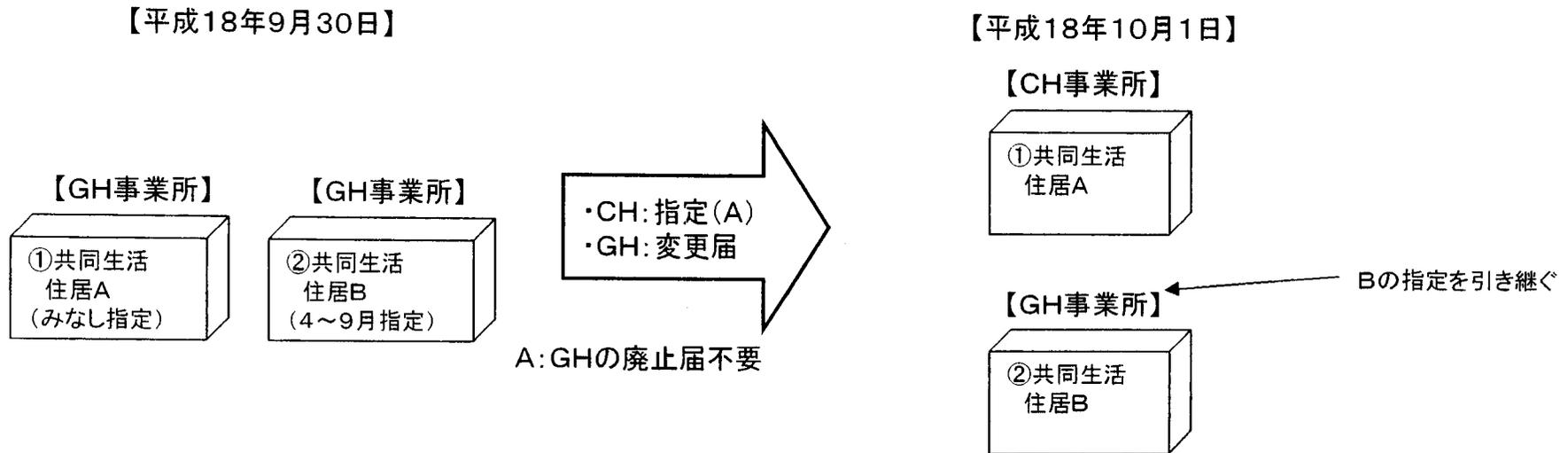


GH及びCHとしてのそれぞれの指定が必要

(例11)住居A・Bともに、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月1日以降、グループホーム対象者及びケアホーム対象者を受け入れる場合



(例12)住居Aは、平成18年3月31日以前からグループホームを実施し、住居Bは、平成18年4月1日以降にグループホームの指定を受け、平成18年10月1日以降、住居Aはケアホーム対象者のみ、住居Bはグループホーム対象者のみを受け入れる場合



# 就労継続支援事業の名称見直しについて

就労継続支援事業の「雇用型」、「非雇用型」という名称については、以下のとおり改めることとする。

就労継続支援(雇用型) → 就労継続支援(A型)

就労継続支援(非雇用型) → 就労継続支援(B型)

# 社会事業授産・生活保護授産の特別措置の取扱いについて

## 【平成18年度の取り扱い案】

- 1 4月～9月の取り扱い  
現行どおり
- 2 10月以降の取り扱い  
以下のいずれかを選択して実施
  - ア 障害者自立支援法に基づく基準該当障害福祉サービス(就労継続支援B型に限定)を提供する基準該当事業所
  - イ 障害者自立支援法に基づく指定サービス事業者
- 3 留意点
  - ア 経過措置がないことから、現状の利用者は、18年10月までに支給決定を受ける必要があること。
  - イ 基準該当福祉サービス事業を実施する場合、事業者指定は要しないが、支給申請先の市町村に当該事業所を登録する等、連携を密にする必要があること。
    - 登録の有無やその様式は市町村の任意であるが、障害福祉サービス事業者指定申請様式に準ずる等、適宜対応されたい。
  - ウ 18年10月から利用者負担が発生すること(通所サービスに係る全ての減免措置の対象)。

## 【就労継続支援(B型)基準該当事業所の最低(指定)基準(案)】

### 1 人員に関する基準

- ① 当該事業所(基準該当事業所利用者を含めた全利用定員)において、社会福祉法及び生活保護法に基づく授産施設の職員配置基準を満たしていること。
- ② サービス管理責任者  
当該事業所ごとに、従業者のうち1人以上を配置(サービス提供職員との兼務可)。

### 2 設備に関する基準

社会福祉法及び生活保護法に基づく授産施設の設備基準を満たしていること。

### 3 報酬単価(案)

B型の報酬単価を基礎として、現状の社会事業授産・生活保護授産にかかる措置費の状況を踏まえ設定する。

### 4 目標工賃の設定・届出について

目標工賃の設定・届出義務は、課さない。 ⇒ 目標工賃達成加算は適用しない。

# 経過的給付(ケアホームとホームヘルプの併給)の取扱いについて

## 指定基準について

○ ケアホームとホームヘルプを併せて利用する事業所(経過的居宅介護利用型共同生活介護事業所)の場合、ケアホームの指定基準は下記のとおりとする。

- ① 平成18年9月30日現在、グループホームを実施している事業者であり、生活支援員を確保することが困難
- ② 当該事業所にホームヘルプ利用者が1人以上いて、その者が平成18年10月1日以降引き続き入居していること
- ③ サービス管理責任者は配置しないことができる。(世話人と管理者を配置)
- ④ 経過的給付の期限は、平成20年3月31日まで(1年間半)

※ 事業者は、経過的給付を選択する場合、入居者の同意が必要。

## 報酬について

- 障害程度区分にかかわらず、全ての入居者が経過的給付の対象(報酬:142単位/日)
- グループホーム対象者及び新規入居者についても同様
- 加算及び減算については、小規模事業加算、自立生活支援加算、大規模住居減算は対象とする。

## 留意事項

○ 事業者が経過的給付を選択した場合、サービス管理責任者を配置しないことができるが、その場合、サービス管理責任者が行うこととされている業務については、下記のとおりとする。

- ① 個別支援計画については、作成しなくても良いこととする。(居宅介護部分については、ホームヘルプ事業者が計画を作成)
- ② 利用者に対するサービス内容の検討や他の指定障害福祉サービス等の利用状況の把握、日中活動先との連絡及び調整などの業務については、管理者の業務とする。

# ケアホームにおいて、ホームヘルプを外部委託する場合 における生活支援員の算定方法について

## 指定申請について

- ケアホーム事業者が、ホームヘルプを外部委託する予定がある場合、指定申請書に外部委託する旨及び利用予定時間を記入する。

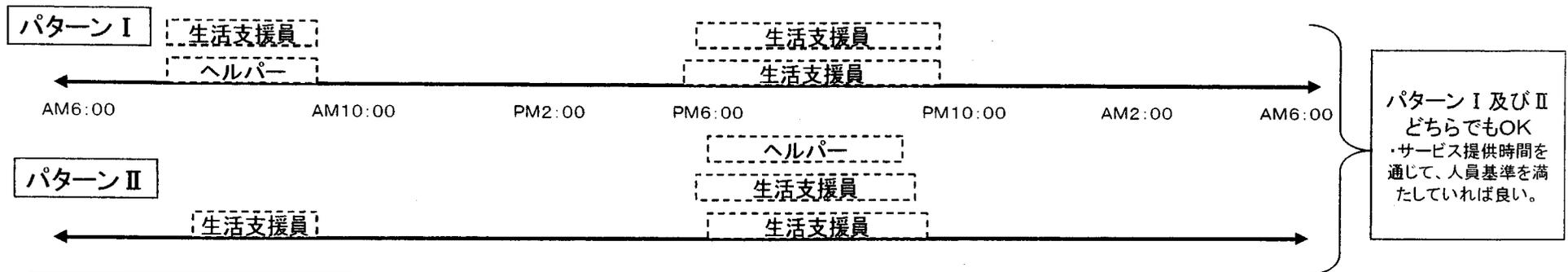
## 生活支援員の算定方法について

- ホームヘルプを外部委託した時間について、常勤換算方法による生活支援員の算定時間から除く。

(例) 区分5(生活支援員の配置基準4:1)の入居者が8人で、指定基準上、常勤換算方法により、生活支援員を2人以上配置しなければならない場合

⇒ 常勤換算方法による生活支援員2人分の勤務時間:月320時間(週40時間勤務の場合)

- ① ホームヘルプを外部委託した時間が80時間(月あたり)とすると、
- ② 指定基準上、生活支援員の必要な勤務時間は、320時間(常勤職員1人につき月160時間とした場合)－80時間＝240時間
- ③ 生活支援員が240時間勤務した場合、指定基準を満たすこととする。



## 事業運営について

- 生活支援員の業務を委託により他の事業者に行わせる場合には、サービス管理責任者は、業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録する。

# 地域移行型ホームの取扱いについて

## ○ 地域移行型ホームの指定について

- ・ 平成18年10月1日以降、入所施設又は病院の敷地内に存する住居については、グループホーム(地域移行型ホーム)、ケアホーム(地域移行型ホーム)として、敷地外に存するグループホーム又はケアホームとは異なる指定。

## ○ 利用期間 : 原則として2年間

## ○ 「敷地」の範囲

単に所有関係で区別するのではなく、入所施設・病院の本体建物と一体的に管理・運営されているかどうかという実態から判断。

## ○ 地域移行型ホームの最大定員 : 30人

地域移行型ホームの設置は、既存の建物を転用する場合に限ることとし、併せて入所定員数・病床数の定員を減少させる。

## ○ 「地域活動への参加」

- ・ 反復継続的に、外部の福祉サービス利用や就労、就学等の社会活動参加を確保。
- ・ 外部での活動を確保しつつ、同一敷地内の病院・施設での受診や行事参加等は可能。

## ○ 運営協議会を設置

- ・利用者、利用者の家族、市町村職員等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、定期的に運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会を設ける。

## ○ 地域移行型ホームの参入期間

- ・地域移行型ホームの新規指定の受付期間は、5年間。ただし、受付期間内に参入した地域移行型ホームについては、引き続き運営可能。

## ○ 敷地内に現存するグループホーム

- ・現に入所施設及び病院の敷地内に存するグループホームについては、経過措置を講ずる。

## サービス管理責任者の兼務の取扱いについて

### 〔省令(案)〕

#### ＜3/1のパブリックコメント＞

##### (1) 員数の算定

- ① 利用者数が60人以下 1人以上
- ② 利用者数が60人超 1人+60を超えて40又はその端数を増すごとに1人増

##### (2) 配置基準

1人以上は、専任かつ常勤



#### ＜変更案＞

##### (1) 員数の算定

サービス管理責任者(指定〇〇事業所ごとに、指定〇〇の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。) 指定〇〇事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数

- ① 利用者数が60人以下 1以上
- ② 利用者数が61人以上 利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

##### (2) 配置基準

(1)のサービス管理責任者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、障害者への支援に支障がない場合は、当該指定〇〇事業所の他の職務に従事することができる。

## 〔解釈通知(案)〕

サービス管理責任者については、個別支援計画の作成、サービスを利用する障害者に対する継続的なサービス管理や評価を行う役割を担う重要な職務である。

このため、これらの業務の客観性を担保する観点から、障害者に直接サービス提供を行う生活支援員などの直接サービス提供職員とサービス管理責任者は異なる者であることが望ましいことから、原則、他の職務を兼務することを禁止するものであるが、指定基準において求める従業者の数を超えて配置している場合には、サービス管理責任者が直接サービス提供職員と兼務することは差し支えないものとする。

なお、事業所の規模(多機能型の場合には合計定員)が20人未満の事業所については、勤務体制の確保を含め事業運営に支障がでる場合があることから、当該規定におけるただし書きにより、当該指定事業所の他の職務に従事することが出来ることとしたものである。

その他、管理者との兼務については、サービス管理責任者としての業務に支障がない場合に可能とするものとする。

## 複数種類の事業を組み合わせて実施する場合(多機能型)に係る指定の主なポイント

→ 「障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議(18.04.26)」において提示済  
(事業ごとに指定)

事業者の指定は、障害福祉サービス事業の種類ごとに行うことを原則とし、複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合(多機能型)であっても、事業者の指定は、事業の種類ごとに行う。

→ このため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定が必要

### (多機能型の対象事業)

#### (1) 指定障害福祉サービス事業者の場合

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援による組み合わせを対象

#### (2) 指定障害者支援施設の場合

施設入所支援を除く施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援)による組み合わせを対象※

※ 特定旧法受給者については、就労継続支援も対象となる。

### (一体的な運営の判断基準)

同一の管理者が事業所の管理を行うことその他、事業所の管理運営の方法が次のとおり。

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- ② 事務所間で相互支援の体制があること
- ③ 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ⑥ 事務所間の会計管理が一本化されていること

## (報酬算定時において適用する定員規模)

多機能型として複数種類の事業を行う事業所に適用する報酬単価については、実施する複数種類の事業の合計の利用定員〔規模〕とすること。

→ 今回の指定基準(案)の提示にあわせて初公開

## (多機能型として満たすべき指定基準〔案〕)

### (1) 利用定員(規模)に関する特例

〔要件1〕 実施する複数種類の事業の利用定員〔規模〕の合計が20人以上であること。

※ 過疎、離島地域等において、将来的にも利用者を確保することが困難な場合には、都道府県知事の判断により、合計の数を10人以上とすることが可能。

〔要件2〕 実施する複数種類の事業ごとに定める利用定員〔最小利用定員〕以上であること。

※ 生活介護及び自立訓練並びに就労移行支援についてはそれぞれ6人以上、就労継続支援については、10以上

### (2) 従業者の員数等に関する特例

#### ① 直接サービスを提供する従業者

多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち一人以上を常勤とすることで、その他の従業者については兼務することが可能とすること。

#### ② サービス管理責任者

多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置

一 利用者の数の合計が60人以下 1人以上

二 利用者の数の合計が61人以上 1人+60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えた数以上

### (3) 設備の特例

サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能とすること。

# 同一の場所で複数種類の事業を実施する場合の取扱い

○ 同一の場所で複数の種類の事業を実施する場合は、一体的な運営が可能であることから、原則、多機能型と同様に取り扱う。

## (1)要件

- ① 人員配置・・・サービス管理責任者は、事業の種類にかかわらず兼務が可能。
- ② 設備・・・事業ごとに求められる設備については、サービス提供に支障のない範囲で兼用が可能。

## (2)報酬算定時の定員規模の取扱い

- ・ 複数種類の事業を合わせた総定員により報酬単価を算定。

○ ただし、現に複数の指定施設を同一敷地内に実施している場合については、新体系への移行後も、それぞれの施設ごとに運営が完全に独立しているときは、経過措置として、それぞれ独立した指定として取り扱う。

- ・ 判断基準・・・日中・夜間を通じ、サービス提供が完全に独立し、管理者も相互に異なる。なお、現に食堂等の設備を複数施設が共有している場合は、その範囲で、引き続き設備の兼用が可能。

【参考】障害者の雇用・就労促進のための関係行政機関会議(18.04.26)

## 2. 事業者指定の取扱いについて

〈複数の事務所を一体的に管理運営する場合〉

○ 事業者の指定は、障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに行うことを原則とするが、中心となる本体施設とは別の場所でサービス提供を行い、一体的な管理運営を行う場合の取扱いは、以下のとおり。

### 1. 基本的考え方

事業者の指定は事業所ごとに行うが、サービスの提供が複数の場所(事務所)において実施されており、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが一体的に行われていると見なせるケースについては、次の判断基準により、従たる事務所を含め、一つの指定事業所として特例的に取り扱う。

### 2. 判断基準

#### (1) 事業運営

同一の管理者が事業所の管理を行うこと、サービス管理責任者を総利用者数に応じて配置すること(※)の他、事業所の管理運営の方法が次のとおり。

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- ② 事務所間で相互支援の体制があること
- ③ 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ⑥ 事務所間の会計管理が一本化されていること

※ サービス管理責任者の配置…生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援：利用者60人以下で1人  
児童デイサービス：規模にかかわらず1人

#### (2) 地域的範囲

地域的範囲の目安として、主たる事務所と従たる事務所は、同一の日常生活圏域にあって、緊急時にサービス管理責任者が適切に対応できるような距離にあることとする(運用上、主たる事務所と従たる事務所の間は、原則として、概ね30分以内で移動可能な範囲とする)。

### 3. 本特例措置を適用する場合の要件

(1) 人員配置

直接サービス提供職員は、場所(事務所)ごとに、少なくとも専従・常勤職員を1以上配置

(2) 利用者数

主たる事務所及び従たる事務所のそれぞれについて、事業ごとに定める最小利用人員以上

### 4. 現在の分場の取扱い

既に分場として都道府県知事に届け出ているものについては、

① 事業運営が一体的に行われ(2の(1)の要件を満たしていること。)、

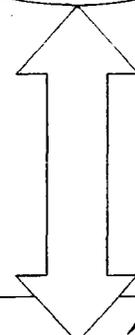
② 当該分場に、少なくとも専従の職員が1人以上配置されている

場合には、経過措置として、2の(2)(地域的範囲の要件)や3の(2)(最小利用人員の要件)を満たしていないものについても、従たる事業所として、主たる事業所と併せて一つの指定事業所として取り扱う。

指定事業を複数の場所において一体的に行う場合（イメージ）

一つの事業所として指定

A事務所  
(利用人員6人)



M事務所  
(利用人員14人)

判断基準

- ① 管理者が同一、サービス管理責任者を総利用者数に応じて配置
- ② 事業運営が一体
- ③ 従たる事務所が主たる事務所と同一の日常生活圏域にある

判断基準を満たさない場合、一体の指定は不可

B事務所  
(利用人員6人)



# 障害者支援施設の事業者指定のイメージ(案)ー①

旧支援費施設が新体系へ移行する場合

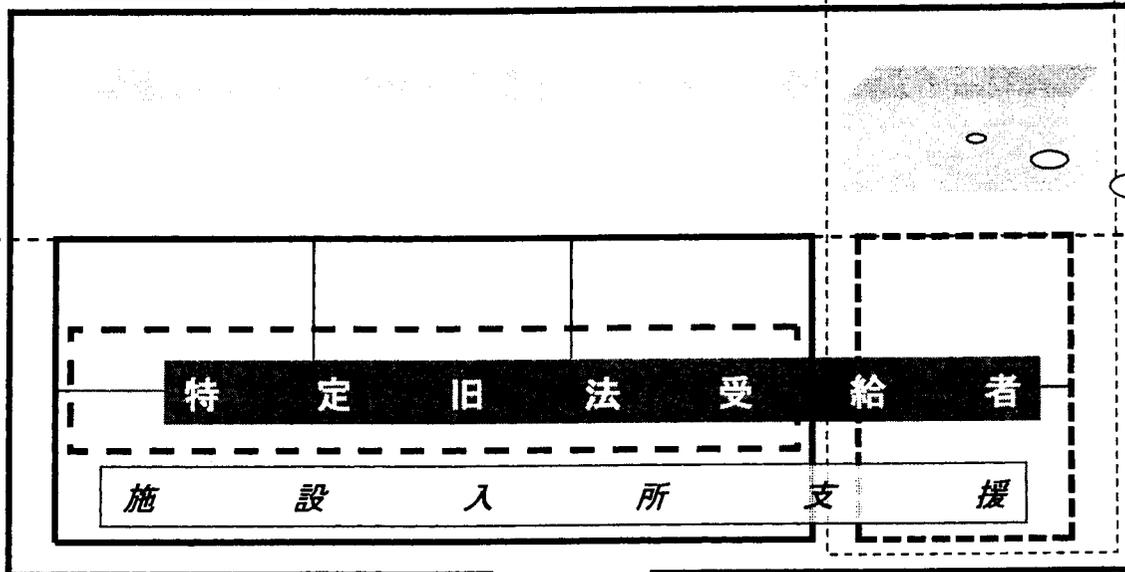
生活介護

自立訓練

就労移行  
支援

就労継続  
支援 (※)

昼間	通所者
夜間・週末	入所者



通所者の  
利用も可

## 指定障害者支援施設

(ポイント)

- 施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く)の種類ごとの規模(利用定員)の合計の数は施設入所支援の規模(利用定員)より大きい場合があり得る。
- 施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く)の種類の変更又は定員の増減のうち、  
 (申請) ・ 生活介護及び就労継続支援(B型)を追加する場合  
 ・ 生活介護又は就労継続支援(B型)若しくは施設入所支援に係るサービスの量を増加する場合  
 (届出) ・ 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(A型)を追加する場合  
 ・ 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)に係るサービスの量を増加する場合  
 ・ 施設障害福祉サービスを削減する場合  
 ・ 施設障害福祉サービスに係るサービス量を減少する場合
- 特定旧法受給者を対象として就労継続支援を行う場合には、当該利用者以外の者(通所者)にサービスを提供する場合であっても、別途指定は不要。ただし、定員については、これらの通所者を含めた数とする。

※ 平成24年4月1日以降については、障害福祉サービス事業(日中活動サービス)として、別途の指定を受けることが必要。

## 障害者支援施設の事業者指定のイメージ(案)－②

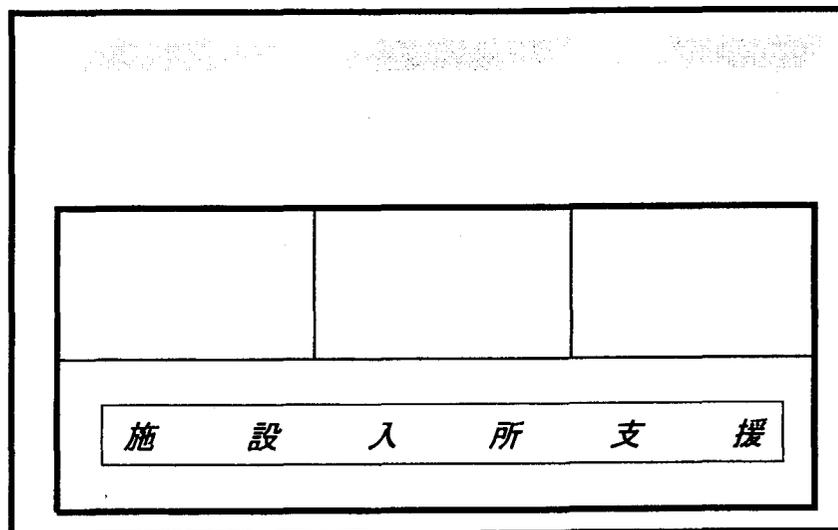
新規に開設する場合

生活介護

自立訓練

就労移行  
支援

昼 間	通 所 者
	入 所 者
夜間・ 週末	



### 指 定 障 害 者 支 援 施 設

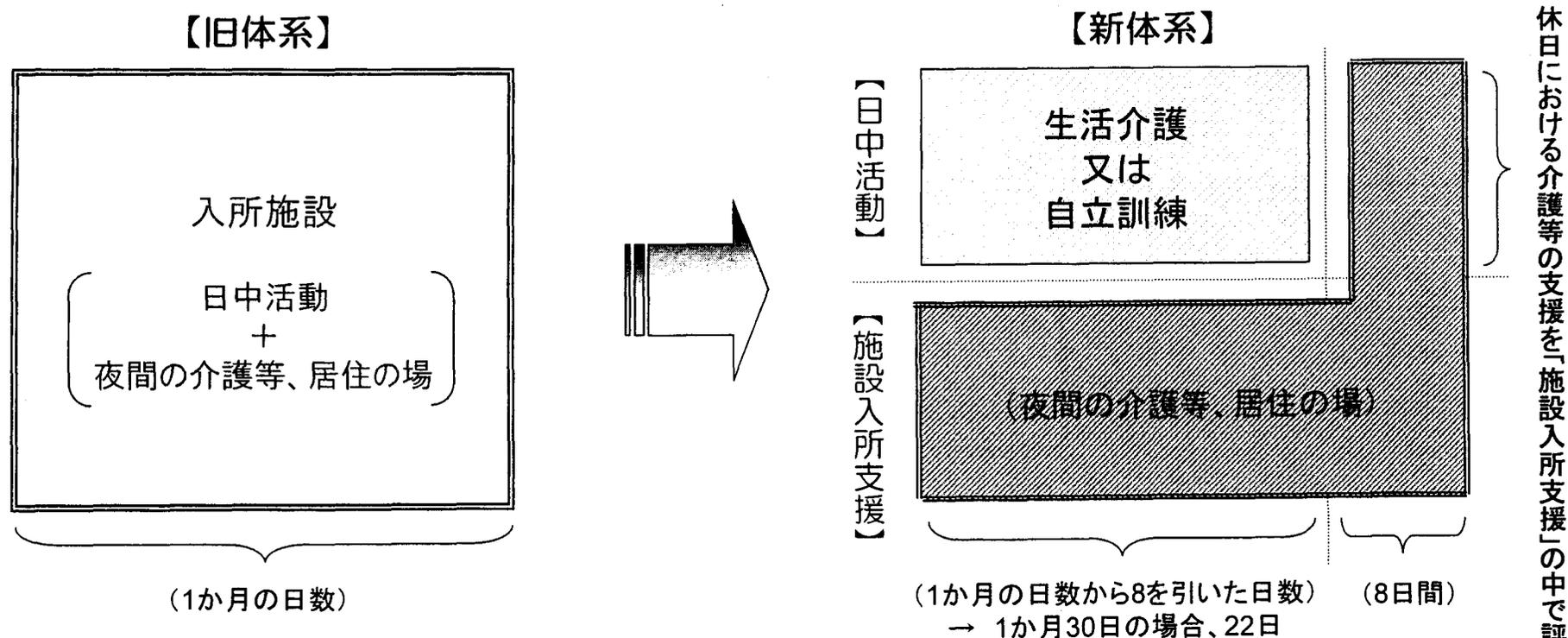
(ポイント)

1. 施設障害福祉サービス(施設入所支援を除く)の種類ごとの規模(利用定員)の合計の数は、施設入所支援の規模(利用定員)より大きい場合があり得る。
2. 施設障害福祉サービスの種類の変更又は定員の増減のうち、
  - (申請) ・ 生活介護を追加する場合
  - ・ 生活介護又は施設入所支援に係るサービスの量を増加する場合
  - (届出) ・ 自立訓練又は就労移行支援を追加する場合
  - ・ 自立訓練又は就労移行支援に係るサービスの量を増加する場合
  - ・ 施設障害福祉サービスを廃止する場合
  - ・ 施設障害福祉サービスに係るサービスの量を減少する場合

# 日中活動と施設入所支援の報酬の算定について

施設入所支援においては、土日における入所者への支援に要する費用も含めて報酬を設定していることから、日中活動部分については、下記の場合を除き、1か月の日数から8を除いた日数の範囲内で算定が可能な取扱いとする（施設入所支援については最大1か月の日数）。

- 日中、就労移行支援又は就労継続支援を行う場合にあっては、日中活動部分について、3か月の日数から24を除いた日数の範囲内で算定が可能な取扱いとする。（施設入所支援については上記と同様。）



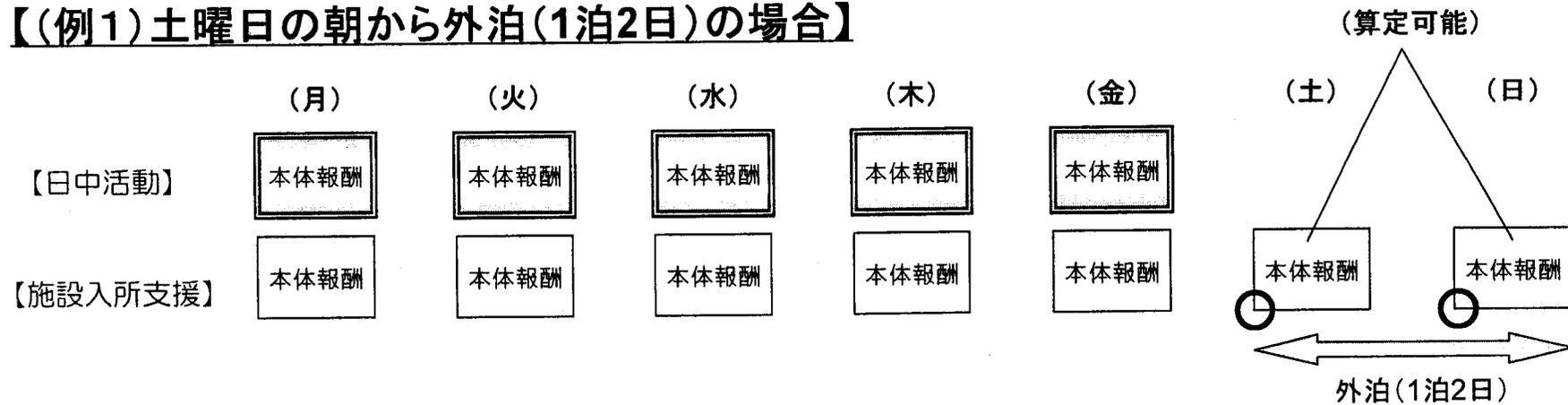
※ 日中活動と居住の場は一体。  
(入所施設とは別の日中活動の選択は不可能。)

※ 入所施設から離れて、日中活動の選択が可能に。

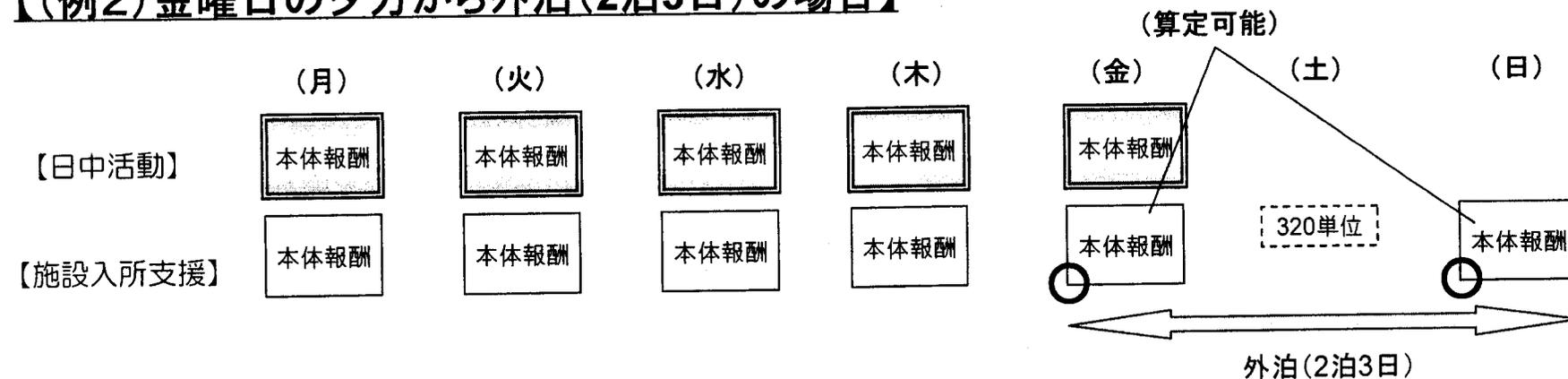
# 入所施設における外泊等の場合の本体報酬の算定について

施設入所者の入院・外泊時については、月6日間を限度として320単位を算定することとしているところであるが、出発時の送り出し、帰宅時の迎え入れの支援を行うことを前提に、入院・外泊の初日及び最終日については、日中及び夜間の本体報酬の算定が可能。

## 【(例1)土曜日の朝から外泊(1泊2日)の場合】

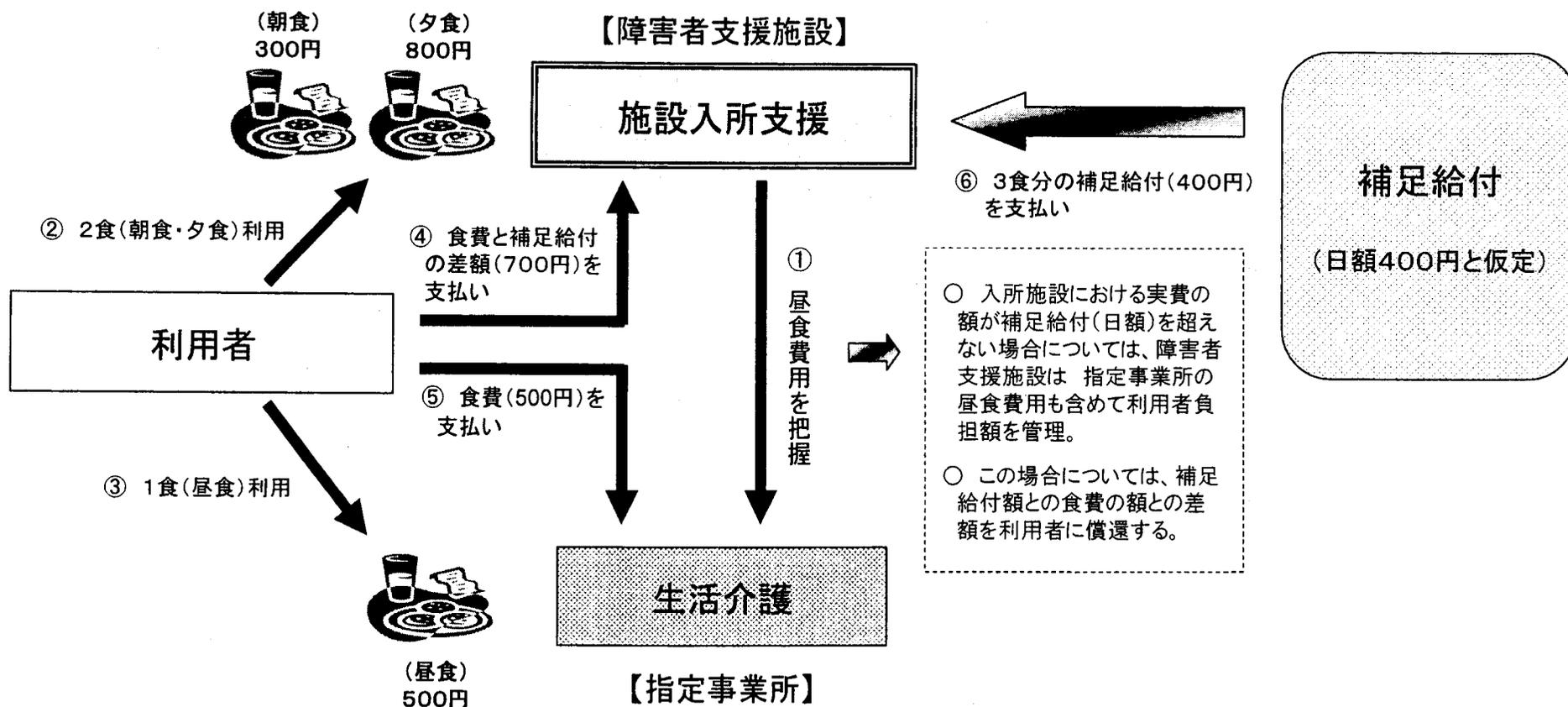


## 【(例2)金曜日の夕方から外泊(2泊3日)の場合】



# 外部の日中活動を利用する場合の補足給付の取扱い

- 外部の日中活動を利用する施設入所者の補足給付の取扱いについては、
  - ① 利用者は入所施設に2食分の費用と補足給付の差額を、日中活動事業者へ1食分の費用を支払い、
  - ② 入所施設に対し、3食分の補足給付を行うこととし、入所施設は昼食分も含めて、利用者負担額を管理する仕組みとする。
- 1月(30.4日分)の食費の合計額が5.8万円を超えることとなる場合も可とする。



## 障害福祉サービス及び障害者支援施設の会計処理上の留意点について

4月に施行された障害福祉サービス事業については、「障害者自立支援法に基づく指定障害者サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令」（平成18年3月29日厚生労働省令第58号）第47条等において指定居宅介護事業等ごと、かつ事業所ごとに経理区分を設けるよう定めており、10月施行分についても同様に定めることとする予定であることを申し添える。

なお、社会福祉法人の会計については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成12年2月17日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長他連名通知）により行われているところであり、定款に記載された社会福祉事業ごとに経理区分を設ける扱いとしているところであるが、障害福祉サービス事業については、指定事業の種類ごとかつ事業所ごとに経理区分を設ける必要がある扱いとする。

### ・指定障害福祉サービス事業における経理区分記載例

社会福祉法人〇〇〇福祉会

・実施事業 障害者支援施設〇〇園の設置経営

障害福祉サービス事業      居宅介護事業（〇〇居宅介護事業所）  
生活介護事業（〇〇生活介護事業所）

（参考）定款上の社会福祉事業の記載例

第1種社会福祉事業

障害者支援施設〇〇園の設置経営

第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業（〇〇園）

### 例：資金収支予算内訳表（イメージ）

勘定科目	経理区分				
	合計	(例) 本部	居宅介護事業 (〇〇事業所)	生活介護事業 (〇〇事業所)	障害者支援施設 〇〇園
収入	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
支出	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

※事業活動支内訳表も同様に、指定事業の種類ごとかつ事業所ごとに経理区分をわけて記載すること。

# 重度障害者等包括支援について

# 1 重度障害者等包括支援の対象者

## 1. 定義(法第5条第9項)

常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者

## 2. 状態像

障害程度区分6(児童については区分6に相当する者とする。)で、意思の疎通に著しい困難を伴う者であって、下記のいずれかに該当する者(主たる対象)

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・ALS ・脊椎損傷 ・遷延性意識障害
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が15点以上である者 III 類型		・強度行動障害

## 3. 判定基準

### I 類型

- (1) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (3) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (4) 認定調査項目「8 医療」において「気管切開の処置あり」かつ「レスピレーター装着あり」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

### II 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であって
- (3) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (4) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

### III 類型

- (1) 概況調査において知的障害の程度が「重度」又は「最重度」と確認
- (2) 障害程度区分6の「行動援護」対象者であって
- (3) 認定調査項目「6-3-ア 意思の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
- (4) 「行動援護項目得点」が「15点以上」と認定

## 2 指定事業者の要件

### 指定基準骨子(案)

#### 【基本方針】

- 重度障害者等包括支援以外に、指定障害福祉サービス又は指定障害者支援施設の指定を受けていること。

#### 【人員基準】

- 管理者1名を配置(兼務可)
- サービス提供責任者(※)を配置(兼務可)

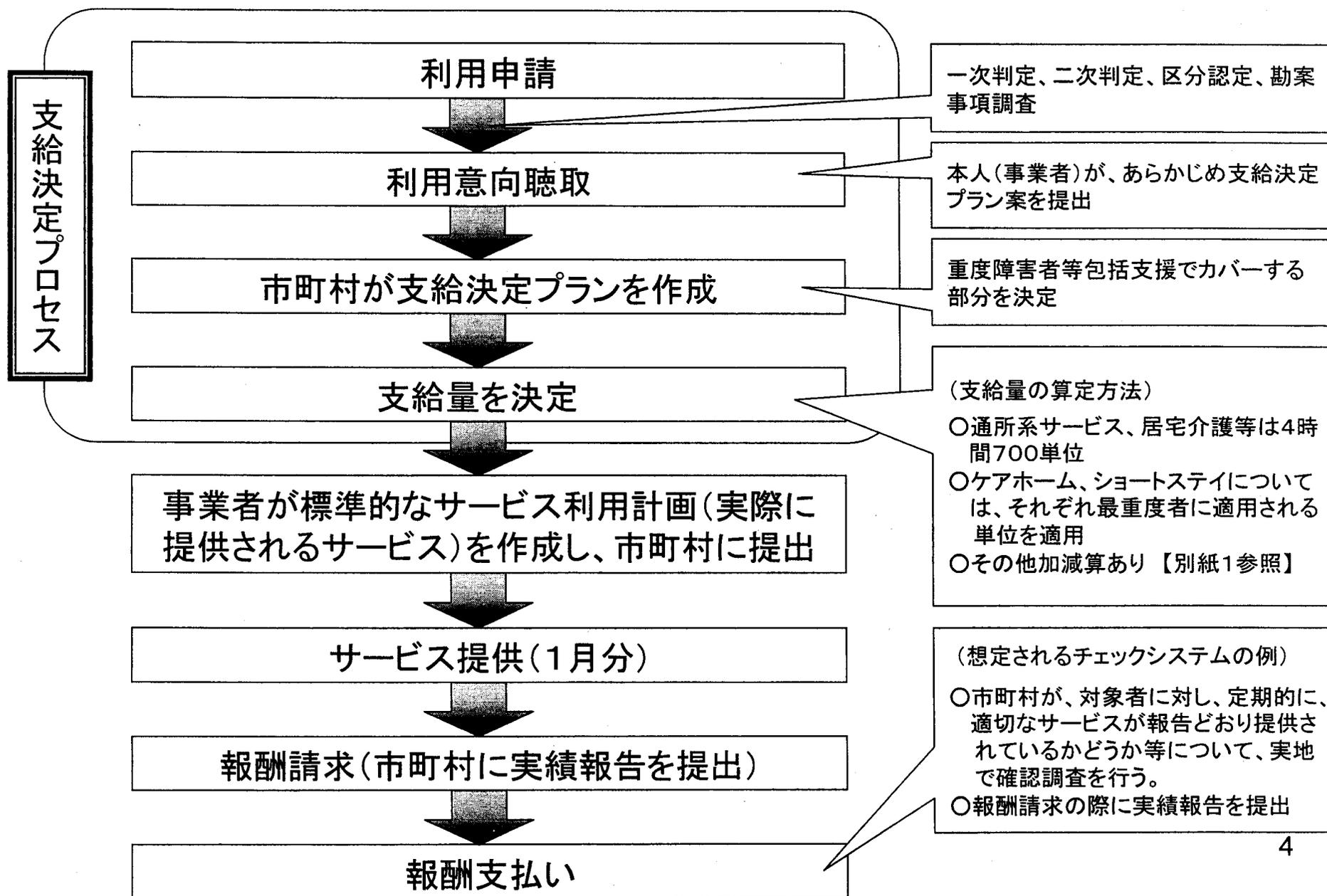
#### ※サービス提供責任者の資格要件

- ・相談支援専門員の資格を有していること。
- ・重度障害者等包括支援の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上あること。

#### 【運営基準】

- 利用者と、24時間連絡対応可能な体制をとっていること。
- 自ら又は第三者に委託することにより2以上の障害福祉サービス(重度障害者等包括支援を除く。)を提供できる体制を確保していること。
- 主たる対象に関する専門医を有する医療機関と協力体制があること。
- サービス利用計画を週単位で作成すると共に、定期的にサービス担当者会議を開催すること。
- サービス提供の主たる対象者及び利用予定者数等を運営規程に定めること。
- 提供される障害福祉サービスにより以下の要件を満たすこと。
  - ・最低基準を満たすこと。(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)
  - ・指定基準を満たすこと。(児童デイサービス、短期入所、共同生活介護)
  - ・従業者については、家族介護不可とするが資格要件は設定しない。(居宅介護、重度訪問介護、行動援護)

### 3 支給決定方法



## 重度障害者等包括支援における各種加減算について

1 4時間700単位で提供するサービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）

(1) 日中時間帯以外の加算の算定

午後6時から午後10時まで(夜間加算)	25%に相当する額
午後10時から午前6時まで(深夜加算)	50%に相当する額
午前6時から午前8時まで(早朝加算)	25%に相当する額

(2) 12時間を超える分は4時間692単位(97.5%相当額)を算定

2 短期入所

食事提供加算 68単位(H21.3.31までの経過措置)

3 共同生活介護

夜間支援体制加算 97単位

## 4 報酬支払いの方法

- 1 報酬は重度障害者等包括支援事業者に全て支払う。
- 2 他の事業者と連携してサービスを提供する場合は、重度障害者等包括支援事業者から他の事業者へ委託費を支払う。
- 3 支給決定した単位数をそのまま支払い、実際に使ったサービスの内訳等は問わない。(包括払い方式)

## 5 その他

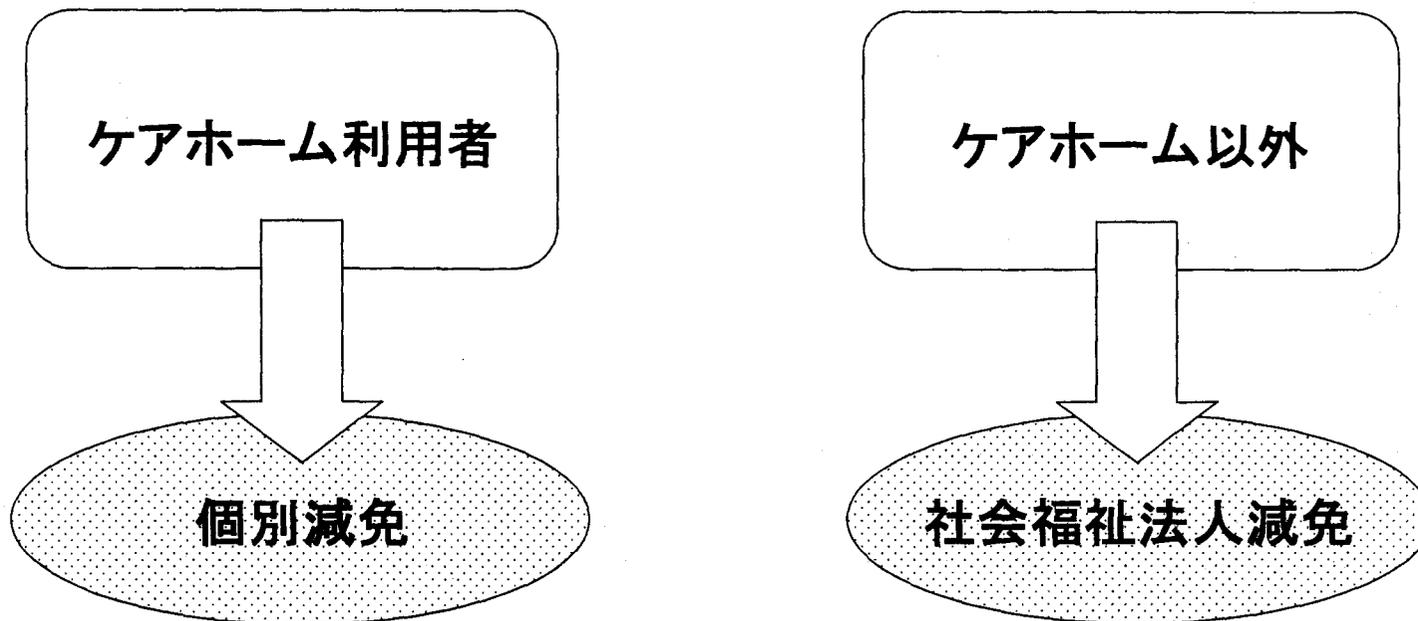
### 重度障害者等包括支援における利用者負担軽減措置の適用について

#### ※現行の障害福祉サービスに係る利用者負担軽減措置

入所施設・グループホーム利用者は個別減免、訪問系サービス・通所サービス利用者は社会福祉法人減免を適用している。

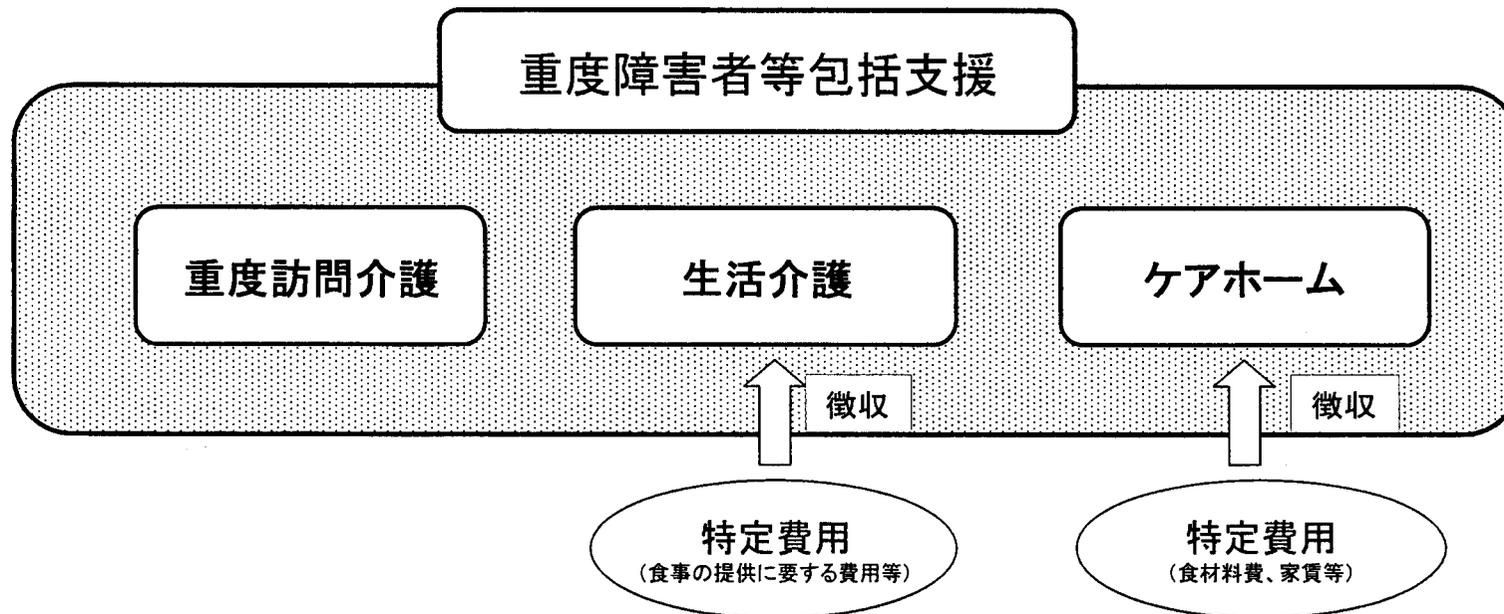


- 重度包括利用者がケアホームを利用していれば個別減免を適用する。そうでない場合は、社会福祉法人減免を適用する。



## 重度障害者等包括支援における特定費用の取扱い

- 重度障害者等包括支援として提供した各障害福祉サービスにおいて発生した特定費用(光熱水費、家賃等)は、各障害福祉サービスごとに省令で定められている費用を、各障害福祉サービス事業所において徴収する。



# 居宅介護従業者等養成研修 について

## 障害者自立支援法の施行に伴う現行研修の再編等

### 1. 訪問系サービスの見直し

障害者自立支援法の施行に伴い、訪問系サービスに係るサービス体系等の見直しを行うこととしている。

(見直しの内容)

- ・「重度訪問介護」の新設等（H18.10～）
- ・「外出支援」の地域生活支援事業への移行（H18.10～）

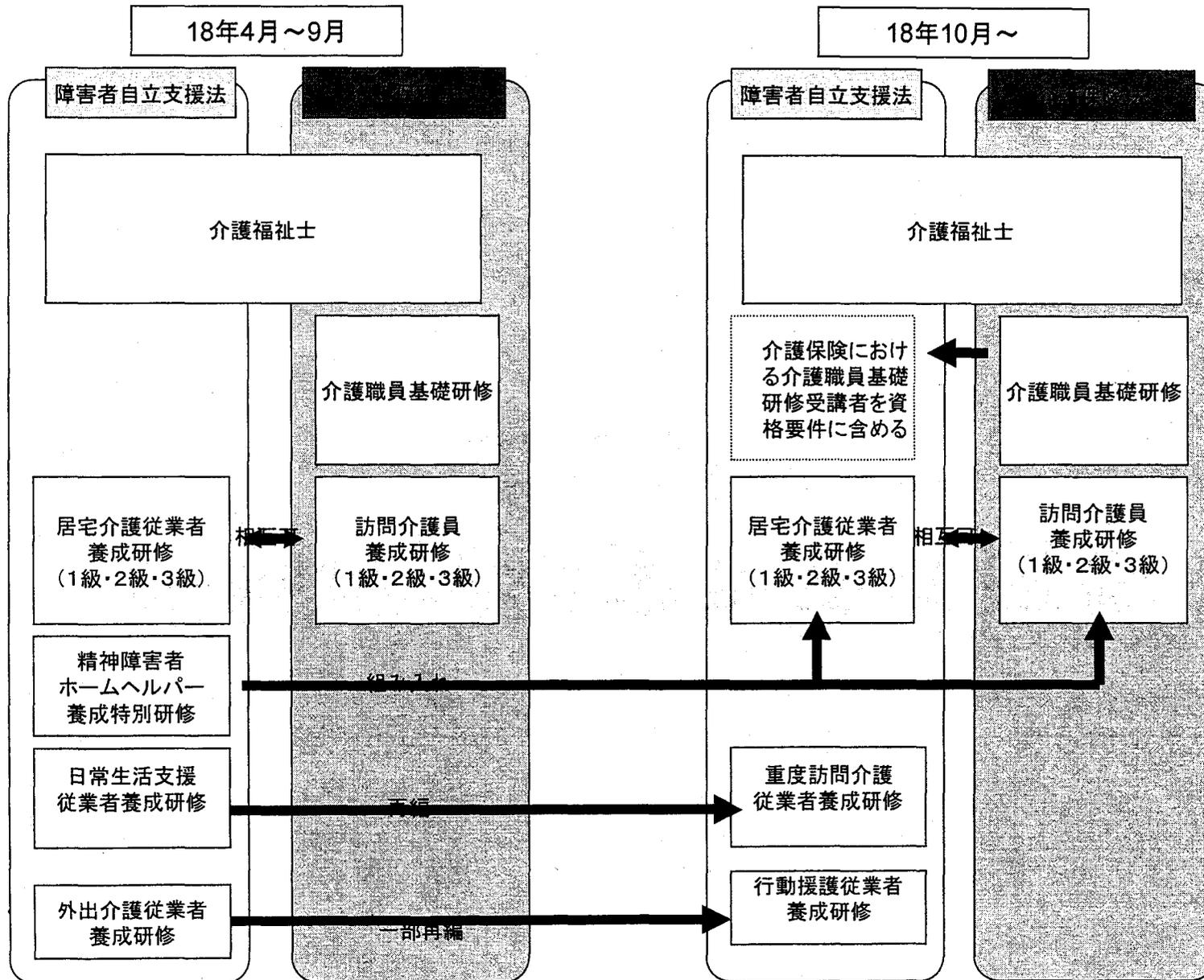
### 2. 研修課程の見直し

このため、現行の居宅介護従業者養成研修等についても、所要の見直しを行うものである。（H18.10～）

(見直しの内容)

- ・居宅介護従業者養成研修による精神障害者ホームヘルパー養成研修の組み入れ
- ・外出介護従業者養成研修の一部を行動援護従業者養成研修に再編
- ・日常生活支援従業者養成研修を重度訪問介護従業者養成研修に再編

# 障害者自立支援法における訪問系サービス関係研修の整理



# 行動援護従業者養成研修 について

# 行動援護の従業者の資格要件

## ○ 現行

### ① サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者又は知的障害児の福祉に関する事業に5年以上従事した経験を有するもの

### ② ヘルパー資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者
- ニ) 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者であって、知的障害者又は知的障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に2年以上従事した者

## ○ H18年10月以降

### ① サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ホ) 行動援護従業者養成研修を修了した者(※4)のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に5年以上従事した者

### ② ヘルパー資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者
- ホ) 行動援護従業者養成研修を修了した者(※4)であって、知的障害者、精神障害者、障害児の直接支援業務に2年以上従事した者 ※1

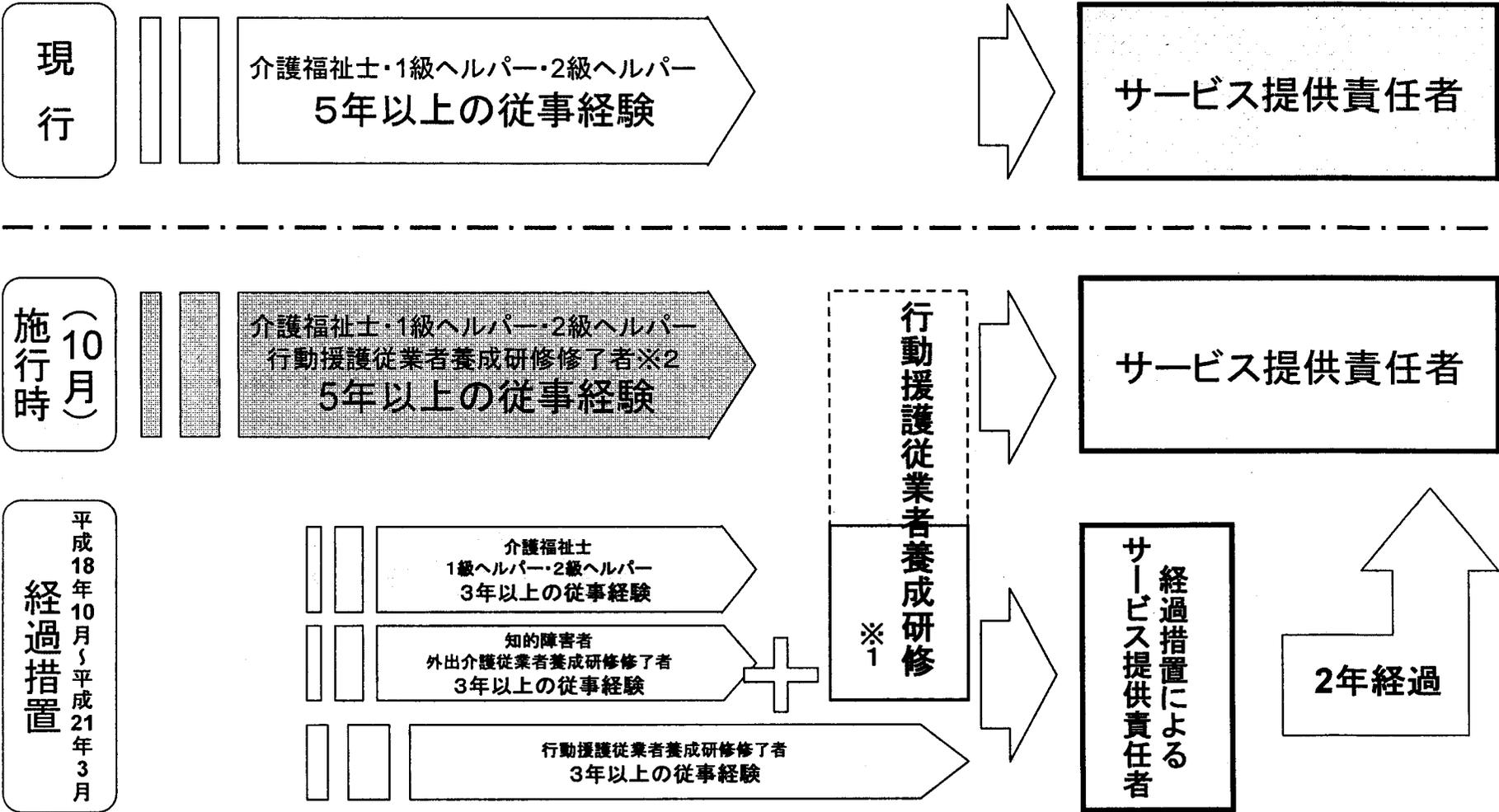
※1 従業者等の要件については、当分の間、①サービス提供責任者については「5年以上」を「3年以上」、②サービス提供職員については、「2年以上」を「1年以上」とする経過措置を設ける

※2 ※1の経過措置は行動援護従業者養成研修受講を要件とする

※3 ※1の経過措置によるサービス提供の場合は、30%の減算

※4 H18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了したものを含む。

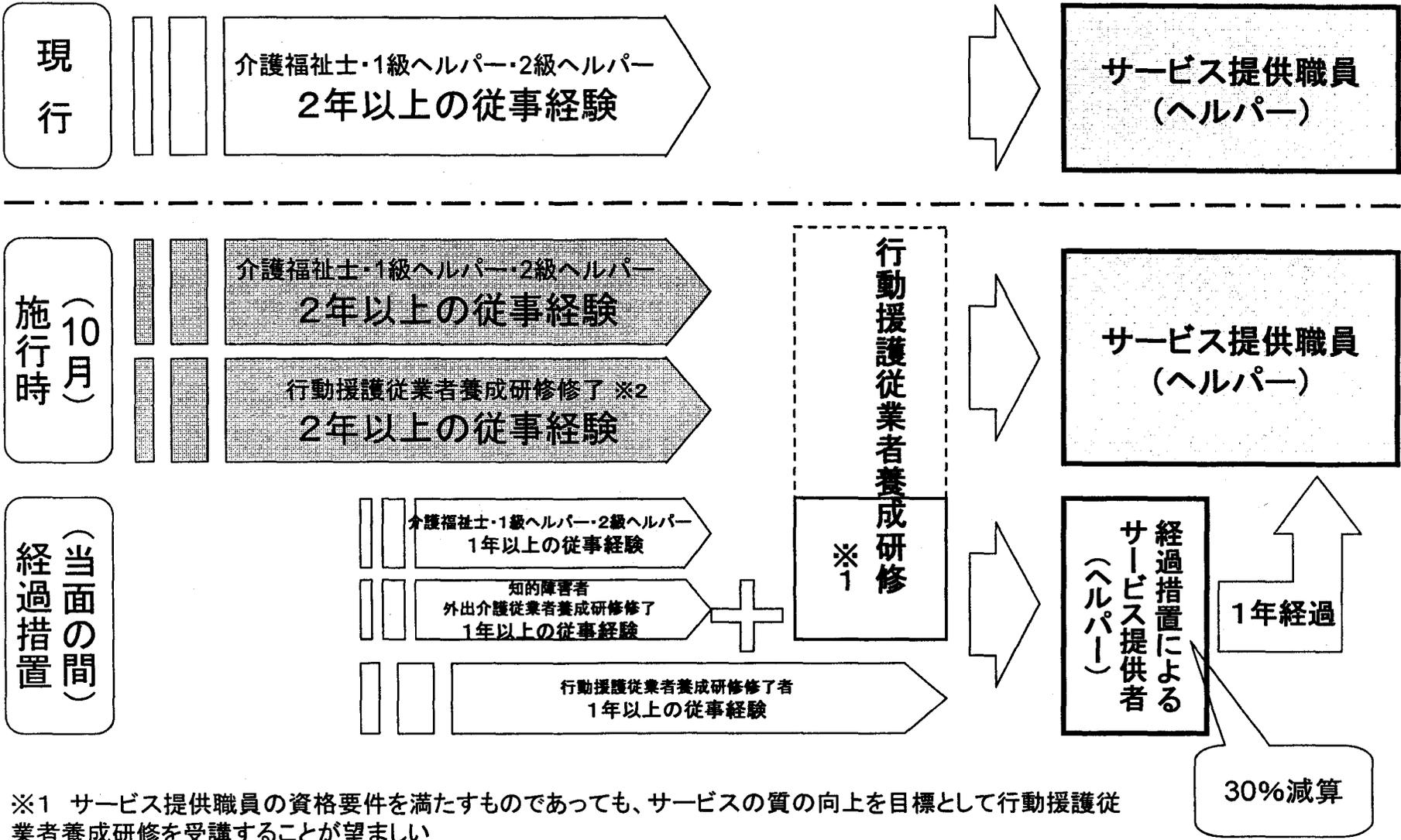
# サービス提供責任者の経過措置について



※1 サービス提供責任者の資格要件を満たすものであっても、サービスの質の向上を目標として行動援護従業者養成研修を受講することが望ましい

※2 従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程を修了したものを含む

# サービス提供者(ヘルパー)の経過措置について



※1 サービス提供職員の資格要件を満たすものであっても、サービスの質の向上を目標として行動援護従業者養成研修を受講することが望ましい

※2 従前の知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了したものを含む

# 研修実施上の留意事項と暫定措置

## 【留意事項】

本年10月において行動援護サービスの指定事業者が確保され地域格差が解消され、必要とする者への適切な利用がなされるよう、特に都道府県に対しては、研修の積極的な受講と研修事業の円滑な実施に配慮されるようお願いする

## 【暫定措置】

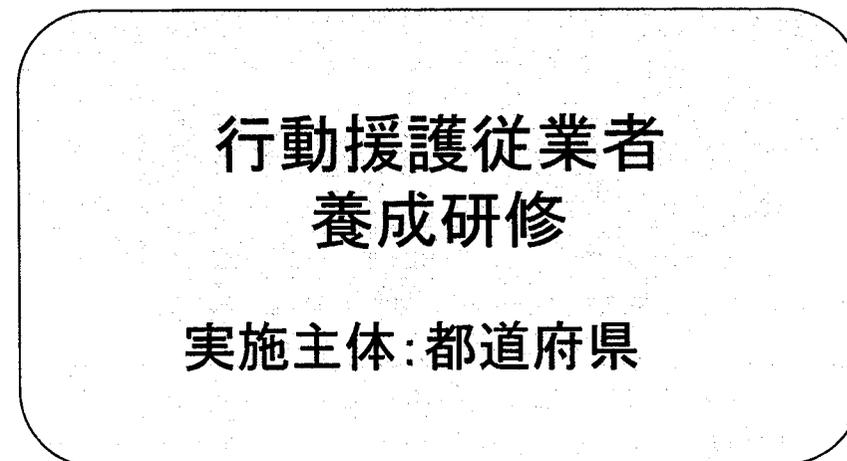
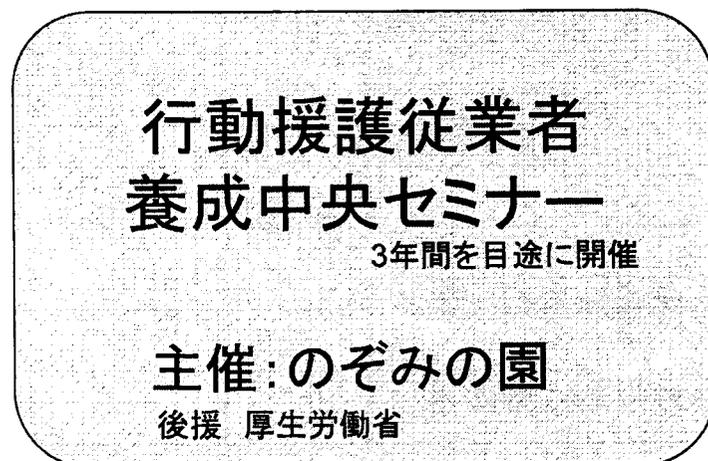
H18年度に限り都道府県が行動援護の研修を9月30日までに開催することが困難な場合においては、都道府県知事の判断により、下記の要件を満たす者については、H18年度中の行動援護研修の受講を条件として、行動援護を実施することを認めることとする。

下記の要件を満たす者とは、

- ① サービス提供責任者については、介護福祉士、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって、H18年9月30日時点において3年以上介護等の業務に従事した者、知的障害者移動介護従業者養成研修課程を修了したものであって、知的障害者、精神障害者又は障害児の直接支援業務に「3年以上」従事した者
- ② サービス提供職員については、介護福祉士、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者、知的障害者移動介護従業者養成研修課程を修了したものであって、知的障害者、精神障害者、障害児の直接支援業務にH18年9月30日時点において「1年以上」従事した者をいう。

ただし、報酬を30%減とする。

# 行動援護従業者養成研修



## 【受講対象者】

都道府県での行動援護従業者養成研修の演習(グループリーダー)を担う者を3名程度、また適宜必要と認める者

受講者数: 約200名

(各都道府県複数名以上)

## 【受講対象者】

サービス提供責任者、サービス提供職員の要件を満たさない者

サービス提供責任者: 従事期間3年以上5年未満の者  
サービス提供職員: 従事期間1年以上2年未満の者

要件を満たす者で研修受講の意欲のある者

# 行動援護従業者養成研修カリキュラム

日程	区分	科目	時間	備考
一日目	講義 ※	行動援護にかかる制度およびサービスに関する講義	二	サービス利用者の人権と従事者の職業倫理に関する講義も含む
		行動援護利用者の障害特性と障害理解に関する講義	二	
		行動援護の技術に関する講義	二	行動の予測と対応技術。アセスメントと個別支援計画も含む
二日目	演習	行動援護の事例検討	四	実際の行動援護事例による検討
		行動の理解の実際(及びロールプレイ)	三	行動障害の基礎と応用行動分析等による理解の実際と対応技術の習得
三日目		事例分析	四	モデルを使ったグループワークによる演習
	事例分析検討	三	演習結果の発表および講評	
計			二十	

※ビデオ視聴による研修受講も可とする。

## 「行動援護とは」

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。（自立支援法第5条4）

※支援費制度において、平成17年4月より、知的障害者・児を対象に実施。

# 行動援護のサービス内容

## 3 行動援護について

### (1) サービス内容

行動援護が中心であるサービスは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難がある者に対して、外出時および外出の前後に、次のようなサービスを行うものである。

なお、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備する必要がある

#### ① 予防的対応

ア 初めての場所で何が起こるか分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動がでないよう、あらかじめ目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるように理解させること

イ 視覚、聴覚等に与える影響が問題行動の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに問題行動が起こるかを熟知した上での予防的対応等を行うことなど

#### ② 制御的対応

ア 何らかの原因で本人が問題行動を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ問題行動を適切におさめること

イ 危険であることを認識できないために車道に突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自傷行為を適切におさめること

ウ 本人の意志や思いこみにより、突然動かなくなったり、特定のもの(例えば自動車、看板、異性等)に強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

#### ③ 身体介護的対応

ア 便意の認識が出来ない者の介助や排便後の後始末等の対応

イ 外出中に食事をとる場合の食事介助

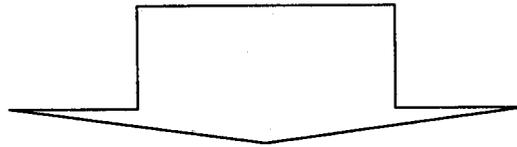
ウ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など

「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」  
(平成18年4月3日障発第0403003号部長通知(抄))

# 行動援護の対象者の基準

## ○ 現行

- 行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する10項目(最高20点)中、評価合計10点以上を対象



## ○ H18年10月以降

- 障害程度区分3以上を対象
- かつ、行動障害やコミュニケーション及びてんかんに関する12項目(最高24点)中、評価合計10点以上を対象

# 行動援護判定基準と認定調査項目

調査項目等	0点		1点	2点	
本人独自の表現方法を用いた意思表示(6-3-イ)	意思表示できる		時々、独自の 方法	常に独自 の方法	意思表示 できない
言葉以外の手段を用いた説明理解(6-4-イ)	説明を理解できる		時々、言葉以外の 方法	常に言葉以 外の方法	説明を理 解できない
食べられないものを口に入れる(7-ツ)	ない	時々ある		ある(週1回以上)	毎日
多動又は行動の停止(7-ナ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
パニックや不安定な行動(7-ニ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為(7-ヌ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為(7-ネ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
他人に抱きついたり、断りもなくものをもってくる(7-ノ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
環境の変化により突発的に通常と違う声を出す(7-ハ)	ない	希にある	週に1 回以上	日に1回以上	日に頻回
突然走っていなくなるような突発的行動(7-ヒ)	ない	希にある	週に1 回以上	日に1回以上	日に頻回
過食・反すうなどの食事に関する行動(7-フ)	ない	希にある	月に1 回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
てんかん発作(医師意見書)	年1回以上 換算せず			月1回以上	週1回以上

# 今後の研修スケジュール等について

	前期			10月	後期	
18 年度			18 年度中央セミナー	事業の本格的実施	18 年度都道府県研修	都府県研修では実施準備まで短期間であること等から、講義については、中央セミナー講義部分の録画ビデオを9月を目処に配布予定。
19 年度		編集テキストの活用 行動援護研修テキスト編集委員会	19 年度中央セミナー		19 年度都道府県研修	

# 重度訪問介護従業者養成研修 について

# 重度訪問介護従業者の資格要件

## ○ 現行(日常生活支援)

### 1. サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修2級課程修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ニ) 従業者のうち相当の知識と経験を有する者

### 2. サービス提供職員資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 居宅介護従業者養成研修1級・2級又は3級課程修了者
- ハ) 日常生活支援従業者養成研修修了者

## ○ H18年10月以降(重度訪問介護)

### 1. サービス提供責任者資格要件

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級課程の修了者
- ニ) 居宅介護従業者養成研修2級課程の修了者であって3年以上介護等の業務に従事した者
- ホ) サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者

### 2. サービス提供職員資格要件(※1)

- イ) 介護福祉士
- ロ) 介護職員基礎研修の終了者
- ハ) 居宅介護従業者養成研修1級、2級又は3級課程の修了者
- ニ) 重度訪問介護従業者養成研修修了者 (※2)

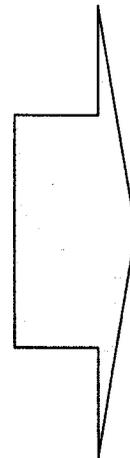
※1 サービス提供職員については、当分の間、平成18年9月30日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

※2 平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従業者養成研修を修了した者を含む。

# 「日常生活支援従業者養成研修」から 「重度訪問介護従業者養成研修」への改編について

## 【日常生活支援従業者養成研修】

区分	科目	時間数
講義	身体障害者居宅介護等に関する講義	3
	全身性障害者の疾病、障害等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	2
	家事援助の方法に関する講義	1
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	1
演習	全身性障害者の介護技術に関する演習	11
合計		20



## 【重度訪問介護従業者養成研修】

### 【基礎研修】

区分	科目	時間数
講義	重度身体障害者の地域生活等に関する講義	2
	基礎的な介護技術に関する講義	1
実習	基礎的な介護とコミュニケーションの技術に関する実習	5
	外出時の介護技術に関する実習	2
計		10

### 【追加研修】

区分	科目	時間数
講義 ※	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4
	コミュニケーションの技術に関する講義	2
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1
実習	重度障害者の介護サービス提供現場での実習	3
計		10

※ビデオ視聴による研修受講も可とする。

# 「重度訪問介護」とは

- ・自立支援法第5条第3項

(対象者) 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、

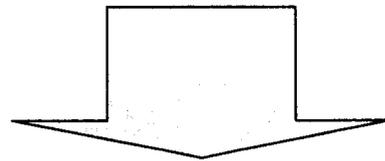
(内 容) 居宅における入浴、  
排せつ 又は  
食事の介護

その他の厚生労働省令で定める便宜 及び  
外出時における移動中の介護を  
総合的に供与すること。

# 重度訪問介護の利用者像

- 障害程度区分が区分4(要介護3程度)以上であって、下記のいずれにも該当する者
  1. 二肢以上に麻痺があること
  2. 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること。

さらに、加算対象として



# 重度訪問介護加算対象者

1. +15%・・・重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者



○ 障害程度区分が 区分6(要介護5程度) に該当する者のうち、  
意思疎通に著しい困難 を有する者であって、以下に掲げる者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害者

2. +7.5%・・・区分6(要介護5程度)の者で

重度障害者等包括支援の利用者像以外の者

※ 加算対象となる特に重度の障害者に対し支援を行う者については、利用者が医療的ケアを必要とする者が多いこと等を踏まえ、緊急時の対応等についての付加的な研修を受講していることを要件とする。

障害保健福祉関係主管課長会議	
H18. 6. 26	資料7

# サービス管理責任者研修について

(注) 資料内容については、今後の検討状況により変更があり得るものである。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課

平成18年6月26日

# 「サービス管理責任者研修(指導者研修)」実施要領(案)

## 1 目的

都道府県が推薦する指導者候補者に対して、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの管理上必要となる講義及び演習を受講させることにより、都道府県が実施するサービス管理責任者研修の指導者を養成するものである。

2 受講期間 平成18年9月6日(水)～9月8日(金)(合計3日間)

3 研修会場 全国身体障害者総合福祉センター 戸山サンライズ  
(東京都新宿区戸山1-22-1 電話03-3204-3611)

4 受講定員 240人(各都道府県から分野別に各1名)

5 受講資格 各分野ごとに所定の実務経験を有する者であって、都道府県の推薦を受けた者

## 6 研修内容

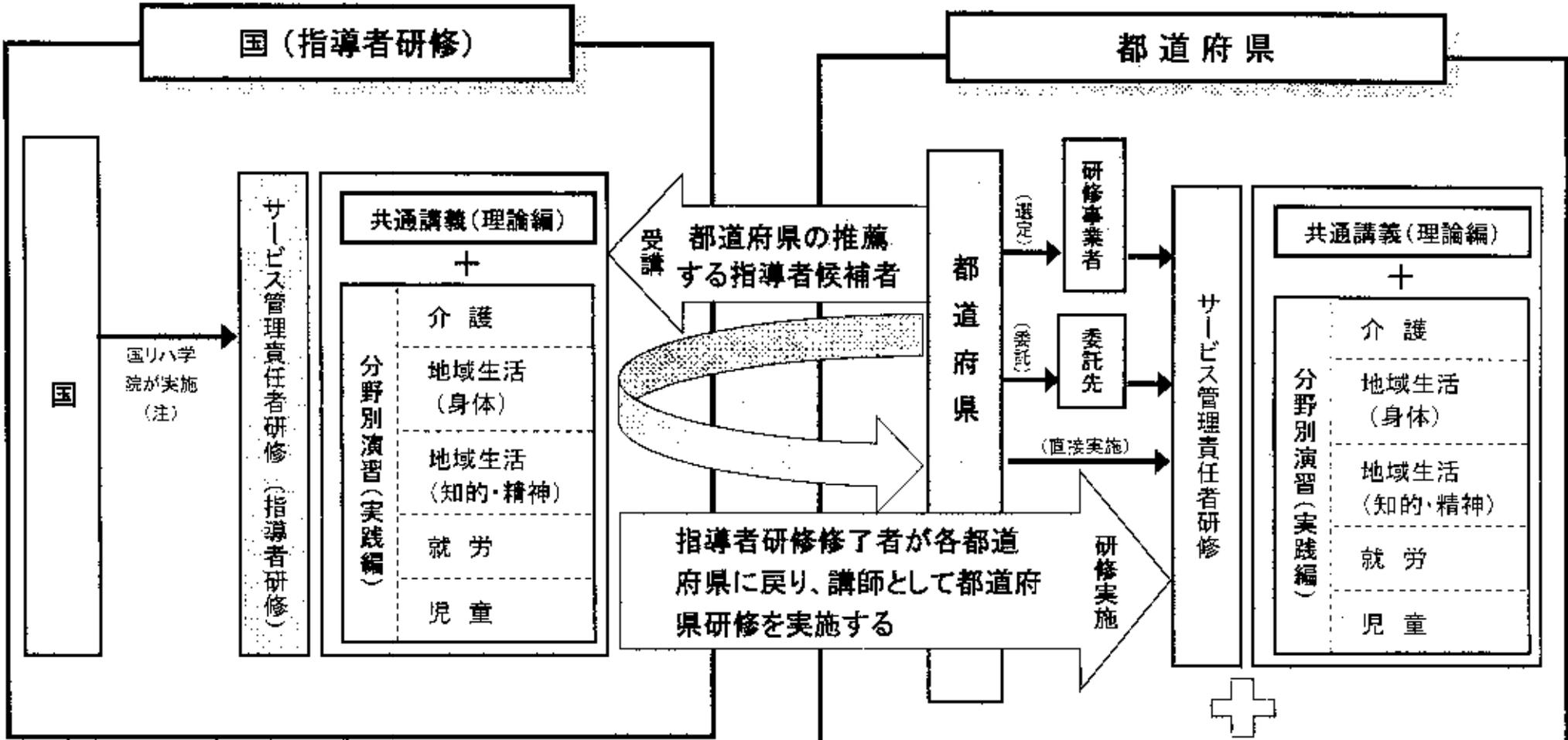
### (1) 講義(理論研修)

- ・「障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割」(2時間)
- ・「サービス提供のプロセスと管理」(2時間)
- ・「サービス提供者と関係機関の連携」(2時間)
- ・「分野別のアセスメントとモニタリングの実際(分野別講義)」(3時間)

### (2) 演習(実践研修)

- ・「サービス提供プロセスの管理の実際:事例研究①(アセスメント編)」
- ・「サービス提供プロセスの管理の実際:事例研究②(個別支援計画編)」
- ・「サービス内容のチェックとマネジメントの実際(事例検討会)」

# 「サービス管理責任者研修」の全体イメージ



(注) 平成18年度は全国身体障害者総合福祉センター (戸山サンライズ) への委託により実施予定。

## 「サービス管理責任者研修」の分野設定

- サービス管理責任者として必要な専門的知識と技術を習得するため、各事業の機能と特性に対応できる講義と演習により構成される研修を実施。
- サービス管理責任者を養成するため次の5分野を設定。(テキストも分野別に作成)

第1分野：介護 → (療養介護・生活介護 (施設入所支援に係るものを含む))

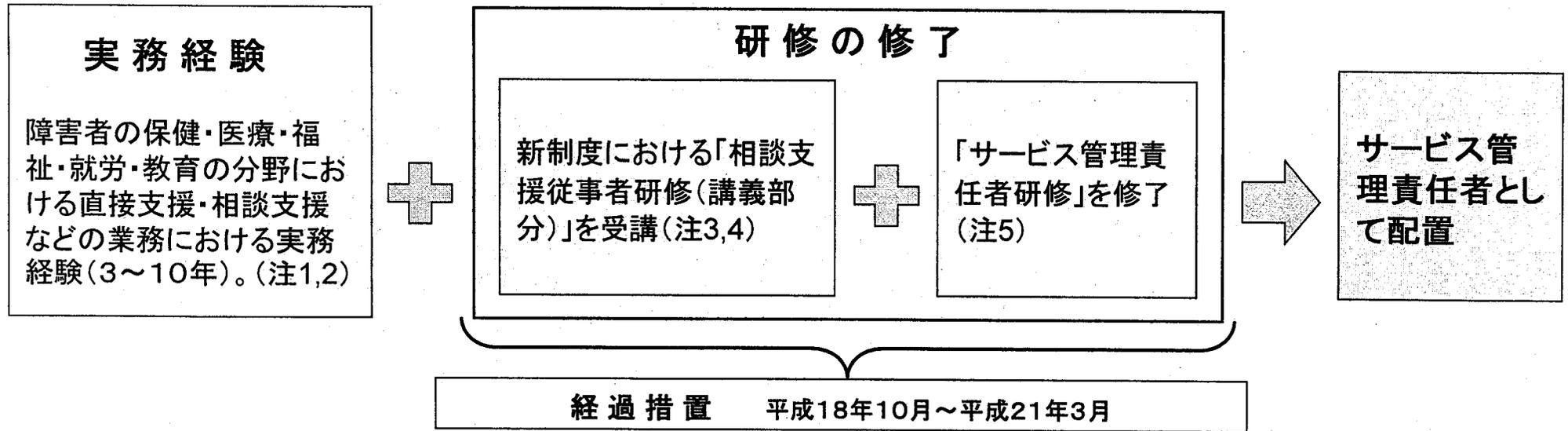
第2分野：地域生活(身体) → (機能訓練)

第3分野：地域生活(知的・精神) → (生活訓練・共同生活援助・共同生活介護)

第4分野：就労 → (就労移行支援・就労継続支援)

第5分野：児童 → (児童デイサービス)

# 「サービス管理責任者」の要件



実務経験の要件を満たしていれば、平成21年3月までの間に「相談支援従事者研修(講義部分)」を受講し、かつ「サービス管理責任者研修」を修了することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。

- (注1) 実務経験については、「参考1」を参照。
- (注2) グループホーム、ケアホーム、児童デイサービスについては、現にサービス提供を実施している事業者において、実務経験を満たす人材を確保できない場合に限り、平成19年度末までに「相談支援従事者研修(講義部分)」と「サービス管理責任者研修」を受講・修了することを条件として、3年以上の実務経験をもって暫定的にサービス管理責任者として配置できることとする。
- (注3) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、講義部分(「参考2」の2日間の部分)をいう。
- (注4) 過去の「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成18年度以降、経過措置終了までの間に「相談支援従事者初任者研修」(1日)を受講した場合、新制度における「相談支援従事者研修」を修了したものと見なす。
- (注5) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラム(分野別のカリキュラム)を修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を修了していればよいこととする。

参考1

サービス管理責任者の実務経験

業務の範囲		サービス管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※1を有する者 (4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 直接支援業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者	
		盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士	5年以上
上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等※1による業務に5年以上従事している者		3年以上	

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

参考2

相談支援従事者研修とサービス管理責任者研修との関係

障害者相談支援従事者研修カリキュラム(案)					サービス管理責任者研修カリキュラム(案)				
日数	科目	方法	獲得目標	時間数	日数	科目	方法	獲得目標	時間数
1 日目	開講式・オリエンテーション				1 日目	開講式・オリエンテーション			
	障害者自立支援法の概要	講義	障害者自立支援法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。	1.5		障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割	講義	障害者自立支援法における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理者の基本的な役割について解説	2
	相談支援事業と相談支援専門員(概論)	講義	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。	1		サービス提供のプロセスと管理	講義	サービス提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者がそのプロセスにどのように関わるかを具体的に解説	2
	障害者自立支援法におけるケアマネジメント手法	講義	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの位置付けと支給決定プロセス(相談支援の流れ)、基本姿勢について理解を深める	3		サービス提供者と関係機関の連携	講義	実際のサービス提供現場において、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例を報告(就労か地域生活の事例を通じた報告を想定)	2
	障害程度区分(概論)	講義	障害程度区分の意義、内容について理解する	1					
2 日目	障害者の地域生活支援	講義	障害者の地域生活における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援を理解する。	1.5	2 日目	分野別のアセスメントとサービス提供の基本姿勢	講義	個別支援計画の内容を左右するアセスメントについては分野別の特殊性が大きく、また、分野によってサービスを提供する上での基本的姿勢が異なることから、分野別のアセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説	3
	障害者のケアマネジメント(概論)	講義	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方の理解を深める。	2		初期状態の把握から個別支援計画の作成(事例研究①)	演習	分野別の事例を用いて、アセスメントによる利用者像の正確な把握から各事業のサービス内容を理解した上で、以下の点に注意しながら到達すべき目標の設定と、その実現のための個別支援計画の作成について演習する	4
	権利擁護	講義	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点を理解する。	1.5					
3 日目	ケアマネジメントの展開	演習	事例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリング、実施評価を理解する。	6	3 日目	中間評価に基づく支援方針の修正と終了時評価(事例研究②)	演習	分野別の事例を用いて、サービス提供開始後の中間評価に基づく支援方針の適切な修正方法や、次のステージを想定した終了時評価のあり方について演習する	3
	実習ガイダンス	演習	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる ※1	1		サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)	演習	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する	3
							閉講式		
4 日目	演習Ⅰ(3)	演習	課外実習で作成した各自のアセスメント表、サービス利用計画書を発表し、相互の事例の理解を深める。	7	計				19
	演習Ⅱ(4)	演習	模擬的なサービス担当者会議を通じて事例検討を行いケアマネジメント手法を具体的に理解する。						
5 日目	実習まとめ	演習	発表事例の事後的・客観的評価により実習の総括を行う。	3	※ サービス管理責任者研修の受講者は、  で囲んだ部分を受講することで研修修了の要件を満たす。				
	地域自立支援協議会の役割と活用	講義	地域自立支援協議会の運営方法について理解する。	3					
	閉講式								
計				31.5					

国立更生援護施設の入所事務  
等について

平成18年6月26日

## 1 障害者自立支援法施行に伴う国立更生援護施設の運営について

- (1) 国立更生援護施設は、「身体障害者のリハビリテーションに関する施策を推進するため、身体障害者のリハビリテーションに関する我が国の先駆的・指導的役割を果たすナショナルセンターとして、医療から職業訓練までの一貫したリハビリテーションを実施する」とともに「重複障害を有する最重度の知的障害児の保護及び指導」などを行い、その成果を全国の関係施設等に普及させることを目的として設置・運営している。
- (2) 国立更生援護施設は、これまで支援費制度における都道府県の指定は必要としなかったが、平成18年10月より障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設に位置づけられることから、今後、平成18年10月の新サービス体系への移行（経過措置なし）に向け、施設所在地の道県知事（北海道、栃木県、埼玉県、静岡県、兵庫県、福岡県、大分県）に対して障害者支援施設の指定手続きを行うこととなるので、特段のご配慮をお願いする（具体的に適用する施設障害福祉サービスは検討中）。
- また、国立更生援護施設は、入所を希望する者の住所地に関係なく、全国を対象としており、現入所者についてみれば、その出身地は44都道府県391市町村に及んでいるところであり、これら国立更生援護施設の利用者について、各都道府県、市町村において策定する障害福祉計画のサービス見込み量等に適切に反映されるようよろしく願います。
- (3) 現在、国立更生援護施設へ入所する場合の手続きは、支援費制度における手続きと異なり市町村の意見書を受け、施設利用者との契約により利用しているところであるが、平成18年10月以降、施設利用者は、障害者自立支援法第19条第1項の規定に基づき「市町村からの支給決定」を受け、同法第22条第5項の規定に基づき市町村が交付する「受給者証」により行うこととなる。
- また、利用者負担の決定事務についても、市町村において行うとともに、自立支援給付についても、市町村から給付を行うこととなるので管内市町村等関係機関に対して周知徹底方よろしく願います。
- このため、平成18年10月以降、引き続き施設を利用する現入所者については、市町村から新たな障害程度区分による訓練等給付等の支給決定を受ける必要があることから、今後、各国立更生援護施設から関係市町村に対して確認の連絡を入れるので、この点についても管内市町村及び関係機関に対して、周知徹底方よろしく願います。

## 2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

(1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、並びに、調査及び研究等を行い、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とした法人である。

(2) のぞみの園は、入所を希望する者の居住地に関係なく、全国を対象としており、現入所者についてみれば、その出身地は45都道府県270市町村に及んでいるところであり、各都道府県、市町村において策定する障害福祉計画においては、のぞみの園の入所者の地域移行を念頭に置きながら数値目標を設定する等サービス見込み量等について、当施設の利用者が適切に反映されるようよろしく願います。

(3) 平成18年10月以降において当施設へ入所する場合の手続きは、障害者自立支援法第19条第1項の規定に基づき、「市町村からの支給決定」を受け、同法第22条第5項の規定に基づき市町村が交付する「受給者証」により行うこととなるので、関係市町村に対して周知方お願いしたい。

なお、のぞみの園においては、現在、新たな施設・事業体系の移行に向けての準備を進めているところであるが、当法人には事業者に関する経過措置がないため、平成18年10月以降、引き続き施設を利用する現入所者については、市町村から新たな障害程度区分による訓練等給付等の支給決定を受ける必要があることから、今後、のぞみの園から関係市町村に対して確認の連絡を入れるので、この点についても管内市町村関係機関に対して、周知徹底方よろしく願います。

# 1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	現行事業内容等
<p>国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院)</p> <p>TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102 <a href="http://www.rehab.go.jp/">http://www.rehab.go.jp/</a></p> <p>我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として以下の事業等を実施。</p> <p>①身体障害者に対する総合的リハビリテーション ②リハビリテーション技術の研究と開発 ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修 ④リハビリテーションに関する情報の収集と提携 ⑤リハビリテーションに関する国際協力</p>	<p>埼玉県 所沢市</p>	<p>ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等に対し、職業、職能訓練の実施 定員 330名</p> <p>イ 理療教育課程 中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名 ・中卒5年課程 定員 75名</p> <p>ウ 生活訓練課程 中途失明者等に対し、社会生活に適應させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 20名</p>
<p>国立 立 光 明 寮</p>	<p>北海道 函館市</p> <p>栃木県 那須塩原市</p> <p>兵庫県 神戸市</p> <p>福岡県 福岡市</p>	<p>ア 理療教育課程 中途失明者等に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名 ・中卒5年課程 定員 各センター75名</p> <p>イ 生活訓練課程 中途失明者等に対し、社会生活に適應させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター10名</p>
<p>国立 立 保 養 所</p>	<p>静岡県 伊東市</p> <p>大分県 別府市</p>	<p>主に肢体不自由者で最重度といわれる「頸髄損傷」に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・ケースワーク、心理判定等の社会的・心理的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名</p>
<p>国 立 児 知 的 障 害 施設</p>	<p>埼玉県 所沢市</p>	<p>知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施 定員 125名</p>

## 2 国立更生援護施設入所者の出身市町村一覧

(平成18年5月31日現在)

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
1	北海道	函館市	10
2		札幌市	9
3		旭川市	2
4		北見市	1
5		網走市	2
6		江別市	2
7		苫小牧市	2
8		釧路市	1
9		岩見沢市	1
10		千歳市	1
11		名寄市	1
12		芦別市	1
13		白老町	1
14		知内町	1
15		浜中町	1
16		北斗市	3
17		八雲町	2
18		上磯町	1
19		根室市	1
20		室蘭市	1
21		枝幸町	1
22		平取町	1
23	青森県	青森市	3
24		黒石市	1
25		十和田市	2
26		八戸市	2
27		板柳町	1
28		田子町	1
29		横浜町	1
30		五所川原市	1
31		階上町	1
32		東北町	1
33		六ヶ所村	1
34	岩手県	久慈市	2
35		盛岡市	2
36		陸前高田市	2
37		普代村	1
38		金ヶ崎町	1
39		滝沢村	1
40		二戸市	1
41		一関市	1
42		花巻市	1
43		矢巾町	1
44		宮古市	1
45	宮城県	仙台市	4
46		気仙沼市	3
47		東松島市	1
48		鳴子町	1
49		名取市	2
50		美里町	1
51		鳴瀬町	1
52	登米市	1	
53	秋田県	秋田市	1
54		鹿角市	1
55		北秋田市	1
56		横手市	1
57		美郷町	1
58	大仙市	1	
59	山形県	天童市	1
60		南陽市	1
61	福島県	福島市	1
62		郡山市	1
63		いわき市	1
64		棚倉町	1
65		国見町	1
66		浅川町	1
67		二本松市	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
68	福島県	東和町	1
69		郡山市	2
70		船引町	1
71		塩川町	1
72	茨城県	水戸市	1
73		土浦市	2
74		結城市	4
75		筑西市	3
76		日立市	3
77		桜川市	2
78		鹿嶋市	2
79		石岡市	1
80		牛久市	2
81		古河市	1
82		取手市	2
83		龍ヶ崎	1
84		北茨城市	2
85		常陸大宮市	1
86		神栖町	1
87		下館市	1
88		茨城町	1
89		栃木県	宇都宮市
90	今市市		1
91	大田原市		1
92	足利市		1
93	佐野市		2
94	栃木市		1
95	那須塩原市		3
96	矢板市		1
97	芳賀町		1
98	益子町		1
99	河内町		1
100	大平町	2	
101	日光市	2	
102	真岡市	1	
103	群馬県	高崎市	4
104		伊勢崎市	2
105		桐生市	3
106		沼田市	1
107		前橋市	3
108		渋川市	3
109		富岡市	2
110		太田市	1
111		邑楽町	1
112		大泉町	1
113		安中市	1
114	榛東村	1	
115	吉岡町	1	
116	月夜野町	1	
117	埼玉県	さいたま市	12
118		ふじみ野市	1
119		羽生市	2
120		越谷市	3
121		狭山市	6
122		戸田市	1
123		坂戸市	1
124		三芳町	1
125		所沢市	15
126		小鹿野町	1
127		松伏町	1
128		菫蒲町	1
129		上尾市	4
130		朝霞市	1
131		東松山市	1
132		入間市	3
133		八潮市	1
134	飯能市	2	

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
135	埼玉県	北本市	2
136		嵐山町	1
137		蓮田市	2
138		富士見市	1
139		新座市	1
140		鳩山町	1
141		蕨市	1
142		川越市	4
143		川口市	6
144		川島町	1
145		草加市	1
146		秩父市	2
147		岡部町	1
148		吉田町	1
149		白岡町	1
150	日高市	1	
151	三郷市	1	
152	千葉県	千葉市	6
153		流山市	2
154		船橋市	4
155		柏市	3
156		野田市	2
157		市原市	1
158		成田市	1
159		旭市	2
160		袖ヶ浦市	2
161		印西市	1
162		鎌ヶ谷市	1
163		いすみ市	1
164		市川市	3
165		松戸市	2
166		木更津市	1
167	東京都	あきる野市	1
168		稲城市	1
169		葛飾区	6
170		江戸川区	3
171		江東区	4
172		渋谷区	2
173		荒川区	4
174		小平市	1
175		新宿区	3
176		杉並区	8
177		世田谷区	3
178		清瀬市	2
179		青梅市	2
180		足立区	2
181		台東区	2
182		練馬区	7
183		大田区	5
184		中野区	1
185		町田市	1
186		東久留米市	4
187		八王子市	1
188		東村山市	2
189		板橋区	4
190		豊島区	2
191		府中市	3
192		武蔵村山市	3
193		武蔵野市	2
194		文京区	2
195		北区	2
196		墨田区	3
197		立川市	3
198		狛江市	1
199		昭島市	1
200		日野市	1
201		多摩市	1
202	港区	1	
203	国分寺市	1	
204	西東京市	2	
205	調布市	1	
206	奥多摩町	1	
207	神奈川県	座間市	1
208		横浜市	4
209		城山町	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
210	神奈川県	川崎市	3
211		相模原市	1
212		大和市	1
213		厚木市	1
214	新潟県	柏崎市	2
215		阿賀野市	1
216		新潟市	5
217		朝日村	1
218		長岡市	1
219		真野町	1
220		小須戸町	1
221		川西町	1
222	富山県	小矢部市	1
223		高岡市	1
224	石川県	金沢市	1
225	福井県	三国町	1
226		春江町	1
227		敦賀市	2
228	山梨県	富士河口湖町	1
229		山梨市	1
230		都留市	1
231	長野県	長野市	1
232		上田市	1
233		佐久市	1
234	岐阜県	岐阜市	2
235		岐南町	1
236		下呂市	1
237	静岡県	静岡市	4
238		伊東市	1
239		沼津市	6
240		焼津市	1
241		島田市	2
242		熱海市	1
243		函南町	2
244		浜松市	2
245		袋井市	1
246		浜北市	1
247	菊川市	1	
248	愛知県	名古屋市	8
249		清須市	1
250		愛西市	1
251		春日井市	1
252		津島市	1
253		稲沢市	1
254		北名古屋市	1
255		一宮市	1
256		田原市	1
257		西尾市	2
258		桑名市	1
259		伊勢市	1
260		南伊勢町	1
261	滋賀県	甲良町	1
262		愛荘町	1
263		守山市	1
264		長浜市	1
265	京都府	福知山市	1
266		亀岡市	1
267		舞鶴市	1
268		久御山町	1
269		八幡市	1
270		綾部市	1
271	大阪府	東大阪市	1
272		島本町	1
273		大阪市	4
274		柏原市	1
275		茨木市	3
276	兵庫県	神戸市	17
277		明石市	7
278		小野市	1
279		西宮市	3
280		姫路市	5
281		芦屋市	1
282		三木市	1
283		丹波市	2
284		加古川市	3

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
285	兵庫県	高砂市	1
286		尼崎市	3
287		宍粟市	1
288		多可町	1
289		上郡町	1
290		淡路市	1
291	奈良県	奈良市	1
292	鳥取県	鳥取市	1
293	島根県	松江市	1
294	広島県	広島市	1
295		東広島市	2
296		呉市	2
297	山口県	下関市	1
298		防府市	1
299		美祢市	1
300	徳島県	徳島市	1
301		阿南市	2
302		勝浦町	1
303	香川県	観音寺市	1
304	愛媛県	伊予市	1
305		松山市	2
306		東温市	1
307		今治市	1
308	高知県	安芸市	1
309		高知市	1
310	福岡県	鞍手町	2
311		宇美町	1
312		うきは市	1
313		金田町	1
314		古賀市	2
315		行橋市	1
316		香春町	1
317		志免町	1
318		前原市	1
319		大牟田市	2
320		直方市	1
321		粕屋町	1
322		福岡市	23
323		北九州市	8
324		久留米市	2
325		筑紫野市	1
326		川崎町	1
327		大刀洗町	1
328		宗像市	1
329		みやこ町	1
330		田川市	2
331		飯塚市	5
332		大任町	1
333		柳川市	1
334		八女市	1
335		福津市	1
336		佐賀県	基山町
337	鳥栖市		2
338	唐津市		1
339	有田町		1
340	佐賀市		1
341	肥前町		1
342	嬉野市		1
343	みやき町		2
344	長崎県	佐世保市	4
345		壱岐市	2
346		加津佐町	2
347		西海市	1
348		対馬市	1
349		長崎市	3
350		諫早市	3
351		北有馬町	1
352		佐々町	1
353		大村市	1
354		玉之浦町	1
355	熊本県	錦町	1
356		熊本市	2
357		山鹿市	1
358		山都町	1
359		小国町	1

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
360	熊本県	相良村	1
361		南小国町	1
362		水上村	1
363		益城町	1
364		蘇陽町	1
365		天草市	1
366		合志市	1
367		大分県	宇佐市
368	大分市		3
369	別府市		1
370	日田市		1
371	由布市		1
372	豊後大野市		1
373	国東市		1
374	津久見市		1
375	宮崎県	宮崎市	2
376		延岡市	2
377		都城市	1
378		日南市	2
379		西都市	1
380	鹿児島県	鹿児島市	4
381		鹿屋市	1
382		出水市	1
383		大崎町	1
384		枕崎市	1
385		奄美市	1
386	沖縄県	宜野湾市	2
387		那覇市	4
388		宮古島市	1
389		上野村	1
390		佐敷町	1
391		南城市	2

合計 44都道府県 391市町村

### 3 独立行政法人のぞみの園施設入所者の出身市町村一覧

(平成18年5月31日現在)

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
1	北海道	士幌町	1
2		釧路市	1
3		苫小牧市	1
4		札幌市	1
5		稚内市	1
6		北見市	1
7		江差市	1
8		伊達市	1
9		帯広市	1
10	岩手県	奥州市	1
11		大槌町	1
12		花巻市	1
13		北上市	1
14		一関市	1
15	宮城県	仙台市	1
16	秋田県	秋田市	1
17		五城目町	1
18	山形県	山形市	1
19		飯豊町	1
20		三川町	1
21		長井市	1
22	福島県	郡山市	2
23		相馬町	1
24		西郷村	1
25	茨城県	結城市	1
26		日立市	2
27		伊奈町	1
28		土浦市	2
29		水戸市	3
30		筑西市	3
31		常陸太田市	1
32		高萩市	1
33		古河市	1
34		栃木県	宇都宮市
35	栃木市		1
36	鹿沼市		1
37	足利市		2
38	小山市		2
39	岩舟町		1
40	大平町		1
41	河内町		2
42	那須町		1
43	大田原市		1
44	塩谷町		1
45	群馬県	渋川市	1
46		伊勢崎市	2

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
47	群馬県	前橋市	8
48		下仁田町	1
49		榛名町	2
50		玉村町	1
51		高崎市	20
52		安中市	2
53		みどり市	1
54		太田市	3
55		東吾妻町	1
56		神流町	2
57		甘楽町	2
58		藤岡市	1
59		中之条町	1
60	富岡市	3	
61	埼玉県	さいたま市	6
62		川口市	3
63		三芳町	1
64		熊谷市	1
65		川越市	2
66		宮代町	1
67		草加市	2
68		寄居町	1
69		狭山市	1
70		東松山市	1
71		吉川市	1
72		羽生市	2
73		鳩山町	1
74		坂戸市	1
75		ふじみ野市	1
76		小川町	2
77		深谷市	2
78	幸手市	1	
79	鴻巣市	1	
80	春日部市	2	
81	上尾市	1	
82	入間市	2	
83	所沢市	1	
84	吉見町	1	
85	皆野町	1	
86	北本市	1	
87	三郷市	1	
88	東京都	港区	1
89		新宿区	2
90		文京区	1
91		台東区	2
92		墨田区	2

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
93	東京都	江東区	2
94		品川区	3
95		目黒区	3
96		大田区	3
97		世田谷区	5
98		渋谷区	1
99		杉並区	2
100		豊島区	4
101		北区	5
102		荒川区	3
103		板橋区	4
104		練馬区	8
105		足立区	7
106		葛飾区	4
107		江戸川区	6
108		八王子市	3
109		立川市	1
110		武蔵野市	2
111		三鷹市	4
112		青梅市	2
113		府中市	1
114		昭島市	2
115	調布市	1	
116	小金井市	2	
117	日野市	1	
118	東村山市	1	
119	国分寺市	2	
120	東大和市	1	
121	東久留米市	3	
122	瑞穂町	1	
123	千葉県	船橋市	6
124		八千代市	3
125		浦安市	2
126		野田市	1
127		松戸市	2
128		市川市	6
129		匝瑳市	1
130		白子町	1
131		鴨川市	1
132		佐倉市	2
133		銚子市	2
134		南房総市	1
135		睦沢町	1
136		いすみ市	1
137		館山市	1
138		柏市	3
139		白井市	1
140		八街市	1
141		千葉市	9

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
142	神奈川県	相模原市	5
143		南足柄市	1
144		小田原市	2
145		平塚市	1
146		川崎市	4
147		城山町	1
148		大和市	1
149		横須賀市	1
150		座間市	1
151		秦野市	1
152		厚木市	2
153		藤沢市	2
154		横浜市	12
155		新潟県	小千谷市
156	阿賀町		1
157	南魚沼市		3
158	栃尾市		1
159	佐渡市		1
160	川口町		2
161	田上町		1
162	魚沼市		1
163	長岡市		7
164	三条市		3
165	柏崎市		1
166	新潟市	2	
167	燕市	1	
168	富山県	富山市	2
169		滑川市	2
170		入善町	1
171	石川県	金沢市	2
172		加賀市	1
173		七尾市	1
174	福井県	鯖江市	1
175	山梨県	甲府市	3
176		南部町	1
177		甲斐市	1
178		北杜市	1
179		大月市	1
180		増穂町	1
181	長野県	長野市	5
182		北相木村	1
183		佐久市	2
184		小諸市	1
185		上田市	1
186		南牧村	1
187		岐阜県	恵那市
188	郡上市		1
189	東白川村		1
190	岐阜市		2

	出身都道府県	出身市町村	利用者数	
191	岐阜県	多治見市	1	
192	静岡県	三島市	2	
193		静岡市	2	
194		伊豆の国市	1	
195		川根本町	1	
196		藤枝市	1	
197		裾野市	1	
198		浜松町	1	
199		湖西市	1	
200		掛川市	1	
201		沼津市	1	
202		森町	1	
203		愛知県	小牧市	1
204	一宮市		2	
205	豊橋市		1	
206	弥富町		1	
207	一色町		1	
208	名古屋市		6	
209	瀬戸市		2	
210	阿久比町		1	
211	豊田市		1	
212	三重県		御浜町	1
213			伊勢市	1
214	滋賀県	東近江市	1	
215		彦根市	1	
216	京都府	亀岡市	1	
217		福知山市	1	
218		京都市	1	
219		精華町	1	
220		綾部市	1	
221		大阪府	守口市	2
222	高槻市		1	
223	大阪市		2	
224	八尾市		1	
225	兵庫県		播磨町	1
226		宝塚市	1	
227		神戸市	4	
228		西宮市	1	
229		豊岡市	3	
230		相生市	1	
231		加東市	1	
232		赤穂市	2	
233		奈良県	天川村	1
234	和歌山県	和歌山市	1	
235		紀の川市	1	
236	鳥取県	八頭町	1	
237		琴浦町	1	
238		鳥取市	1	

	出身都道府県	出身市町村	利用者数
239	島根県	益田市	1
240		出雲市	2
241		雲南市	2
242		松江市	1
243		岡山県	岡山市
244	瀬戸町		1
245	倉敷市		1
246	広島県	廿日市市	1
247		広島市	4
248		尾道市	1
249		北広島町	1
250		三原市	1
251	山口県	岩国市	1
252		長門市	1
253		周南市	1
254	徳島県	阿南市	1
255	香川県	小豆島市	1
256		丸亀市	2
257	愛媛県	今治市	1
258		伊方町	1
259		松山市	1
260	高知県	高知市	1
261		土佐町	1
262		土佐市	1
263	福岡県	北九州市	2
264		大牟田市	1
265	佐賀県	小城市	1
266	熊本県	山鹿市	1
267	大分県	大分市	2
268	宮崎県	高鍋町	1
269		宮崎市	3
270	鹿児島県	いちき串木野市	1

合計 45都道府県 270市町村

# 障害児施設の契約等について

## 目次

1 措置と契約の取扱いについて .....	P 2
2 実施主体の考え方について .....	P 3
3 支給決定における整理事項について .....	P 5
4 障害児施設関係の今後のスケジュールについて .....	P 10
5 児童デイサービスについて .....	P 11

・参考 平成18年度障害児施設措置費(平成18年4月～9月)の補助単価(案)

# 1 措置と契約の取扱いについて

障害児施設における児童福祉法第27条第1項第3号措置の適用について

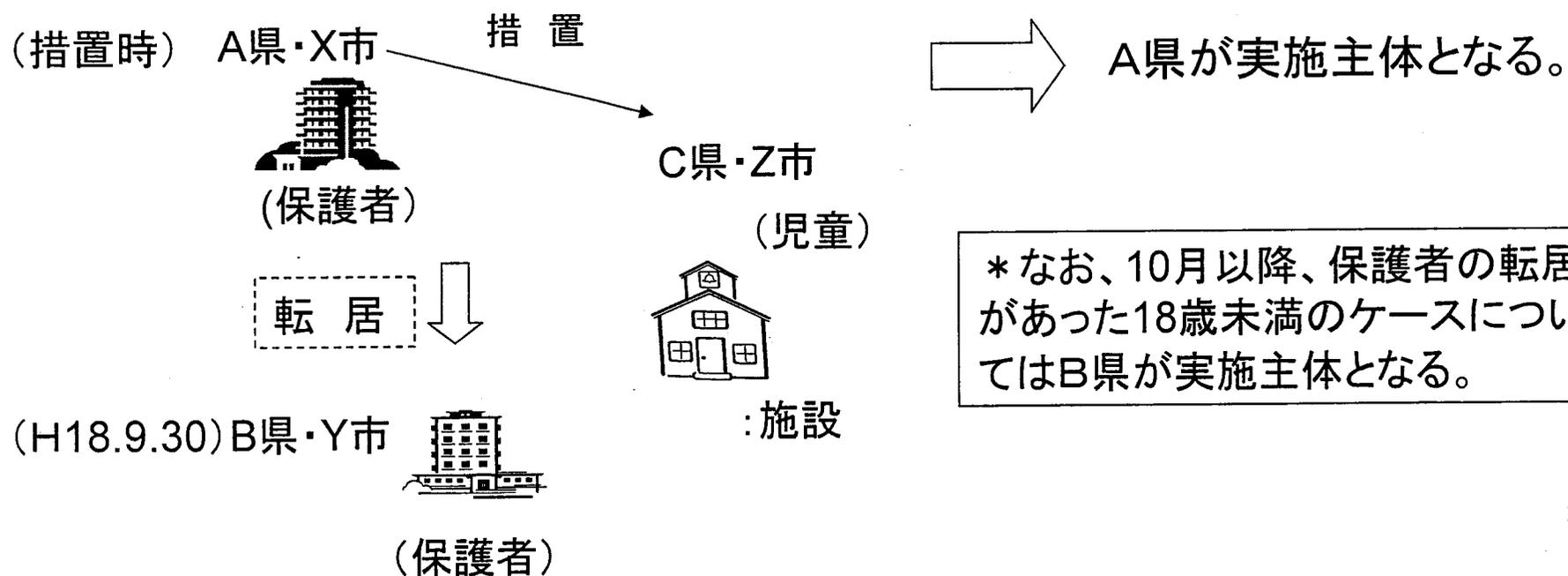
原則として障害児施設の利用は契約によることとなるが、児童相談所が下記の事由のいずれかに合致すると判断した場合には、児童福祉法第27条第1項第3号の措置による利用を行うものとする。

- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
- ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
- ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

## 2 実施主体の考え方について

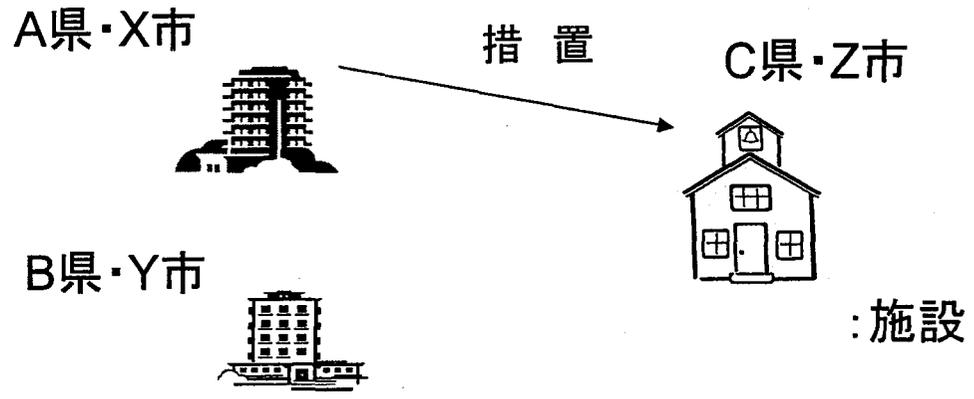
### 障害児施設給付費における給付の実施者について

- 給付を実施する者は保護者の居住する都道府県を原則とする。なお現在、すでに入所している障害児については、現在措置を行っている都道府県が行う。



重症心身障害児施設等が療養介護事業に移行した場合の  
給付の実施者について

・ 現在入所している加齢児を対象に考えると、入所前に居住していた市町村が給付の実施者になる。



保 護 者	児 童 の 住 民 票	給 付 の 実 施 者
A県X市	A県X市	A県X市
	C県Z市	
B県Y市に転居	B県Y市	
	C県Z市(転居時に異動)	
	C県Z市(入所時に異動)	

### 3 支給決定における整理事項について

#### 支給決定するサービスの種類

##### 障害児施設給付費

- ・指定知的障害児施設支援
- ・指定第1種自閉症児施設支援
- ・指定第2種自閉症児施設支援
- ・指定知的障害児通園施設支援
- ・指定盲児施設支援
- ・指定ろうあ児施設支援
- ・指定難聴幼児通園施設支援
- ・指定肢体不自由児施設支援(入所)
- ・指定肢体不自由児施設支援(通所)
- ・指定肢体不自由児療護施設支援
- ・指定肢体不自由児通園施設支援
- ・指定重症心身障害児施設支援
- ・指定医療機関(肢体不自由児)
- ・指定医療機関(重症心身障害児)

(※)障害児は障害程度区分の認定を行わない。

## 障害児施設における支給決定の有効期間の取扱い

- ・ 支給決定の有効期間は原則として最長3年とする。
- ・ ただし、通所施設にあつては、利用するサービス量が比較的短期間に変わりうるため、支給決定有効期間を最長1年間とする。

## 障害児施設給付費 受給者支給決定内容整理表

施設種別(入所)	支給決定する内容				
	幼児(乳幼児) 加算	重度加算	強度行動 障害加算	重度重複 加算	自活訓練 加算
知的障害児施設	×	○	○	○	○
第1種自閉症施設	×	○	×	○	○
第2種自閉症施設	×	○	○	○	○
盲児施設	○	○	×	○	×
ろうあ児施設	○	○		○	
肢体不自由児施設 (入所部)	○	○		○	
肢体不自由児療護施設	×	○		○	
指定医療機関 (肢体不自由児)	○	○		○	
知的障害児通園施設	○	×		×	

## 障害児施設支援における支給決定の有効期間

施設種別(入所)	支給決定の有効期間		施設種別(通所)	支給決定の有効期間		
	最短	最長		最短	最長	
知的障害児施設	1か月	3年	知的障害児通園施設	1か月	1年	
第1種自閉症施設			難聴幼児通園施設			
第2種自閉症施設			肢体不自由児施設 (通所部)			
盲児施設			肢体不自由児通園施設			
ろうあ児施設			取扱いの考え方			
肢体不自由児施設 (入所部)			支給決定の有効期間は、障害者自立支援法並びの期間とする。 利用児の利用日数については、「者」に準ずる。			
肢体不自由児療護施設						
重症心身障害児施設						
指定医療機関 (肢体不自由児)						
指定医療機関 (重症心身障害児)						

## 障害児施設支援における利用者負担の見直し時期

施設種別(入所)	利用者負担の見直し時期(標準)	施設種別(通所)	利用者負担の見直し時期(標準)
知的障害児施設	毎年7月	知的障害児通園施設	支給決定の更新時
第1種自閉症施設		難聴幼児通園施設	
第2種自閉症施設		肢体不自由児施設 (通所部)	
盲児施設		肢体不自由児通園施設	
ろうあ児施設			
肢体不自由児施設 (入所部)		取扱いの考え方等	
肢体不自由児療護施設		<p>○ 1年より短い支給決定の有効期間等を定めること等により、左欄の見直し時期により難しい場合は、市町村が、個々のケースに応じて適切と考える時期に見直しを行う。</p> <p>その場合、利用者負担の見直しが、毎年、原則として前年收入(1月から6月までは前々年)に応じて行われるものであることに鑑み、適切な期間で見直しがなされるよう配慮すること。</p>	
重症心身障害児施設			
指定医療機関 (肢体不自由児)			
指定医療機関 (重症心身障害児)			

## 4 障害児施設関係の今後のスケジュールについて

	6月	7月	8月	9月	10月以降
事業所指定		事業所に対する必要な周知		都道府県等へ必要な届出等*	みなし指定
受給者関係		給付費支給申請の周知	都道府県等へ申請	支給決定・受給者証の交付	利用者と施設で契約
国の提示事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証</li> <li>・障害児施設給付費支給申請書等</li> <li>・事業所指定申請書</li> <li>・利用者負担の扱いの案提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬告示(案)</li> <li>・指定運営基準(案)</li> <li>・事業所指定及び支給決定事務処理要領(案)</li> <li>・公費負担医療関係取扱の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求事務関係の提示</li> </ul>		

\*9月30日において現に運営している障害児施設の指定は、みなし規定があるため指定の申請は要しないが、10月1日から新指定基準が適用されることに伴い、10月1日までに当該指定基準に沿った運営体制が確保されるよう、事業者にも周知を行うこと。また、運営規程の届出等、新指定基準において届出の対象となっている事項について、届出を行うよう周知すること。

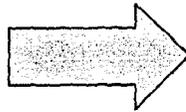
\*\*報酬に係る加算のうち、体制加算に係るものについても、適宜必要な届出を行うよう、周知されたい。

## 5 児童デイサービスについて

### 障害者自立支援法(法律負担)

原則として、以下のような整理とする。

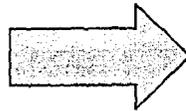
療育を必要とする  
18歳未満の児童



個別給付(介護給付)  
児童デイサービス

※市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。

放課後対策、レスパイト



地域生活支援事業  
タイムケア

### 個別給付(介護給付)

[18年4月から9月]

対象者 : 療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童(必要に応じ児童相談所・保健所等に意見を求める)

事業内容 : 指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。

人員配置基準 : 指導員又は保育士 15:2

報酬単価 : 364単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

## 個別給付(介護給付)

### 〈18年10月からの児童デイサービス〉

○〔原則〕児童デイサービス(より専門性の高いサービスを提供するものとして一定の要件を満たす事業者)

対象者 :療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。

具体的事例として

- ・ 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性が認められる児童
- ・ 児童相談所・保健所・児童家庭支援センター、医療機関等から療育の必要性を認められた児童

事業内容 :療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。

指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。

個別プログラムに沿った集団療育を行う。

保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

人員配置基準 :指導員又は保育士 10:2に加え、サービス管理責任者を新たに設置。

報酬単価 :508単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

ただし、1歳6か月健診等において一定の支援が必要とされており、保健所及び児童相談所等から療育の必要性があると認められた就学前児童を7割以上受け入れる場合に適用する。

### 〔経過措置〕

○一定以上の年齢に達している児童など、集団療育が適切であると考えられる児童に対する療育指導の検討

現行制度において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

対象者 :療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童。(必要に応じ児童相談所・保健所等に意見を求める)

事業内容 :指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。(必ずしも、1対1での指導時間を必要としない)。個別プログラムの策定。

人員配置基準 :指導員又は保育士 15:2

報酬単価 :283単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

## 10月の指定基準の変更に伴う児童デイサービスの取扱いについて

	新指定基準	旧指定基準(経過措置)*
保育士及び指導員の 人員配置基準	10:2	15:2
サービス管理責任者の配置	必要	未配置でも可
就学前児童を実際に7割受け 入れているか**	/	/
利用定員の設定***	10人以上	10人未満でも可

\* 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令の附則の適用となる事業所(省令の施行の際に現に存する事業所に限る。)

\*\* 就学前児童を7割受け入れていない事業所については、報酬上低い単価設定とする。  
(前頁に記載している「経過措置の単価」の適用となる。)

\*\*\* 児童デイサービス経過措置事業所のうち「利用定員の設定」のみを満たせない場合に限り、報酬上高い単価設定とする。(前頁に記載している「原則の報酬単価」の適用となる。)

## 地域生活支援事業に係る主な変更点

1. 事業の実施形態については、「実施主体が直接実施するか、又は、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができる。」としていたが、それに加え「社会福祉法人等が行う事業に対して補助する事業」も実施可能とした。
2. 市町村の「その他の事業」である「障害児タイムケア事業」については、その対象者を「障害のある中高生等」から「障害者等」に拡大し、事業の名称を「日中一時支援事業」に変更した。  
※ 短期入所（宿泊を伴わない。）を利用していただ障害者等も本事業の対象とすることが可能。
3. 市町村の「その他の事業」に「経過的デイサービス事業」及び「経過的精神障害者地域生活支援センター事業」を創設した。

## 地域生活支援事業実施要綱（案）

## 1 目的

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 実施主体

## (1) 市町村地域生活支援事業

市町村（指定都市、中核市、特別区含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものとする。

## (2) 都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含む。

なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

## 3 事業内容

## (1) 市町村地域生活支援事業

障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

ア	相談支援事業	(別記 1)
イ	コミュニケーション支援事業	(別記 2)
ウ	日常生活用具給付等事業	(別記 3)
エ	移動支援事業	(別記 4)
オ	地域活動支援センター機能強化事業	(別記 5)
カ	その他の事業	(別記 6)

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ア 専門性の高い相談支援事業       | (別記 7)  |
| イ 広域的な支援事業           | (別記 8)  |
| ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業 | (別記 9)  |
| エ その他の事業             | (別記 10) |

4 利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

- (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代読、要約を行う等障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
- (4) 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業については、補助対象とならない。

(別記1)

## 相談支援事業

### 1 目的

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(注) 以下の事業は、国庫補助の対象となる事業について示したものである。

なお、相談支援事業のうち、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、地域の実情に応じ、交付税を財源として実施される事業であり、その事業は別添1のとおりである。

### 2 事業内容

#### (1) 市町村相談支援機能強化事業

##### ア 目的

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

##### イ 事業内容

(ア) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応

(イ) 地域自立支援協議会(注1)を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

##### ウ 専門的職員

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

##### エ 留意事項

(ア) 地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。

(イ) 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。

(ウ) 都道府県自立支援協議会(注2)に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

(注1) 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

(注2) 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

## 障害者相談支援事業

### 1 概要

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

### 2 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者への委託可）

（注1） 指定相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、地域自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

### 3 事業の具体的内容

- （1） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- （2） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- （3） 社会生活力を高めるための支援
- （4） ピアカウンセリング
- （5） 権利の擁護のために必要な援助
- （6） 専門機関の紹介
- （7） 地域自立支援協議会の運営 等

（注2） 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能

### 4 相談支援体制の例

相談支援体制については、地域自立支援協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

なお、想定される例としては、下記のとおり。

- （1） 障害種別に対応する総合的拠点を設置する。
- （2） 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- （3） 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

### 5 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。

(構成メンバー)

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者 等

(主な機能)

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施。
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・ 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア 目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、主に次の支援を行う。

(ア) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

(イ) 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

(ウ) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ 対象者

知的障害者又は精神障害者であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

(3) 成年後見制度利用支援事業

ア 目的

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

イ 事業内容

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

ウ 対象者

次のいずれにも該当する者

(ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者

(イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者

(ウ) 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

(別記2)

## コミュニケーション支援事業

### 1 目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。

### 3 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

### 4 留意事項

(1) 派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、調整者の設置等について配慮すること。

(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。

#### ア 「手話通訳者」

(ア) 「手話通訳士」・・・手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日厚生省告示第108号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

(イ) 「手話通訳者」・・・都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

(ウ) 「手話奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者

#### イ 「要約筆記者」

「要約筆記奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者

(別記3)

## 日常生活用具給付等事業

### 1 目的

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

### 2 事業内容

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。

### 3 対象者

重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者であつて、当該用具を必要とする者

### 4 留意事項

- (1) 給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること。  
また、給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所等に助言を求めることが適当である。
- (2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、(財)テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システム(TAIS)の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。
- (3) 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等の活用が適当である。
- (4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第15号)等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。

(別記4)

## 移動支援事業

### 1 目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 実施内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

#### (2) 実施方法

各市町村の判断により地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること。なお、具体的には以下の利用形態が想定される。

##### ア 個別支援型

個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援

##### イ グループ支援型

(ア) 複数の障害者等への同時支援

(イ) 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

##### ウ 車両移送型

(ア) 福祉バス等車両の巡回による送迎支援

(イ) 公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援

#### (3) 対象者

障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者とする。

#### (4) サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者とする。

### 3 留意事項

#### (1) 指定事業者への事業の委託

サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、

- ・ 新制度における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者
- ・ これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者などを活用した事業委託に努めること。

また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。

#### (2) 突発的ニーズへの対応

急な用事ができた場合、電話等の簡便な方法での申し入れにより、臨機応変にサービス提供を行うこと。

#### (3) サービス提供者については、平成15年3月27日障発第0327011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「居宅介護従事者養成研修等について」を活用するなど、その資質の向上に努めること。

また、利用者の利便性を考慮し、他の市町村への外出等に支障を生じないように

配慮するとともに、代筆、代読等障害種別に配慮したサービス提供に努めること。

(別記5)

## 地域活動支援センター機能強化事業

### 1 目的

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

基礎的事業(注1)に加え、本事業の機能強化を図るため、「地域活動支援センターⅠ型」、「地域活動支援センターⅡ型」、「地域活動支援センターⅢ型」の類型を設け、以下の事業を実施する。

#### (1) 地域活動支援センターⅠ型

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

#### (2) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

#### (3) 地域活動支援センターⅢ型

ア 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業(以下「小規模作業所」という。)の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。

イ このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。(財源は交付税により措置)

### 3 職員配置

本事業の実施に当たっては、以下のとおり職員を配置する。

#### (1) 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業(注2)による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。

#### (2) 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

#### (3) 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。

(注2) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。

#### 4 利用者数等

- (1) 地域活動支援センターⅠ型  
1日当たりの実利用人員が概ね20名以上。
- (2) 地域活動支援センターⅡ型  
1日当たりの実利用人員が概ね15名以上。
- (3) 地域活動支援センターⅢ型  
1日当たりの実利用人員が概ね10名以上。

#### 5 留意事項

- (1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。
- (2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

(別記6)

その他の事業

○ 実施事業

(1) 福祉ホーム事業

ア 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）

ウ 利用方法

福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。

エ 管理人の業務

(ア) 施設の管理

(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言

(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整

オ 留意事項

(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。

(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。

(2) 盲人ホーム事業

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

(3) 訪問入浴サービス事業

ア 目的

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護

ウ 対象者

本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者

エ サービス提供従事者

事業所ごとに置くべき訪問入浴サービスの提供に当たる従事者は、次のいずれかの者とする。

- (ア) 看護師又は准看護師
- (イ) 介護職員

オ 留意事項

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

(4) 身体障害者自立支援事業

ア 目的

身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者。以下同じ。）による介助サービス等を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

ケアグループによる介助サービスの提供は、障害者の障害の状況を勘案して次に掲げるサービスを必要に応じ提供するものとする。

- (ア) 身辺介助  
食事、入浴、排泄、更衣・整容等の介助
- (イ) 家事援助  
掃除、洗濯、調理、買い物等の援助
- (ウ) 夜間における臨時的対応
- (エ) 生活相談 等

ウ 対象者

入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者とする。ただし、常時医療を必要とする状態にある者を除く。

(5) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

ア 目的

在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。

ウ 利用者の要件

利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

## エ 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」（平成17年4月1日付け職高発第0401014号）に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。

## (6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

### ア 更生訓練費給付事業

#### (ア) 目的

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び障害者自立支援法（以下「法」という。）附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設及び国立施設を除く。以下「施設」という。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

#### (イ) 支給対象者

法第19条第1項の規定による支給決定障害者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定障害者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者並びに身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者とする。ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない者に限る。

#### (ウ) 支給額

市町村が、従前の更生訓練費の支給の状況や更生訓練の内容等を勘案して必要と認められた訓練のための経費及び通所のための経費を合算した額とする。

### イ 施設入所者就職支度金給付事業

#### (ア) 目的

法附則第41条第1項に規定する施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

#### (イ) 支給対象者

法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障害者若しくは身体障害者福祉法第18条第2項に基づき身体障害者更生施設等に入所（通所）又は入所（通所）の委託をされ更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。

#### (ウ) 支給額

市町村が、従前の就職支度金の支給の状況や就職支度の内容等を勘案して必要と認められた額とする。

## (7) 知的障害者職親委託制度

### ア 目的

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生

援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 対象者

知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者とする。

ウ 実施機関

職親への委託については福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所長に委任する。

なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について福祉事務所長に協力して必要な判定及び相談指導を行う。

エ 留意事項

福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮のうえその知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守るべき条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えたうえ、委託の措置をとること。

(8) 生活支援事業

ア 目的

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 生活訓練等事業

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

(イ) 本人活動支援事業

知的障害者が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する。

(ウ) ボランティア活動支援事業

精神障害者及びその家族等の団体が行う精神障害者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等、及び精神障害者に対するボランティア活動の支援を行う。

(エ) 福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等に斡旋する。

(オ) その他生活支援事業

その他、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行う。

(9) 日中一時支援事業

ア 目的

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

イ 対象者

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等

ウ 事業内容

- (ア) 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。
- (イ) 送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う。
- (ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。

エ 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。

オ 留意事項

- (ア) 障害福祉サービス事業所等であって、事業実施に当たって必要なスペースの確保がなされているものと市町村が認める場所において実施すること。
- (イ) 障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと市町村が認める設備を設けること。
- (ウ) 本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できないこと。

(10) 生活サポート事業

ア 目的

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。

イ 事業内容

(ア) 実施方法

介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。

(イ) サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者

ウ 留意事項

- (ア) 利用者の状態に応じ、自立訓練等の他の福祉サービスを活用するための調整等を行うこと。
- (イ) 利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活への助長に努めること。

(11) 社会参加促進事業

ア 目的

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

a 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余

暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する。

- b 留意事項  
参加する障害者の事故防止等に十分留意すること。
- (イ) 芸術・文化講座開催等事業
  - a 事業内容  
障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
  - b 留意事項  
芸術・文化活動を行っている障害者を把握し、その名簿を作成するとともに、民間活動の情報を収集し、障害者に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。
- (ウ) 点字・声の広報等発行事業  
文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。
- (エ) 奉仕員養成研修事業
  - a 事業内容  
聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。
  - b 留意事項  
養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。
- (オ) 自動車運転免許取得・改造助成事業  
自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。
- (カ) その他社会参加促進事業  
その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行う。

#### ウ 留意事項

複数の市町村が共同して実施する際には、当該市町村、関係団体等で構成される連絡会議等を設置など連絡調整が図られること。

#### (12) 経過的デイサービス事業

##### ア 目的

平成18年10月から障害者デイサービスが廃止されることに伴い、平成18年9月末日において障害者デイサービスを実施している事業所であって10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な事業所について、利用者が継続してサービスを受けられるようにすることを目的とする。

##### イ 事業内容

平成18年10月1日に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、移行するまでの間（平成19年3月末日までに限る。）、利用者に対して継続してデイサービスを提供する事業。

ウ 留意事項

本事業については、平成18年限りの経過措置として実施する事業であり、平成19年度以降については、市町村事業である地域活動支援センターに移行すること。

(13) 経過的障害者地域生活支援センター事業

ア 目的

改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者地域生活支援センターが、平成18年10月に地域活動支援センターへ移行するにあたって、「地域活動支援センター機能強化事業（別記5）」の4の要件を満たすことが困難な場合であっても、その機能の有効な活用を図る観点から、引き続き事業を実施し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

イ 事業内容

「地域活動支援センター機能強化事業（別記5）」の2（1）に定める内容に相当する事業とする。

ウ 留意事項

本事業は、平成18年限りの措置として実施する事業であり、平成19年度以降については、市町村事業である地域活動支援センターに移行すること。

(別記7)

## 専門性の高い相談支援事業

### 1 目的

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(注) 以下の事業は、国庫補助の対象となる事業について示したものである。

なお、「障害児等療育支援事業」については、都道府県等により交付税を財源として実施される事業であるが、その事業は別添2のとおりである。

### 2 実施内容

#### (1) 発達障害者支援センター運営事業

平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」に基づき実施する事業。

#### (2) 障害者就業・生活支援センター事業

平成14年5月7日職高発0507004号・障発第0507003号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に基づき実施する事業。

#### (3) 高次脳機能障害支援普及事業

##### ア 目的

都道府県に高次脳機能障害者への支援を行うための支援拠点機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対する支援体制を整備する。

##### イ 事業内容

- (ア) 支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。
- (イ) 自治体職員、福祉事業者等に対して、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、地域において高次脳機能障害者に対する適切な支援が行われるよう支援体制の整備を行う。

##### ウ 相談支援コーディネーター

社会福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者

## 障害児等療育支援事業

### 1 概要

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

### 2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市（社会福祉法人、特定非営利活動法人等への委託可）

### 3 事業の具体的内容

- (1) 訪問による療育指導
- (2) 外来による専門的な療育相談、指導
- (3) 障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導
- (4) 療育機関に対する支援

(別記8)

## 広域的な支援事業

### 1 目的

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

### 2 実施事業

#### (1) 都道府県相談支援体制整備事業

##### ア 目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

##### イ 事業内容

- (ア) 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 地域で対応困難な事例に係る助言等
- (ウ) 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- (カ) 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

##### ウ アドバイザー

- (ア) 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- (イ) 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

##### エ 留意事項

都道府県自立支援協議会（注）において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

（注） 都道府県地域自立支援協議会

都道府県域全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する（財源は交付税により措置）。

#### 《構成メンバー》

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、市町村、学識経験者 等

#### 《主な機能》

- ・ 都道府県内の地域自立支援協議会単位（市町村）ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議

- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- ・ 都道府県全域における社会資源の開発、改善
- ・ その他（権利擁護の普及に関すること等）

## （２） 精神障害者退院促進支援事業

### ア 目的

精神病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行う。

### イ 事業内容

対象者の個別支援等に当たる自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けて主に次の支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

- （ア） 精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動。
- （イ） 退院に向けた個別の支援計画の作成。
- （ウ） 院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）に係る同行支援等
- （エ） 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- （オ） 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

### ウ 自立支援員の要件

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者

### エ 留意事項

- （ア） 関係機関への周知  
管内市町村、精神病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知し、本事業の実施に係る対象者の申請、協力施設の拡充及び支援体制の充実等事業の円滑な実施を図ること。
- （イ） 対象者の選定等  
実施主体、市町村、精神病院医師、福祉サービス事業者等で構成する協議会等を設置し、客観的な視点に立って対象者の選定を行うこと。
- （ウ） 関係機関との連携  
対象者の円滑な地域移行を図る観点から、相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図ること。
- （エ） 事業の評価  
地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めること。

(別記9)

## サービス・相談支援者、指導者育成事業

### 1 目的

障害福祉サービス又は相談支援（以下この文において「サービス等」という。）が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

#### (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業

##### ア 目的

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害程度区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。

##### イ 実施内容

###### (ア) 障害程度区分認定調査員研修

市町村職員、事業所の職員等であって、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。

###### a 研修内容

- ・ 障害程度区分に関する基本的な考え方
- ・ 認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等

###### b 研修課程

合計4時間程度以上を目安とする。

###### c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

###### (イ) 市町村審査会委員研修

障害者自立支援法に規定する市町村長が選定する市町村審査会委員を対象として研修を実施する。

###### a 研修内容

- ・ 障害程度区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢
- ・ 障害程度区分認定基準の考え方（障害程度区分認定手続きの流れ、障害程度区分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割）等

###### b 研修課程

合計3時間程度以上を目安とする。

###### c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

###### (ウ) 主治医研修

医師意見書を記載する（予定を含む。）医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。

また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。

###### a 研修内容

- ・ 障害程度区分に関する基本的考え方

- ・ 障害程度区分認定における医師意見書の役割
  - ・ 医師意見書の具体的記載方法等
  - b 研修課程
    - 合計3時間程度以上を目安とする。
  - c 受講者名簿
    - 都道府県等は、受講者名簿を作成する。
- ウ 留意事項
- (ア) 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第10条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。
- (イ) 実施主体は、指定都市及び中核市に加え、その他市町村に対しても委託することができること。
- (2) 相談支援従事者研修事業  
平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。
- (3) サービス管理責任者研修事業
- ア 目的  
事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」の養成を行うことを目的とする。
- イ 実施方法等  
別に定める通知に基づき実施する。
- (4) 居宅介護従業者等養成研修事業
- ア 目的  
障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。
- イ 実施方法等  
別に定める通知に基づき実施する。
- (5) 手話通訳者養成研修事業
- ア 事業内容  
身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修する。
- イ 留意事項
- (ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。
- (イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、

活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

ア 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成研修する。

イ 留意事項

「盲ろう者通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。

(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

ア 事業内容

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。

イ 留意事項

研修会の開催に当たっては、本事業が地域における人権侵害事案の発見や関係機関への情報提供を行うこと及び日常的相談援助活動をきめ細かく行うためのネットワークを形成することなどを具体化するためのものであることに留意し、関係機関、関係団体等と十分な連携を図り実施すること。

(8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。

3 留意事項

受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。

(別記10)

## その他の事業

### ○ 実施事業

#### (1) 福祉ホーム事業

##### ア 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

##### イ 対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）

##### ウ 利用方法

福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。

##### エ 管理人の業務

###### (ア) 施設の管理

(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言

(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整

##### オ 留意事項

(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。

(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。

#### (2) 盲人ホーム事業

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

#### (3) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

##### ア 目的

在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

##### イ 事業の内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。

##### ウ 利用者の要件

利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であって情報機

器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

#### エ 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、平成17年4月1日職高発第0401014号「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。

### (4) 施設外授産の活用による就職促進事業

#### ア 目的

施設外授産の活用による就職促進事業は、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設又は就労継続支援事業所（以下「授産施設等」という。）に入所（通所を含む。以下同じ。）する者が、授産施設等に作業を発注する企業等（以下「委託企業」という。）の事業所において授産活動を行うとともに、授産活動終了後に公共職業安定所等が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援を行うこと等により、授産施設等から一般就労への移行の促進を図ることを目的とする。

#### イ 事業の内容

##### (ア) 施設外授産の活用による就職促進事業推進委員会の設置・運営

###### a 設置・運営

(a) 都道府県（障害福祉部局及び労働部局）は、都道府県労働局、地域障害者職業センター、授産施設等、委託企業等の関係者で構成される施設外授産の活用による就職促進事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）を設置する。

(b) 事業推進委員会は、本事業を円滑に運営できるよう定期的に開催する。

###### b 主要検討事項

事業推進委員会は、次の事項について検討を行う。

(a) 就職支援の取り組み方

(b) 就職促進のための関係機関との連携のあり方

(c) 効果的支援策のあり方

(d) 施設外授産の活用による就職促進事業の評価・報告

(e) その委員会で検討が必要と判断した事項

##### (イ) 施設外授産の活用による就職促進事業

###### a 事業内容

この事業は、授産施設等が委託企業から一定の業務委託を受け、授産施設等に入所している障害者が委託企業の事業所において、労働法規等に照らし適正な方法で授産活動を行うことにより、委託企業との連携を深め、授産活動終了後の就職支援により、企業等への就職促進を図るものとする。

###### b 対象者

この事業の対象者は、授産施設等に入所している障害者であって、一般就労への移行が可能であり、かつ、一般就労を希望する者とする。

なお、事業の実施に当たっては、事前に対象となる障害者に対して、事業内容等を十分説明し、その了解を得る。

###### c 実施施設の選定

都道府県は、この事業を適正かつ確実に行うことができると認められる授

産施設等を選定する。

d 施設外授産指導員の配置

実施施設に施設外授産指導員を配置する。

e 施設外授産指導員の業務

施設外授産指導員は、実施施設職員の協力を得て、以下の業務を行う。

- (a) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- (b) 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- (c) 作業指導等、対象者が施設外授産を行うために必要な支援
- (d) 施設外授産についてのノウハウの蓄積及び授産施設等への提供
- (e) 委託企業や対象者の家族との連携
- (f) 事業推進委員会への出席
- (g) その他上記以外に必要な業務

f 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。

特に、対象者が授産活動の終了後一般就労に移行できるよう、公共職業安定所において、職業相談、個別求人開拓、職場定着の援助を行うなど、就職に結びつけるための支援を行うこととしているので、労働行政との連携に遺漏なきを期すること。

(5) 重度障害者に係る市町村特別支援事業

ア 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。
  - a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が25%を超えるなど著しく高い場合
  - b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合
- (イ) 助成する額の範囲について a に掲げる人数に b の額を乗じた金額の一定割合とする。
  - a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10%程度）を乗じて得た数を控除した数
  - b 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度

(6) 生活訓練等事業

ア 目的

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ることを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業  
オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関する  
ことを講習する。
  - (イ) 音声機能障害者発声訓練事業  
疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。
  - (ウ) その他の生活訓練等事業  
その他、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。
- (7) 情報支援等事業
- ア 目的  
障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を  
行い、日常生活上の便宜を図ることを目的とする。
  - イ 事業内容
    - (ア) 手話通訳設置事業
      - a 事業内容  
聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を  
行う者を福祉事務所等公的機関に設置する。
      - b 留意事項  
設置する手話通訳を行う者は、コミュニケーション支援事業（別記2）の  
4の（2）のアに定義する「手話通訳者」とすること。
    - (イ) 字幕入り映像ライブラリー事業
      - a 事業内容  
字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障害者等  
に貸し出しする。
      - b 留意事項  
社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共  
同事業」との連携に留意すること。
    - (ウ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
      - a 事業内容  
盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の  
支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。
      - b 留意事項
        - (a) 事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとと  
もに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。なお、必要  
に応じて適任者の選定・派遣のための調整者の設置についても配慮する  
こと。
        - (b) 実施主体は、事業の実施に当たり、社会福祉法人全国盲ろう者協会が  
行う派遣事業の対象者と重複することのないよう留意すること。
  - (エ) 点字・声の広報等発行事業  
文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音訳その他障害者に  
わかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者が地域生活をする  
うえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。
  - (オ) 点字による即時情報ネットワーク事業  
社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報を、地方点字図  
書館等が受け取り、点字物や音声等により提供する。

(8) 障害者IT総合推進事業

ア 目的

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者ITサポートセンターを拠点とし、各IT関連事業を総合的かつ一体的に実施し、ITを活用しての障害者の社会参加を一層促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 障害者ITサポートセンター運営事業

障害者の情報通信技術（IT）の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、障害者ITサポートセンターを設置・運営を行う。

(イ) パソコンボランティア養成・派遣事業

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成・派遣する。

(ウ) その他障害者のIT利活用を支援する事業

(9) 社会参加促進事業

ア 目的

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 都道府県障害者社会参加推進センター運営事業

a 事業内容

障害者の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。

b 留意事項

中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、事業の水準向上に努めること。

(イ) 身体障害者補助犬育成事業

a 事業内容

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。

b 留意事項

実施主体は、関係団体等の要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。

(ウ) 奉仕員養成研修事業

a 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

b 留意事項

養成講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(エ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

a 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、スポーツ指導員の養成や各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を行う。

b 留意事項

(a) 参加する障害者等の事故の防止等に十分留意すること。

(b) スポーツ指導員の養成に当たっては、財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が定める「公認障害者スポーツ指導者養成研修基準カリキュラム」を利用するなど、スポーツ協会と緊密な連携を図ること。

(オ) 芸術・文化講座開催等事業

a 事業内容

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

b 留意事項

芸術・文化活動を行っている障害者の把握に努めるとともに、民間活動の情報を収集し、障害者に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。

(カ) サービス提供者情報提供等事業

a 事業内容

障害者が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。

b 留意事項

実施主体は、サービス提供者（指定居宅介護事業者、手話通訳者等）や関連事業との連携を図るとともに、適切かつ公正な情報提供に努めること。

(キ) その他社会参加促進事業

事業内容

その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行う。

(案)

障地発第 号  
平成18年 月 日

各 都道府県障害保健福祉担当課長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課地域生活支援室長

地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

標記につきましては、障害者自立支援法第87条において厚生労働大臣が基本的な指針を定め、同法第88条第1項及び89条第1項において市町村及び都道府県が障害福祉計画を定めることとされているところですが、今般、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働省告示第 号）（以下、「基本指針」という。）が示されたことに伴い、同法第77条及び78条に定められた市町村及び都道府県の地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について、別添のとおり取りまとめましたので、参考に配布いたします。

なお、管内市町村に対しては、貴職から速やかに情報提供をお願いします。

## 市町村及び都道府県地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

### 1. 障害福祉計画の作成に関する基本的な考え方

地域生活支援事業は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が行う事業であり、それぞれ法律上実施しなければならない具体的な事業を定めているが、これに限らず市町村及び都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を実施することができることとしている。

本事業の実施に当たっては、障害者自立支援法に規定する個別給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応等、柔軟な形態により各地方自治体の創意工夫の下に効率的・効果的に実施することが求められている。

このため、計画の策定に当たっては、障害者等をはじめ幅広い関係者の参加を求めるとともに関係部局、関係機関並びに市町村と都道府県間の密接な連携を図ることが必要である。

### 2. 障害福祉計画の作成に関する事項

#### (1) 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本指針：別表第二関連）

基本指針の事項	内 容
<p>(市町村障害福祉計画)</p> <p>市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p>	<p>次の事業の内容について定める。</p> <p>なお、近隣市町村と広域的に実施する事業、他市町村に委託する事業、法第77条第2項により都道府県が代わって実施する事業等については、その旨を明記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 相談支援事業</li> <li>2. コミュニケーション支援事業</li> <li>3. 日常生活用具給付等事業</li> <li>4. 移動支援事業</li> <li>5. 地域活動支援センター機能強化事業</li> <li>6. 発達障害者支援センター運営事業（指定都市に限る。）</li> <li>7. 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業</li> </ol>

<p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p>	<p>平成20年度までの各年度及び平成23年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の実施に関する考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。</li> </ul> </li> <li>2. 事業の量の見込み <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 相談支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者相談支援事業、地域自立支援協議会、障害児等療育支援事業（指定都市、中核市に限る。）の実施見込み箇所数。</li> <li>・ 市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業及び成年後見制度利用支援事業のうち実施するものについて、実施見込み箇所数。</li> </ul> </li> <li>(2) コミュニケーション支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者等の利用見込み者数。</li> </ul> </li> <li>(3) 日常生活用具給付等事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活用具の種類ごとの給付等見込み件数。</li> </ul> </li> <li>(4) 移動支援事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数。</li> </ul> </li> <li>(5) 地域活動支援センター機能強化事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動支援センターのⅠ型・Ⅱ型・Ⅲ型ごとの実施見込み箇所数、利用見込み者数。</li> </ul> </li> <li>(6) 発達障害者支援センター運営事業（指定都市に限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、利用見込み者数。</li> </ul> </li> <li>(7) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき必要と判断される事業について、それぞれの事業の種類ごとの実施箇所数及び量の見込み等を定める。</li> </ol> </li> </ol>
<p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p>	<p>各種社会資源の活用、近隣市町村との連携、他の市町村への委託等広域的・総合的な実施など効率的・効果的な事業の確保方策を定める。</p>
<p>④ その他実施に必要な事項</p>	<p>特記すべき事項があれば定める。</p>

(2) 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項（基本指針：別表第四関連）

基本指針の事項	内 容
<p>(都道府県障害福祉計画) 都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <hr/> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p>	<p>次の事業の内容について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門性の高い相談支援事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発達障害者支援センター運営事業</li> <li>(2) 障害者就業・生活支援センター事業</li> <li>(3) 高次脳機能障害支援普及事業</li> </ol> </li> <li>2. 広域的な支援事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都道府県相談支援体制整備事業等</li> <li>(2) 精神障害者退院促進支援事業</li> </ol> </li> <li>3. 法第77条第2項により市町村に代わって行う事業</li> <li>4. 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズに基づき実施が必要と判断される事業</li> </ol> <hr/> <p>平成20年度までの各年度及び平成23年度における実施に関する考え方及び量の見込みについて定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業の実施に関する考え方 実施する事業の種類ごとに、事業の実施体制や地域の実情を反映した取組方法等に関する考え方を明記する。</li> <li>2. 事業量の見込み               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 専門性の高い相談支援事業                   <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発達障害者支援センター運営事業                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、利用見込み者数。</li> </ul> </li> <li>② 障害者就業・生活支援センター事業                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、利用見込み者数。</li> </ul> </li> <li>③ 高次脳機能障害支援普及事業                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、利用見込み者数。</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>(2) 広域的な支援事業                   <ol style="list-style-type: none"> <li>① 都道府県相談支援体制整備事業等                       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県相談支援体制整備事業、都道府県自立支援協議会及び障害児等療育支援事業の実施見込み箇所数。</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

	<p>② 精神障害者退院促進支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施見込み箇所数、利用見込み者数。</li> </ul> <p>(3) 法第77条第2項により市町村に代わって行う事業</p> <p>(4) 上記の他、地域における障害福祉サービスの提供状況や障害者等のニーズ又は市町村における事業の実施状況に基づき実施が必要と判断される事業について、それぞれの事業の種類ごとの実施箇所数及び量の見込み等を定める。</p>
<p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p>	<p>市町村における事業が適正かつ円滑に実施されるよう市町村への支援、基盤整備に関する広域的な調整等を図るなど総合的な事業の確保方策を定める。</p>
<p>④ その他実施に必要な事項</p>	<p>特記すべき事項があれば定める。</p>

障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込量及びその考え方

1. 市町村事業 (1/2)

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	
(1) 相談支援事業	/		/		/		/		
① 相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業									
イ 地域自立支援協議会									
ウ 障害児等療育支援事業									
② 市町村相談支援機能強化事業	/		/		/		/		
③ 住宅入居等支援事業									
④ 成年後見制度利用支援事業									
(2) コミュニケーション支援事業									
(3) 日常生活用具給付等事業 ※ 給付等見込み件数を記載									
① 介護訓練支援用具	/		/		/		/		
② 自立生活支援用具									
③ 在宅療養等支援用具									
④ 情報・意志疎通支援用具									
⑤ 排泄管理支援用具									
⑥ 住宅改修費									

1. 市町村事業（2/2）

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	
(4) 移動支援事業 ※ ①及び②について、「利用見込み者数」欄に、利用見込み者数、延べ利用見込み時間数の順に記載する。									
(5) 地域活動支援センター機能強化事業	/		/		/		/		
① 地域活動支援センターⅠ型									
② 地域活動支援センターⅡ型									
③ 地域活動支援センターⅢ型									
(6) 発達障害者支援センター運営事業 ※ 指定都市に限る。									
※1 複数市町村で実施する事業がある場合には各市町村分を記載。									※ 関係する他市町村名
※2 都道府県が代わって実施する事業がある場合にはその事業を記載。									
(上記の他実施する事業)									

※ 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。  
 (注)「実施に関する考え方」については、別途、記載する方法もあること。

2. 都道府県事業

事業名	18年度		19年度		20年度		23年度		実施に関する考え方
	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	実施見込み箇所数	利用見込み者数	
(1) 専門性の高い相談支援事業	/		/		/		/		
① 発達障害者支援センター運営事業									
② 障害者就業・生活支援センター事業									
③ 高次脳機能障害支援普及事業									
(2) 広域的な支援事業	/		/		/		/		
① 都道府県相談支援体制整備事業等	/		/		/		/		
ア 都道府県相談支援体制整備事業	/		/		/		/		
イ 都道府県自立支援協議会	/		/		/		/		
ウ 障害児等療育支援事業	/		/		/		/		
② 精神障害者退院促進支援事業									
※ 都道府県が代わって実施する事業等がある場合にはその事業を記載。									※ 関連する市町村名
(上記の他実施する事業)									

※ 記入欄が不足する場合には適宜追加すること。  
 (注)「実施に関する考え方」については、別途、記載する方法もあること。

# 補装具費の支給制度について

平成18年6月26日

企画課 地域生活支援室

## 平成18年10月からの補装具費の制度

### 補装具費支給の仕組み

- これまでの補装具は、市町村から補装具製作者に製作(修理)を委託し、その製作・修理に要する費用を市町村が支払っていましたが、この仕組みでは、補装具を利用する方と補装具製作者との関係が明確ではありませんでした。
- そこで、新しい制度では、補装具の購入・修理に係る当事者間の契約制を導入することにより、利用者と事業者との対等な関係によるサービスが受けられるような仕組みとすることとしました。
- 新しい仕組みは、利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められたときは、市町村がその費用を補装具費として利用者に支給するものです。  
(※ 利用者の費用負担が一時的に大きくなるよう、代理受領方式も可能とする予定。)

### 補装具の定義を明確にします

- 補装具についての定義を明確にします。(次の3つの要件をすべて満たすもの。)
  - ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
  - ② 身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
  - ③ 給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの
- 補装具の定義の明確化に伴い、補装具と日常生活用具の給付対象品目を見直し、整理します。

### 利用者負担について

- 補装具の支給サービスを、低所得の方に対する措置的なものから、契約に基づく利用者事業者との対等の関係により提供されるサービスに見直します。
- 利用者の負担については、原則として1割を負担していただき、障害のある方も制度を支える一員として利用者負担をお願いするものです。
- 従来制度では、一定の所得状況の世帯については全額自己負担となっておりました。10月からは、一定以上の所得がある方について、支給の対象とならない仕組みとなります。

○ 障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(※)には補装具費の支給対象となりません。

※ 一定所得以上の場合とは、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合が該当します。

## 所得の低い方へは負担の軽減を図ります

### <定率負担については…>

○ どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

- ・生活保護世帯の方なら …………… 0円
- ・市町村民税非課税世帯で年収が80万円以下(障害基礎年金2級相当)のみの収入状況の方なら …… 15,000円
- ・市町村民税非課税世帯の方なら …… 24,600円
- ・市町村民税課税世帯の方なら、 …… 37,200円

### <生活保護への移行防止措置について(予定)…>

○ 上記の定率負担を負担することにより、生活保護の適用対象となる場合には、生活保護の適用対象とならない範囲まで月額負担上限額を引き下げることができるようにする予定です。【※保護主管課と調整中】

【負担上限額】 37,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

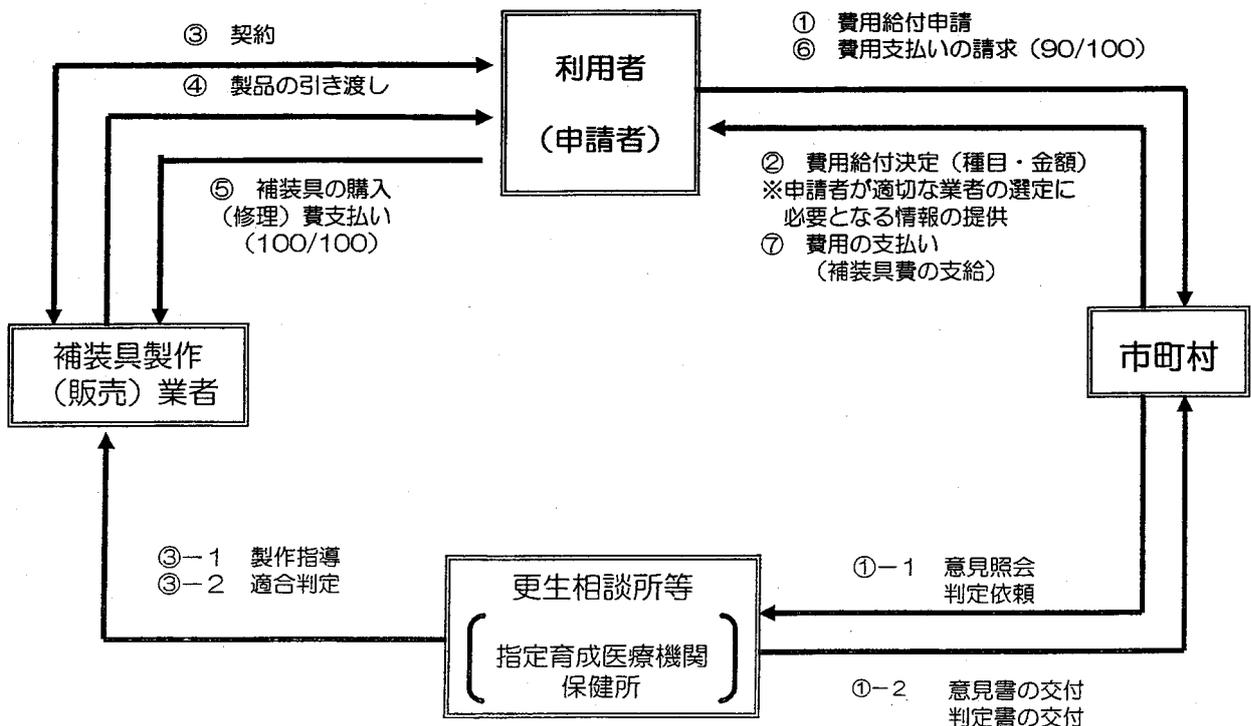
## 補装具及び日常生活用具の種目見直し

補装具		日常生活用具	
点字器	日常生活用具へ移行	重度障害者用意思伝達装置	補装具へ移行
頭部保護帽		浴槽(湯沸器) パーソナルコンピュータ ※障害者情報バリアフリー化支援事業助成対象品を、日常生活用具種目参考例に組み入れることを検討。	廃止
人工喉頭			
歩行補助つえ(一本杖のみ)			
収尿器			
ストマ用装具	廃止		
色めがね			

補装具の定義	日常生活用具の定義
<p>次の3つの要件をすべて満たすもの。</p> <p>①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの</p> <p>②身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの</p> <p>③給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの</p>	<p>次の3つの要件をすべて満たすもの。</p> <p>①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの</p> <p>②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの</p> <p>③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの</p>

## 補装具費の支給の仕組み①（償還払方式の場合）

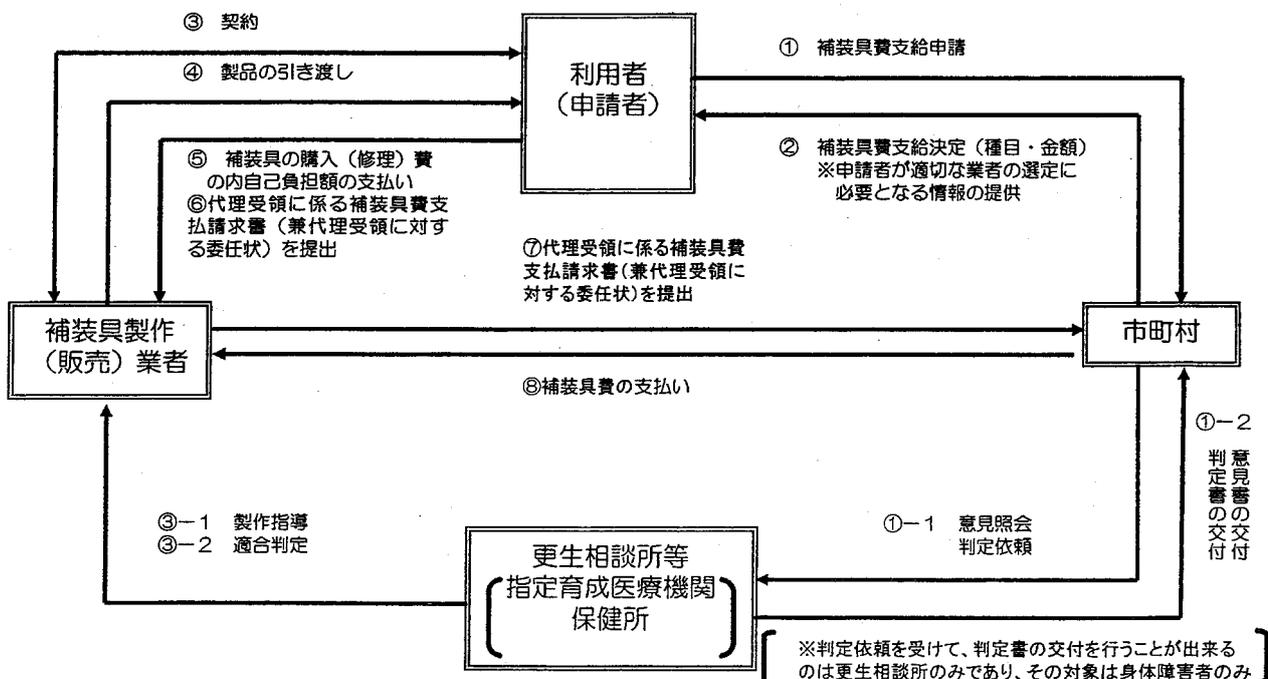
- ア 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に費用支給の申請を行う。  
 (※併せて、低所得世帯に係る利用者負担額の減免申請を行う。)
- イ 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。  
 (※併せて、利用者負担の減免対象者には減免の認定を行う。)
- ウ 補装具費の支給の決定を受けた障害者は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- エ 障害者が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、
- ・ 事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用を支払うとともに、
  - ・ 市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用の額から百分の九十(利用者負担の減免認定を受けた場合は当該減免額を差し引いた額)に相当する額を請求する。
- オ 市町村は、障害者からの請求が正当と認めるときは、補装具費の支給を行う。



## 補装具費の支給の仕組み②（代理受領方式の場合）

前提条件  
 ・利用者の委任契約  
 ・市町村一業者との合意

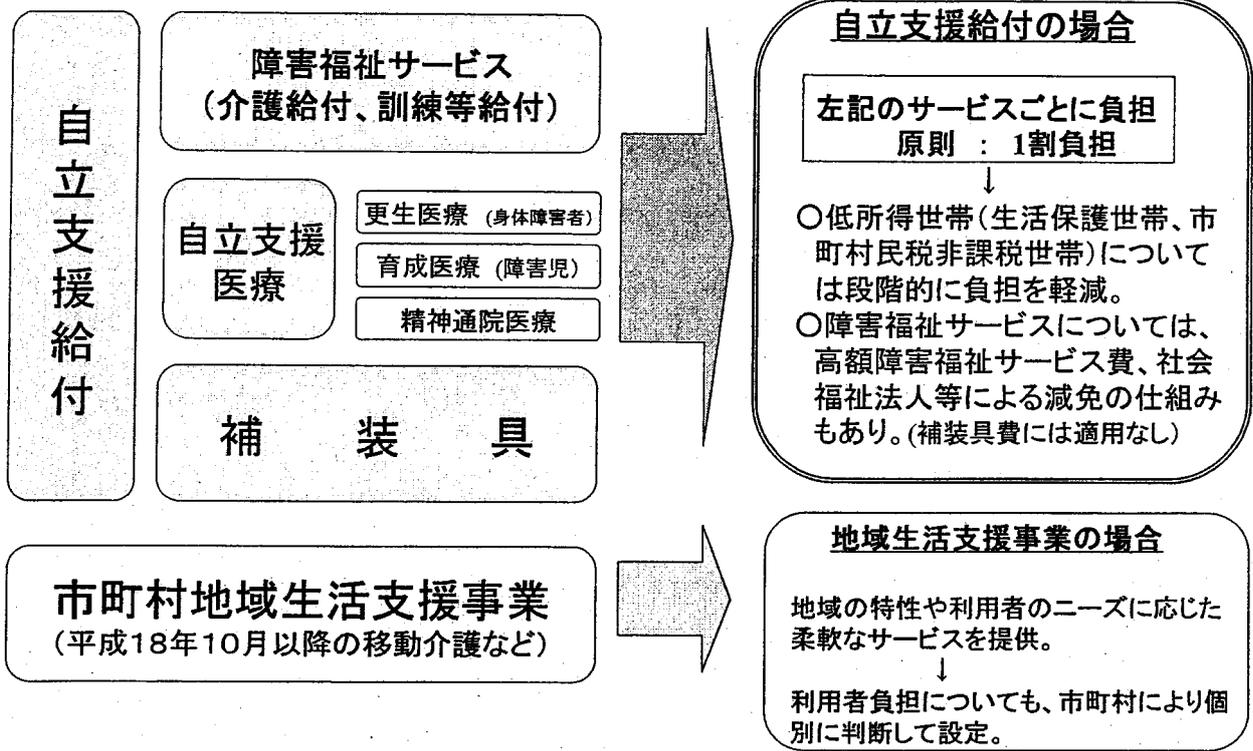
- ア 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に費用支給の申請を行う。  
 (※併せて、低所得世帯に係る利用者負担額の減免申請を行う。)
- イ 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。  
 (※併せて、利用者負担の減免対象者には減免の認定を行う。)
- ウ 補装具費の支給の決定を受けた障害者は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- エ 障害者が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、  
 ① 障害者は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち、利用者負担額を支払うとともに、  
 ② 事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。(請求の際に代理受領に係る委任状を添付する。)
- オ 市町村は、事業者からの請求が正当と認めるときは、補装具費の支給を行う。



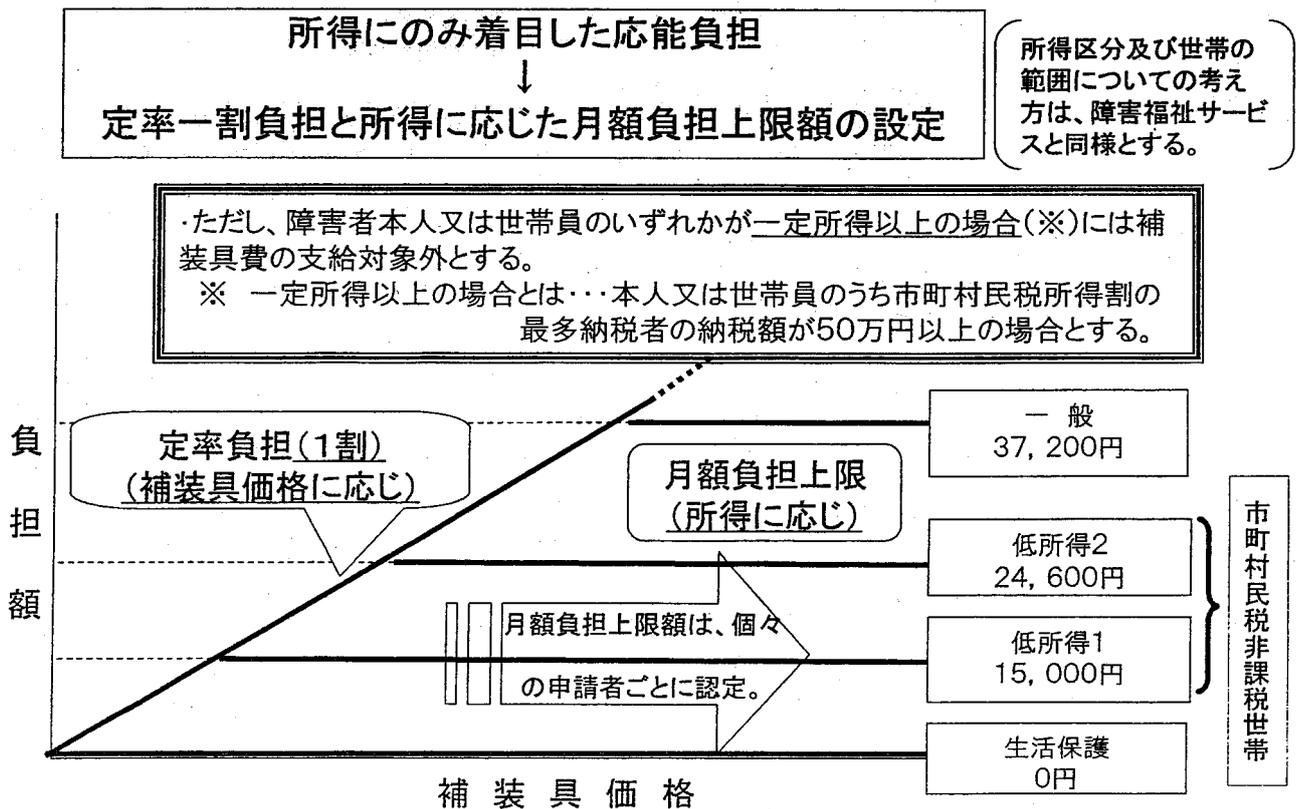
※補装具費の支給に関する事務手続の詳細については、別途事務取扱指針を策定する予定。

※補装具の購入・修理に通常要する費用の基準は、厚生労働省告示により定めることとしている。

# 障害者自立支援法による利用者負担



## 補装具費の利用者負担の見直し



# 補装具費に係る利用者負担の見直し

## 一定率1割負担と所得に着目

○利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

- ①生活保護:生活保護世帯に属する者
- ②低所得1:市町村民税非課税世帯であって支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下の者  
(→ 障害基礎年金2級のみの方など)
- ③低所得2:市町村民税非課税である世帯に属する者  
(→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。)
- ④一般世帯:市町村民税課税世帯

※ なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被保険者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯とする扱いをすることができます。  
(※ 利用対象者が障害児である場合は、当該障害児と保護者は同一世帯として扱うこととなります。)

### 収入の種類(低所得1に該当する年収80万円の対象範囲)

ア) 市町村民税世帯非課税であること(注1)

かつ、

イ) 以下の合計額が年間80万円以下の者

- ① 地方税法上の合計所得金額(注2)  
(合計所得金額がマイナスとなる者については、0と見なして計算する)
- ② 障害年金等(注3)
- ③ 特別児童扶養手当等(注4)

(注1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度)分の市町村民税が非課税である世帯

(注2) 地方税法292条第1項第13号に規定する合計所得金額

(注3) 障害を事由に支給される公的年金(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由として支給される労災による年金(前払一時金含む。)等)、障害を事由に支給される年金を受給できる者が他の年金を受給できる場合に選択する可能性のある公的年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)の公的年金

(注4) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

上限額を設定する場合の「世帯」の範囲にはこんな取り扱いがあります

(障害福祉サービスに係る世帯の特例と同一の考え方)

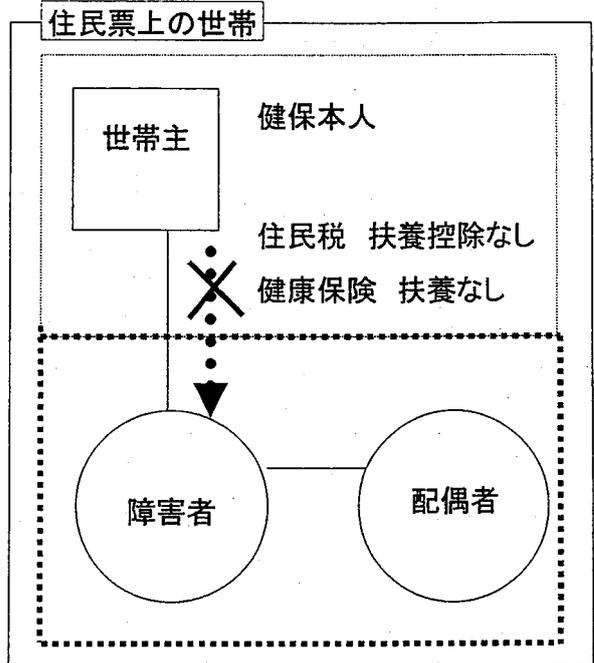
<原則>

月額負担上限額の設定に当たっては、住民基本台帳上の世帯の所得で設定します。

障害者の自立の観点  
点を考えると...

税制や健康保険制度において、同一世帯の家族等の扶養となっていない場合

同一世帯に家族等がいても、障害者とその配偶者のみの所得とできるようにします。



補装具費

利用者負担者の所得区分の認定

1 世帯がどうか

住民基本台帳上の世帯が基本

特例

住民税 扶養控除なし  
健康保険 扶養なし

別世帯として  
取り扱う特例

ただし

住民基本台帳上すでに別世帯の場合

本人

住民税 扶養控除あり  
健康保険 扶養あり

父母

別世帯

2 市町村民税の課税状況はどうか

課税・非課税で所得区分が決まる

生活保護世帯

市町村民税非課税世帯

低所得1

支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者

低所得2

障害者を含む3人世帯で障害基礎年金2級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当

課税世帯

※ 本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合は支給対象外。

# 生活保護への移行予防措置(予定)

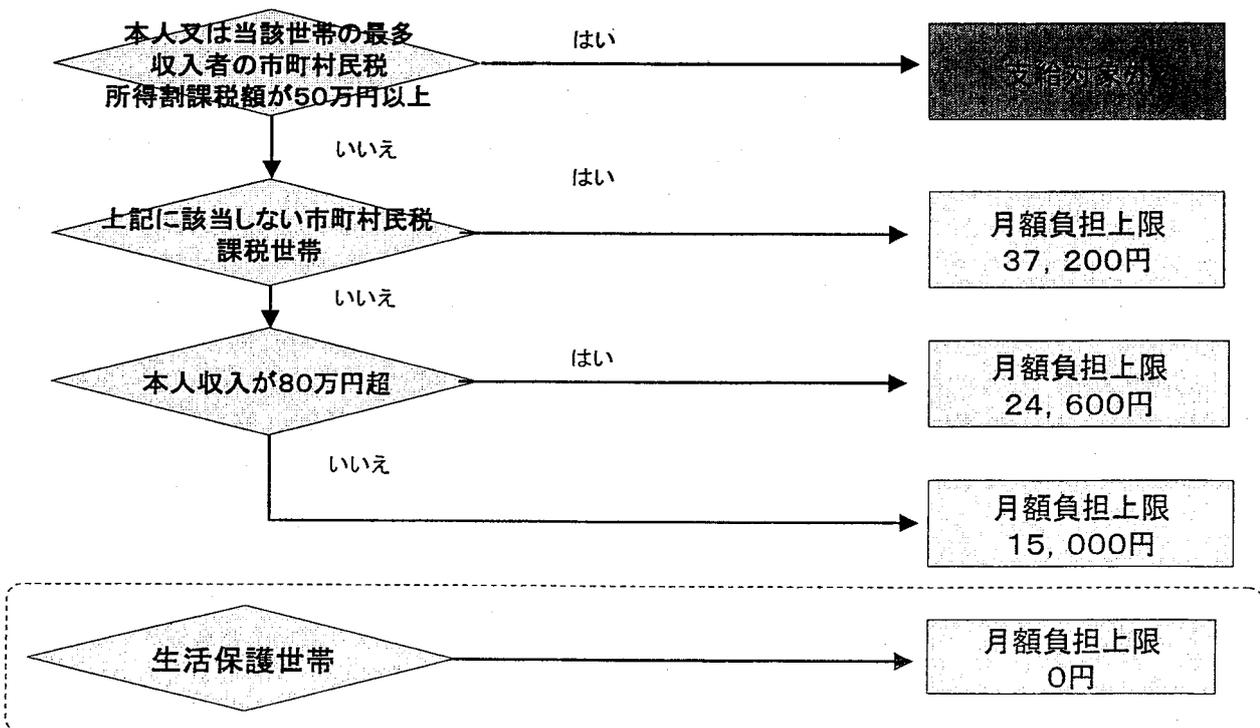
## <具体的な手続き>

- 利用者は福祉事務所に生活保護の申請を行う。
  - ① 定率負担の減免措置を行えば生活保護の対象者とならない場合
 

福祉事務所は保護を却下し、却下通知書に「定率負担減額認定該当」であること、軽減すべき負担上限額を記載する。
- 利用者は市町村に、定率負担の減免申請書に保護の却下通知書を添えて減免申請を行う。
- 市町村は、保護の却下通知書に記載された情報を元に、利用者負担上限額を決定する。

※現在、保護主管課と調整中

## 世帯の所得状況による月額負担上限額の認定(早見表)



H18.6.26障害保健福祉主管課長会議資料

補装具について（案）

1. 補装具の基準について
2. 意見聴取機関について
3. 申請手続きについて
4. 法の適用に当たっての留意点について
5. 代理受領について
6. 補装具製作者の情報提供について
7. 補装具の種目、額等の基準（告示）について
8. 生活保護への移行防止措置について

## 1. 補装具の基準について

○補装具の基準は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであること。

- 一 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計、加工されたものであること。
- 二 身体に装着又は装用して日常生活又は就学、就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するものであること。
- 三 給付に際して専門的な知見を要するものであること。

## 2. 意見聴取機関について

○市町村が意見を聴くことができる機関は、以下に掲げるものとする。

- ・身体障害者更生相談所
- ・指定自立支援医療機関（精神通院医療を行う機関を除く。）
- ・保健所

## 3. 補装具費の支給申請手続きについて

○ 補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具の購入又は修理を行おうとするときには、あらかじめ、第一号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書及び第七号から第九号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入又は修理が完了した後に第十号及び十一号に掲げる事項を記載した書類を提出するものとする。

ただし、市町村等は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。また、身体障害者手帳の記載事項のみで給付の判断が可能な補装具（盲人安全つえ）については、医師の意見書又は診断書を省略させることができる。

〈申請書記載事項〉

- 一 当該申請を行う障害者又は障害児の保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先
- 二 当該申請に係る障害者等が障害児である場合においては、当該障害児の氏名、生年月日及び当該障害児の保護者との続柄
- 三 当該申請に係る障害者等が購入又は修理を希望する補装具の内容

四 身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳の番号

五 当該申請に係る補装具の購入又は修理を行う製作者として希望するものの名称、所在地及び連絡先

六 補装具費の支給対象外となる要件に該当していることその他所得の状況に関する事項

〈添付書類〉

七 医師の意見書又は診断書

八 第六号の事項を証明する書類その他負担上限月額の算定のために必要な事項に関する書類

九 補装具の購入又は修理に要する費用に係る見積書

〈補装具の購入又は修理後提出書類〉

十 補装具の購入又は修理に要した費用に係る領収書

十一 購入又は修理を行った補装具の適合判定の結果がわかるもの

○支給決定及び身体障害者更生相談所等への意見聴取手続き等

(1) 市町村は、補装具費支給の申請があったときは、速やかに補装具費の支給を行うかどうかを決定し、補装具費の支給を行うことを決定した場合は、補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券を当該障害者又は障害児の保護者（以下、「補装具費支給対象障害者等」という。）に交付する。

(2) 市町村は、補装具費の支給を行うかどうかを決定するに当たり、必要があると認めた場合には、判定依頼（者の場合）又は意見照会（児の場合）を身体障害者更生相談所等に行う。

(3) 意見照会等を受けた身体障害者更生相談所等は、申請があった障害者等について、医学的判定等を行い、補装具給付判定書（者の場合）又は意見書（児の場合）を市町村に送付する。

(4) 補装具費支給決定書の交付を受けた補装具費支給対象障害者等は、業者に補装具費支給券を提出し契約を結んだ上で、補装具の購入又は修理を受ける。その際、身体障害者更生相談所等は、必要に応じて当該補装具について製作指導を行う。

また、市町村は当該補装具について適合判定が行われたことを確認する。

(5) 補装具費支給対象障害者等は、事業者（償還払いの場合は百分の百、代理受領の場合は百分の十又は負担上限額）の支払いをする。市町村は申請者（補装具費支給対象障害者等又は代理受領の場合は事業者）から、補装具費の請求があった場合は、速やかに支払いをする。

【参考】障害者自立支援法抜粋

第五条の19

この法律において「補装具」とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるものをいう。

第四節 補装具費の支給

第七十六条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者（以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。）に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。

- 2 補装具費の額は、補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入又は修理に要した費用の額とする。以下この項において「基準額」という。）の百分の九十に相当する額とする。ただし、当該基準額の百分の十に相当する額が、当該補装具費支給対象障害者等の家計に与える影響その他の事情を斟酌して政令で定める額を超えるときは、当該基準額から当該政令で定める額を控除して得た額とする。
- 3 市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。
- 4 第十九条第二項から第四項までの規定は、補装具費の支給に係る市町村の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 厚生労働大臣は、第二項の規定により厚生労働大臣の定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、補装具費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 4. 法の適用に当たっての留意点について

平成18年10月より、補装具は現行の現物給付から補装具費の支給となる。

については、事務手続に当たって以下の点に留意されたい。

①法の適用は、支給決定日をもって判断すること。

ただし、18年9月30日までに身体障害者福祉法、児童福祉法に基づいて申請が行われたものについては、改正前の身体障害者福祉法、児童福祉法に基づき行うこと。

②補装具費の支給対象は、平成18年10月以降に購入又は修理を行ったものに限ること。

## 5. 代理受領について

### 1 基本的考え方

補装具費については、原則、償還払いとなるが、一時的にせよ全額自己負担することは負担が大きいと考えられるため、代理受領方式を設けることができることとする。

補装具費支給対象障害者等が、補装具の購入又は修理を行う場合において、あらかじめ市町村との間で代理受領の契約等に基づき合意を行っている補装具製作業者が、補装具費支給対象障害者等からの委任を得ることにより、代理受領ができることとする。

### 2 代理受領の前提条件

(1) 補装具費支給対象障害者等が希望する補装具製作業者が、市町村との間で代理受領について契約等に基づき合意していること。

（ 条例、規則等で代理受領の枠組みを定めた上で、事業者に代理受領の申し出をさせる方式も考えられる。 ）

(2) 補装具費支給対象障害者等が、補装具製作者に代理受領の委任をしていること。

〔 市町村は、補装具費支給対象者に対し、代理受領契約を結んだ事業者名等の情報提供に努めること。 〕

### 3 事務の流れ

#### ①補装具費支給対象障害者等

- ア 補装具の購入又は修理に係る契約をする際は、補装具費支給券を補装具製作者に提出する。
- イ 利用者負担分を支払う。
- ウ 代理受領分支払請求書（兼代理受領に対する委任状）を補装具製作者に提出する。

#### ② 市町村

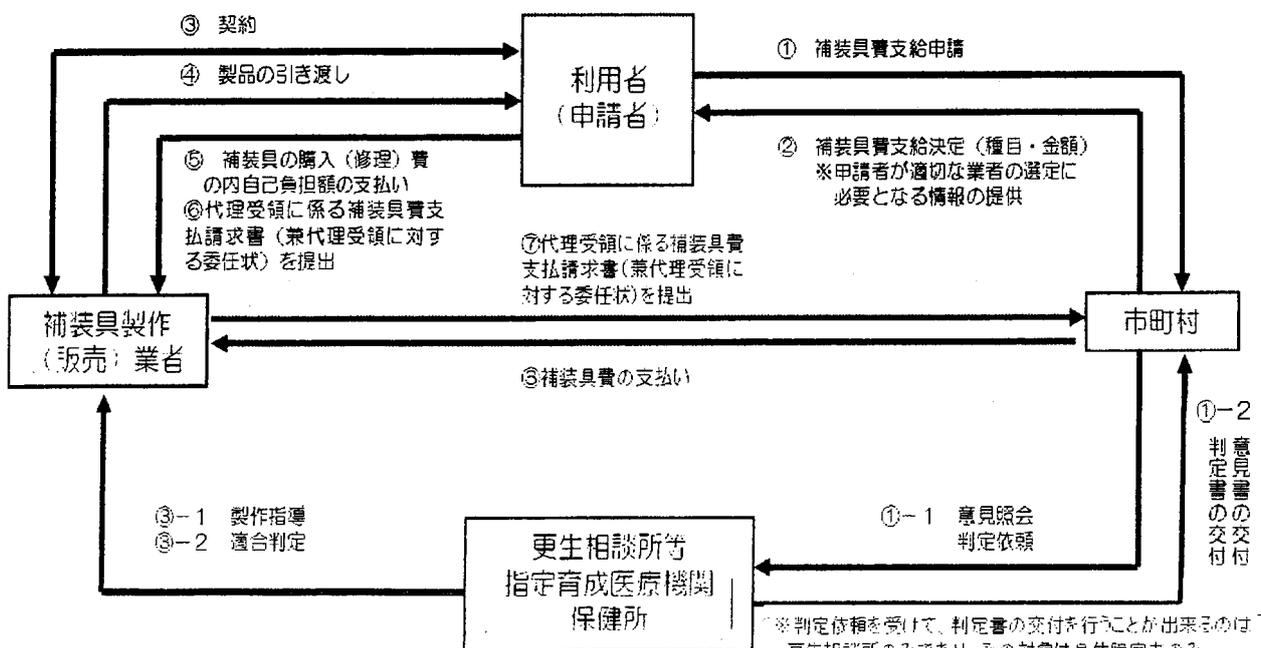
- ア 補装具製作者からの請求について審査・支払いを行う。

#### ③ 補装具製作者

- ア 補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から支払いを受け、領収書を発行する。
- イ 補装具費支給対象障害者等から代理受領に係る補装具費支払請求書（兼代理受領に対する委任状）を受け取る。
- ウ 代理受領に係る補装具費支払請求書（兼代理受領に対する委任状）の事業者記載欄に記入の上、市町村に請求する。

### 3 補装具費の支給の仕組みについて(代理受領)

前提条件  
・利用者の委任  
・契約  
(市町村一業者)



## 6. 補装具製作者の情報提供について

(1) 補装具の給付を円滑に行うためには、製作等を行う業者の設備、技術が整備されることが必要であるので、公立補装具製作施設についてその設備、技術者等の整備強化を図るとともに、民間の補装具製作施設等に対してもその旨周知を図ること。

(2) 市町村は申請者が適切な補装具製作者を選定するに当たって必要となる情報の提供に努めること。

義肢及び装具に係る業者の選定に当たっては、特殊な義足ソケットの採型等については複数の義肢装具士が必要なことから、業者についても複数の義肢装具士を配置していることが望ましい。

義肢及び装具以外の補装具の種目に係る業者についても、経歴や実績等を勘案し、安定的かつ継続的に給付の実施が可能であるか等について十分に検討の上、選定する必要がある。

なお、補装具製作者の選定に当たっては、財団法人テクノエイド協会（※）のホームページ等の活用が考えられる。

※ 財団法人テクノエイド協会は、「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五・五・六法三八）」上の指定法人

## 7. 補装具の種目、額等の基準（告示）について

標記の告示について、現行は、身体障害者福祉法第20条第1項及び第21条の規定に基づく基準、児童福祉法第21条の6第1項及び第21条の7の規定に基づく基準の2種類をお示ししているところだが、平成18年10月に障害者自立支援法の補装具に関する部分が施行されることに伴い、上記の2種類の基準を1つの基準にまとめる予定。

なお、正式な告示は施行前の可能な限り早い時期にお示しできるよう準備をしているが、新規種目である重度障害者用意思伝達装置の基準イメージについては、別紙（案）〈P.8〉のとおりであるのでご了知願いたい。

重度障害者用意思伝達装置基準(案)

1. 交付基準

(別紙)

種目	名称	基本構造	付属品	価格(円)	耐用年数	備考
重度障害者用意思伝達装置		ソフトウェアが組み込まれた専用パソコン	プリンタ		5	ソフトウェアが組み込まれた専用のパソコン及びプリンタで構成されたものであること。その他障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。

2. 修理基準

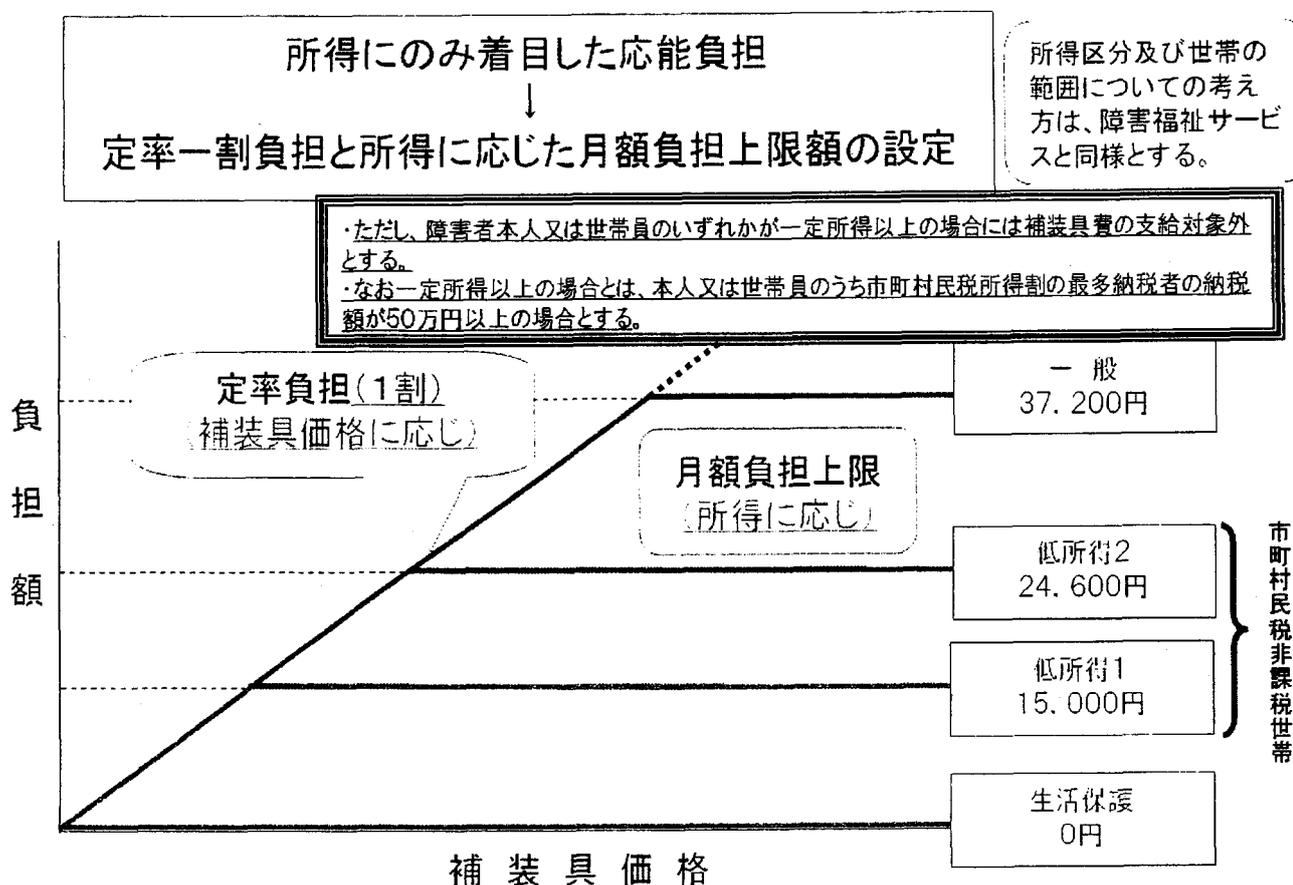
種目	修理部位		価格(円)	耐用年数	備考	
重度障害者用意思伝達装置	固定台	アーム式		5	重度障害者用意思伝達装置本体を固定し、ベッド等での利用を容易にするものであること。	
		テーブル置き式		5		
	学習リモコン			5	エアコン等の家電製品を遠隔操作をするためのものであること。	
	入力装置固定具			5	入力装置を身体の操作部に固定するためのものであること。	
	コール			5	音声通話が可能なるものであること。	
	呼び鈴分岐装置			5	スイッチからの信号を、呼び鈴と専用パソコンとに分岐してつなぐことが可能なものであること。	
	入力装置(スイッチ)	プッシュ式スイッチ			1	押す操作で信号入力可能なものであること。
		握り式スイッチ			1	握り込む操作で信号入力可能なものであること。
		ストリングスイッチ			1	紐を引っ張る操作で信号入力可能なものであること。
		タッチセンサー式			3	触れる操作で信号入力可能なものであること。タッチセンサーコントローラーを含む価格であること。フレキシブルタイプは6,000円加算すること。
		光電センサー式			3	光電タッチ・光ファイバーなどを使ったもの。光を遮断したり、反射する距離を変えたりすることで信号入力可能なものであること。
		ピンタッチ 先端4本			3	手・足・顎・顔のわずかな動きで信号入力可能なものであること。(先端部のみ6,300円)
		呼気式(吸気式)			1	息を吐く(吸う)ことで信号入力可能なものであること。
		まばたきセンサースイッチ			3	まばたきをすることで信号入力可能なものであること。
		筋電・眼電スイッチ	ディテクタ・電極部・ケーブル		3	動きを他のスイッチで検知できず、筋肉の生体信号(筋電)を検出し信号に変換あるいは眼球の動き(眼電)を検出し信号に変換することで入力可能なものであること。電極、ペースト等消耗品は含まないものであること。
		生体信号(脳波等)	ソフトウェア・ディテクタ・ケーブル		3	頭部の生体信号(脳波)を検出し信号に変換することで入力可能なものであること。電極、ペースト等消耗品は含まないものであること。
		PZスイッチ			3	ピエゾ素子を使った入力装置。
		フレックススイッチ			3	棒の先端に付いたゴムを曲げることで信号入力可能なものであること。
		チップスイッチ			3	水銀による傾きを感知することで信号入力可能なものであること。
	ISTセンサー まばたき、タッチ音声スイッチ			3	手・足・顎・顔のわずかな動きで信号入力可能なものであること。音声センサーも使用可能。オプション:各センサー18,900円	

## 8. 生活保護への移行防止措置について

障害福祉サービスと同様、補装具費においても「生活保護への移行防止措置」の適用を考えており、生活保護担当部局と現在調整中である。

なお、利用者負担の基本的な考え方については、平成18年3月1日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議において、お知らせしたところである（下図参照）。

### 2 補装具費の利用者負担の見直し



【参考資料】障害保健福祉関係主管課長会議（平成18年3月1日開催）資料7

## 「身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会」 報告書概要

### 普及啓発活動

- ・ 現状では補助犬に関する社会的定着が不十分。
- ・ 実効性のある普及啓発活動を展開することが必要。
- ・ 具体的な案として、
  - ・ 使用者や受入れ事業者、関係団体等へ、相談方法を周知。
  - ・ 自治体窓口等、関係部局の職員等への啓発。
  - ・ 学校における児童に対する啓発。
  - ・ 関係者が連携してイベント実施。
  - ・ メディアの活用。
  - ・ 介助犬、聴導犬を必要とする障害者等に対し、有効性を具体的に周知。
  - ・ 訓練事業者による使用者のマナー向上のための定期的研修。等

### 相談体制

- ・ 特別な相談機関を新たに設置するのではなく、既存の機関を活用。
- ・ 自治体の福祉部局を中心に、地域保健部局や人権擁護機関等との連携が必要。
- ・ 相談マニュアル等の作成が必要。  
(そのための準備期間が必要。)

### 受入れ義務化の範囲拡大

- ・ 民間の事業所、住宅の受入れ義務化については、社会的認識の定着がある程度図られた後に取り組むべき課題。
- ・ まずは実効性のある普及啓発活動を展開。

### 罰則等の新設

- ・ 制裁措置を課すには、社会的理解が進んでいることが必要であり、まずは実効性のある普及啓発活動を展開。
- ・ 制裁手段としては、罰金等の罰則は馴染まず、事業者名の公表があるが、適用の判断基準等の作成が必要との意見。
- ・ 障害者施策全体の議論の中で検討すべきとの意見もあった。

# 身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会報告書

平成18年6月

## 目 次

はじめに	1
1. 身体障害者補助犬法の施行状況	
(1) 訓練事業者の推移	2
(2) 指定法人数の推移	2
(3) 身体障害者補助犬の実働頭数及び待機数	3
(4) 身体障害者補助犬に対する社会の理解	3
(5) 補助犬の受入れ	3
(6) 普及啓発	4
(7) 相談窓口	4
2. 検討課題	5
3. 検討課題に係る関係団体からの意見・要望と検討会としての意見	
(1) 補助犬の普及啓発に関すること	
① 法及び補助犬に関する啓発の推進について	5
② 使用者の義務、マナー等の周知方法について	6
(2) 補助犬の社会での受入れに関すること	
① 法に関する事項に係る相談機関（体制）の整備について	7
② 事業所又は事務所、住宅の受入れ義務化について	8
③ 法を遵守しない場合の指導、罰則について	8
4. 関係団体からのその他の意見・要望で主なもの	9
おわりに	10
身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会委員名簿	11
第2回検討会 ヒアリング実施団体名（計17団体）	12
意見・要望書を提出した団体（計9団体）	12
関係法令	13

はじめに

身体障害者補助犬法は、良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とし、平成14年5月に制定され、同年10月に施行されて、約3年が経過したところである。

法律の附則では、施行後3年を経過した場合において、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる旨定められている。

このため、法施行後における補助犬の普及啓発や社会での受入などの身体障害者補助犬法の施行状況について、補助犬に携わる関係者のそれぞれの立場から意見を伺い、今後どのような取り組みが有効か本検討会で検討することとしたものである。

本検討会は、これまで3回にわたって議論を重ねてきたところであるが、今般、身体障害者補助犬法の施行状況や関係団体からの意見・要望、それに対する検討会の意見を取りまとめたのでここに報告する。

## 1. 身体障害者補助犬法の施行状況

### (1) 訓練事業者の推移

身体障害者補助犬を育成する訓練事業者は、法施行後の平成15年4月時点で、介助犬2団体、聴導犬1団体、盲導犬9団体の計12団体であったものが、平成18年3月1日現在で、介助犬22団体、聴導犬19団体、盲導犬9団体の計50団体となっている。

なお、介助犬と聴導犬を併せて育成している事業者が14団体あることから事業者数は36団体である。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	2団体	14団体	20団体	21団体	22団体
聴導犬	1団体	8団体	15団体	17団体	19団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体
計	12団体	31団体	44団体	47団体	50団体

### (2) 指定法人数の推移

指定法人は、身体障害者補助犬として育成された犬が他人に迷惑を及ぼさないことや適切な行動を取る能力があることを認定する法人であるが、平成16年4月時点で、介助犬4団体、聴導犬3団体、盲導犬9団体であったものが、平成18年3月1日現在では、介助犬5団体、聴導犬5団体、盲導犬9団体となっている。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	—	4団体	5団体	5団体	5団体
聴導犬	—	3団体	5団体	5団体	5団体
盲導犬	9団体	9団体	9団体	9団体	9団体

※盲導犬は、従前から道路交通法により認定制度が存在していたこと等を勘案し、経過措置（法附則第2条）により、当分の間、従来どおり国家公安委員会が指定した法人が認定を行うものとされている。

### （3）身体障害者補助犬の実働頭数及び待機数

身体障害者補助犬として指定法人から認定された後に実働している頭数は、平成18年3月には、介助犬30頭、聴導犬11頭、盲導犬957頭（17年3月末）となっている。

	H15.4	H16.4	H16.10	H17.4	H18.3
介助犬	34	40	19	28	30
聴導犬	13	17	8	10	11
盲導犬	927(※1)	948(※2)		957(※3)	

※1 H15.3.31現在 ※2 H16.3.31現在 ※3 H17.3.31現在

身体障害者補助犬を希望する者のうち、自治体による育成事業等の助成を待機している者は、平成17年8月末現在で、盲導犬124人、介助犬4人、聴導犬3人となっている。（厚生労働省アンケート結果）

### （4）身体障害者補助犬に対する社会の理解

訓練事業者30団体中20団体、指定法人4法人中全法人、61自治体中49自治体が、身体障害者補助犬に対する社会の理解は進んだと評価している。（厚生労働省アンケート集計結果）

### （5）補助犬の受入れ

使用者団体が行ったアンケートによれば、一部に同伴の受入拒否があるとの結果がでている。

また、研究者などの発表資料によれば、身体障害者補助犬の受入れに対する意識は、法律施行後向上しているものの、一部には消極的な施設もあ

るとの結果が出ている。

#### (6) 普及啓発

- ・ 厚生労働省の取り組みは、ポスター、パンフレット、リーフレット、ステッカーの配布や政府広報、ホームページの公開等をこれまでにやってきた。
- ・ 訓練事業者の取り組みは、学校や地域イベント等への参加、セミナー、シンポジウム等の開催を中心としたものとなっている。(厚生労働省アンケート集計結果)
- ・ 自治体の取り組みは、ポスター・リーフレット、ステッカー等印刷物の掲示・配布、セミナー、シンポジウム等の開催、自治体広報誌等での広報が主なものとなっている。(厚生労働省アンケート集計結果)

#### (7) 相談窓口

補助犬使用者又は住民等から補助犬に関する相談や苦情があった場合の自治体の対応は、61自治体のうち補助犬を担当する課が48自治体、委託先が5自治体、その他8自治体となっている。

また、市町村又は福祉事務所等で相談や苦情に対する体制をとっている自治体は61自治体中11自治体であり、他の自治体は県の本庁で対応している。(厚生労働省アンケート結果)

## 2. 検討課題

本検討会の検討課題については、第1回目の検討会において、次のとおり整理された。

[補助犬の普及啓発に関すること]

- 法及び補助犬に関する啓発の推進について
- 使用者の義務、マナー等の周知方法について

[補助犬の社会での受入れに関すること]

- 法に関する事項に係る相談機関（体制）の整備について
- 事業所又は事務所、住宅への補助犬の受入義務化について
- 法を遵守しない場合の指導、罰則について

## 3. 検討課題に係る関係団体からの意見・要望と検討会としての意見

### (1) 補助犬の普及啓発に関すること

#### ① 法及び補助犬に関する啓発の推進について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 補助犬について、全く理解していないためペットと同じだと誤解をされ、施設への「入場・入店・入室」を拒否される場合が多く、まだ社会全体に補助犬の理解が進んでいない。
- ・ 補助犬の実際の利用状況を見ていただくことが、補助犬への理解を深めるためには最適であるため、訓練事業者、補助犬使用者による啓発活動がより重要であり効果的。
- ・ 国、都道府県等の積極的な普及啓発を望む。

(検討会における意見)

- 法施行から3年が経過し、施行前に比べると補助犬に関する社会の理解は進んだものの、補助犬のことをよく知らないことから同伴拒否

するなどの事例が見受けられることから、引き続き、実効性の高い普及啓発活動が必要である。

○ 普及啓発活動の主体としては、国、地方公共団体の他、補助犬を使用している障害当事者や訓練事業者等、関係者による普及啓発活動も望まれる。

○ 社会への普及啓発活動の具体的な案としては、

- ・ 補助犬使用者、受入れ側双方からの苦情・相談に関する相談対応マニュアルを作成、関係者へ周知
  - ・ 自治体の関係部局の職員等や学校における児童に対する啓発や研修の実施
  - ・ 公的施設等におけるポスターの掲示
  - ・ 障害者週間などにおけるイベント活動の実施
  - ・ 新聞・ラジオ・テレビ等のメディアの活用
  - ・ 補助犬や一定程度の能力を有する訓練犬によるデモンストレーションの実施
  - ・ 介助犬及び聴導犬を必要とする障害者等に対し、有効性等を具体的に周知
- などが考えられる。

## ② 使用者の義務、マナー等の周知方法について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 受入れを進めるためには、補助犬使用者が補助犬の衛生を確保する等の適切な管理を行うことが必要。
- ・ 使用者として、補助犬の適切な管理に対する自覚を高めるため、使用者教育の仕組みが必要。

(検討会における意見)

- 補助犬の行動の管理や衛生の確保などのマナーの遵守は、補助犬の受入れ義務化を推進する上で重要。
- 訓練事業者は使用者に対する研修を定期的に行うなど、マナーが遵守されるよう使用者教育に責任をもってあたる必要があるほか、地方公共団体による訓練事業者に対する指導も継続的に行う必要がある。

## (2) 補助犬の社会での受入れに関すること

### ① 法に関する事項に係る相談機関(体制)の整備について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 受入れ拒否に関する苦情申立て救済機関、調整窓口がどこかについででの周知や関係機関の連携が図られていない。

(検討会における意見)

- 補助犬についてのみ新たな相談機関を新設するのではなく、障害者が地域で生活する上で生じる様々な相談の一つとして、既存の機関において実施することが有効なのではないか。
- 障害者の社会参加推進の観点から、これを担当する地方公共団体の障害福祉部局の行政機関が中心となって、関係機関(人権擁護を担当する法務局や地域保健を担当する保健所等)と連携して、受入れ拒否等に対する相談に対応すべき。

(参考)

障害者基本法第4条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

身体障害者福祉法第3条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現

されるように配慮して、身体障害者の自立と社会経済活動に参加するための援助と必要な保護を総合的に実施するように努めなければならない。

- 今後、国及び地方公共団体における関係機関の連携体制の整備を進めるとともに、相談のための指針、マニュアル等の作成に関する検討が必要。

② 事業所又は事務所、住宅の受入れ義務化について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 民間の事業所、事務所、住宅等の受入れについて、努力規定から義務規定へすべき。

(検討会における意見)

- 事業所又は事務所、住宅の受入れの義務化については、社会的認識の定着がある程度図られた後に取り組むべき課題であり、まずは実効性のある普及啓発活動を行うべき。

③ 法を遵守しない場合の指導、罰則について

(関係団体からの主な意見・要望)

- ・ 悪質な補助犬受入れ拒否業者に対する罰則規定を新設してはどうか。
- ・ 法が周知されてない現状があり、罰則を設けるのは時期尚早ではないか。
- ・ 法の趣旨・目的を考えると、罰金や懲役のような罰則は馴染まないことから、受入れを拒否した場合の個人名や法人名あるいは施設名の公表を行うこととしてはどうか。

(検討会における意見)

- 何らかの制裁措置を課すことは、法の実効性を高めるための有効な手段の一つとなりうる。
- その手段としては、①罰則を設けること。②受入れ拒否した場合の氏名の公表等が考えられる。
- ①については、身体障害者の施設の利用の円滑化という、法の趣旨・目的に照らすと制裁措置として罰金等の罰則には馴染まないのではないか。
- ②の違反事業者名の公表を行うには、適用に当たっての基準を設ける必要があることや公表に伴う受入業者に対する社会的制裁の影響の大きさを考えると、十分な事前準備や補助犬に関する社会的理解が進んでいることが必要である。
- また、障害者基本法の基本的理念や国連における障害者の権利条約の検討状況、人権侵犯事件に対して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じていること等を踏まえると、受入れ拒否に対する措置についても障害者施策全体の議論の中で検討すべき事項の一つであり、補助犬法のみで早急に結論を出すべきではないと考える。
- このため、理解不足による受入れ拒否が行われている現状を考えると、制裁措置については、今後の検討課題とし、まずは実効性のある普及啓発活動を進めることが必要。

#### 4. 関係団体からのその他の意見・要望で主なもの

以上のほか、第2回目の検討会における関係団体からの意見・要望として以下のものがあった。

- ・ 本法の本旨は、「身体障害者の社会参加機会拡大」にあることが

ら法の名称を「身体障害者社会参加推進法」に改めて欲しい。

- ・ 「自立、社会参加」が困難な局面においても、すべてを行政機関や他の専門家に頼るのではなく、自分たちに何ができるのかを、何をすべきかを模索することが必要。
- ・ 訓練事業・認定事業の更なる専門性の向上を図り補助犬の資質を確保することが必要。

おわりに

本検討会では、身体障害者補助犬法の施行状況を調査した上で、補助犬使用者や訓練事業者、補助犬を同伴した身体障害者を受け入れる関係者等のご意見を踏まえ、今後どのような取組みが必要か等について検討を行った。

法施行後3年が経過するが、補助犬に関する知識がないことから、受け入れが拒否される事例が多いなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況であり、まず実効性のある普及啓発活動を行うことが最優先課題であると考えられる。

また、補助犬の同伴を拒否された場合や、補助犬を受け入れるために留意すべきこと等の相談を行う機関の周知や関係機関の連携が図られていないこと、相談に対するノウハウが共有されていない等から、今後、関係機関の連携体制の整備や、相談マニュアルの作成を行う必要がある。

さらに、社会での定着がある程度図られた後の将来的な課題として、住宅や事業主の受入れを義務とすること、義務規定に違反した場合の制裁措置を規定することが考えられるが、社会的認識の定着状況や具体的な指導指針の作成の検討等、障害者施策全体の中での議論や他の法体系との整合性、さらには国連における障害者の権利条約の動向等を踏まえながら、検討を進める必要がある。

身体障害者補助犬法の施行状況に関する検討会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	職 名
かたいし しゅうぞう 片石 修三	(財)日本障害者リハビリテーション協会常務理事
きむら てつひこ 木村 哲彦	国際医療福祉大学大学院リハビリテーション学分野教授
くりやま まさこ 栗山 昌子	(財)エイズ予防財団理事
ししの ひでみ 獅子野 秀美	東京都福祉保健局障害者施策推進部在宅福祉課長
たかやなぎ ともこ 高柳 友子	(NPO)日本介助犬アカデミー専務理事
たまき まさと 玉木 真人	神奈川県保健福祉部障害福祉課課長代理
はた やすえ 秦 靖枝	牛久市民福祉の会事務局長
ひびの きよし 日比野 清	佐野短期大学社会福祉学科教授
ほんだ じゅんいち 本田 純一	中央大学大学院法務研究科教授
○ まつお たけまさ 松尾 武昌	(福)全国社会福祉協議会常務理事

○ 座長

第2回検討会 ヒアリング実施団体名 (計17団体)

<p>使用者 6団体</p> <p>[盲導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイメイト協会同窓会</li> <li>・日本盲導犬協会ユーザーの会</li> <li>・全日本盲導犬使用者の会</li> </ul> <p>[介助犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本介助犬使用者の会</li> <li>・全国補助犬連合会ユーザーの会</li> </ul> <p>[聴導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全日本聴導犬ユーザーの会</li> </ul>	<p>関係団体 2団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国盲導犬施設連合会</li> <li>・全国補助犬連合会</li> </ul> <p>指定法人 2団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)横浜市リハビリテーション事業団</li> <li>・(社福)日本聴導犬協会</li> </ul> <p>受け入れ側 3団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)全国生活衛生営業指導センター</li> <li>・(社)全国乗用自動車連合会</li> <li>・(財)日本賃貸住宅管理協会</li> </ul>
<p>訓練事業者 4団体</p> <p>[盲導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)日本盲導犬協会</li> <li>・(財)アイメイト協会</li> </ul> <p>[介助犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社福)全国介助犬協会</li> </ul> <p>[聴導犬]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴導犬普及協会</li> </ul>	<p>(計17団体)</p>

意見・要望書を提出した団体 (計9団体)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)関西盲導犬協会</li> <li>・(財)中部盲導犬協会</li> <li>・全日本補助犬パートナーの会 &amp; 全日本補助犬育成の会</li> <li>・(特定非営利活動法人) トータルケア・アシスタントドックセンター</li> <li>・茨城介助犬協会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(特定非営利活動法人) 介助犬育成を目指す会</li> <li>・(特定非営利活動法人) 聴導犬育成の会</li> <li>・(社)日本フードサービス協会</li> <li>・(社)高層住宅管理業協会</li> </ul> <p>(計9団体)</p>
--	---

## 【関係法令】

### 障害者基本法(抜粋)

(昭和四十五年五月二十一日法律第八十四号)

(基本的理念)

第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

(国民の理解)

第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(国民の責務)

第六条 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

2 国民は、社会連帯の理念に基づき、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(公共的施設のバリアフリー化)

### 第十八条

3 国及び地方公共団体は、前二項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 国、地方公共団体及び公共的施設を設置する事業者は、自ら設置する公共的施設を利用する障害者の補助を行う身体障害者補助犬の同伴について障害者の利用の便宜を図らなければならない。

## 身体障害者福祉法(抜粋)

(昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号)

(社会参加を促進する事業の実施)

第二十一条の四 地方公共団体は、視覚障害のある身体障害者及び聴覚障害のある身体障害者の意思疎通を支援する事業、身体障害者の盲導犬、介助犬又は聴導犬の使用を支援する事業、身体障害者のスポーツ活動への参加を促進する事業その他の身体障害者の社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進する事業を実施するよう努めなければならない。

## 身体障害者補助犬法

(平成十四年五月二十九日法律第四十九号)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 身体障害者補助犬の訓練(第三条—第五条)

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性(第六条)

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等(第七条—第十四条)

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等(第十五条—第二十条)

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等(第二十一条—第二十四条)

第七章 罰則(第二十五条)

附則

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

- 2 この法律において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項 に規定する政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 3 この法律において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
- 4 この法律において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼出音、その者と呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

## 第二章 身体障害者補助犬の訓練

### （訓練事業者の義務）

- 第三条** 盲導犬訓練施設（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十三条 に規定する盲導犬訓練施設をいう。）を経営する事業を行う者、介助犬訓練事業（同法第四条の二第三項 に規定する介助犬訓練事業をいう。）を行う者及び聴導犬訓練事業（同項 に規定する聴導犬訓練事業をいう。）を行う者（以下「訓練事業者」という。）は、身体障害者補助犬としての適性を有する犬を選択するとともに、必要に応じ医療を提供する者、獣医師等との連携を確保しつつ、これを使用しようとする各身体障害者に必要とされる補助を適確に把握し、その身体障害者の状況に応じた訓練を行うことにより、良質な身体障害者補助犬を育成しなければならない。
- 2 訓練事業者は、障害の程度の増進により必要とされる補助が変化することが予想される身体障害者のために前項の訓練を行うに当たっては、医療を提供する者との連携を確保することによりその身体障害者について将来必要となる補助を適確に把握しなければならない。
- 第四条** 訓練事業者は、前条第二項に規定する身体障害者のために身体障害者補助犬を育成した場合には、その身体障害者補助犬の使用状況の調査を行い、必要に応じ再訓練を行わなければならない。
- （厚生労働省令への委任）

第五条 前二条に規定する身体障害者補助犬の訓練に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

第六条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。

### 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

第七条 国等(国及び地方公共団体並びに独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。))その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。)は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬(第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。)を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。
- 3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

(公共交通機関における身体障害者補助犬の同伴)

第八条 公共交通事業者等(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第二条第三項に規定する公共交通事業者等及び道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。)は、その管理する旅客施設(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第二条第四項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。)及び旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両等(車両、自動車、船

船及び航空機をいう。)を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該旅客施設若しくは当該車両等に著しい損害が発生し、又はこれらを利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(不特定かつ多数の者が利用する施設における身体障害者補助犬の同伴)

**第九条** 前二条に定めるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(事業所又は事務所における身体障害者補助犬の使用)

**第十条** 事業主(国等を除く。)は、その事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(住宅における身体障害者補助犬の使用)

**第十一条** 住宅を管理する者(国等を除く。)は、その管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用することを拒まないよう努めなければならない。

(身体障害者補助犬の表示等)

**第十二条** この章に規定する施設等(住宅を除く。)の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、厚生労働省令で定めるところにより、その身体障害者補助犬に、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示をしなければならない。

2 この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が公衆衛生上の危害を生じさせるおそれがない旨を明らかにするため必要な厚生労働省令で定める書類を所持し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(身体障害者補助犬の行動の管理)

**第十三条** この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬を同伴し、又は使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。

(表示の制限)

第十四条 何人も、この章に規定する施設等の利用等を行う場合において身体障害者補助犬以外の犬を同伴し、又は使用するときは、その犬に第十二条第一項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。ただし、身体障害者補助犬となるため訓練中である犬又は第十六条第一項の認定を受けるため試験中である犬であつて、その旨が明示されているものについては、この限りでない。

## 第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

(法人の指定)

第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(同伴に係る身体障害者補助犬に必要な能力の認定)

第十六条 指定法人は、身体障害者補助犬とするために育成された犬（当該指定法人が訓練事業者として自ら育成した犬を含む。）であつて当該指定法人に申請があつたものについて、身体障害者がこれを同伴して不特定かつ多数の者が利用する施設等を利用する場合において他人に迷惑を及ぼさないことその他適切な行動をとる能力を有すると認める場合には、その旨の認定を行わなければならない。

- 2 指定法人は、前項の規定による認定をした身体障害者補助犬について、同項に規定する能力を欠くこととなつたと認める場合には、当該認定を取り消さなければならない。

(改善命令)

第十七条 厚生労働大臣は、指定法人の前条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十八条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(報告の徴収等)

第十九条 厚生労働大臣は、指定法人の第十六条に規定する認定の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定法人に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該指定法人の事業所又は事務所に立ち入り、その業務の状況に関し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、指定法人及び身体障害者補助犬に関する認定に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## 第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

(身体障害者補助犬の取扱い)

第二十一条 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情をもって接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。

(身体障害者補助犬の衛生の確保)

第二十二条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第二十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(国民の協力)

第二十四条 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。

## 第七章 罰則

第二十五条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第二章の規定(介助犬又は聴導犬の訓練に係る部分に限る。)は平成十五年四月一日から、第九条の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 道路交通法第十四条第一項の盲導犬に関しては、当分の間、第五章の規定は、適用しない。この場合において、第二条第二項中「政令で定める盲導犬であって、第十六条第一項の認定を受けているもの」とあるのは、「政令で定める盲導犬」とする。

第三条 肢体不自由又は聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者は、第四章に規定する施設等の利用等を行う場合において、その者の補助を行う犬であって第十六条第一項の認定を受けていないものを同伴し、又は使用するときは、平成十六年九月三十日までの間に限り、第十四条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、その犬に「介助犬」又は「聴導犬」と表示をすることができる。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合の措置)

第五条 日常生活に著しい支障がある身体障害者の補助を行うため、新たに身体障害者補助犬が行う補助以外の補助を行う犬が使用されることとなった場合には、その使用の状況等を勘案し、身体障害者補助犬の制度の対象を拡大するために必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

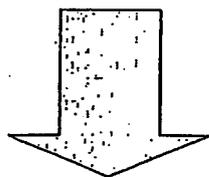
第六条 この法律の施行後三年を経過した場合においては、身体障害者補助犬の育成の状況、第四章に規定する施設等における身体障害者補助犬の同伴又は使用の状況その他この法律の施行の状況について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

# 障害福祉計画関係資料

# 数値目標の設定に関する基本的手順

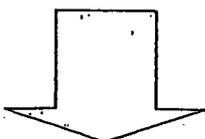
## 就労や地域移行等に関する目指す方向を明確化

- 利用者のニーズやサービスの過去の伸び等を把握・分析
- 養護学校卒業生の進路動向や福祉施設からの就労移行の状況等から、将来の見通しを検討
- 精神障害者に関する新たなサービスニーズを見極める
- 小規模作業所について今後の方向性を検討



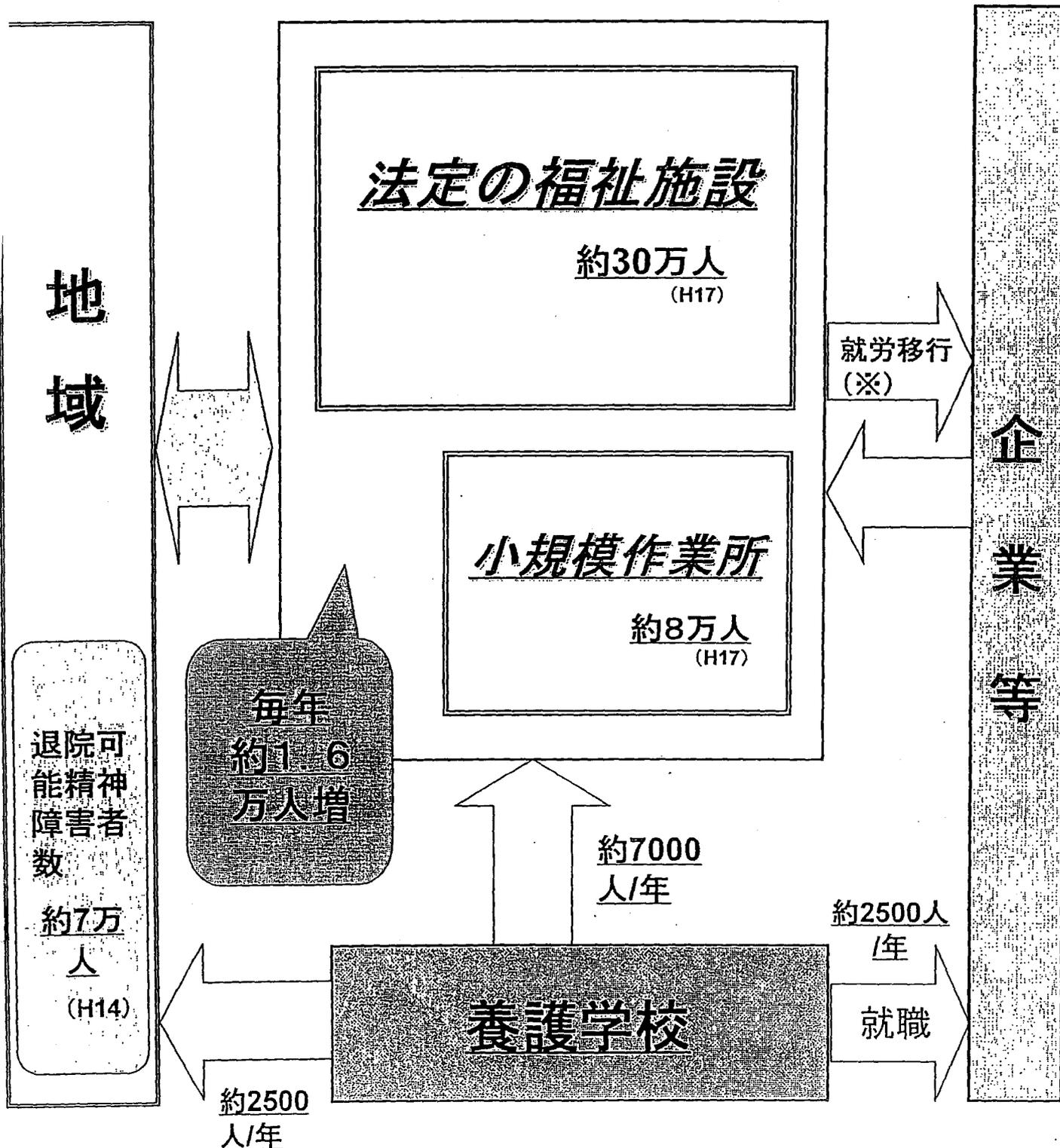
## 数値目標の設定

- 入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値
  - 入院中の精神障害者の地域生活への移行
  - 福祉施設から一般就労への移行
  - 工賃水準の向上
- 等



介護給付・訓練等給付個々のサービスの見込量を算出へ

# 障害者の福祉施設利用の動向



注) 法定の福祉施設からの移行者は年間約2000人  
(平成15年度)

## 障害福祉計画の労働施策に関する数値目標について

基本指針別表第一に定める福祉施設から一般就労への移行に関して、留意事項を下記のとおり別途通知する予定。

基本指針の別表第一に定める福祉施設から一般就労への移行に係る数値目標については、平成23年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労へ移行する者を、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを旨とするという目標を達成するため、市町村及び都道府県の福祉担当部局は、都道府県労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、「一 就労移行支援事業の利用者数」、「二 公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者数」、「三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数」、「四 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の開始者数」、「五 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援の対象者数」及び「六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等」について数値目標を設定することとされているが、この数値目標については、次の点を目安として設定されたい。

- ① 上記の三については、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち3割が障害者の態様に応じた多様な委託訓練を受講することを目指す
- ② 上記の四については、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が障害者試行雇用事業の開始者となることを目指す
- ③ 上記の五については、平成23年度において福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が職場適応援助者の支援が受けられるようにすることを目指す

(案)

事 務 連 絡  
平成 年 月 日

各都道府県障害福祉計画担当者 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長補佐

(障害福祉計画担当)

障害福祉計画の作成に係るQ&Aについて

障害福祉計画については、本年度中の作成に向け、現在作業を進めていただいているところ  
と承知しておりますが、近時、障害福祉計画に関する類似の問い合わせがありましたので、別添  
のとおり、Q&Aとしてとりまとめたところであります。

都道府県におかれては、障害福祉計画の円滑な作成に向け、管下市町村に対し周知徹底を  
図るようお願いします。

Q1 障害福祉計画の作成に当たっては、小規模作業所利用者の移行を見込むこととされているが、具体的にどのような形での移行が想定されるのか。

A1 小規模作業所利用者の移行については、①合併等による規模拡大を通じた介護給付・訓練等給付に係る法定施設への移行、②地域活動支援センターへの移行、③法定外施設(地方自治体の独自施策)の利用、④受け入れ余力のある既存法定施設の利用といった選択肢が想定されるが、各自治体においては、現在の小規模作業所の利用者数や意向等を踏まえた上で、地域の実情に応じ、これら選択肢の適切な組み合わせを検討し、まずは移行についての基本的な考え方を示すことが適当と考えられる。

-----

Q2 市町村計画について、複数市町村による広域計画の策定は可能か。可能である場合、数値目標の設定については構成市町村ごとの内訳が必要なのか、計画地域全体での設定で差し支えないのか。

A2 市町村障害福祉計画については、それぞれの市町村ごとに作成することが必要であるが、一部事務組合や広域連合で処理する事務として定められている場合には、複数市町村による広域計画の策定が可能である。

なお、広域連合等によらない場合には、それぞれの市町村ごとに作成することとなるが、地域の実情を踏まえ、実務上、広域計画を1つ作成して、それをそれぞれの構成市町村の障害福祉計画とみなすとする取扱いも差し支えない。その場合、数値目標については、原則として構成市町村ごとの内訳を示すこととするが、小規模市町村において施設サービス等に関し、独自に見込むことが困難な場合には、広域的に示すことも可能とする。

-----

Q3 移行計画書の集計結果を中間結果に反映させるのは日程的に困難であると思われるが、サービス見込量の修正はいつまで可能か。

A3 お尋ねの通り、移行計画書の集計結果を中間報告に反映させることは困難なところもあると思われるが、9月末時点において得られる移行計画書の結果等を勘案しその時点で想定されるサービス見込量を報告していただければ良いものと考えている。

-----

Q4 法第 36 条による指定拒否は羈束(きそく)裁量性の行政処分とのことだが、指定の間接的影響を受けるにすぎない財政上の制約を理由に指定を拒否・保留することはできないと考えてよいか。

A4 法律上、指定を行わないことができるのは計画の数値を超えるか、計画達成に支障が生じる場合に限られており、これらの要件に該当しない場合に指定を行わないことは出来ないものと解される。

-----  
Q5 日中活動利用者数を見込むに当たり、養護学校卒業者数の今後の見通しについても勘案するとのことであるが具体的にはどうやるのか。

A5 養護学校卒業者数の今後の見通しについては、それぞれの自治体において、教育委員会等と連携し在籍者数、過去の卒業者の進路動向等についてのデータ等の提供を受けた上で、養護学校関係者、ハローワーク等の関係者も交え、今後の就職者数の見通し等も勘案し、卒業見込み者のうち、日中活動利用が見込まれる者の数を推計することが考えられる。

# 障害福祉サービス事務処理システムについて

平成18年10月以降の介護給付費等の請求事務について

※ 今後の検討により、内容等に変更が生じることがありうる。

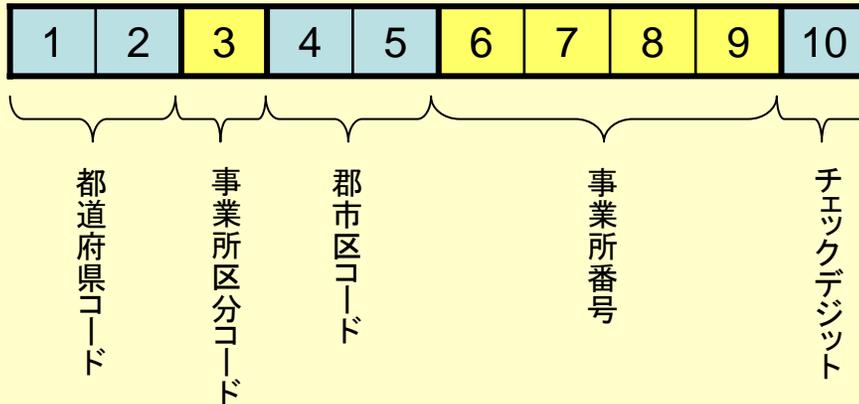
平成18年6月26日(月)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

平成18年10月からの指定サービス事業所番号について

# 障害者自立支援法及び児童福祉法の指定事業所等の設定について

## 平成18年10月以降の事業所番号の体系



**1～2桁目** 都道府県コード・・・総務省が定めるコード

**3桁目** 事業所区分コード 「1」自立支援法【指定事業所】(GH・CH・相談支援事業所を除く)  
「2」自立支援法【指定事業所】(GH・CH)  
「3」自立支援法【指定事業所】(相談支援事業所)  
「4」自立支援法【基準該当事業所】  
「5」児童福祉法【指定事業所】  
「6」地域生活支援事業

**4～5桁目** 郡市区コード・・・各都道府県の社会保険事務局が設定するコード

**6～9桁目** 事業所番号・・・郡市区コード内の通番

**10桁目** チェックデジット・・・モジュラス10方式

# 平成18年10月以降の事業所番号付番ルールについて

事業所番号については、指定事業所の単位で付番することを原則とするが、同一法人が同一敷地内等において **①複数事業所を一体的に管理運営する場合、②複数種類の事業を組み合わせで実施する場合(多機能型)**には、複数の指定事業所を1つの事業所番号で管理する。

## 「一体的に管理運営する場合」の判断基準

- ①利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- ②事務所間で相互支援の体制があること
- ③事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑤人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ⑥事務所間の会計管理が一本化されていること

※ この基準に該当しなくとも、既に社福軽減の同一管理事業所として軽減を実施している場合で、引き続き軽減の同一管理を行うときには、同一事業所番号を付すものとする。

「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」によって届出がされた事業所については、必ず同一事業所番号で管理するものとする。

# 複数の指定サービス事業所等に同一事業所番号を付番する参考例

## 例1 同一法人が、同一敷地内等において、複数事業を一体的に管理運営している場合

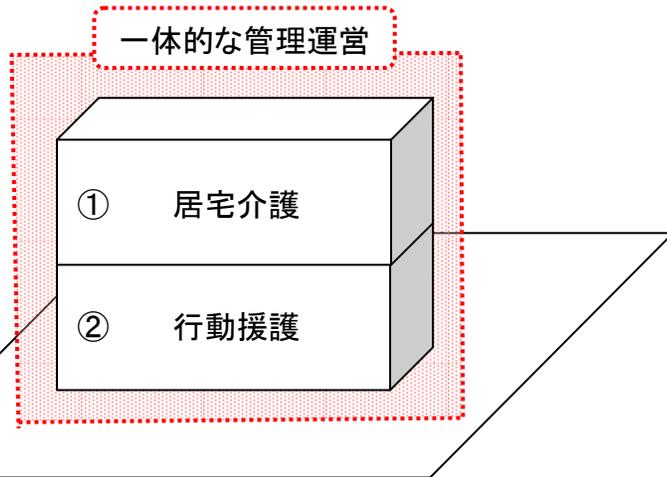
同一法人が、同一敷地内等において、複数事業(例:居宅介護と行動援護)を一体的に管理運営している事業者については、同一の指定事業所番号を付番する。

この場合、複数の事業を1つの事業所番号で管理するため、事業所番号10桁とは別に、サービス種類を識別するコード(「サービス種類コード」)を使用する。

### <事業所指定>

- 指定居宅介護事業所(①)
- 指定行動援護事業所(②)

### <事業所情報>



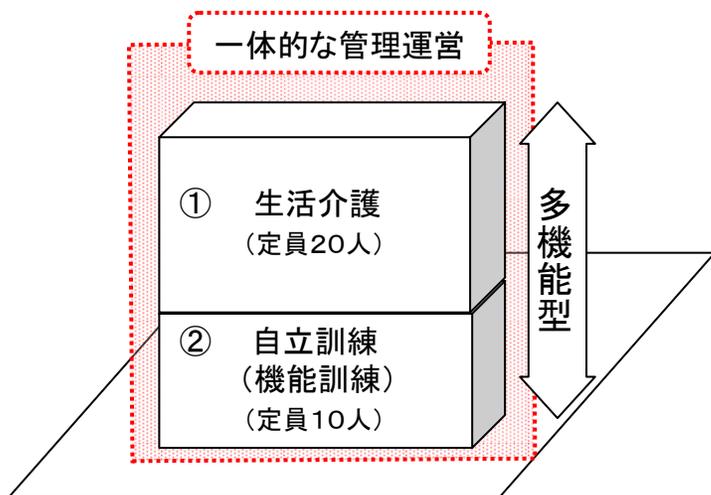
事業所番号		サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
131011111cd	①	11	—	—	—	—
	②	13	—	—	—	

\* 資料中使用している各コード等については、便宜上設定したものであり、実際に使用するコード等については、インタフェース仕様書共通編コード一覧にて、規定する。

## 例2 多機能型事業所の場合

多機能型として事業を行う生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所については、同一の指定事業所番号を付番する。

この場合、全事業の利用定員の合計人数により報酬算定を行うため、別途報酬算定上の定員数を管理する。



### <事業所指定>

- 指定生活介護事業所(①)
- 指定自立訓練事業所(②)

多機能型事業所として指定

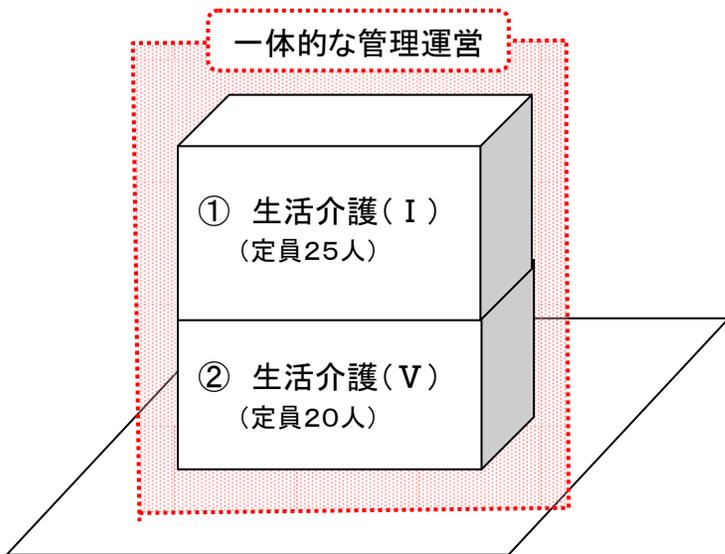
### <事業所情報>

事業所番号		サービス 種類 コード	サービス 提供単位 番号	定員	多機 能型 要件	報酬算定 上の定員 規模
131011111cd	①	22	—	20	○	30人
	②	41	—	10	○	

### 例3 サービス提供単位を設け事業を実施する場合

同一事業所内において複数の「サービス提供単位」を設けることが可能な生活介護事業、療養介護事業、施設入所支援において、複数のサービス提供単位の設定が認められた場合も、事業所番号は同一の指定事業所番号を付番する。

この場合、複数の事業を1つの事業所番号で管理するため、サービス種類コードとは別に、「サービス提供単位番号」を使用する。



#### <事業所指定>

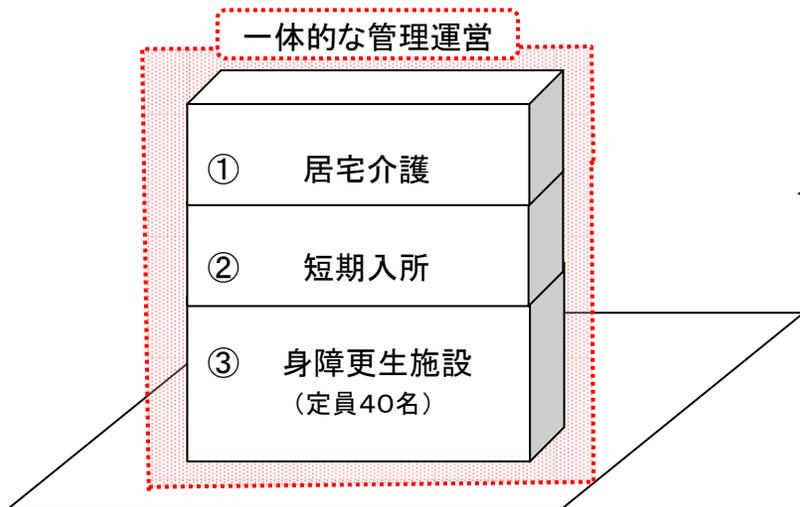
●指定生活介護事業所(①、②)

〔①平均障害程度区分5 配置基準1.7:1〕 複数のサービス  
〔②平均障害程度区分4.5 配置基準3.5:1〕 提供単位

#### <事業所情報>

事業所番号		サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
131011111cd	①	22	01	25	—	45人
	②	22	02	20	—	

## 例4 居宅介護、短期入所、旧法施設支援を一体的に管理運営する場合



### <事業所指定>

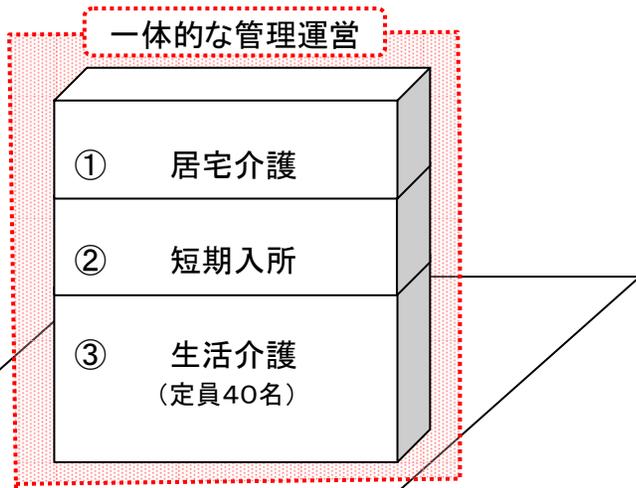
- 指定居宅介護事業所(①)
- 指定短期入所事業所(②)
- 指定身体障害者通所更生施設(③)

### <事業所情報>

事業所番号		サービス 種類 コード	サービス 提供単位 番号	定員	多機能 型要件	報酬算定 上の定員 規模
1310111111	①	11	—	—	—	—
	②	24	—	—	—	—
	③	82	—	40	—	40

## 例5 居宅介護、短期入所、生活介護を一体的に管理運営する場合

\* 上記事例の③身体障害者更生施設が生活介護事業所に移行した例



### <事業所指定>

- 指定居宅介護事業所(①)
- 指定短期入所事業所(②)
- 指定生活介護事業所(③)

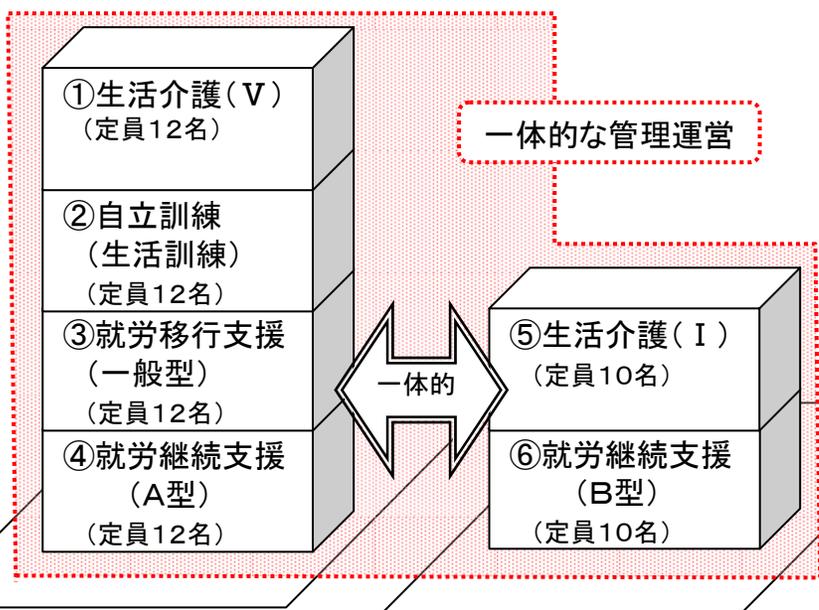
旧法指定施設が新体系に移行しても、事業所番号は変えない。

### <事業所情報>

事業所番号		サービス 種類 コード	サービス 提供単位 番号	定員	多機能 型要件	報酬算定 上の定員 規模
1310111111	①	11	—	—	—	—
	②	24	—	—	—	—
	③	22	—	40	—	40

## 例6 主たる事業所と従たる事業所が存在する場合

同一法人が、主たる事業所で生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)を実施し、従たる事業所で生活介護、就労継続支援(B型)を実施し、かつ、両者が一体的に管理運営されている場合には、同一の指定事業所番号を付番する。



主たる事業所

従たる事業所

旧法指定施設の本体施設と分場においても、同様の扱いとする。

その際、報酬算定上の定員は従前通りの算定方法

### <事業所指定>

- 指定生活介護事業所(①、⑤) 複数のサービス提供単位
- 指定自立訓練事業所(生活訓練型:②)
- 指定就労移行支援事業所(一般型:③)
- 指定就労継続支援事業所(A型:④)
- 指定就労継続支援事業所(B型:⑥)

多機能型該当

### <事業所情報>

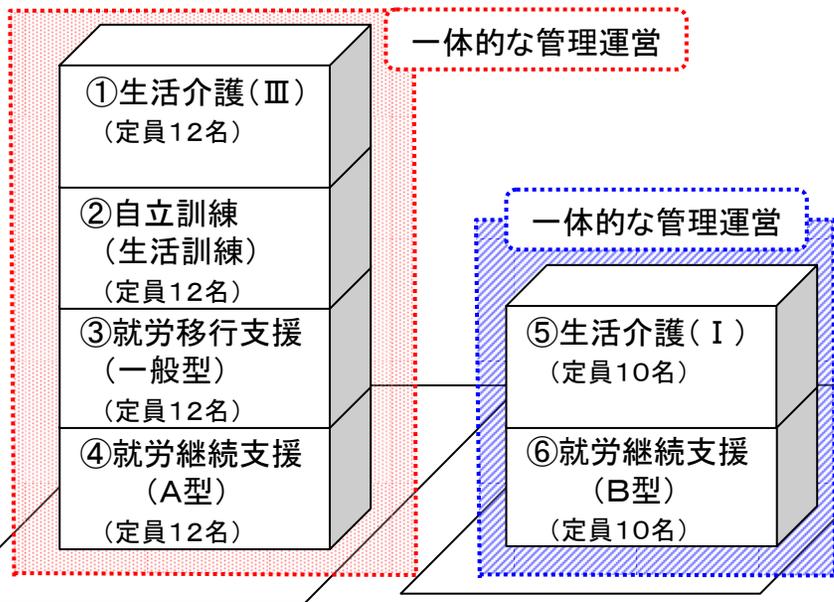
事業所番号		サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
131011111cd	①	22	01	12	○	68人
	②	42	—	12	○	
	③	43	—	12	○	
	④	45	—	12	○	
	⑤	22	02	10	○	
	⑥	46	—	10	○	

## 例7 例6の主たる事業所と従たる事業所の運営が基本的に独立している場合

同一法人が、一方の事業所で生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)を実施し、もう一方の事業所で生活介護、就労継続支援(B型)を実施しているが、各々の運営が基本的に独立している場合、それぞれに指定事業所番号を付番する。

<事業所指定>

- 指定生活介護事業所(①)
  - 指定自立訓練事業所(生活訓練型:②)
  - 指定就労移行支援事業所(一般型:③)
  - 指定就労継続支援事業所(A型:④)
- } 多機能型該当
- 指定生活介護事業所(⑤)
  - 指定就労継続支援事業所(B型:⑥)
- } 多機能型該当



<事業所情報>

事業所番号		サービス種類コード	サービス提供単位番号	定員	多機能型要件	報酬算定上の定員規模
1310111111	①	22	—	12	○	48人
	②	42	—	12	○	
	③	43	—	12	○	
	④	45	—	12	○	
1310122221	⑤	22	—	10	○	20人
	⑥	46	—	10	○	

同一敷地内でも、それぞれの施設ごとに運営が基本的に独立しているときは、それぞれに指定事業所番号を付番する。

平成18年10月からの介護給付費等の請求書様式等について

# 介護給付費、訓練等給付費、サービス利用計画作成費等の請求に係る様式について

## 請求書

- 介護給付費・訓練等給付費等 請求書
- サービス利用計画作成費 請求書

## 請求明細書

- 介護給付費・訓練等給付費等請求明細書

省令様式(下記の省令において規定)

- 介護給付費等の請求に関する省令(案)

## 実績記録票

- 居宅介護・行動援護サービス提供実績記録票
- 重度訪問介護サービス提供実績記録票
- 重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票
- 児童デイサービス提供実績記録票
- 短期入所サービス提供実績記録票
- 日中活動系サービス提供実績記録票

通知様式(下記の通知において規定)

- 介護給付費・訓練等給付費請求書等の記載要領について(案)

## 利用者負担上限額管理関係

- 利用者負担上限額管理事務依頼(変更)届出書
- 利用者負担上限額管理結果票
- 利用者負担額一覧票

通知様式(下記の通知において規定)

- 利用者負担に係る上額管理事務について(案)

# 介護給付費、訓練等給付費の報酬算定の方法

## ① 算定単位数の算出（端数処理：小数点以下四捨五入）

サービスコード表よりサービスコード単位数を抽出する。

$$\text{サービスコード単位数} = \text{告示単位} \times \text{加減算}$$

従来の算定単位数

## ② サービス単位数の算出

サービスコード単位数に一月の提供回数に乗じる。

$$\text{サービス単位数} = \text{サービスコード単位数} \times \text{提供回数}$$

## ③ 総費用額(100/100)の算出（端数処理：小数点以下切り捨て）

サービス種別ごとに一月分のサービス単位数を合算し、一月分の給付単位数を求める。  
当該給付単位数に単位数単価を乗じて算出する。

$$\text{総費用額} = \text{給付単位数} \times \text{単位数単価}$$

## ④ 介護給付費の算出（端数処理：小数点以下切り捨て）

総費用額に給付率(90/100)を乗じて介護給付費を算出する。

$$\text{介護給付費} = \text{総費用額} \times \text{給付率}$$

災害等により市町村が特例割合を定める場合は当該割合

## ⑤ 利用者負担額の算出

総費用額から介護給付費を控除した額

$$\text{利用者負担額} = \text{総費用額} - \text{介護給付費}$$

# 介護給付費・訓練等給付費等請求書の記載における留意点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「1」又は「2」の事業所が使用する様式。

**介護給付費・訓練等給付費等請求書**

平成 年 月 日

(請求先) 殿

下記のとおりに請求します。

事業所番号	〒	住所 (所在地)	電話番号	名称	職・氏名
-------	---	-------------	------	----	------

平成	年	月	分
----	---	---	---

請求金額	百万	千	円
------	----	---	---

区分	件数	単位数	費用合計	市町村 請求額	利用者 負担額	社福 軽減額	自治体 助成額
介護給付費							
訓練等給付							
小計							
特定障害者特別給付費							
合計							

**請求書の作成は、事業所番号単位で行い、同一事業所番号で管理される事業所の介護給付費等の請求は、一括で行う。**

名称は、主たる事業所の名称として届け出た名称を使用する。

当該事業所番号単位での

- ① 介護給付費
- ② 訓練等給付費
- ③ 特定障害者特別給付費(補足給付費)

の市町村請求額の合算を記載する。

サービス種別単位に添付される請求明細書の集計額等を記載する。

- ① 件数
- ② 総単位数
- ③ 費用合計(100/100の額)
- ④ 市町村請求額
- ⑤ 利用者負担額
- ⑥ 社福軽減額
- ⑦ 自治体助成額 等を記載する。

原則、③=④+⑤+⑥+⑦ となる。

特定障害者特別給付費の集計額等を記載する。

# サービス利用計画作成費請求書の記載における留意点

本様式は、指定事業所番号(10桁)の3桁目が「3」の事業所が使用する様式。

## サービス利用計画作成費 請求書

平成 年 月 日

( 請 求 先 )

殿

下記のとおり請求します。

請求 事業者	事業所番号																			
	住所 (所在地)																			
	電話番号																			
	名称																			
職・氏名																				

平成 年 月 分

請求金額	百万		千		円	区 分	件数	単位数	市町村請求額
						相談支援			

順番	支給決定障害者										請求額計算欄		
受給者番号											フリガナ	サービスコード	単位数
モニタリング日	平成		年		月		日				氏名		
受給者番号											フリガナ	サービスコード	単位数
モニタリング日	平成		年		月		日				氏名		
受給者番号											フリガナ	サービスコード	単位数
モニタリング日	平成		年		月		日				氏名		
受給者番号											フリガナ	サービスコード	単位数
モニタリング日	平成		年		月		日				氏名		
受給者番号											フリガナ	サービスコード	単位数
モニタリング日	平成		年		月		日				氏名		
受給者番号											フリガナ	サービスコード	単位数
モニタリング日	平成		年		月		日				氏名		
受給者番号											フリガナ	サービスコード	単位数
モニタリング日	平成		年		月		日				氏名		
受給者番号											フリガナ	サービスコード	単位数
モニタリング日	平成		年		月		日				氏名		

小計	
単位数単価	円/単位
市町村請求額	

枚中 枚目

サービス利用計画作成費の請求の際には、支給決定障害者ごとに請求明細書の作成は行わず、本様式のみを使用する。

請求件数、総単位数、市町村請求額を記載する。

請求する支給決定障害者の必要項目を記載する。  
請求対象月に実施したモニタリング実施日(当該請求対象月のうち直近日)を記載する。

当該相談支援事業所に適用される「単位数単価」を記載する。







# 給付率に基づく利用者負担が負担上限月額よりも高い場合の記載方法

## 2 事業所番号単位で一の事業を提供した例 (地域区分: 丙地)

### 給付費明細欄

サービス内容	サービスコード					単位数	回数	サービス単位数							
生活介護111	2	2	1	1	1	1	2	6	2	2	2	7	7	6	4

### 請求額集計欄

低所得2の例

サービス種類コード	2	2	生活介護				
サービス実日数	2	2	日				
給付単位数	2	7	7	6	4		
単位数単価	1	0	0	0	円/単位		
給付率	9	0	/100				
総費用額	2	7	7	6	4	0	
給付率に基づく	請求額	2	4	9	8	7	6
	利用者負担額②	2	7	7	6	4	
上限月額調整①②の内少ない数	2	4	6	0	0		
社福軽減後利用者負担額							
社福軽減額							
調整後利用者負担額							
調整後社福軽減額							
上限額管理後利用者負担額							
市町村請求額	2	5	3	0	4	0	
助成①請求額							
助成②請求額							

合計					
	2	7	7	6	4
/	/	/	/	/	/
2	7	7	6	4	0
/	/	/	/	/	/
2	4	6	0	0	
2	5	3	0	4	0

「上限月額調整」欄に負担上限月額を記載する。  
 「市町村請求額」欄には、  
 「総費用額」から「上限月額調整」欄の額を控除した額を  
 記載する。

### 社福軽減有りの例

① 「上限月額調整」欄までは、右の例のとおり記載する。

低所得2 社福軽減あり の例

サービス種類コード	2	2	生活介護				
サービス実日数	2	2	日				
給付単位数	2	7	7	6	4		
単位数単価	1	0	0	0	円/単位		
給付率	9	0	/100				
総費用額	2	7	7	6	4	0	
給付率に基づく	請求額	2	4	9	8	7	6
	利用者負担額②	2	7	7	6	4	
上限月額調整①②の内少ない数	2	4	6	0	0		
社福軽減後利用者負担額			7	5	0	0	
社福軽減額	1	7	1	0	0		
調整後利用者負担額							
調整後社福軽減額							
上限額管理後利用者負担額							
市町村請求額	2	5	3	0	4	0	
助成①請求額							
助成②請求額							

合計					
	2	7	7	6	4
/	/	/	/	/	/
2	7	7	6	4	0
/	/	/	/	/	/
2	4	6	0	0	
2	5	3	0	4	0

- ② 「社福軽減後利用者負担額」欄に、「上限月額調整」欄の額又は社福軽減後負担上限月額のうち、低い方の額を記載する。
- ③ 「社福軽減額」欄に、「上限月額調整」欄の額から②を控除して得た額を記載する。
- ④ 「市町村請求額」欄に、「総費用額」から②及び③を控除して得た額を記載する。

# 同一事業所番号単位で複数のサービスを提供した際の記載方法

## 3 事業所番号単位で複数の事業を提供した例 (地域区分: 特別区)

### 給付費明細欄

サービス内容	サービスコード					単位数					回数					サービス単位数					
	1	1	1	1	4	1	6	5	5	1	0	6	5	5	0	1	1	1	1	1	1
身体日中2.0	1	1	1	1	4	1	6	5	5	1	0	6	5	5	0	1	1	1	1	1	1
家事日中1.0	1	1	4	1	2	1	1	5	0	1	7	2	5	5	0						
行動援護2.0	1	3	1	1	4	1	7	2	8		5	3	6	4	0						
行動援護3.0	1	3	1	1	6	1	1	0	2	4	6	6	1	4	4						

### 請求額集計欄 低所得1の例

サービス種類コード		1	1	居宅介護			1	3	行動援護			合計											
サービス実日数		1	5	日			1	1	日														
給付単位数				9	1	0	0			9	7	8	4										
単位数単価		1	0	7	2	円/単位	1	0	7	2	円/単位												
給付率			9	0	/100				9	0	/100												
総費用額			9	7	5	5	2		1	0	4	8	8	4									
給付率に基づく	請求額		8	7	7	9	6			9	4	3	9	5									
	利用者負担額②			9	7	5	6			1	0	4	8	9									
上限月額調整①②の内少ない数				9	7	5	6			1	0	4	8	9									
社福軽減後利用者負担額																							
社福軽減額																							
調整後利用者負担額				9	7	5	6			5	2	4	4										
調整後社福軽減額																							
上限額管理後利用者負担額																							
市町村請求額			8	7	7	9	6			9	9	6	4	0									
助成①請求額																							
助成②請求額																							

サービス種別の記載順は、上限額管理者の優先順序と同様。居住系、日中系、訪問系、短期入所の順序で記載する。

- ① 各サービス種別単位に「上限月額調整」欄までは、前記のとおり記載する。
- ② 「上限月額調整」欄の合計額が負担上限月額より高い時は、「調整後利用者負担額」欄を使用して、明細書単位で、利用者負担額の調整を行う。  
例の場合、負担上限月額「15,000円」に対して、「上限額調整」欄の合計額が「20,245円」のため、明細書単位で調整を行う。
- ③ 「調整後利用者負担額」欄の左より、利用者負担額を充当し、合計額が負担上限月額と一致することを確認する。

明細書単位で負担上限月額を超えた利用者負担は発生しない!

下記の例では、利用者負担額の調整は不要である。

### 低所得1の例

サービス種類コード		1	1	居宅介護			1	3	行動援護			合計											
サービス実日数		1	5	日					日														
給付単位数				9	1	0	0				3	6	4	0									
単位数単価		1	0	7	2	円/単位	1	0	7	2	円/単位												
給付率			9	0	/100				9	0	/100												
総費用額			9	7	5	5	2			3	9	0	2	0									
給付率に基づく	請求額		8	7	7	9	6			3	5	1	1	8									
	利用者負担額②			9	7	5	6				3	9	0	2									
上限月額調整①②の内少ない数				9	7	5	6				3	9	0	2									
社福軽減後利用者負担額																							
社福軽減額																							
調整後利用者負担額																							
調整後社福軽減額																							
上限額管理後利用者負担額																							
市町村請求額			8	7	7	9	6			3	5	1	1	0									
助成①請求額																							
助成②請求額																							



平成18年10月からの利用者負担の上限額管理方法について

# 利用者負担の上限額管理事務

## 利用者負担の上限額管理とは…

自立支援法の障害福祉サービスにかかる利用者負担については、利用者の負担の軽減を図る観点から支給決定障害者等の所得等の状況に応じて負担上限月額を設けることとしており、支給決定障害者等は、当該負担上限月額を超えて利用者負担を支払う必要がないこととされている。

これに伴い、支給決定障害者等のうち一月あたりの利用者負担額が負担上限月額を超過することが予測される者については、当該支給決定障害者等の利用者負担の上限額の管理が必要になるものである。

18年10月以降は、請求明細書が事業所番号単位で作成されることから、

複数サービスを同一事業所番号で括られた事業所のみから利用した場合

明細書単位で負担上限月額を超えた利用者負担は発生しない！

支給決定障害者等が複数事業所からサービス提供を受けても、同一事業所番号で括られた事業所のみからの提供の場合、請求明細書の作成段階で、負担上限月額を超えない処理がなされる。そのため、上限額管理事務は不要となる。

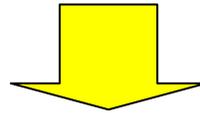
利用者負担上限額の管理が必要な場合

上限額管理が必要となるのは、異なる事業所番号の事業所からサービス提供を受け、かつ、各事業所番号単位での利用者負担額の合算額が負担上限月額を超過したときとなる。

# 上限額管理事務の見直しについて

## 現行

- 原則として、日々の利用者負担額をサービス提供順に並べ替え、負担上限月額に到達するまで各々のサービス事業者が利用者負担額を徴収する。



## 10月以降

- あらかじめ、提供するサービスの種類によって利用者負担額を徴収する優先順位を定め、優先順位の高いサービス事業者から順に、負担上限月額に到達するまで利用者負担額を徴収する。

## 利用者負担を徴収するサービスの順序

《同順位で上限額管理者となるものとする》

- 提供されるサービス量（標準的な報酬額の多寡）、生活面を含めた利用者との関係性（利用者負担を徴収する便宜）、サービス管理責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、以下の順序とする。

①居住系サービス    ②日中活動系サービス    ③訪問系サービス    ④短期入所サービス

※同順位に複数の事業者がある場合は、原則として契約量の多い事業者を優先する。

※指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成する場合は、①の次に上限額管理者となる。

# 18年10月以降の利用者負担に係る上限額管理事務について

## 1 利用者負担上限額管理対象者

市町村が支給決定時に定率負担が利用者負担上限月額(以下「負担上限月額」という。)を超える可能性がある者と認定した者。【利用先事業所が同一事業所番号のみ等の把握は不要】

市町村は上限額管理対象者と認定した際には、障害福祉サービス受給者証6ページ「利用者負担上限額管理対象者」欄に「該当」と記載すること。

## 2 利用者負担の上限額管理が必要となる者

上限額管理対象者のうち、

- ① 施設入所支援、ケアホーム、グループホーム、知的障害者通勤寮等の居住系サービス利用者で、他の福祉サービス(日中系、訪問系サービス等(事業所番号が異なる場合に限り。))を利用する者
- ② 在宅のサービス利用者で複数のサービス事業所(事業所番号が異なる場合に限り。)からのサービスを利用する者

## 3 利用者負担の上限額管理者

管理者となる事業所は、居住系、日中系、訪問系の事業所の順とする。【詳細は次ページ参照】

管理者となったものは、市町村にその旨を届け出ること。

市町村は、届け出のあった管理者名を障害福祉サービス受給者証「利用者負担額上限額管理事業所名」欄に記載すること。

# 18年10月以降の利用者負担の上限額管理者について

利用者負担の上限額管理者は、提供されるサービス量(標準的な報酬額の多寡)、生活面を含めた利用者との関係性(利用者負担を徴収する便宜)、サービス管理責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、以下の順序とする。

## 1 居住系サービス利用者

障害者支援施設(施設入所支援)、指定旧法施設(入所)、ケアホーム、グループホームが管理を行う。

## 2 サービス利用計画作成費支給対象者 (1を除く)

指定相談支援事業所が管理を行う。

## 3 日中系サービス利用者 (1、2を除く)

生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、児童デイサービス事業所、旧法通所施設が管理を行う。複数存在する際には、原則、契約日数の多い事業所とする。

## 4 訪問系サービス利用者 (1~3を除く)

事業所間の優先順位は下記のとおりとするが、複数存在する際には、原則、契約時間の多い事業所とする。

- ① 対象者に同一事業所番号で複数の訪問系サービスを提供する事業所
- ② 重度訪問介護事業所
- ③ 居宅介護事業所
- ④ 行動援護事業所

## 5 短期入所サービス利用者 (1~4を除く)

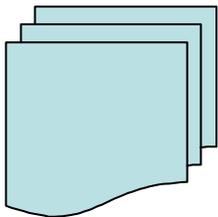
短期入所サービスのみの利用者で、上限額管理が必要な時は、当該月の最終利用事業所が管理を行う。

# 上限額管理事務(利用者負担上限額管理結果票の作成)の流れ

- 1 サービス事業者は、毎月3日までに、事業所番号単位で利用者負担額を算出して、上限額管理者に「利用者負担一覧表」を提供する。
- 2 上限額管理者は、提出された「利用者負担一覧表」より、「利用者負担上限額管理結果票」を作成する。
- 3 上限額管理者は、「利用者負担上限額管理結果票」を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- 4 上限額管理者は、毎月6日までに各事業所に「利用者負担上限額管理結果票」を送付する。
- 5 上限額管理者は、上限額管理対象者の明細書に、①実績記録票②利用者負担上限額管理結果票を添付する。
- 6 利用者負担上限額管理結果票を受け取った事業所は、上限額管理対象者の明細書に、①実績記録票②利用者負担上限額管理結果票を添付する。

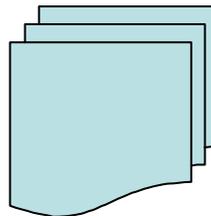
## 介護給付費等の請求の際に明細書に添付するもの

### 上限額管理者



- 1 実績記録票 (上限額管理の有無に関わらず必須)
- 2 利用者負担上限額管理結果票

### 他のサービス事業所(利用者負担上限額管理結果票を受け取った事業所)



- 1 実績記録票 (上限額管理の有無に関わらず必須)
- 2 利用者負担上限額管理結果票

# 利用者負担額一覧表の記載における留意点

利用者負担額一覧表

平成 年 月 日

(提供先)

下記のとおりに提供します。

平成 年 月 分

事業者	事業所番号	
	住所 (所在地)	
	電話番号	
	名称	

項目		支給決定障害者等欄			
市町村番号		総費用額			
受給者番号		利用者負担額		提供サービス	
氏名		社福軽減額			
市町村番号		総費用額			
受給者番号		利用者負担額		提供サービス	
氏名		社福軽減額			
市町村番号		総費用額			
受給者番号		利用者負担額		提供サービス	
氏名		社福軽減額			
市町村番号		総費用額			
受給者番号		利用者負担額		提供サービス	
氏名		社福軽減額			
市町村番号		総費用額			
受給者番号		利用者負担額		提供サービス	
氏名		社福軽減額			
市町村番号		総費用額			
受給者番号		利用者負担額		提供サービス	
氏名		社福軽減額			
市町村番号		総費用額			
受給者番号		利用者負担額		提供サービス	
氏名		社福軽減額			

従来の方式では、実績記録票を上限額管理者に提供していたが、今後は、事業所番号単位で利用者(上限額管理対象者)の上限額管理者ごとに本様式を作成して、サービス提供月の翌月3日を目途に上限額管理者に本様式を提供する。

名称は、主たる事業所の名称として届け出た名称を使用する。

情報提供を行う、上限額管理事業所名を記載する。

当該上限額管理者へ情報提供する上限額管理対象者情報を記載する。

提供すべき内容は、明細書単位で調整済み(合計額記載)の

- ① 「総費用額」
- ② 「利用者負担額」
- ③ 「社福軽減額」

を記載する。

※ 「利用者負担額」欄には、「上限月額調整」、「社福軽減後利用者負担額」又は「調整後利用者負担額」欄の合計額に記載された額を記載する。

「提供サービス」欄に、明細書請求額集計欄の「サービス種別」欄に記載されたサービス番号及び名称を記載する。



# 「利用者負担額集計・調整欄」の記載方法

## 1 管理事業所で利用者負担上限月額に到達し、他事業所へは利用者負担額が生じない例

管理事業所において、請求明細書単位で利用者負担額を算出した結果、当該事業所での利用者負担額により負担上限月額に到達した場合には、管理事業所が提供したサービスについてのみ利用者負担額が生じ、他の事業所が提供したサービスについては、利用者負担額は生じない。

### 他事業所より提供された「利用者負担一覧表」 他事業者が1事業所の例

総費用額	2	4	5	3	1	6	提供サービス	1	1	居宅介護
利用者負担額		2	4	5	3	3		1	3	行動援護
社福軽減額										

他事業所は、利用者負担一覧表を定期的に管理事業所へ送付

## 利用者負担額集計・調整欄

低所得2の例

項番	1						2						合計					
事業所番号	管理事業所						123456789cd											
事業所名称	A施設						B事業所											
総費用額	2	7	7	6	4	0							2	7	7	6	4	0
利用者負担額		2	4	6	0	0							2	4	6	0	0	
社福軽減額																		
管理結果	利用者負担額																	
	社福軽減額																	
	介護給付費等																	

負担上限月額「24,600円」に対して、管理事業所の利用者負担額が「24,600円」であり、負担上限月額に到達しているため、他事業所については、利用者負担額が生じない。

この場合、管理結果を「1」として、

利用者負担上限額管理結果 1

提供された利用者負担一覧表より、  
①「事業所番号」  
②「事業所名称」を記載する。

その他、必要事項を記載して、利用者に確認を求めて、該当事業所へ結果票を提供する。

「1」のときは、上限額管理加算の対象とはならない。

## 2 利用者負担額の合算額が、利用者負担上限月額以下のため、調整事務を必要としない例

管理事業所での利用者負担額と他事業所での利用者負担額を合算した結果、負担上限月額に到達しなかった場合、利用者負担額の調整事務は必要ない。【合算額と負担上限月額が同額の場合も同様】

### 他事業所より提供された「利用者負担一覧表」

総費用額	2	4	5	3	1	6	提供サービス	1	1	居宅介護
利用者負担額		1	2	3	0	0		1	3	行動援護
社福軽減額		1	2	2	3	3				

上限額管理事務は、利用者負担額の調整のみを行う。  
【社福軽減額については調整を要しない。】

### 利用者負担額集計・調整欄

低所得2 社福軽減対象者の例

項番	1						2						合計					
事業所番号	管理事業所						123456789cd											
事業所名称	A施設						B事業所											
総費用額	2	7	7	6	4	0	2	4	5	3	1	6	5	2	2	9	5	6
利用者負担額			7	5	0	0		1	2	3	0	0	1	9	8	0	0	
社福軽減額		1	7	1	0	0		1	2	2	3	3	2	9	3	3	3	
管理結果	利用者負担額																	
	社福軽減額																	
	介護給付費等																	

提供された利用者負担一覧表より、

- ①「事業所番号」
- ②「事業所名称」
- ③「総費用額」
- ④「利用者負担額」
- ⑤「社福軽減額」 を記載する。

負担上限月額「24,600円」に対して、利用者負担額の合算額が「19,800円」であり、負担上限月額に到達していないため、利用者負担額の調整事務は必要ない。

この場合、管理結果を「2」として、

利用者負担上限額管理結果	2
--------------	---

その他、必要事項を記載して、利用者に確認を求めて、該当事業所へ結果票を提供する。

「2」のときは、上限額管理加算の対象とはならない。

### 3 利用者負担額の合算額が、利用者負担上限月額を超過するため、調整事務が必要となる例

管理事業所での利用者負担額と他事業所での利用者負担額を合算した結果、負担上限月額を超過した場合、利用者負担額の調整事務が必要となる。

#### 他事業所(社福軽減未実施)より提供された「利用者負担一覧表」

総費用額	2	4	5	3	1	6	提供サービス	1	1	居宅介護
利用者負担額		1	5	0	0	0		1	3	行動援護
社福軽減額										

利用者負担額の合算額が負担上限月額を超過し、上限額管理を行う場合、管理事業所※は、「利用者負担額上限額管理加算」を計上し、加算を反映させた総費用額等で調整事務を行う。

※上限額管理加算の報酬算定ができる事業の事業所のみ

#### 利用者負担額集計・調整欄

低所得1 社福軽減対象者の例

上限額管理加算を反映した額

項番	1						2						合計					
事業所番号	管理事業所						123456789cd											
事業所名称	A施設						B事業所											
総費用額	2	7	9	1	4	0	2	4	5	3	1	6	5	2	4	4	5	6
利用者負担額			7	5	0	0	1	5	0	0	0	2	2	5	0	0		
社福軽減額			7	5	0	0							7	5	0	0		
管理結果	利用者負担額						利用者負担額						利用者負担額					
			7	5	0	0		7	5	0	0	1	5	0	0	0		
	社福軽減額						社福軽減額						社福軽減額					
			7	5	0	0							7	5	0	0		
結果	介護給付費等						介護給付費等						介護給付費等					
	2	6	4	1	4	0	2	3	7	8	1	6	5	0	1	9	5	6

負担上限月額「15,000円」に対して、利用者負担額の合算額が「22,500円」であり、負担上限月額を超過しているため、利用者負担額の調整事務が必要となる。

利用者負担額の合算額が負担上限月額より高い時は、「管理結果」の「利用者負担額」欄を使用して、事業所番号単位で、利用者負担額の調整を行う。

「管理結果」の「利用者負担額」欄の左より、明細書同様に、利用者負担額を優先的に充当し、合計額が負担上限月額と一致することを確認する。

この場合、管理結果を「3」として、

利用者負担上限額管理結果 | 3

「介護給付費等」欄は、「総費用額」から、「管理結果」の「利用者負担額」及び「社福軽減額」を控除して得た額を記載する。

その他、必要事項を記載して、利用者に確認を求めて、該当事業所へ結果票を提供する。

#### 4 他のサービス事業所が複数あるときの例

他事業所が複数ある場合には、上限額管理者の優先順序となるサービスを提供している事業所の順に管理結果票に記載していく。

#### 管理事業所以外に3事業所(事業所番号単位)からサービスを利用した例

低所得2 社福軽減対象者の例

項番	1						2						3						4						合計						
事業所番号	管理事業所						123456789cd						123456789cd						123456789cd												
事業所名称	A事業所						B事業所						C事業所						D事業所												
総費用額	2	3	0	0	0	0	2	6	9	4	0	0	1	7	1	0	0	0		4	4	5	0	0	7	1	4	9	0	0	
利用者負担額		1	2	3	0	0		1	2	3	0	0		1	2	3	0	0			4	4	5	0	4	1	3	5	0	0	
社福軽減額		1	0	7	0	0		1	2	3	0	0			4	8	0	0							2	7	8	0	0	0	
管理結果	利用者負担額		1	2	3	0	0		1	2	3	0	0						0							2	4	6	0	0	0
	社福軽減額		1	0	7	0	0		1	2	3	0	0			4	8	0	0							2	7	8	0	0	0
	介護給付費	2	0	7	0	0	0	2	4	4	8	0	0	1	6	6	2	0	0	4	4	5	0	0	0	6	6	2	5	0	0

提供したサービス

生活介護

居宅介護

居宅介護

短期入所

行動援護

B事業所及びC事業所は、訪問系サービスを提供しているが、B事業所は同一事業所番号で複数の訪問系サービスを提供しているため、C事業所より左欄に記載する。  
C事業所がB事業所同様に行動援護も提供した際には、総費用額の多い事業所を左欄に記載する。

# 請求明細書への記載方法について

管理事業所より、「利用者負担額上限額管理結果票」を受け取った事業所は、管理結果番号に従って、請求明細書を作成する。

## 1 管理結果が「1」の場合

請求明細書の「利用者負担上限額管理事業所」欄に、「利用者負担上限額管理結果票」から管理者の「事業所番号」「名称」「管理結果番号」を転記し、「管理結果額」欄には「0」を記載する。

利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	cd	管理結果	1	管理結果額						0
	事業所名称	A 施設																		

## 請求額集計欄 低所得2の例

サービス種類コード	1	1	居宅介護	1	3	行動援護	合計																								
サービス実日数	1	5	日	1	1	日																									
給付単位数		1	3	1	0	0			9	7	8	4																			
単位数単価	1	0	7	2	円/単位	1	0	7	2	円/単位																					
給付率		9	0	/100		9	0	/100																							
総費用額	1	4	0	4	3	2	1	0	4	8	8	4																			
給付率に基づく	請求額	1	2	6	3	8	8	9	4	3	9	5																			
	利用者負担額②		1	4	0	4	4	1	0	4	8	9																			
上限月額調整①②の内少ない数	1	4	0	4	4	1	0	4	8	9																					
社福軽減後利用者負担額																															
社福軽減額																															
調整後利用者負担額																															
調整後社福軽減額																															
上限額管理後利用者負担額																															
市町村請求額	1	4	0	4	3	2	1	0	4	8	8	4	2	4	5	3	1	6													
助成①請求額																															
助成②請求額																															

利用者負担額一覧表作成前までの記載内容

管理結果票受領後に、記載する。  
管理結果「1」のため、  
「上限額管理後利用者負担額」欄に「0」を記載する。

「市町村請求額」欄には、「総費用額」から「調整後社福軽減額」及び「上限額管理後利用者負担額」を控除して得た額を記載する。

## 2 管理結果が「2」の場合

請求明細書の「利用者負担上限額管理事業所」欄に、「利用者負担上限額管理結果票」から管理者の「事業所番号」「名称」「管理結果番号」を転記し、「管理結果額」欄には「利用者負担額一覧表」に記載した「利用者負担額」を記載する。

総費用額	2	4	5	3	1	6	1	1	居宅介護
利用者負担額	1	2	3	0	0		1	3	行動援護
社福軽減額	1	2	2	3	3				

利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	cd	管理結果	2	管理結果額	1	2	3	0	0
	事業所名称	A 施設																	

### 請求額集計欄 低所得2 社福軽減対象者の例

サービス種類コード	1	1	居宅介護				1	3	行動援護				合計								
サービス実日数	1	5	日				1	1	日												
給付単位数		1	3	1	0	0			9	7	8	4									
単位数単価	1	0	7	2	円/単位		1	0	7	2	円/単位										
給付率		9	0	/100				9	0	/100											
総費用額	1	4	0	4	3	2	1	0	4	8	8	4	2	4	5	3	1	6			
給付率に 基づく	請求額	1	2	6	3	8	8		9	4	3	9	5								
	利用者負担額②		1	4	0	4	4		1	0	4	8	9								
上限月額調整①②の内少ない数		1	4	0	4	4		1	0	4	8	9									
社福軽減後利用者負担額		1	2	3	0	0		1	0	4	8	9									
社福軽減額			1	7	4	4															
調整後利用者負担額		1	2	3	0	0							0								
調整後社福軽減額			1	7	4	4		1	0	4	8	9		1	2	2	3	3			
上限額管理後利用者負担額		1	2	3	0	0							0	1	2	3	0	0			
市町村請求額	1	2	6	3	8	8		9	4	3	9	5		2	2	0	7	8	3		
助成①請求額																					
助成②請求額																					

利用者負担額一覧表作成前までの記載内容

管理結果票受領後に、記載する。  
管理結果「2」のため、  
利用者負担額は「調整後利用者負担額」の合計額  
と一致するため、「上限額管理後利用者負担額」欄は  
「調整後利用者負担額」欄の額を転記する。

「市町村請求額」欄には、「総費用額」から「調整後  
社福軽減額」及び「上限額管理後利用者負担額」を  
控除して得た額を記載する。

### 3 管理結果が「3」の場合

請求明細書の「利用者負担上限額管理事業所」欄に、「利用者負担上限額管理結果票」から「事業所番号」「名称」「管理結果番号」、「管理結果」欄の「利用者負担額」を転記する。

利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	cd	管理結果	3	管理結果額	7	5	0	0
	事業所名称	A 施設																

項番	2						
事業所番号	123456789cd						
事業所名称	B事業所						
総費用額	2	4	5	3	1	6	
利用者負担額		1	5	0	0	0	
社福軽減額							
管理結果	利用者負担額			7	5	0	0
	社福軽減額						
	介護給付費等	2	3	7	8	1	6

### 請求額集計欄 低所得1の例

サービス種類コード	1	1	居宅介護				1	3	行動援護				合計							
サービス実日数	1	5	日				1	1	日											
給付単位数		1	3	1	0	0			9	7	8	4			2	2	8	8	4	
単位数単価	1	0	7	2	円/単位		1	0	7	2	円/単位									
給付率		9	0	/100			9	0	/100											
総費用額	1	4	0	4	3	2	1	0	4	8	8	4	2	4	5	3	1	6		
給付率に基づく	請求額	1	2	6	3	8	8		9	4	3	9	5							
	利用者負担額②		1	4	0	4	4		1	0	4	8	9							
上限月額調整①②の内少ない数		1	4	0	4	4		1	0	4	8	9			2	4	5	3	3	
社福軽減後利用者負担額																				
社福軽減額																				
調整後利用者負担額		1	4	0	4	4			9	5	6			1	5	0	0	0		
調整後社福軽減額																				
上限額管理後利用者負担額				7	5	0	0					0				7	5	0	0	
市町村請求額	1	3	2	9	3	2	1	0	4	8	8	4	2	3	7	8	1	6		
助成①請求額																				
助成②請求額																				

利用者負担額一覧表作成前までの記載内容

管理結果票受領後に、記載する。  
管理結果「3」のため、  
「上限額管理後利用者負担額」欄の左より、利用者負担一覧表作成前と同様に、利用者負担額を優先的に充当し、合計額が管理結果額と合致することを確認する。

「市町村請求額」欄には、「総費用額」から「調整後社福軽減額」及び「上限額管理後利用者負担額」を控除して得た額を記載する。

# 精神保健福祉法改正関係について

平成18年6月26日

# 目次

## 1 精神科病院等に対する指導監督体制の見直し

- 改善命令等に従わない精神科病院に関する公表制度等の導入 . . . . . 1
- 精神医療審査会の委員構成の見直し . . . . . 3

## 2 入院患者の処遇の改善

- 定期病状報告制度の見直し
  - ・任意入院患者に対する定期病状報告制度の導入 . . . . . 4
  - ・医療保護入院患者の定期病状報告の様式の見直し . . . . . 7
  - ・措置入院患者の定期病状報告の頻度の見直し . . . . . 7
- 長期任意入院患者に同意の再確認を求める仕組みの導入 . . . . . 8
- 隔離及び身体拘束等の行動制限について一覧性のある台帳の整備 . . . . . 9

## 3 精神科救急医療体制の確立

- 緊急時における入院等に係る診察の特例措置の導入 . . . . . 11

## 4 精神障害者保健福祉手帳の見直し . . . . . 19

## 5 精神保健福祉法改正事項等の10月施行に向けた当面のスケジュール . . . . . 22

## 1 精神科病院等に対する指導監督体制の見直し

### 改善命令等に従わない精神科病院に関する公表制度等の導入

都道府県知事は、精神科病院の管理者が改善命令等に従わない場合において、従来の入院医療の提供の制限措置に加え、当該精神科病院の名称等を公表することができる。

#### 【公表する内容】

- ・精神科病院の名称、住所
- ・改善命令等を行った年月日及びその内容

## ○関係条文

(改善命令等)

第三十八条の七 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると認めるとき又は第三十七条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないと認めるときは、当該精神病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十二条の四第三項の規定により入院している者又は第三十三条第一項、第二項若しくは第四項若しくは第三十三条の四第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神病院の管理者に対し、期間を定めて第二十二条の四第一項、第三十三条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条の四第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

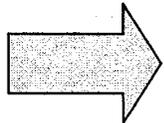
5 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

## 精神医療審査会の委員構成の見直し

### (1)趣旨

精神医療審査会について、審査事務の増大等を踏まえ、都道府県の裁量を拡大する観点から、合議体を構成する5名の委員を一定の条件の範囲内で定めることができるものとする。

### (2)改正ポイント

<現行>			<見直し後>	
精神保健指定医	3人		精神保健指定医	2人以上
法律家	1人		法律家	1人以上
その他	1人		その他	1人以上

※ 残る1人は上記3区分のいずれの者でも任命可

### ○関係条文

(審査の案件の取扱い)

第十四条 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。

一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 二

二 法律に関し学識経験を有する者 一

三 その他の学識経験を有する者 一

## 2 入院患者の処遇の改善

### 定期病状報告制度の見直し

#### I 任意入院患者に対する定期病状報告制度の導入

##### (1) 改正ポイント

都道府県知事は、改善命令等を受けた精神科病院に入院する任意入院患者の適切な処遇を確保するため、条例に基づき、①一定の要件に該当する精神科病院の管理者に対し、②一定の要件に該当する任意入院患者について、③当該患者の病状等に関する報告を求めることができ、さらに、当該患者の処遇の妥当性について精神医療審査会に諮ることができる。

## (2) 省令等で規定する内容

### ① 報告を求めることができる精神科病院の管理者の要件

改善命令等を受けた精神科病院の管理者であって、当該命令を受けた日から5年を経過しないもの及びこれに準ずる者。

### ② 報告を求めることができる任意入院患者の要件

現に任意入院している者であって、入院後1年以上経過している又は現に開放処遇の制限を受けている者。

### ③ 報告を求めることができる内容

省令において報告事項を定めるとともに、通知において報告様式を提示する予定。

### ④ 報告後の処理

報告された者の処遇の妥当性について精神医療審査会に諮ることができる(現行の医療保護入院と同様に取り扱うことができる。)

## (3) 条例で規定する内容

任意入院者に対する定期病状報告制度に関する条例を制定する。

### ・報告を求める手続き

(2) ①の条件に該当する精神科病院の管理者は定期的(医療保護入院に係る定期病状報告と同様)に報告書を提出しなければならない。

### ・報告内容

(2) ②の条件に該当する任意入院患者に係る病状等(報告様式については、通知で提示予定。)

## ○関係条文

(定期の報告等)

### 第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(定期の報告等による審査)

### 第三十八条の三(略)

2~4(略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めることができる。

6 (略)

## Ⅱ 医療保護入院患者の定期病状報告の様式の見直し

医療保護入院患者の病状を適切に確認し、早期に退院や任意入院への移行を促すよう、定期病状報告の様式を見直し、「任意入院に移行できない理由」「病識獲得の取組」等の欄を追加し、記載を求める(省令及び通知を改正)。

## Ⅲ 措置入院患者の定期病状報告の頻度の見直し

措置入院患者の入院期間の短縮化等を踏まえ、従来の6ヶ月後以降の報告に加え、措置入院の3ヶ月後に定期病状報告を求めることとする(省令及び通知を改正)。報告事項は従来の6ヶ月以降の報告における報告事項と同様とする方向で検討。

(報告時期; 3ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後、18ヶ月後、24ヶ月後…)

## 長期任意入院患者に同意の再確認を求める仕組みの導入

長期間任意入院している患者の病状を適切に確認するとともに、入院目的や退院できるかどうかを再確認するため、任意入院患者について、入院後1年経過時及び以後2年ごと(1年後、3年後、5年後、7年後・・・)に同意書の提出を求め、書面によって入院に係る同意の再確認を行うものとする。

- ・同意書については精神科病院の管理者が保存。
- ・都道府県への提出は不要であるが、同意の再確認を行っているか否かは指導監査において確認。

### ○関係条文

(任意入院)

第二十二條の三 精神病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

## 隔離及び身体拘束等の行動制限について一覧性のある台帳の整備

精神科病院への入院患者に対する行動制限が病状等に応じて必要最小限の範囲内で適正に行われていることを病院・病棟内で常に確認できるよう、行動制限について一覧性のある台帳(行動制限を受けている患者や患者ごとの行動制限の期間を記載した台帳。別紙参照)を整備する。

- ・精神科病院の管理者が台帳を整備・管理。
- ・台帳への記入は、行動制限を行った際に直ちに記入。
- ・指導監査において台帳の整備・記載状況を確認。

# 行動制限に関する一覧性台帳(様式案)

行動制限に関する一覧性台帳

〇〇〇〇病院

平成17年3月分

No	ID	患者氏名	入院日	入院形態	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	1111	〇〇〇〇	H17.2.18	任	能	→	→	→	→	→	→	→	→	→	能解																								
2	2222	〇〇〇〇	H17.2.3	確保			隔離	→	→	→	→	隔離																											
3	3333	〇〇〇〇	H17.2.9	検											隔離	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→			
4	4444	〇〇〇〇	H16.11.18	確保	隔離	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
5	5555	〇〇〇〇	H18.3.10	特確保																	隔離	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
6																																							
7																																							
8																																							
9																																							
10																																							
11																																							
12																																							
13																																							
14																																							
15																																							
16																																							
17																																							
18																																							
19																																							
20																																							

・台帳整備の意義は  
 ①病院として行動制限を受けている患者をもれなく把握すること  
 ②患者毎の行動制限の期間を視覚的に把握すること  
 の2点。  
 ・経時的変化を一覧するため、月毎に1枚とする。  
 ・それぞれの行動制限の内容に関して詳細な記載は不要。  
 ・病院単位でも病棟単位でも可とする方向で検討中。  
 ・隔離・拘束以外の行動制限についても台帳における整備を求めるかは検討中。  
 ・医療観察法による入院対象者についても適用する方向で検討中。

〇	隔離	〇	隔離	任	任意入院
→	拘束	→	継続(前月来から継続中)	保	確保入院
□	その他の行動の制限(外出制限など)	□	解除	検	検察入院
		→	行動制限の継続	急	緊急入院
				特	特定医師の診察に基づく入院

### 3 精神科救急医療体制の確立

#### 緊急時における入院等に係る診察の特例措置の導入

##### (1)改正のポイント

精神科救急医療体制の整備に資するよう、医療機関及び診察する医師が一定の要件を満たしている場合に限り、緊急その他やむを得ない場合に12時間を限度として、精神保健指定医の診察がなくとも、任意入院患者に対する退院制限、医療保護入院又は応急入院を行うことができる仕組みを導入する。

- ①任意入院患者から退院の申出があった場合(法第22条の4)
  - ・通常:指定医が診察し、患者の症状により退院制限(72時間以内)
  - ・緊急時:特定医師が診察し、患者の症状により退院制限(12時間以内)
- ②医療保護入院(法第33条)
  - ・通常:指定医が診察し、保護者の同意で入院(期間制限なし)
  - ・緊急時:特定医師が診察し、保護者の同意で入院(12時間以内)
- ③応急入院(法33条の4)
  - ・通常:指定医が診察し、入院(72時間以内)
  - ・緊急時:特定医師が診察し、入院(12時間以内)

## (2) 省令等で規定する内容

①「一定の要件を満たす医療機関(特定病院)」及び②「一定の要件を満たす医師(特定医師)」の要件を省令等において以下のとおり定める。なお、応急入院に係る特例措置の対象となる病院は、応急入院指定病院であることが必要。

### ① 特定病院の要件

#### (ア) 精神科救急医療への参画

- ・ 応急入院指定病院であること、または同指定を受けることを計画しており当該都道府県等がその必要性を認めていること(応急入院指定病院と同水準の体制)。
- ・ 輪番病院として地域の精神科救急システムに参画していること。
- ・ 夜間休日診療を受け入れていること。

#### (イ) 良質な精神医療の提供体制の確立

- ・ 当該医療機関に複数の指定医が常勤していること。
- ・ 当該患者を受け入れる病棟(看護配置3:1以上に限る(地域において指定基準に適合する複数の精神科病院が無い場合にあっては、基準を適用しないことができる))に常時空床を確保していること。

#### (ウ) 精神障害者の人権擁護に関する取り組みの実施

- ・ 緊急時における入院等(任意入院患者の退院制限、医療保護入院、応急入院)に係る診察の特例措置の判断の妥当性について検証する院内事後審査を行うための委員会(複数の職種により構成)を設置し、原則月1回以上開催すること。
- ・ 院内に行動制限のモニタリング及び最小化を促すための委員会を設置し、月一回以上開催していること。

② 特定医師の要件

- ・ 医籍登録後4年間以上を経過していること。
- ・ 2年間以上の精神科臨床の経験(精神科臨床として算定するに当たっての考え方は、精神保健指定医資格におけるそれと同様とする。)を有していること。

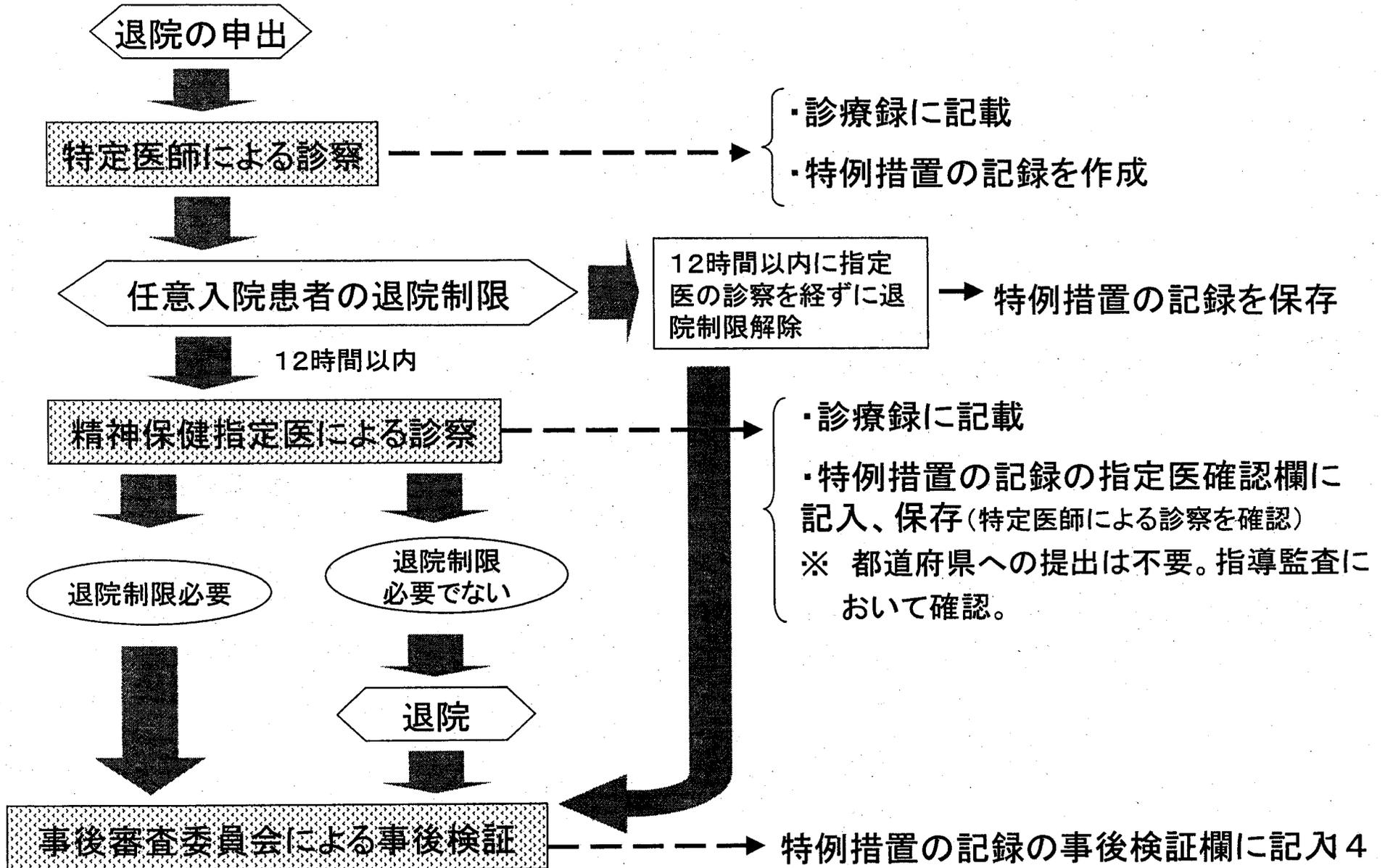
(3) 都道府県知事による特定病院の認定

都道府県において、精神科病院からの申出に基づき、

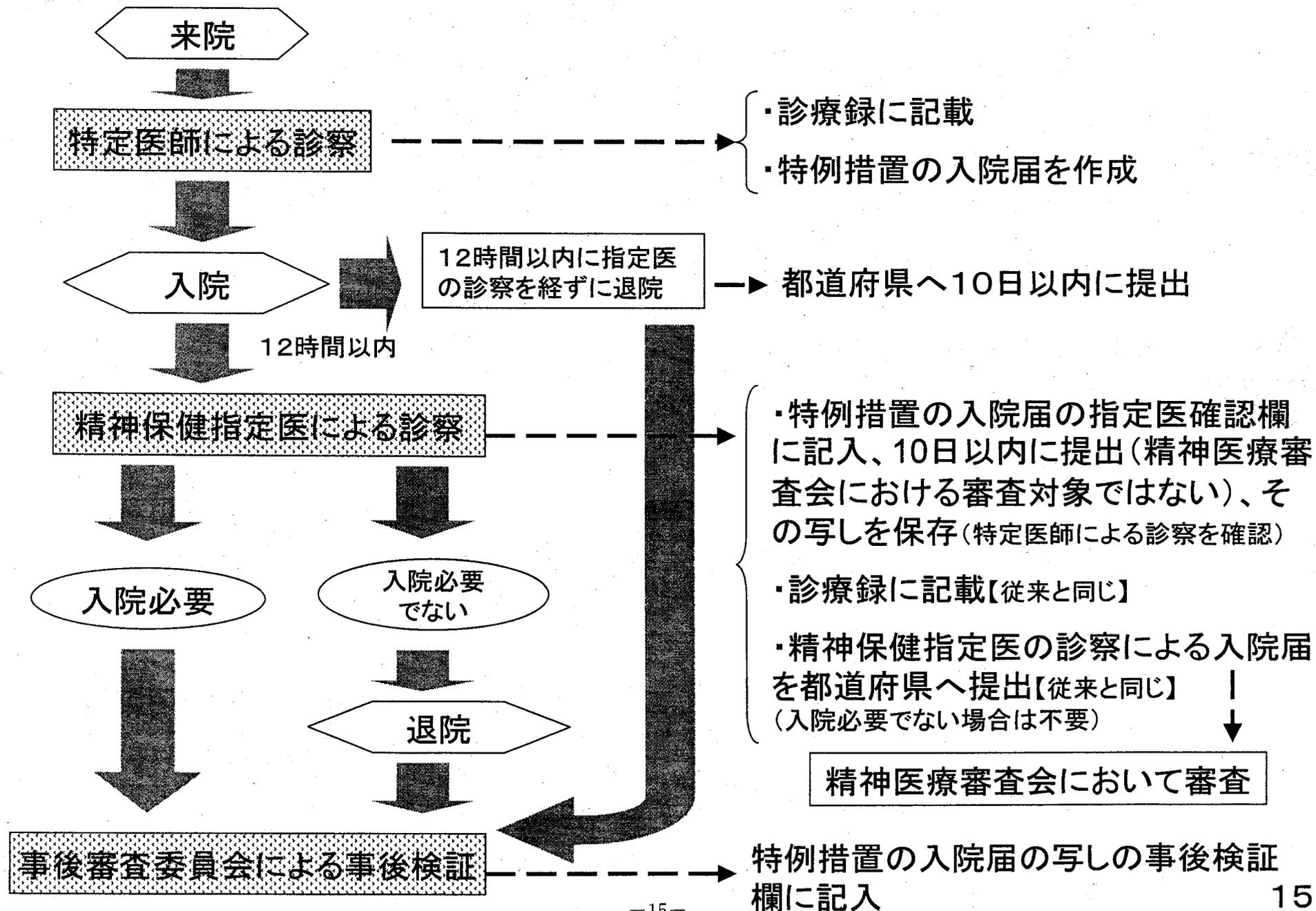
- ① 当該精神科病院が上記の要件を満たすこと、
- ② 当該精神科病院に上記の要件を満たす特定医師が配置されていることを確認の上、認定。

緊急時における入院等に係る診察の特例措置の手続き

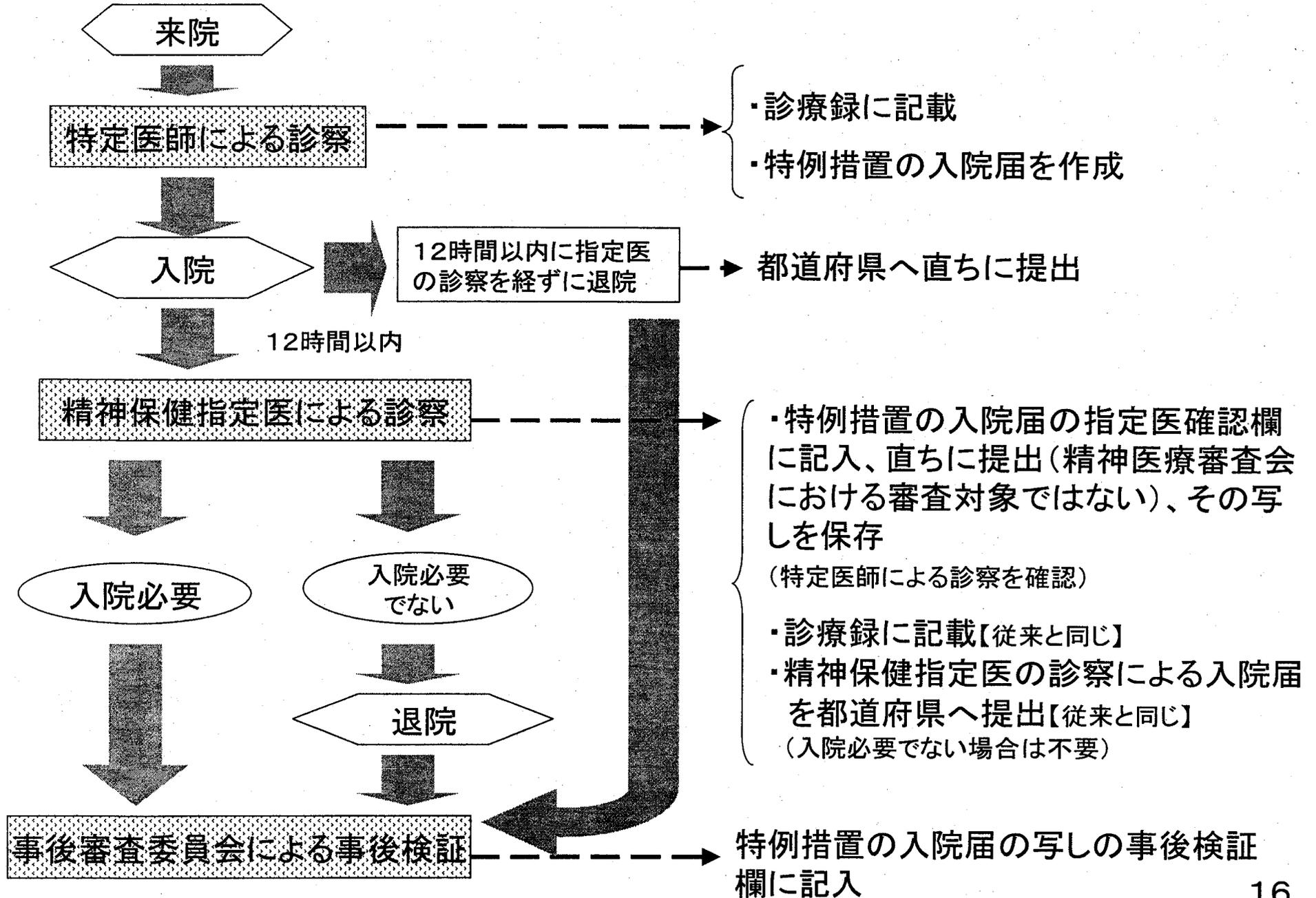
① 任意入院患者の退院制限のケース



## ② 医療保護入院のケース



### ③ 応急入院のケース



## ○関係条文

### 第二十二條の四（略）

- 2 精神病院の管理者は、自ら入院した精神障害者（以下「任意入院者」という。）から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。
- 3 （略）
- 4 前項に規定する場合において、精神病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。）に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。
- 5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 7 精神病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第三十八條の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

### （医療保護入院）

### 第三十三條（略）

#### 2・3（略）

- 4 第一項又は第二項に規定する場合において、精神病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害者のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。
- 5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 7 精神病院の管理者は、第一項、第二項又は第四項後段の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(応急入院)

第三十三条の四 (略)

- 2 前項に規定する場合において、同項に規定する精神病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。
- 3 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條の四第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。
- 4 第一項に規定する精神病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 第一項に規定する精神病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による措置を採つたときは、直ちに、当該措置を採つた理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

6・7(略)

## 4 精神障害者保健福祉手帳の見直し

### 精神障害者保健福祉手帳への写真貼付について

#### 改正の趣旨

現行の精神障害者保健福祉手帳は写真貼付がないために本人確認が困難

- 公共施設の入場料や公共交通機関の運賃割引等の支援の協力を得る際に協力が得にくい。
- 精神障害者以外の者が精神障害者保健福祉手帳を悪用して、各種割引サービスを不正に受ける等のケースが報告されている。

以上の問題点を踏まえ、今般様式を見直し、写真貼付欄を設けることとした。

#### ポイント

- 施行時期；平成18年10月1日（予定）
- 新規の申請分から写真貼付。既交付分については更新時期に順次写真貼付する。
- 有効期限が残っている者でも希望があれば、新様式に変更することも可能。その際には、新たに診断書等の提出は求めない。

## 障害者特別給付金受給者の取扱いについて

1. 平成17年4月1日より、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が施行され、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者(うち障害基礎年金1級、2級相当に該当する者)に特別障害給付金を支給することとなっている。
2. 現行の精神障害者保健福祉手帳の申請手続きにおいては、
  - ①医師の診断書 又は
  - ②精神障害を事由とした障害年金を現に受給していることを証する書類を申請書の添付書類としている。
3. このため、申請者の添付資料を定めている省令及び通知を改正し、精神障害を事由とした特別障害給付金を現に受給していることを証する書類を上記2の②の添付書類に新たに加えることとする。

(裏表紙)

備 考

1. 医療や生活などのことで相談したいときは、市町村役場、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所などに御相談下さい。
2. 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。
3. この手帳を万一なくしたりしたときは、再交付を申請してください。
4. この手帳は、他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
5. 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳

都道府県（指定都市）名

(内面左)

写 真  
ベ ス ト 半 截

3 cm

4 cm

氏 名

生 年 月 日

性 別

住所

障害等級

手帳番号 号

(内面右)

交付日	年	月	日
有効期限	年	月	日
(更新)			

都道府県（指定都市名）

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

精神保健福祉法改正事項等の10月施行に向けた当面のスケジュール

○国提示 ・ 都道府県等の対応

改正事項	7月	8月	9月	10月以降
改善命令等に従わない精神科病院の公表制度			・医療機関へ周知	
特定医師による特例措置			・医療機関へ周知 ・特定病院の認定受付	・特定医師による入院届出の受理 ・指導監査時に保存された記録を確認
定期病状報告制度の見直し	○改正省令公布 ○施行通知の発出		・条例案の準備(任意入院) ・医療機関へ周知 ・新規様式を医療機関へ配布	・条例施行(任意入院) ・新規様式による届出の受理 ・精神医療審査会における審査
長期任意入院患者に同意の再確認を求める仕組みの導入	○関係通知の改正		・医療機関へ周知 ・様式を医療機関へ配布	・指導監査時に保存された同意書を確認
隔離及び身体拘束等の行動制限について一覧性のある台帳の整備			・医療機関へ周知	・指導監査時に台帳の整備・記載状況を確認
精神障害者保健福祉手帳の写真貼付		・システム等の改修	・関係機関・団体へ周知 ・精神障害者保健福祉手帳及び申請書等の様式発注	・新規申請及び更新時に順次対応 ・有効期限が残っている者でも希望があれば、新様式と交換可能(診断書等は不要、有効期限は変更無し)

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律について

## 1 経緯

本法は議員立法であり、先の通常国会において委員長提案により厚生労働委員会に提出され、平成18年6月16日に成立した。(6月下旬公布予定)

## 2 法律の趣旨

精神病者を収容する施設というイメージを払拭するため、「精神病院」という用語を「精神科」という診療科名を用いて、「精神科病院」という用語に改め、精神科医療機関に対する国民の正しい理解の深化を促すとともに、患者が受診しやすい環境を醸成する。

## 3 法律の概要

(1) 次に掲げる法律において用いられている「精神病院」及び「都道府県立精神病院」という用語を、それぞれ「精神科病院」及び「都道府県立精神科病院」という用語に改める。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- ② 覚せい剤取締法第3条第1項第2号
- ③ 精神保健福祉士法第2条
- ④ 沖縄振興特別措置法別表17の項
- ⑤ 障害者自立支援法第89条第4項

(2) 警察官職務執行法において用いられている「精神病患者収容施設」という用語を削除。

(3) 施行期日

公布の日から起算して6月を経過した日。

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律（案）

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第十九条の七の見出しを「（都道府県立精神科病院）」に改める。

（覚せい剤取締法等の一部改正）

第二条 次に掲げる法律の規定中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

一 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三条第一項第二号

二 精神保健福祉士法（平成九年法律第三百二十一号）第二条

三 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）別表十七の項

四 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十九条第四項

（警察官職務執行法の一部改正）

二

第三条 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「且つ」を「かつ」に、「とりあえず」を「取りあえず」に改め、「精神病患者収容施設」を削り、同項第一号中「でい酔」を「泥酔」に、「虞」を「おそれ」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

事務連絡

平成18年6月26日

各 { 都道府県 }  
      { 指定都市 } 精神保健福祉主管課（室）御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

### 自殺対策基本法の成立について

平素は精神保健福祉施策の推進に格別のご尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」（本年3月31日付け障発0331010号各都道府県知事・指定都市市長あて通知）により、自殺予防対策を依頼したところですが、今般、別添のとおり自殺対策基本法が成立し、平成18年6月21日法律第85号として公布されました。貴課におかれましては、同法の趣旨も踏まえつつ、引き続き、自殺予防に向けて総合的な対策を推進するようお願いいたします。

## 自殺対策基本法の概要

### ○本法の目的

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること。

### ○内容の概要

#### 1 自殺対策の基本理念

- ① 自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないこと。
- ② 自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならないこと。
- ③ 自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならないこと。
- ④ 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないこと。

#### 2 国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務

#### 3 政府による自殺対策大綱の策定と、国会への年次報告

#### 4 国・地方公共団体の基本的施策

- ① 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供の実施並びにそれらに必要な体制の整備
- ② 教育活動、広報活動等を通じた自殺の防止等に関する国民の理解の増進
- ③ 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- ④ 職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備
- ⑤ 自殺の防止に関する医療提供体制の整備
- ⑥ 自殺する危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための体制の整備
- ⑦ 自殺未遂者に対する支援
- ⑧ 自殺者の親族等に対する支援
- ⑨ 民間団体が行う自殺の防止等に関する活動に対する支援

#### 5 内閣府に、関係閣僚をメンバーとする自殺総合対策会議を設置

第七條の二第一項	厚生労働大臣	沖繩県知事
第七條の三第二項	再免許	禁止処分の取消し
第七條の三第二項	厚生労働大臣	沖繩県知事
第三十一條の二第二号	第七條の二第二項	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第七條の二第二項
第三十一條の二第三号	第七條の三第一項	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第百一条第二項において準用する第七條の三第一項

第百一条第二項の表第三十一條の項中「第三十一條」を「第三十一條の二第一号」に改め、同表に次のように加える。

第百一条第三項中「臨床研修修了医師」を「臨床研修等修了医師」とあり、「臨床研修修了歯科医師」を「臨床研修等修了歯科医師」とありに改める。

第二十三條 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十八條第五項中「第三十條の三第一項」を「第三十條の四第一項」に改める。

（民事再生法の一部改正）

第二十四條 民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第百二十條の二第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第五十四條の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第五十四條の二第二項第一号に規定する社会医療法人債

第百六十九條の二第三項第一号中「第七百六條第一項の社債権者集会」を「第七百六條第一項（医療法第五十四條の七において準用する場合を含む）の社債権者集会の決議若しくは社会医療法人債権者集会」に改め、同項第二号中「第七百六條第一項ただし書」の下に「（医療法第五十四條の七において準用する場合を含む。）」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第二十五條 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「同法第五十一條」を「同法第五十二條第一項（同項第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）」に、「第五十一條第二項」を「第五十二條第一項」に改め、「毎事業年度」との下に「事業報告書等」とあるのは「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書」とを加え、同条第五項中「第六十九條第一項」を「第六十九條の五第一項」に改める。

（破産法の一部改正）

第二十六條 破産法（平成十六年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第百五十條第六項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第五十四條の五に規定する社会医療法人債管理者 同法第五十四條の二第二項に規定する社会医療法人債

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第二十七條 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第九十條中「第二章」を「第四章」に改める。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十八條 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第二十一條のうち医療法第七條の二第六項の改正規定中「第七條の二第六項」を「第七條の二第七項」に改める。

（障害者自立支援法の一部改正）

第二十九條 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十九條第四項中「第三十條の三第一項」を「第三十條の四第一項」に改める。

附則第九十七條を次のように改める。

第九十七條 削除

（厚生労働省設置法の一部改正）

第三十條 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）」の下に「薬劑師法（昭和三十五年法律第百四十六号）」を加える。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十一條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十二條 附則第三條から第十六條まで及び前條に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 小泉純一郎  
 総務大臣 竹中平蔵  
 法務大臣 杉浦正健  
 厚生労働大臣 川崎二郎

自殺対策基本法をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年六月二十一日  
 内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第八十五号  
 自殺対策基本法

目次

第一章 総則（第一條―第十條）  
 第二章 基本的施策（第十一條―第十九條）  
 第三章 自殺総合対策会議（第二十條―第二十一條）

附則

第一章 総則

（目的） 第一條 この法律は、近年我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もつて国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念） 第二條 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。 2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の際への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第五条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(名譽及び生活の平穩への配慮)

第七条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名譽及び生活の平穩に十分配慮し、いやくもこれらに不当に侵害することのないようにしなければならない。

(施策の大綱)

第八条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概要及び政府が講じた自殺対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、自殺の防止等に関し、調査研究を推進し、並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

第十二条 国は、前項の施策の効果かつ効率的な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十三条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺の防止等に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十四条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対応を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者に対する支援)

第十七条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等に対する支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が心理的影響を緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止等に関する活動を支援するため必要な施策を講ずるものとする。

第三章 自殺総合対策会議(設置及び所掌事務)

第二十条 内閣府に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

第二十一条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

1 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 委員は、内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

3 会議に、幹事を置く。

4 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「保護」の下に、「自殺対策の推進」を加え、同条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 自殺対策の大綱(自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)第八条に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「犯罪被害者等施策推進会議」

を

犯罪被害者等施策推進会議

自殺総合対策会議

に

内閣総理大臣 小泉純一郎

総務大臣 竹中 平蔵

財務大臣 谷垣 禎一

文部科学大臣 小坂 憲次

厚生労働大臣 川崎 二郎

御名 御璽

平成十八年六月二十一日 内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第八十六号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十三條第一項第三号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、犯罪被害財産(第一項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合における当該部分を含む。以下この項において同じ。)を没収することができる。

一 前項各号に掲げる罪の犯罪行為が、団体の活動として、当該犯罪行為を実行するための組織により行われたもの、又は第三條第二項に規定する目的で行われたものであるとき、

その他犯罪の性質に照らし、前項各号に掲げる罪の犯罪行為により受けた被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められるとき、

に

に

に

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

## 平成18年10月1日施行後

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 精神保健福祉センター（第六条—第八条）
- 第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会（第九条—第十七条）
- 第四章 精神保健指定医、登録研修機関及び精神病院
- 第一節 精神保健指定医（第十八条—第十九条の六）
- 第二節 登録研修機関（第十九条の六の二—第十九条の六の十七）
- 第三節 精神病院（第十九条の七—第十九条の十）
- 第五章 医療及び保護
- 第一節 保護者（第二十条—第二十二条の二）
- 第二節 任意入院（第二十二条の三・第二十二条の四）
- 第三節 指定医の診察及び措置入院（第二十三条—第三十二条）
- 第四節 医療保護入院等（第三十三条—第三十五条）
- 第五節 精神病院における処遇等（第三十六条—第四十条）
- 第六節 雑則（第四十一条—第四十四条）
- 第六章 保健及び福祉
- 第一節 精神障害者保健福祉手帳（第四十五条・第四十五条の二）
- 第二節 相談指導等（第四十六条—第五十一条）
- 第七章 精神障害者社会復帰促進センター（第五十一条の二—第五十一条の十一）
- 第八章 雑則（第五十一条の十一の二—第五十一条の十五）
- 第九章 罰則（第五十二条—第五十七条）
- 附則
- 第一章 総則
- （この法律の目的）
- 第一条 この法律は、精神障害者の医療及び保護を行い、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。
- （国及び地方公共団体の義務）
- 第二条 国及び地方公共団体は、障害者自立支援法の規定による自立支援給付及び地域生活支援事業と相まって、医療施設及び教育施設を充実する等精神障害者の医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を総合的に実施することによつて精神障害者が社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をすることができるように努めるとともに、精神保健に関する調査研究の推進及び知識の普及を図る等精神障害者の発生の予防その他

国民の精神保健の向上のための施策を講じなければならない。

（国民の義務）

第三条 国民は、精神的健康の保持及び増進に努めるとともに、精神障害者に対する理解を深め、及び精神障害者がその障害を克服して社会復帰をし、自立と社会経済活動への参加をしようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

（精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加への配慮）

第四条 医療施設の設置者又は社会適応訓練事業を行う者は、その施設を運営し、又はその事業を行うに当たつては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るように努めなければならない。

2 国、地方公共団体、医療施設の設置者及び社会適応訓練事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（定義）

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

### 第二章 精神保健福祉センター

（精神保健福祉センター）

第六条 都道府県は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための機関（以下「精神保健福祉センター」という。）を置くものとする。

2 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行うこと。
- 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うこと。
- 三 精神医療審査会の事務を行うこと。
- 四 第四十五条第一項の申請に対する決定及び障害者自立支援法第五十二条第一項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 五 障害者自立支援法第二十条第二項の規定により、市町村が同条第一項に規定する支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。
- 六 障害者自立支援法第二十六条第一項の規定により、市町村に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。

（国の補助）

第七条 国は、都道府県が前条の施設を設置したときは、政令の定めるところにより、その設置に要する経費については二分の一、その運営に要する経費については三分の一を補助する。

（条例への委任）

第八条 この法律に定めるもののほか、精神保健福祉センターに関して必要な事項は、条例で定める。

### 第三章 地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会

#### (地方精神保健福祉審議会)

第九條 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、都道府県は、条例で、精神保健福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方精神保健福祉審議会」という。）を置くことができる。

- 2 地方精神保健福祉審議会は、都道府県知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して都道府県知事に意見を具申することができる。
- 3 前二項に定めるもののほか、地方精神保健福祉審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第十條 削除

第十一條 削除

#### (精神医療審査会)

第十二條 第三十八條の三第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十八條の五第二項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、精神医療審査会を置く。

#### (委員)

第十三條 精神医療審査会の委員は、精神障害者の医療に関し学識経験を有する者（第十八條第一項に規定する精神保健指定医である者に限る。）、法律に関し学識経験を有する者及びその他の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

- 2 委員の任期は、二年とする。

#### (審査の案件の取扱い)

第十四條 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

- 2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。
  - 一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 二
  - 二 法律に関し学識経験を有する者 一
  - 三 その他の学識経験を有する者 一

#### (政令への委任)

第十五條 この法律で定めるもののほか、精神医療審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六條 削除

第十七條 削除

### 第四章 精神保健指定医、登録研修機関及び精神病院

#### 第一節 精神保健指定医

#### (精神保健指定医)

第十八條 厚生労働大臣は、その申請に基づき、次に該当する医師のうち第十九條の四に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる者を、精神保健指定医（以下「指定医」という。）に指定する。

- 一 五年以上診断又は治療に従事した経験を有すること。

- 二 三年以上精神障害の診断又は治療に従事した経験を有すること。

- 三 厚生労働大臣が定める精神障害につき厚生労働大臣が定める程度の診断又は治療に従事した経験を有すること。

- 四 厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（申請前一年以内に行われたものに限る。）の課程を修了していること。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定にかかわらず、第十九條の二第一項又は第二項の規定により指定医の指定を取り消された後五年を経過していない者その他指定医として著しく不適当と認められる者については、前項の指定をしないことができる。

- 3 厚生労働大臣は、第一項第三号に規定する精神障害及びその診断又は治療に従事した経験の程度を定めようとするとき、同項の規定により指定医の指定をしようとするとき又は前項の規定により指定医の指定をしないものとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

#### (指定後の研修)

第十九條 指定医は、五の年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）ごとに厚生労働大臣が定める年度において、厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。

- 2 前条第一項の規定による指定は、当該指定を受けた者が前項に規定する研修を受けなかつたときは、当該研修を受けるべき年度の終了の日にその効力を失う。ただし、当該研修を受けなかつたことにつき厚生労働省令で定めるやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときは、この限りでない。

#### (指定の取消し等)

第十九條の二 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消さなければならない。

- 2 指定医がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又はその職務に関し著しく不当な行為を行つたときその他指定医として著しく不適当と認められるときは、厚生労働大臣は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

- 3 厚生労働大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

- 4 都道府県知事は、指定医について第二項に該当すると思料するときは、その旨を厚生労働大臣に通知することができる。

第十九條の三 削除

#### (職務)

第十九條の四 指定医は、第二十二條の四第三項及び第二十九條の五の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定、第三十三條第一項及び第三十三條の四第一項の規定による入院を必要とするかどうか及び第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないかどうかの判定、第三十六條第三項に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定、第三十八條の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する報告事項に係る入院中の者の診察並びに第四十條の規定により一時退院させて経過を見るのが適当かどうかの判定の職務を行う。

- 2 指定医は、前項に規定する職務のほか、公務員として、次に掲げる職務を行う。
  - 一 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定による入院を必要とするかどうかの判定
  - 二 第二十九条の二の二第三項（第三十四条第四項において準用する場合を含む。）に規定する行動の制限を必要とするかどうかの判定
  - 三 第二十九条の四第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定
  - 四 第三十四条第一項及び第三項の規定による移送を必要とするかどうかの判定
  - 五 第三十八条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第三十八条の五第四項の規定による診察
  - 六 第三十八条の六第一項の規定による立入検査、質問及び診察
  - 七 第三十八条の七第二項の規定により入院を継続する必要があるかどうかの判定
  - 八 第四十五条の二第四項の規定による診察

（診療録の記載義務）

第十九条の四の二 指定医は、前条第一項に規定する職務を行ったときは、遅滞なく、当該指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

（指定医の必置）

第十九条の五 第二十九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十三条第一項、第二項若しくは第四項又は第三十三条の四第一項若しくは第二項の規定により精神障害者を入院させている精神病院（精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、その精神病院に常時勤務する指定医（第十九条の二第二項の規定によりその職務を停止されている者を除く。第五十三条第一項を除き、以下同じ。）を置かなければならない。

（政令及び省令への委任）

第十九条の六 この法律に規定するもののほか、指定医の指定に関して必要な事項は政令で、第十八条第一項第四号及び第十九条第一項の規定による研修に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

#### 第二節 登録研修機関

（登録）

第十九条の六の二 第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の登録（以下この節において「登録」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の研修（以下この節において「研修」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

- 第十九条の六の三 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
  - 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は障害者自立支援法若しくは同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
  - 二 第十九条の六の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
  - 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者がある

もの

（登録基準）

第十九条の六の四 厚生労働大臣は、第十九条の六の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 別表の第一欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の第三欄又は第四欄に掲げる時間数以上であること。
- 二 別表の第二欄で定める条件に適合する学識経験を有する者が前号に規定する科目を教授するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に登録を受ける者の氏名又は名称、住所、登録の年月日及び登録番号を記載してするものとする。

（登録の更新）

第十九条の六の五 登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（研修の実施義務）

第十九条の六の六 登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、研修の実施に関する計画（以下「研修計画」という。）を作成し、研修計画に従つて研修を行わなければならない。

2 登録研修機関は、公正に、かつ、第十八条第一項第四号又は第十九条第一項の厚生労働省令で定めるところにより研修を行わなければならない。

3 登録研修機関は、毎事業年度の開始前に、第一項の規定により作成した研修計画を厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（変更の届出）

第十九条の六の七 登録研修機関は、その氏名若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第十九条の六の八 登録研修機関は、研修の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、研修の業務の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、研修の実施方法、研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第十九条の六の九 登録研修機関は、研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第十九条の六の十 登録研修機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができ

ない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第五十七条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 研修を受けようとする者その他の利害関係人は、登録研修機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録研修機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求  
(適合命令)

第十九条の六の十一 厚生労働大臣は、登録研修機関が第十九条の六の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十九条の六の十二 厚生労働大臣は、登録研修機関が第十九条の六の六第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、研修を行うべきこと又は研修の実施方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十九条の六の十三 厚生労働大臣は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十九条の六の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十九条の六の六第三項、第十九条の六の七、第十九条の六の八、第十九条の六の九、第十九条の六の十第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第十九条の六の十第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 第十九条の六の十一又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により登録を受けたとき。

(帳簿の備付け)

第十九条の六の十四 登録研修機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備へ、研修に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(厚生労働大臣による研修業務の実施)

第十九条の六の十五 厚生労働大臣は、登録を受ける者がいないとき、第十九条の六の九の規定による研修の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第十九条の六の十三の規定により登録を取り消し、又は登録研修機関に対し研修の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録研修機関が天災その他の事由により研修の業務の

全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該研修の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

- 2 前項の規定により厚生労働大臣が行う研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。
- 3 厚生労働大臣が第一項の規定により研修の業務の全部又は一部を自ら行う場合における研修の業務の引継ぎその他の必要な事項については、厚生労働省令で定める。  
(報告の徴収及び立入検査)

第十九条の六の十六 厚生労働大臣は、研修の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録研修機関に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(公示)

第十九条の六の十七 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 登録をしたとき。
- 二 第十九条の六の七の規定による届出があつたとき。
- 三 第十九条の六の九の規定による届出があつたとき。
- 四 第十九条の六の十三の規定により登録を取り消し、又は研修の業務の停止を命じたとき。
- 五 第十九条の六の十五の規定により厚生労働大臣が研修の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた研修の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

### 第三節 精神病院

(都道府県立精神病院)

第十九条の七 都道府県は、精神病院を設置しなければならない。ただし、次条の規定による指定病院がある場合においては、その設置を延期することができる。

2 都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次条において同じ。)が精神病院を設置している場合には、当該都道府県については、前項の規定は、適用しない。

(指定病院)

第十九条の八 都道府県知事は、国、都道府県並びに都道府県又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人(以下「国等」という。)以外の者が設置した精神病院であつて厚生労働大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代わる施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。

(指定の取消し)

第十九条の九 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又は

その運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会（地方精神保健福祉審議会が置かれていない都道府県にあつては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七十一条の二第一項に規定する都道府県医療審議会）の意見を聴かななければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、指定病院に入院中の者の処遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し同項の事務を行うことを指示することができる。

（国の補助）

第十九条の十 国は、都道府県が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費（第三十条第一項の規定により都道府県が負担する費用を除く。次項において同じ。）に対し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

- 2 国は、営利を目的としない法人が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

## 第五章 医療及び保護

### 第一節 保護者

（保護者）

第二十条 精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は保護者とならない。

- 一 行方の知れない者
  - 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
  - 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
  - 四 破産者
  - 五 成年被後見人又は被保佐人
  - 六 未成年者
- 2 保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人又は保佐人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。
- 一 後見人又は保佐人
  - 二 配偶者
  - 三 親権を行う者
  - 四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者
- 3 前項ただし書の規定による順位の変更及び同項第四号の規定による選任は家事審判法（昭和二十二年法律第五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第二十一条 前条第二項各号の保護者がいないとき又はこれらの保護者がその義務を行うことができないときはその精神障害者の居住地を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）、居住地がないか又は明らかでないときはその精神障害者の現在地を管轄する市町村長が保護者となる。

第二十二条 保護者は、精神障害者（第二十二条の四第二項に規定する任意入院者及び病院又は診療所に入院しないで行われる精神障害の医療を継続して受けている者を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に治療を受けさせ、及び精神障害者の財産上の利益を保護しなければならない。

- 2 保護者は、精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力しなければならない。
- 3 保護者は、精神障害者に医療を受けさせるに当たっては、医師の指示に従わなければならない。

第二十二条の二 保護者は、第四十一条の規定による義務（第二十九条の三又は第二十九条の四第一項の規定により退院する者の引取りに係るものに限る。）を行うに当たり必要があるときは、当該精神病院若しくは指定病院の管理者又は当該精神病院若しくは指定病院と関連する障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う者に対し、当該精神障害者の社会復帰の促進に関し、相談し、及び必要な援助を求めることができる。

### 第二節 任意入院

（任意入院）

第二十二条の三 精神病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

第二十二条の四 精神障害者が自ら入院する場合においては、精神病院の管理者は、その入院に際し、当該精神障害者に対して第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせ、当該精神障害者から自ら入院する旨を記載した書面を受けなければならない。

- 2 精神病院の管理者は、自ら入院した精神障害者（以下「任意入院者」という。）から退院の申出があつた場合においては、その者を退院させなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、精神病院の管理者は、指定医による診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、七十二時間を限り、その者を退院させないことができる。
- 4 前項に規定する場合において、精神病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師（医師法（昭和二十三年法律第二十一号）第十六条の四第一項の規定による登録を受けていることその他厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。以下「特定医師」という。）に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間を限り、その者を退院させないことができる。
- 5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二条の四第四

項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

- 6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 7 精神病院の管理者は、第三項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該任意入院者に対し、当該措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関する事その他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

#### 第三節 指定医の診察及び措置入院

(診察及び保護の申請)

第二十三条 精神障害者又はその疑いのある者を知つた者は、誰でも、その者について指定医の診察及び必要な保護を都道府県知事に申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、左の事項を記載した申請書をもよりの保健所長を経て都道府県知事に提出しなければならない。
  - 一 申請者の住所、氏名及び生年月日
  - 二 本人の現在場所、居住地、氏名、性別及び生年月日
  - 三 症状の概要
  - 四 現に本人の保護の任に当たっている者がいるときはその者の住所及び氏名

(警察官の通報)

第二十四条 警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、もよりの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

(検察官の通報)

- 第二十五条 検察官は、精神障害者又はその疑いのある被疑者又は被告人について、不起訴処分をしたとき、又は裁判(懲役、禁錮又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判を除く。)が確定したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、当該不起訴処分をされ、又は裁判を受けた者について、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)第三十三条第一項の申立てをしたときは、この限りでない。
- 2 検察官は、前項本文に規定する場合のほか、精神障害者若しくはその疑いのある被疑者若しくは被告人又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者(同法第二条第三項に規定する対象者をいう。第二十六条の三及び第四十四条第一項において同じ。)について、特に必要があると認めるときは、速やかに、都道府県知事に通報しなければならない。

(保護観察所の長の通報)

第二十五条の二 保護観察所の長は、保護観察に付されている者が精神障害者又はその疑いのある者であることを知つたときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

(矯正施設の長の通報)

第二十六条 矯正施設(拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)の長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放、退院又は退所させようとするときは、あらかじめ、左の事項を本人の居住地(居住地がない場合は当該矯正施設の所在地)の都道府県知事に通報しなければならない。

- 一 本人の居住地、氏名、性別及び生年月日
- 二 症状の概要
- 三 釈放、退院又は退所の年月日
- 四 引取人の住所及び氏名

(精神病院の管理者の届出)

第二十六条の二 精神病院の管理者は、入院中の精神障害者であつて、第二十九条第一項の要件に該当すると認められるものから退院の申出があつたときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報)

第二十六条の三 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二条第六項に規定する指定通院医療機関の管理者及び保護観察所の長は、同法の対象者であつて同条第五項に規定する指定入院医療機関に入院していないものがその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。

(申請等に基づき行われる指定医の診察等)

第二十七条 都道府県知事は、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出のあつた者について調査の上必要があると認めるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならない。

- 2 都道府県知事は、入院させなければならぬ精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることが明らかである者については、第二十三条から前条までの規定による申請、通報又は届出がない場合においても、その指定する指定医をして診察をさせることができる。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定により診察をさせる場合には、当該職員を立ち合わせなければならない。
- 4 指定医及び前項の当該職員は、前三項の職務を行うに当たつて必要な限度においてその者の居住する場所へ立ち入ることができる。
- 5 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第二十七条第四項」と、「当該職員」とあるのは「指定医及び当該職員」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第二十七条第四項」と読み替えるものとする。

(診察の通知)

第二十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により診察をさせるに当つて現に本人の保護の任に当たっている者がいる場合には、あらかじめ、診察の日時及び場所をその者に通知しなければならない。

2 後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者は、前条第一項の診察に立ち会うことができる。

(判定の基準)

第二十八条の二 第二十七条第一項又は第二項の規定により診察をした指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうかの判定を行わなければならない。

(都道府県知事による入院措置)

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条の規定による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する二人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八条の四の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

4 国等の設置した精神病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第十九条の八の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床）に既に第一項又は次条第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第一項の精神障害者を入院させなければならない。

第二十九条の二 都道府県知事は、前条第一項の要件に該当すると認められる精神障害者又はその疑いのある者について、急速を要し、第二十七条、第二十八条及び前条の規定による手続を採ることができない場合において、その指定する指定医をして診察をさせた結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれが著しいと認めるときは、その者を前条第一項に規定する精神病院又は指定病院に入院させることができる。

2 都道府県知事は、前項の措置をとつたときは、すみやかに、その者につき、前条第一項の規定による入院措置をとるかどうかを決定しなければならない。

3 第一項の規定による入院の期間は、七十二時間を超えることができない。

4 第二十七条第四項及び第五項並びに第二十八条の二の規定は第一項の規定による診察について、前条第三項の規定は第一項の規定による措置を採る場合について、同条第四項の規定は第一項の規定により入院する者の入院について準用する。

第二十九条の二の二 都道府県知事は、第二十九条第一項又は前条第一項の規定による入院措置を採ろうとする精神障害者を、当該入院措置に係る病院に移送しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により移送を行う場合においては、当該精神障害者に対し、当該移送を行う旨その他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による移送を行うに当たっては、当該精神障害者を診

察した指定医が必要と認めるときは、その者の医療又は保護に欠くことのできない限度において、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限を行うことができる。

第二十九条の三 第二十九条第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、第二十九条の二第一項の規定により入院した者について、都道府県知事から、第二十九条第一項の規定による入院措置を採らない旨の通知を受けたとき、又は第二十九条の二第三項の期間内に第二十九条第一項の規定による入院措置を採る旨の通知がないときは、直ちに、その者を退院させなければならない。

(入院措置の解除)

第二十九条の四 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定による診察の結果に基づく場合でなければならない。

第二十九条の五 措置入院者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その旨、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

(入院措置の場合の診療方針及び医療に要する費用の額)

第二十九条の六 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院する者について国等の設置した精神病院又は指定病院が行う医療に関する診療方針及びその医療に要する費用の額の算定方法は、健康保険の診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例による。

2 前項に規定する診療方針及び療養に要する費用の額の算定方法の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(社会保険診療報酬支払基金への事務の委託)

第二十九条の七 都道府県は、第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院する者について国等の設置した精神病院又は指定病院が行つた医療が前条に規定する診療方針に適合するかどうかについての審査及びその医療に要する費用の額の算定並びに国等又は指定病院の設置者に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

(費用の負担)

第三十条 第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により都道府県知事が入院させた精神障害者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

2 国は、都道府県が前項の規定により負担する費用を支弁したときは、政令の定めるところにより、その四分の三を負担する。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十条の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）、老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

(費用の徴収)

第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者又はその扶養義務者が入院に要する費用を負担することができるものと認めるときは、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第三十二条 削除

#### 第四節 医療保護入院等

(医療保護入院)

第三十三条 精神病院の管理者は、次に掲げる者について、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。

一 指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第三十四条第一項の規定により移送された者

2 精神病院の管理者は、前項第一号に規定する者の保護者について第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合又は第三十四条第二項の規定により移送された場合において、前項第一号に規定する者又は同条第二項の規定により移送された者の扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくても、当該選任がされるまでの間、四週間を限り、その者を入院させることができる。

3 前項の規定による入院が行われている間は、同項の同意をした扶養義務者は、第二十条第二項第四号に掲げる者に該当するものとみなし、第一項の規定を適用する場合を除き、同条に規定する保護者とみなす。

4 第一項又は第二項に規定する場合において、精神病院（厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。）の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

5 十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。こ

の場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二条の四第四項に規定する特定医師は、第三十三條第四項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を採つたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 精神病院の管理者は、第一項、第二項又は第四項後段の規定による措置を採つたときは、十日以内に、その者の症状その他厚生労働省令で定める事項を当該入院について同意をした者の同意書を添え、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條の二 精神病院の管理者は、前条第一項の規定により入院した者（以下「医療保護入院者」という。）を退院させたときは、十日以内に、その旨及び厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。

第三十三條の三 精神病院の管理者は、第三十三條第一項、第二項又は第四項後段の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第三十八條の四の規定による退院等の請求に関する事その他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。ただし、当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて、当該精神障害者の症状に照らし、その者の医療及び保護を図る上で支障があると認められる間においては、この限りでない。この場合において、精神病院の管理者は、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項を診療録に記載しなければならない。

(応急入院)

第三十三條の四 厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして都道府県知事が指定する精神病院の管理者は、医療及び保護の依頼があつた者について、急速を要し、保護者（第三十三條第二項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者）の同意を得ることができない場合において、その者が、次に該当する者であるときは、本人の同意がなくても、七十二時間を限り、その者を入院させることができる。

一 指定医の診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたもの

二 第三十四條第三項の規定により移送された者

2 前項に規定する場合において、同項に規定する精神病院の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に同項の医療及び保護の依頼があつた者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、その者が、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、同項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間を限り、その者を入院させることができる。

3 第十九條の四の二の規定は、前項の規定により診察を行った場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第四

項に規定する特定医師は、第三十三条の四第二項」と、「当該指定医」とあるのは「当該特定医師」と読み替えるものとする。

- 4 第一項に規定する精神病院の管理者は、第二項後段の規定による措置を採ったときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 5 第一項に規定する精神病院の管理者は、同項又は第二項後段の規定による措置を採ったときは、直ちに、当該措置を採った理由その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経て都道府県知事に届け出なければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の指定を受けた精神病院が同項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 7 厚生労働大臣は、前項に規定する都道府県知事の権限に属する事務について、第一項の指定を受けた精神病院に入院中の者の処遇を確保する緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し前項の事務を行うことを指示することができる。

第三十三条の五 第十九条の九第二項の規定は前条第六項の規定による処分をする場合について、第二十九条第三項の規定は精神病院の管理者が前条第一項又は第二項後段の規定による措置を採る場合について準用する。

(医療保護入院等のための移送)

第三十四条 都道府県知事は、その指定する指定医による診察の結果、精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたものにつき、保護者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第一項の規定による入院をさせるため第三十三条の四第一項に規定する精神病院に移送することができる。

- 2 都道府県知事は、前項に規定する者の保護者について第二十条第二項第四号の規定による家庭裁判所の選任を要し、かつ、当該選任がされていない場合において、その者の扶養義務者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条第二項の規定による入院をさせるため第三十三条の四第一項に規定する精神病院に移送することができる。
- 3 都道府県知事は、急速を要し、保護者（前項に規定する場合にあつては、その者の扶養義務者）の同意を得ることができない場合において、その指定する指定医の診察の結果、その者が精神障害者であり、かつ、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある者であつて当該精神障害のために第二十二條の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、本人の同意がなくてもその者を第三十三条の四第一項の規定による入院をさせるため同項に規定する精神病院に移送することができる。
- 4 第二十九条の二の二第二項及び第三項の規定は、前三項の規定による移送を行う場合について準用する。

第三十五条 削除

第五節 精神病院における処遇等

(処遇)

第三十六条 精神病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

- 2 精神病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。
- 3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

第三十七条 厚生労働大臣は、前条に定めるもののほか、精神病院に入院中の者の処遇について必要な基準を定めることができる。

- 2 前項の基準が定められたときは、精神病院の管理者は、その基準を遵守しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医の精神病院の管理者への報告等)

第三十七条の二 指定医は、その勤務する精神病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると思料するとき又は前条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないとき認めるときは、当該精神病院の管理者にその旨を報告すること等により、当該管理者において当該精神病院に入院中の者の処遇の改善のために必要な措置が採られるよう努めなければならない。

(相談、援助等)

第三十八条 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者は、当該施設において医療を受ける精神障害者の社会復帰の促進を図るため、その者の相談に応じ、その者に必要な援助を行い、及びその保護者等との連絡調整を行うように努めなければならない。

(定期の報告等)

第三十八条の二 措置入院者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

- 2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神病院の管理者（第三十八条の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、当該精神病院に入院中の任意入院者（厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。）の症状その他厚生労働省令で定める事項

について報告を求めることができる。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三 都道府県知事は、前条第一項若しくは第二項の規定による報告又は第三十三条第七項の規定による届出（同条第一項の規定による措置に係るものに限る。）があつたときは、当該報告又は届出に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者に対して意見を求め、若しくはその者の同意を得て委員（指定医である者に限る。第三十八条の五第四項において同じ。）に診察させ、又はその者が入院している精神病院の管理者その他関係者に対して報告若しくは意見を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

4 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じなければならない。

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めることができる。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県知事が審査を求めた場合について準用する。

(退院等の請求)

第三十八条の四 精神病院に入院中の者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

(退院等の請求による審査)

第三十八条の五 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たつては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、精神医療審査会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 精神医療審査会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たつて必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て委員に診察させ、又はその者が入院している精神病院の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。

6 都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採つた措置を通知しなければならない。

(報告徴収等)

第三十八条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者、精神病院に入院中の者又は第三十三条第一項、第二項若しくは第四項の規定による入院について同意をした者に対し、この法律による入院に必要な手続に関し、報告を求め、又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じることができる。

3 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による立入検査、質問又は診察について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と、「当該職員」とあるのは「当該職員及び指定医」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十八条の六第一項」と読み替えるものとする。

(改善命令等)

第三十八条の七 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院に入院中の者の処遇が第三十六条の規定に違反していると認めるとき又は第三十七条第一項の基準に適合していないと認めるときその他精神病院に入院中の者の処遇が著しく適当でないとき認めるときは、当該精神病院の管理者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、処遇を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、第二十二條の四第三項の規定により入院している者又は第三十三條第一項、第二項若しくは第四項若しくは第三十三條の四第一項若しくは第二項の規定により入院した者について、その指定する二人以上の指定医に診察させ、各指定医の診察の結果がその入院を継続する必要があることに一致しない場合又はこれらの者の入院がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反して行われた場合には、これらの者が入院している精神病院の管理者に対し、そ

の者を退院させることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神病院の管理者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が第一項又は第二項の規定による命令に従わないときは、当該精神病院の管理者に対し、期間を定めて第二十二條の四第一項、第三十三條第一項、第二項及び第四項並びに第三十三條の四第一項及び第二項の規定による精神障害者の入院に係る医療の提供の全部又は一部を制限することを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

(無断退去者に対する措置)

第三十九條 精神病院の管理者は、入院中の者で自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのあるものが無断で退去しその行方が不明になったときは、所轄の警察署長に次の事項を通知してその探索を求めなければならない。

一 退去者の住所、氏名、性別及び生年月日

二 退去の年月日及び時刻

三 症状の概要

四 退去者を発見するために参考となるべき人相、服装その他の事項

五 入院年月日

六 保護者又はこれに準ずる者の住所及び氏名

2 警察官は、前項の探索を求められた者を発見したときは、直ちに、その旨を当該精神病院の管理者に通知しなければならない。この場合において、警察官は、当該精神病院の管理者がその者を引き取るまでの間、二十四時間を限り、その者を、警察署、病院、救護施設等の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

(仮退院)

第四十條 第二十九條第一項に規定する精神病院又は指定病院の管理者は、指定医による診察の結果、措置入院者の症状に照らしその者を一時退院させて経過を見るのが適当であると認めるときは、都道府県知事の許可を得て、六月を超えない期間を限り仮に退院させることができる。

第六節 雑則

(保護者の引取義務等)

第四十一條 保護者は、第二十九條の三若しくは第二十九條の四第一項の規定により退院する者又は前条の規定により仮退院する者を引き取り、かつ、仮退院した者の保護に当たっては当該精神病院又は指定病院の管理者の指示に従わなければならない。

(医療及び保護の費用)

第四十二條 保護者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する。

(刑事事件に関する手続等との関係)

第四十三條 この章の規定は、精神障害者又はその疑いのある者について、刑事事件若しくは少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行ない、又は刑若しくは

補導処分若しくは保護処分の執行のためこれらの者を矯正施設に收容することを妨げるものではない。

2 第二十五條、第二十六條及び第二十七條の規定を除く外、この章の規定は矯正施設に收容中の者には適用しない。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る手続等との関係)

第四十四條 この章の規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の対象者について、同法又は同法に基づく命令の規定による手続又は処分をすることを妨げるものではない。

2 この章第二節から前節までの規定は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第三十四條第一項前段若しくは第六十條第一項前段の命令若しくは第三十七條第五項前段若しくは第六十二條第二項前段の決定により入院している者又は同法第四十二條第一項第一号若しくは第六十一條第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者については、適用しない。

第六章 保健及び福祉

第一節 精神障害者保健福祉手帳

(精神障害者保健福祉手帳)

第四十五條 精神障害者(知的障害者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

3 前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないと認めるときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、二年ごとに、第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(精神障害者保健福祉手帳の返還等)

第四十五條の二 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、前条第二項の政令で定める精神障害の状態がなくなつたときは、速やかに精神障害者保健福祉手帳を都道府県に返還しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神障害者保健福祉手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。

3 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者について、前条第二項の政令で定める状態がなくなつたと認めるときは、その者に対し精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の返還を命じようとする

るときは、あらかじめその指定する指定医をして診察させなければならない。

- 5 前条第三項の規定は、第三項の認定について準用する。

#### 第二節 相談指導等

(正しい知識の普及)

第四十六条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

- 2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。
- 3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関との連携を図るように努めなければならない。
- 4 市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。次項において同じ。)は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならない。
- 5 市町村は、前項に定めるもののほか、必要に応じて、精神保健に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するように努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県及び市町村は、精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

- 2 精神保健福祉相談員は、精神保健福祉士その他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。

(事業の利用の調整等)

第四十九条 市町村は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあつたときは、当該精神障害者の希望、精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な障害福祉サービス事業又は精神障害者社会適応訓練事業(以下「障害福祉サービス事業等」という。)の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。この場合において、市町村は、当該事務を障害者自立支援法第

五条第十七項に規定する相談支援事業を行う者に委託することができる。

- 2 市町村は、前項の助言を受けた精神障害者から求めがあつた場合には、必要に応じて、障害福祉サービス事業等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、障害福祉サービス事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用についての要請を行うものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定により市町村が行うあつせん、調整及び要請に関し、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行う。
- 4 障害福祉サービス事業等を行う者は、第二項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(精神障害者社会適応訓練事業)

第五十条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

(国の補助)

第五十一条 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用の一部を補助することができる。

#### 第七章 精神障害者社会復帰促進センター

(指定等)

第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第五十一条の三 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 精神障害者の社会復帰の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行うこと。
- 二 精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰の促進に関する研究を行うこと。
- 四 精神障害者の社会復帰の促進を図るため、第二号の規定による研究開発の成果又は

前号の規定による研究の成果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。

五 精神障害者の社会復帰の促進を図るための事業の業務に関し、当該事業に従事する者及び当該事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、精神障害者の社会復帰を促進するために必要な業務を行うこと。

(センターへの協力)

第五十一条の四 精神病院その他の精神障害の医療を提供する施設の設置者及び障害福祉サービス事業等を行う者は、センターの求めに応じ、センターが前条第二号及び第三号に掲げる業務を行うために必要な限度において、センターに対し、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導に関する情報又は資料その他の必要な情報又は資料で厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

(特定情報管理規程)

第五十一条の五 センターは、第五十一条の三第二号及び第三号に掲げる業務に係る情報及び資料(以下この条及び第五十一条の七において「特定情報」という。)の管理並びに使用に関する規程(以下この条及び第五十一条の七において「特定情報管理規程」という。)を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可をした特定情報管理規程が特定情報の適正な管理又は使用を図る上で不適当となつたと認めるときは、センターに対し、当該特定情報管理規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 特定情報管理規程に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

(秘密保持義務)

第五十一条の六 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第五十一条の三第二号又は第三号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(解任命令)

第五十一条の七 厚生労働大臣は、センターの役員又は職員が第五十一条の五第一項の認可を受けた特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行つたとき、又は前条の規定に違反したときは、センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第五十一条の八 センターは、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第五十一条の九 厚生労働大臣は、第五十一条の三に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、センターに対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十九条の六の十六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第五十一条の九第一項」と読み替えるものとする。

(監督命令)

第五十一条の十 厚生労働大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、センターに対し、第五十一条の三に規定する業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第五十一条の十一 厚生労働大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第五十一条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第五十一条の三に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正な行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定による命令若しくは処分違反したとき。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第八章 雑則

(審判の請求)

第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要であると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十三条第二項、第十五条第一項、第十七条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(大都市の特例)

第五十一条の十二 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の規定により指定都市の長がした処分(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。)に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第五十一条の十三 この法律(第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項(第三十三条の五において準用する場合を含む。)、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の四第一項及び第六項並びに第六章を除く。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務(次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。)とする。

2 この法律(第六章第二節を除く。)の規定により保健所を設置する市又は特別区が処

理することとされている事務（保健所長に係るものに限る。）は、第一号法定受託事務とする。

3 第二十一条の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

（権限の委任）

第五十一条の十四 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（経過措置）

第五十一条の十五 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

#### 第九章 罰則

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の三第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十八条の五第五項の規定による退院の命令に違反した者
- 三 第三十八条の七第二項の規定による命令に違反した者
- 四 第三十八条の七第四項の規定による命令に違反した者

第五十三条 精神病院の管理者、指定医、地方精神保健福祉審議会の委員、精神医療審査会の委員、第二十二條の四第四項、第三十三條第四項若しくは第三十三條の四第二項の規定により診察を行った特定医師若しくは第四十七條第一項の規定により都道府県知事等が指定した医師又はこれらの職にあつた者が、この法律の規定に基づく職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 精神病院の職員又はその職にあつた者が、この法律の規定に基づく精神病院の管理者の職務の執行を補助するに際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

第五十三条の二 第五十一条の六の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九條の六の十三の規定による停止の命令に違反した者
- 二 虚偽の事実を記載して第二十三條第一項の申請をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九條の六の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第二十七條第一項又は第二項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同條第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

三 第二十九條の二第一項の規定による診察を拒み、妨げ、若しくは忌避した者又は同條第四項において準用する第二十七條第四項の規定による立入りを拒み、若しくは妨げた者

四 第三十八條の三第三項（同條第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同條第三項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第三十八條の五第四項の規定による報告若しくは提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による診察を妨げ、又は同項の規定による出頭をせず、若しくは同項の規定による審問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第三十八條の六第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査若しくは診察を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 第三十八條の六第二項の規定による報告若しくは提出若しくは提示をせず、又は虚偽の報告をした精神病院の管理者

八 第五十一条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条、第五十四条第一号又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第十九條の四の二（第二十二條の四第五項、第三十三條第五項及び第三十三條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十九條の六の九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十九條の六の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同條第二項各号の規定による請求を拒んだ者
- 四 第十九條の六の十四の規定に違反して同條に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 五 第二十二條の四第七項の規定に違反した者
- 六 第三十三條第七項の規定に違反した者
- 七 第三十三條の四第五項の規定に違反した者
- 八 第三十八條の二第一項又は同條第二項において準用する同條第一項の規定に違反した者

## 経過措置対象外となっている障害福祉サービスの取扱いについて

### グループホーム

平成18年4月1日以降（同日より後に新たに開設された事業所については開設以来）継続して、夜間支援体制を確保しているグループホームに入居しているケアホーム対象者について、引き続き夜間支援体制を確保されるよう、経過措置を講じる。

### デイサービスセンター

障害者デイサービスについては、18年10月段階で直ちに地域生活支援センターへの移行等が困難な事業所が想定されることから、18年度中の措置として、市町村が実施する地域生活支援事業において「経過的デイサービスセンター事業」を創設する。

### 日中ショートステイ

これまで、新体系における受け皿が明確でなかったことから、市町村が実施する地域生活支援事業に位置付ける予定であった障害児タイムケア事業を再編し、障害児・障害者を通じた一時預かり事業として、「日中一時支援事業」を創設する。

## 精神障害者地域生活支援センター

精神障害者地域生活支援センターについては、18年10月で新体系に移行することを予定しているが、18年10月段階で直ちに地域活動支援センターへの移行等が困難な事業所が想定されることから、18年度中の措置として、市町村が実施する地域生活支援事業において「**経過的精神障害者地域生活支援センター事業**」を創設する。

また、都道府県におかれては、従前、精神障害者地域生活支援センターが実施していた事業に相当する事業について、18年10月までに市町村での実施が困難と判断される場合においては、障害者自立支援法第77条第2項の規定を活用し、都道府県が市町村に代わって当該事業を実施するなどの措置を講じられたい。

## 障害程度区分について

障害程度区分については、市町村審査会での審査判定が適切に実施され、適切な認定が行われることが強く求められているところである。ついては、あらためて次の点に留意して研修等を実施されるとともに、管内市町村に対する運営面での助言等よろしくお願ひしたい。

### 1 留意点

#### (1) 認定調査員及び市町村審査会委員に対する研修について

適切な障害程度区分認定を実施する上で、認定調査員及び市町村審査会委員に対する研修は極めて重要であり、都道府県におかれては、認定調査や審査会での審査に支障が生じないように遅滞なく実施するとともに、その内容についても、認定調査等の内容に関する研修とあわせ、専門家を講師として障害特性に関する研修等を実施するなど質の充実についてもよろしくお願ひしたい。

#### (2) 医師意見書について

医師意見書については、依頼してから返送いただくまで時間がかかり、市町村審査会の開催スケジュールに影響がある自治体もあるところである。円滑な医師意見書事務のためには、あらかじめ準備しておくことが重要であり、市町村による事前説明や依頼、また協力医の確保、知的障害者は主治医がいない方が多いことから、知的障害者施設の嘱託医など知的障害にかかわりのある医師に協力医をお願ひするなど、適切な対応がなされるよう助言をお願ひしたい。

#### (3) 市町村審査会の連絡会等について

公平・公正な障害程度区分の判定が行われるためには、情報交換により判定の標準化を図っていく必要があると考えており、市町村におかれては市町村審査会内の合議体間の連絡会、都道府県におかれては管内の市町村間での連絡会を開催して事例報告を行うなど、積極的な取組みをお願ひしたい。

(4) 市町村審査会における二次判定について

市町村審査会での二次判定については、

- ① 二次判定における考慮事項の範囲がわかりにくい等の御指摘を受けていることを踏まえ、「障害程度区分関係資料の配付について（平成18年4月26日付事務連絡）」で説明資料を配布した
- ② 一部自治体の審査会において、委員が、厚生労働省が示す基準以外の資料を用いて区分変更を主張されるケースがあることから、「障害程度区分にかかる市町村審査会での審査判定について（平成18年5月30日付事務連絡）」で、厚生労働省が示す基準に従い、審査判定対象者の心身の状況から介護時間の長短を個々に合議で判断するよう周知したところであるが、この点等について、別紙のとおり、再度事務連絡したところであるので、再度、管内市町村にこの内容の周知をお願いしたい。

2 今後のスケジュール

(1) 検証作業

障害程度区分認定の実施状況について、平成17年度障害程度区分判定等試行事業を実施いただいた60市町村で、6月末日までに判定を終えた者にかかる一次判定区分、二次判定区分等のデータを収集し、検証を行う。

なお、認定の実施状況について、試行事業を実施した市町村の一部についてヒアリングを実施したところでは、二次判定においておおむね3分の1程度のケースに上位区分への変更がなされているところ。

(2) 二次判定の参考資料の検討

今後、市町村の協力をいただきながら検討を進め、8月中を目途に参考資料を提供したいと考えている。

事務連絡  
平成18年6月23日

各都道府県障害程度区分担当係長 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課障害程度区分係長

### 障害程度区分にかかる市町村審査会での精神障害者の審査判定について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。

さて、標記にかかる下記の留意事項について、管内市町村へ周知して頂き、厳正なる市町村審査会運営に努めていただくようお願いいたします。

#### 記

1. 障害程度区分の認定申請を行った者が精神症状が不安定等の理由により一時的に支援の必要性が高いと判断される場合においては、市町村審査会は、障害程度区分の審査判定時に、下記のような形で意見を付することができること
  - (1) 障害程度区分の認定の有効期間を短期間とすること
  - (2) 障害福祉サービスの支給決定に際し、申請者の状態の変動幅が大きい場合には、これを踏まえて柔軟に対応することが望まれること
2. 市町村審査会における二次判定においては、下記に示された基準のみに従い判断して頂くようお願いしているところであるが、一部自治体の市町村審査会において、委員が、医師意見書に記載のある二軸評価及び生活障害評価について、厚生労働省の示している下記以外の判定区分を記載した資料を直接的に用いて区分の変更を主張されるケースがあると聞いているところである。

二軸評価及び生活障害評価については、今後データを収集し、利用の検証を行うこととしており、それまでは、当該資料をもって判定するのではなく、審査判定対象者の心身の状況を総合的に勘案して、区分変更について個々に合議で判定するようお願いしたいこと。

#### 関係資料

- ・ 市町村審査会の運営について（平成18年3月17日障発第0317006号障害保健福祉部長通知）
- ・ 障害程度区分認定調査員マニュアル及び市町村審査会委員マニュアルの送付について（平成18年3月17日付事務連絡）
- ・ 障害程度区分関係資料の配付について（平成18年4月26日付事務連絡）

障害者自立支援法関係 Q & A

地方自治体から提出された主な質問事項等について、現段階の考え方を整理してまとめたもの。

分類	質問の内容	現段階の考え方
支給決定関係	<p>① 市町村が、支給の要否や支給量の決定について支給決定基準を定める場合、障害程度区分により支給時間数の標準を定めておけばよいのか。</p> <p>② 支給決定基準どおりに支給決定することが適切でないような場合、どのような手続きで支給量を決定すればよいか。</p> <p>③ 現在、病院等への通院のための介助は、個別給付で実施しているところであるが、平成18年10月以降も同様の取扱いとなるのか。</p> <p>④ 障害程度区分のみの変更申請は認められないのか。</p>	<p>① 支給決定基準は、障害程度区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。なお、置かれている環境（居住の状況等）等、予め数値化するのが困難な事項については、個々に勘案するようにすることが適当である。          なお、利用者が支給決定について不服がある場合、都道府県知事に審査請求が行われることになることから、市町村は予め都道府県に支給決定基準を設定したこと及びその内容を情報提供することが望ましい。</p> <p>② 個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合には、市町村は、支給決定案とともに、支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由を附して市町村審査会へ諮ることが適当である。なお、市町村は予め「非定型」の判断基準等を決めておくことが望ましい。</p> <p>③ 貴見のとおり。          なお、報酬単価については、現行の外出介護と同様、「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」の2類型を設定するほか、「乗降介助が中心である場合」の単価を設定する方向で検討中。          具体的な取扱いについては、近日中にお示しする予定。</p> <p>④ 障害程度区分の変更は、職権若しくは支給量の変更申請に基づき支給決定の変更を行う場合、又は新たなサービス種類の支給申請があった場合に、必要に応じて行うこととされている。          したがって、これらの申請があった場合は、申請者等から支給量の変更や新たなサービス種類が必要となった状況を聴きとった上で、市町村が、決定に際し改めて障害程度区分の認定が必要と判断する場合は、適宜行うこととされたい。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
支給決定関係	<p>⑤ 受給者証の様式中の「障害児」の表記を「児童」としても差し支えないか。</p> <p>⑥ 新たな上限額管理方式を9月までに前倒しで導入しても差し支えないか。</p>	<p>⑤ 受給者証には必要な事項が記載される必要があること、自治体ごとに様々な様式が用いられるとサービス事業者が混乱することから、標準様式をお示ししている。ただし、基本的なレイアウトに著しい変更がなく、必要な記載事項が網羅されており、表記も適切なものであれば、ご質問の点も含め、市町村において適宜工夫することは差し支えない。その場合、地域のサービス事業者には十分な周知をお願いしたい。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害児」の表記を「児童」とする。</li> <li>・項目ごとの記載欄を増やし、変更履歴がわかるようにする。</li> <li>・事業者記入欄を切り離し、受給者証の更新時に継続利用ができるようにする。</li> </ul> <p>⑥ 10月以降と同様の考え方により、サービス種類で優先順位を定めて、サービス事業所単位で優先的に利用者負担を徴収することとしても差し支えない。ただし、事業者が混乱しないよう、都道府県単位で実施するなどできるだけ広域的に対応すること、あらかじめその旨を十分に説明し、理解を求めることが望ましいものとする。</p> <p>なお、その場合でも、9月までは介護給付費等と高額障害福祉サービス費移行額とは明確に区分する必要があること。</p>
報酬・基準関係	<p>① 定員の緩和措置に関し、ALS等の空き室を用いて対応することは問題ないか。</p>	<p>① 今回の制度改正により、定員の遵守に関しては、一定の緩和措置が講じられたところである。</p> <p>(参考) 報酬の減算がなされない利用者受入れの上限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去3ヶ月の平均実利用人員が定員の105%まで受入れ可能</li> <li>・ 一日単位では定員の110%(通所は120%)まで利用者の受入れが可能</li> </ul> <p>施設入所支援等のサービスとして、居室の利用を提供する場合については、この緩和措置の範囲内において、利用者の同意の下に、各事業者の判断で適切に行われることが期待されている。</p> <p>なお、国庫補助により整備されたALS等専用居室については、当面、当該利用者の需要がない場合には、利用に供して差し支えない取扱いとする。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方									
報酬・基準 関係	<p>② 国庫補助によりALS等居室を整備した施設設置者が、新体系における事業者指定を受けようとする際に、定員を設定しなくてはならないが、ALS等居室の定員分についてはどのように取り扱うべきか。</p>	<p>② 国庫補助を受けて整備されたALS等居室については、制度創設時においては、通常の入所定員の外数として当該整備数量をカウントするという取扱いであり、最低定員規模の施設を整備する場合、ALS定員を一般定員の内数とした整備については認められないこととされていた。(下表参照)</p> <p>今回、利用実績払い方式への変更により報酬の日額化が図られたことから、定員遵守については、一定の緩和措置が講じられたところであるが、ALS等居室についても、運用の緩和を図ることとし、ALS患者の入所希望があった場合には速やかにその需要に応えられることを前提に、利用のない期間については、ALS患者以外の方に対しても利用を可能とする取扱いとしたところ。</p> <p>新制度へ移行する際の定員設定については、これらの措置を受けて、定員の一部を余裕居室として確保しておくことも考えられ、この場合、ALS等居室を余裕居室と位置づけることも可能である。</p> <p>いずれにしても、新体系への移行の事業所指定に際し、ALS等居室定員数を利用定員数に含めるか含めないかの判断については、事業者に委ねられているものである。</p> <p>＜ALS等居室補助制度創設時の定員カウントの考え方＞</p> <table border="1" data-bbox="1077 770 1935 1182"> <thead> <tr> <th>例</th> <th>認められる例</th> <th>認められない例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>           身障療護            (最低定員)            (50人)         </td> <td>           一般定員 50人            ALS定員 2人            合計 52人         </td> <td>           一般定員 48人            ALS定員 2人            合計 50人         </td> </tr> <tr> <td>           小規模療護            (単独型)            (最低定員)            (30人)         </td> <td>           一般定員 30人            ALS定員 2人            合計 32人         </td> <td>           一般定員 28人            ALS定員 2人            合計 30人         </td> </tr> </tbody> </table> <p>一般定員が最低定員規模を下回る</p>	例	認められる例	認められない例	身障療護 (最低定員) (50人)	一般定員 50人 ALS定員 2人 合計 52人	一般定員 48人 ALS定員 2人 合計 50人	小規模療護 (単独型) (最低定員) (30人)	一般定員 30人 ALS定員 2人 合計 32人	一般定員 28人 ALS定員 2人 合計 30人
例	認められる例	認められない例									
身障療護 (最低定員) (50人)	一般定員 50人 ALS定員 2人 合計 52人	一般定員 48人 ALS定員 2人 合計 50人									
小規模療護 (単独型) (最低定員) (30人)	一般定員 30人 ALS定員 2人 合計 32人	一般定員 28人 ALS定員 2人 合計 30人									

分類	質問の内容	現段階の考え方
報酬・基準 関係	<p>③ 離職者の再入所については、就職前に入所していた施設に入所する場合のみ可能とする取扱いに限定せず、他の施設へ入所した場合においても同様の取扱いとすることはできないか。</p> <p>④ 平成18年4月3日付け障障発第0403004号「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」により、地域移行困難者又は離職者については、入所定員の5%の範囲内で定員外の受入が可能とされたところであるが、このうち離職者に対しては、所轄の公共職業安定所に求職登録を行い、再就職の確保に努めることとされている。 この場合、体力の低下により雇用されることが困難になったため離職し、本人も再就職希望していない離職者は、上記対象者として定員外の受入ができないのか。</p> <p>⑤ 激変緩和加算の算定に当たって必要となる、「3月のサービス提供人員（現員）」はどのように算定するのか。</p>	<p>③ 今般、定員遵守についての緩和措置が講じられ、過去3か月の平均利用者数が入所定員の105%まで報酬の減算が行われないこととされたが、これに加え、施設に入所していた利用者が一旦企業等に就職した後、何らかの理由で離職し、再就職するまでの間、再度、当該施設に入所する場合については、その入所定員の5%の範囲内で定員外の受入が可能とされた。 この取扱は、就職前の施設に再入所することを原則としているものであるが、就職に伴う転居により、生活基盤が就職前に入所していた施設から離れてしまっている場合や、倒産に伴う大量解雇等により、対象者の人数が当該範囲を超える場合も想定されることから、利用者の状況や希望に応じ、就職前に入所していた施設以外の施設に入所することが適切である場合についても同様の取扱として差し支えないこととする。</p> <p>④ 通知の趣旨は、再入所した離職者が再就職を希望する場合、施設において積極的に支援していただきたいという意味であり、公共職業安定所に求職登録を行っていない者が、離職者の枠を活用できないということではない。 なお、再就職については、本人の再就職したいという意思に基づき適切な支援を実施していただきたい。</p> <p>⑤ 3月のサービス提供人員（現員）とは、3月の実利用人員のことである。したがって、基本的には3月の施設訓練等支援費明細書の枚数と同数となる。ただし、月途中に入退所があった場合については、月途中で入退所した者のそれぞれの入所日以降又は退所日以前の日数（入院・外泊中も含めた日数。）の合計を31日で除した数（小数点以下切り上げ）と1ヶ月を通じて入所していた者の数の合計とする。（通所の場合も同様の取扱とする。） （例）途中入所したAさんの入所日以降の日数が10日、途中退所したBさんの退所日以前の日数が15日、1ヶ月を通じて入所していた者が19人の場合のサービス提供人員（現員）は、  <math>(15日 + 10日) / 31日 = 0.8人 \rightarrow 1人 \dots \dots \textcircled{1}</math>  1ヶ月を通じて入所していた者 = 19人 <math>\dots \dots \textcircled{2}</math>  <math>\therefore \textcircled{1} + \textcircled{2} = 1人 + 19人 = 20人</math></p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
報酬・基準関係	<p>⑥ 地域移行型ホームについて、敷地内か敷地外かについて、どのように判断すればよいか。</p>	<p>⑥ 地域移行型ホームの設置場所となる「敷地」については、単に入所施設又は病院と同一の所有関係にあるかどうかで区別するのではなく、入所施設・病院の本体建物と一体的に管理・運営されているかどうかという実態から判断する。</p> <p>具体的に敷地内・外を判断する際のポイントとしては、例えば、「外との接点」の観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入所施設・病院と外部とを区分する塀、柵等の外側に共同生活住居が存する。</li> <li>(2) 共同生活住居の門（入口）が、入所施設・病院と共用となっていない。</li> <li>(3) 共同生活住居から公道へ直接出ることができる。</li> </ol> <p>また、「近隣との関係」の観点から考えると、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(4) 共同生活住居が隣接住民の住宅と同様の位置関係で建っている。</li> <li>(5) かつて入所施設・病院と関係のない者が住んでいた建物である。</li> </ol> <p>などが考えられる。</p> <p>いずれにしても、地域の実情によりさまざまなケースが考えられるので、現場を確認するとともに、上記内容を勘案し、判断することとなる。</p>
相談支援関係	<p>① 市町村において、サービス利用計画を作成した場合も国庫負担の対象となるか。</p> <p>② 実務経験等の具体的な確認方法はどのように考えているか。</p> <p>③ いわゆる小規模作業所の職員としての勤務歴は、相談支援専門員及びサービス管理責任者の実務経験に含まれるか。</p>	<p>① 市町村が、都道府県から指定相談支援事業者の指定を受けて行う指定相談支援についても、国庫負担の対象（サービス利用計画作成費）として差し支えない。</p> <p>② 現に勤務する施設等の長が業務内容や勤務日数を証明し、当該証明書を事業者指定の際に提出する相談支援専門員等の経歴書に添付することにより確認を行うことを想定している。過去に、その他の施設等に勤務した経験がある場合は、その施設等の長による証明書も併せて確認する必要がある。</p> <p>また、国家資格等を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しの添付を求めること。</p> <p>③ 公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含めて差し支えない。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
障害児施設関係	<p>① 医療型施設において利用者負担の軽減にあたり20歳以上では(1)医療(2)福祉(3)食費、20歳未満では(1)食費(2)医療(3)福祉の順番で減免していくことになるのはなぜか。</p> <p>② 医療型施設において光熱水費の負担はないと考えてよいか。</p> <p>③ 現在示されている社会福祉法人等軽減事業の実施要綱においては、社会福祉法人等軽減の対象に障害児施設は含まれていないが、別途追加されるのか。</p> <p>④ 治療用装具は障害児施設医療費の給付対象となるのか。</p> <p>⑤ 親権者の意向が十分に把握できない時の支給決定の取扱いはどうしたらよいか。</p>	<p>① 20歳以上は福祉型サービスが個別減免、補足給付の順に軽減していることを踏まえ、医療型も同様に設定しているものである。 20歳未満は地域で子どもを養育する場合にかかる費用と同程度の負担をしていただくという観点から食費の補足給付が行われており、医療型についても食費から減免するものである。</p> <p>② 診療報酬中において算定されているため、自己負担を要しない。</p> <p>③ 既に通知している社会福祉法人等軽減事業の実施要綱は、平成18年4月から9月までの対象サービスのみを示したものであり、10月以降の取扱いについては、おって改正通知を出す予定である。 障害児施設については、10月以降、契約制度による利用が導入され利用者負担の見直しを行うことから、社会福祉法人等軽減事業の対象とする予定である。</p> <p>④ お見込みのとおり。</p> <p>⑤ 障害児施設の利用にあたっての「施設給付決定保護者」は、児童福祉法第6条の「保護者」＝「現に監護をする者」であることから、現に監護をする者と親権者(又は後見人)が異なる場合であっても、必ずしも親権者の同意は必要ないものとする。(この場合においては、当該現に監護をする者が利用者負担を支払うことになる。) ただし実際の申請にあたっては、児童の置かれている現状などに鑑み、現に監護する者と親権者(又は後見人)との当事者間で同意や調整が図られたうえで支給申請に至ることが望ましい。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
地域生活支援事業関係 (基本的事項)	<p>① 市町村を実施主体として、「事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができる」とされているが、「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」という取扱いは認められないか。</p> <p>② 事業の実施形態として補助する事業が認められたことに伴い、この補助による事業は「地域生活支援事業実施要綱」のどこに位置付けられることとなるのか。</p> <p>③ 障害者自立支援法第77条第1項の趣旨に適合する内容の事業であって、当該事業に対し補助する事業を実施する場合は、国庫補助金の配分の対象となるか。</p>	<p>① 移動支援事業、地域活動支援センター事業など、市町村が実施しなければならないとされている事業については、市町村が直接実施するか又は必要に応じて事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することを原則としてきたところ。 これに対し、事業の運営形態として、直接実施又は委託に限らず補助を認めてほしいといった意見や既存事業で既に補助により対応しており、直接実施又は委託に変更する取扱いは困難といった意見等も踏まえ、市町村の裁量により柔軟な対応ができるよう「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」ができることとする。 なお、都道府県が実施しなければならないとされている事業（専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業）についても、市町村と同様に「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」ができることとする。 また、各自治体において、福祉ホームや盲人ホーム等市町村や都道府県において事業を行うことができるとされている事業についても、直接実施又は委託する以外に、従来と同様、「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」として実施して差し支えない。 【平成18年6月14日付事務連絡にて通知済み】</p> <p>② 「社会福祉法人等が行う事業に対し補助する事業」として実施する場合は、市町村地域生活支援事業の「その他」（障害者自立支援法第77条第3項）事業の中で位置付けることとしている。 また、都道府県が実施しなければならない事業についても、市町村と同様に都道府県地域生活支援事業の「その他」（障害者自立支援法第78条第2項）事業の中で位置付けることとしている。 【平成18年6月14日付事務連絡にて通知済み】</p> <p>③ 平成18年度における国庫補助金の配分は、事業評価指標に基づき実施することとしており、委託又は補助という実施形態が異なることによって配分への影響は生じ得ない。 なお、来年度以降の国庫補助金の配分のあり方については、今後検討することとなるが、現時点の整理では、障害者自立支援法第77条第1項の趣旨に適合する内容の事業を補助する事業として実施する場合についても、事業実績として評価する予定である。 【平成18年6月14日付事務連絡にて通知済み】</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
地域生活支援事業関係 (基本的事項)	<p>④ 利用者に利用料を求めるにあたり、どのような点に配慮する必要があるか。</p> <p>⑤ 都道府県は、市町村の地域生活支援事業の実施体制の整備の状況その他地域の実情を勘案して、関係市町村の意見を聞いて、当該市町村に代わって、市町村が実施しなければならないとされている事業の一部を行うことができるかとされているが、この代行に要する費用負担はどのようなになるのか。</p> <p>⑥ 障害者地域生活推進事業、地域生活支援事業の国庫補助に係る内示、交付申請等のスケジュールについては、どのように考えているか。</p> <p>⑦ コミュニケーション支援事業について、実施要綱の留意事項においては、「要約筆記者」には「要約筆記奉仕員」を含むとあるが、現在は奉仕員のみ養成されている。要約筆記者の養成についてはどのように考えているのか。</p>	<p>④ 利用者に利用料を求めるにあたっては、従来の利用者負担の状況や個別給付における利用者負担の状況等を踏まえ、低所得者のサービス利用に支障が生じないよう配慮することが望まれる。</p> <p>⑤ 都道府県は、市町村が行う地域生活支援事業が適正かつ円滑に行われるよう広域的な調整等も含め総合的に事業を実施することとされていることから、法第77条第1項に掲げる事務の一部を市町村に代わって都道府県が実施した場合であっても、原則として、都道府県の負担となるものである。 ただし、代行する市町村と事業の実施方法や負担に係る調整が図られた場合にあっては、それを妨げるものではない。</p> <p>⑥ 今後のスケジュールとして、以下のとおり予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月中 地域生活支援事業実施要綱の発出</li> <li>・ 7月中 「平成18年度地域生活支援事業費等補助金の国庫補助について」(障害者地域生活推進事業、地域生活支援事業、障害者就労訓練設備等整備事業及び障害者保健福祉推進事業等を含む。)の発出及び障害者地域生活推進事業、地域生活支援事業の国庫補助の内示</li> <li>・ 8月中 交付申請書の提出依頼</li> <li>・ 9月中 障害者地域生活推進事業及び地域生活支援事業の交付決定</li> </ul> <p>⑦ 要約筆記者の養成については、養成カリキュラム等について自治体及び関係団体等からのご意見も踏まえ、検討を進める予定である。</p>

分類	質問の内容	現段階の考え方
地域生活支援事業関係 (日常生活用具)	<p>① 現行の日常生活用具給付等事業実施要綱では、給付対象者が「在宅の重度障害者」となっているが、地域生活支援事業実施要綱では、「重度障害者」となっている。地域生活支援事業においては、在宅以外の施設入所者等も日常生活用具の給付対象としてよいか。</p> <p>② 地域生活支援事業実施要綱では、給付対象者が「重度の身体障害者」となっているが、重度の判断基準はあるのか。</p> <p>③ 国庫補助基準単価が示されなくなると聞いているが、用具の価格を決める際には事業者の示す定価でよいか。</p>	<p>① お見込みのとおり。 ただし、施設入所者や入院中の者等については、本来、施設等で準備すべき備品もあることから、必要性を調査の上、市町村においてご判断いただきたい。</p> <p>② 便宜上1～2級としている場合が多いが、4級のストマ造設者も対象となることから、機械的に1～2級とするのではなく、必要性を勘案の上、市町村においてそれぞれご判断いただきたい。</p> <p>③ 事業の効率的実施の観点からも、複数の見積り、競争入札、一括購入等の方法により、低価となるよう努めること。</p>
補装具関係	<p>① 補装具については、9月30日までに申請すれば、経過措置により旧法が適用されるとあるが、日常生活用具に移行するストマ用装具についても経過措置を適用してよいか。</p> <p>② ①の場合、現行制度のストマ用装具の取扱いと同様に、最長6ヶ月分を一括交付してよいか。</p>	<p>① 日常生活用具に移行する品目についても、補装具に係る経過措置の対象となるので、9月30日までに申請があれば、旧法による補装具として支給して差し支えない。</p> <p>② お見込みのとおり。</p>

## 障害者自立支援法施行令の一部改正の概要

### 1 介護給付費等の支給に関する事項

#### (1) 高額障害福祉サービス費に関する事項

高額障害福祉サービス費の支給要件、支給額等に③を加える。

- ・ 高額障害福祉サービス費の額の算定の基礎となる合算対象は、以下のサービスに係る利用者負担とする。

- ① 同一世帯に属する者が利用した障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス
- ② 同一世帯に属する者が利用した介護保険法に規定する居宅サービス等（障害福祉サービスを併せて利用する者に限る。）
- ③ 同一世帯に属する者が利用した児童福祉法に規定する指定施設支援（平成18年10月より児童福祉施設（障害児に係るものに限る。）において利用契約制度が導入され、定率1割負担となることに伴うもの）

#### (2) 特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費に関する事項

入所施設を利用する者について、食費・居住費に係る利用者負担の軽減を図るための「特定障害者特別給付費」「特例特定障害者特別給付費」の支給額、支給要件等を定める。

（平成18年4月～9月の間は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に規定する特定入所者食費等給付費として支給されていたものを障害者自立支援法に規定するもの。）

### 2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に関する事項

- ・ 指定障害者支援施設、指定相談支援事業者の指定の申請、指定の変更、更新、報告等、指定の取消し等に関する事項について、指定障害福祉サービス事業者と同様の規定をおく。
- ・ 指定障害者支援施設、指定相談支援事業者について、指定障害福祉サービス事業者と同様の欠格事由又は取消事由となるよう、準用を規定する。

### 3 療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給に関する事項

#### (1) 療養介護医療費、基準該当医療費の支給額等について、必要な読替の規定

#### (2) 療養介護医療費、基準該当医療費の負担上限月額

- |   |   |         |
|---|---|---------|
| ① | ②～④以外の者   | 4万2000円 |
| ② | 市町村民税世帯非課税者<br>要保護者のうち厚生労働省令で定める者                         | 2万4600円 |
| ③ | 市町村民税世帯非課税者かつ障害基礎年金等の収入額が80万円以下である者<br>要保護者のうち厚生労働省令で定める者 | 1万5000円 |
| ④ | 生活保護の被保護者等<br>要保護者のうち厚生労働省令で定める者                          | 0円      |

### 4 補装具費の支給に関する事項

#### (1) 補装具費の支給に係る基準

同一世帯に属する者の所得割の額が、50万円以上である場合に、支給対象としない。

(2) 補装具費の負担上限月額

① ②～④以外の者	3万7200円
② 市町村民税世帯非課税者 要保護者のうち厚生労働省令で定める者	2万4600円
③ 市町村民税世帯非課税者かつ障害基礎年金等の収入額が80万円以下である者 要保護者のうち厚生労働省令で定める者	1万5000円
④ 生活保護の被保護者等 要保護者のうち厚生労働省令で定める者	0円

5 事業及び施設に関する事項

市町村が設置した障害者支援施設について、休止、廃止、名称、所在地等を変更するときに関する手続きについて定める。

6 国等の負担に関する事項

市町村等が支弁する費用について、国、都道府県が負担する額を定める。

障害福祉サービス費負担対象額について、障害程度区分等を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき、障害福祉サービスを受けた人数に応じ算定した額とする。

7 経過措置

(1) 特定障害者特別給付費の支給の経過措置

法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までは、特定入所サービス又は平成18年9月30日において指定を受けている指定身体障害者更生施設等又は指定知的障害者更生施設等である旧法指定施設から、旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。）を受けた支給決定障害者等又は平成18年9月30日時点において施設訓練等支援費の支給決定を受けている者（以下「特定旧法受給者」（法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者）という。）について、特定障害者特別給付費を支給することとし、必要な読替を規定する。（本則においては、特定入所サービスを支給決定障害者等を受けた場合のみ支給されることとされている。）

(2) 旧法施設支援、特定旧法受給者に関する事項

旧法施設支援、特定旧法受給者について、支給決定手続き、支給手続き等について必要な読替を規定する。

(3) 精神障害者社会復帰施設に関する経過措置

法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設から、精神障害者福祉ホームのうち、厚生労働大臣が定めるもの及び精神障害者地域生活支援センターを除くものとする。

(4) 障害福祉サービスの利用者負担額の経過措置

法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日まで、旧法施設支援を受けた場合及び特定旧法受給者について、支給決定障害者等が指定障害福祉サービス等を受けた場合と同様の負担上限月額を設定する。

(5) 高額障害福祉サービス費の支給に関する経過措置

法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日までの前日まで、高額障害福祉サービス費の額の算定の基礎となる合算対象に、旧法施設支援が含まれることを明確にする。

(6) 指定療養介護医療費等の負担上限月額に関する経過措置

- ① 平成21年3月31日までの間、療養介護を受ける20歳以上のもののうち、資産の状況等が一定の基準を満たすものについて、負担上限月額を減額できることとする。
- ② 平成21年3月31日までの間、療養介護を受ける20歳未満のものうち、障害福祉サービスを受けることにかかる費用等が家庭において子どもを養育するためにかかる費用と比較して高い場合については、負担上限月額を減額できることとする。

## 8 関係法令の一部改正

(1) 児童福祉法施行令の改正

① 障害児施設給付費、高額障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費に関する事項（児童福祉法施行令第27条の2～27条の7）

障害児施設給付費の負担上限月額、高額障害児施設給付費の支給要件、高額障害児施設給付費算定基準額に関する事項、特定入所障害児食費等給付費の支給要件、支給額等に関する事項を定める。

② 指定知的障害児施設等に関する事項

- ・ 指定障害福祉サービス事業者について指定の欠格事由又は取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」の範囲を定める。
- ・ 知的障害児施設等の指定の更新に関する事項について必要な読替を定める。

③ 障害児施設医療費の負担上限月額に関する事項

- ・ 障害児施設医療費の負担上限月額を定める。
- ・ 障害児施設医療費と併給調整される給付を定める。
- ・ 国の負担に関する規定を定める。

④ 加齢児（満18歳以上である者）に関する事項

- ・ 加齢児に係る障害児施設給付費、高額障害児施設給付費、特定入所障害児食費等給付費に関する事項について必要な読替を置く。
- ・ 加齢児に係る障害児施設医療費について併給調整される給付を定める。

⑤ 経過措置に関する事項

- ・ 補装具について、平成18年10月1までに申請されたものについては、なお従前の例により取り扱うことを規定する。
- ・ 障害児施設医療費について、20歳未満、20歳以上それぞれに療養介護医療費と同様の負担上限月額を引き下げる経過措置を設ける。
- ・ 障害児施設給付費について、介護給付費の負担上限月額と同様に、負担上限月額を引き下げる経過措置を設ける。

(2) 身体障害者福祉法施行令、知的障害者福祉法施行令の改正

施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費、特定入所者食費等給付費の支給に関して、法の規定が削除されることに伴い、削除する。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の改正

精神保健指定医の指定に係る事項について必要な手続きを定める。

## 9 施行期日

平成18年10月1日

○厚生労働省告示第三百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第八十七条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を次のように定めたので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年六月二十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

障害保健福祉施策については、平成十五年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、利用者数が飛躍的に増加する等サービス量の拡充が図られてきたところである。

しかしながら、居宅介護事業（ホームヘルプサービス等）等について未実施の市町村（特別区を含む。以下同じ。）がみられるほか、精神障害者に対するサービスは支援費制度の対象となっていないかかったこともあって、その立ち後れが指摘されていた。また、長年にわたり障害福祉サービスを支えてきた現行の福祉施設や事業体系については、利用者の入所期間の長期化等により、その本来の機能と利用者の実態が乖離する等の状況にあるほか、地域生活移行や就労支援といった新たな課題への対応

が求められている。さらに、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活を支えていくために障害福祉サービスと並んで欠くことのできない相談支援体制についても、その整備状況に大きな地域格差がみられるところである。

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）においては、こうした状況に対応して、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるべく、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しと併せて、市町村及び都道府県に対し障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画及び法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）の作成を義務付ける等、サービス体系全般について見直しが行われた。

この指針は、現行の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成二十三年度末に向けて数値目標を設定するとともに、そこに至る中間段階の位置付けとして平成十八年度から平成二十年度までの障害福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

## 第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

### 一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

#### 1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進める。

#### 2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

#### 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現す

るため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

## 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行う。

### 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

### 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

いわゆる小規模作業所の利用者の法に基づくサービスへの移行等を推進するとともに、希望する障害者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、児童デイサービス、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。以下同じ。）を保障する。

### 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進める。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

### 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害者等、とりわけ重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠である。このため、地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会（以下「地域自立支援協議会」という。）を設ける等のネットワークの構築を図る。

## 第二 障害福祉計画の作成に関する事項

### 一 障害福祉計画の作成に関する基本的事項

## 1 作成に当たって留意すべき基本的事項

第一の一に掲げる障害福祉計画の基本的理念を踏まえるとともに、数値目標の達成に向けて実効性のあるものとするため、次に掲げる点に配慮して作成を進めることが適当である。

## (一) 障害者等の参加

障害福祉計画の作成に当たっては、サービスを利用する障害者等のニーズを適切に把握するほか、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

## (二) 地域社会の理解の促進

グループホーム等の設置等サービスの基盤整備に当たっては、障害及び障害者等に対する地域社会の理解が不可欠であり、障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め地域住民、企業等の参加を幅広く求めるほか、啓発・広報活動を積極的に進める。

## (三) 総合的な取組

障害者等の地域生活への移行、就労支援等の推進に当たっては、障害保健福祉の観点からのみならず、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が不可欠であり、公共職業安定所、養護学校等の行政機関、企業、医療機関等の関連する機関の参加を求め、数値目標の共有化、地域ネットワークの強化等を進める。

## 2 平成二十三年度の数値目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずはこれらの課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成二十三年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。

(一) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点（以下「現時点」という。）において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十三年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、現時点の施設入所者数の一割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これにあわせて平成二十三年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から七％以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

(二) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成二十四年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を

見込み、平成二十三年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標値（平成十四年度における退院可能精神障害者数に基づき市町村及び都道府県が定める数）を設定する。これとともに、医療計画（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）における基準病床数の見直しを進める。

(三) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成二十三年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成二十三年度までに現時点の福祉施設の利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十三年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、三割は就労継続支援（A型）事業を利用することを旨とする。

これらの数値目標を達成するため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関等との連携体制を整備することが必要である。

その際、都道府県ごとに、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議を設け、障害福祉計画の数値目標の達成に向けた取組の推進等、統一的に施策を進めていくことが考え

られる。

なお、将来的には、各都道府県が定める障害保健福祉圏域（以下「圏域」という。）ごとに同様の取組を行うことが望ましい。

また、これらに加えて、就労支援について、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組むため、都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、別表第一の上欄に掲げる事項について、平成二十三年度の数値目標を設定して取り組むことが適当である。

なお、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者の再チャレンジを促すような支援や、養護学校卒業者に対する就職の支援等、障害者雇用全体についての取組を併せて進めることが望ましい。

### 3 障害福祉計画の作成のための体制の整備

障害福祉計画の作成に当たっては、障害者等を始め幅広い関係者の参加を求めて意見の集約の場を設けるとともに、①市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携、②市町村、都道府県相互間の連携を図るための体制の整備を図ることが必要である。

#### (一) 障害福祉計画作成委員会等の開催

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のある内容のものとするためには、サービスを

利用する障害者等を始め、事業者、雇用、教育、医療等の幅広い関係者の意見を反映することが必要である。このため、こうした幅広い分野の関係者から構成される障害福祉計画作成委員会（以下「作成委員会」という。）等意見集約の場を設けることが考えられる。この場合において、法第八十八条第六項及び第八十九条第五項においては、障害者基本法第二十六条に基づく地方障害者施策推進協議会を設置している場合には、その意見を聴かなければならないとされていることから、同協議会を活用することも考えられる。

(二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携

障害福祉計画の作成に当たっては、労働担当部局、保健衛生担当部局、地域振興担当部局、住宅政策担当部局等の関係部局及び教育委員会等の教育担当部局並びに都道府県労働局等の関係機関と連携して作業に取り組む体制を整備し、協力して作成することが必要である。

(三) 市町村と都道府県との間の連携

市町村は、住民に最も身近な基礎的な自治体として、法の実施に関して一義的な責任を負っており、これに伴って、都道府県は、市町村の方針を尊重しつつ、市町村の行う事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村に対する支援を行うことが求められる。特に、障害福祉サービスを提供するための福祉施設の整備等に関しては、広域的調整を図る役割を有している。

このため、障害福祉計画の作成に当たっては、市町村と都道府県との間で密接な連携を図ることが必要であり、市町村は、都道府県による広域的調整との整合性を図るため、都道府県と意見を交換することが必要である。また、都道府県は、地域の実情に応じた障害福祉サービスの提供体制の整備を進める観点から、都道府県としての基本的考え方を示すとともに、圏域を単位として広域的な調整を進めるために、関係市町村との協議の場を設ける等、適切な支援を行うことが望ましい。

特に、今回の法の施行により、従来、都道府県において実施されてきた事務の多くが市町村に移管されることになり、その円滑な移管が重要な課題である。また、障害福祉サービスの場合、利用者数が少ないために市町村の範囲を超えた広域的な対応が求められる場合も想定される。こうした状況を踏まえ、地域の実情に即した障害福祉サービスが提供されるよう、市町村と都道府県との十分な連携が必要である。

#### 4 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の実情及びニーズを的確に把握することが必要である。

このため現行のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査を行うことが適当である。なお、ニーズ調査について

は、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

#### 5 事業者の新体系への移行希望の把握

法により従来の障害福祉サービス体系が新しいサービス体系に再編されることに伴い、都道府県が中心となって、従来の事業者に対して調査等を行い、新しいサービス体系への移行内容、移行時期等について把握することが必要である。この場合、市町村は、その実施に当たって協力することが適当である。

#### 6 区域の設定

都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。以下同じ。）においては、指定障害福祉サービス（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）又は指定相談支援（法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域（法第八十九条第二項第一号に規定する都道府県が定める区域をいう。以下同じ。）を定めるものとされており、各都道府県は、地域の実情に応じて、適切な範囲で当該区域を定めることが必要である。

#### 7 住民の意見の反映

障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等を含む地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが必要である。この場合、作成委員会等の設置に際して、公募その他の適切な方法による地域住民の参画、インターネット等の活用によるパブリックコメントの実施、公聴会（タウンミーティング）の開催、アンケートの実施等様々な手段により実施することが考えられる。

## 8 他の計画との関係

障害福祉計画は、障害者計画（障害者基本法第九条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。）、地域福祉計画（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第一百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。）、医療計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

また、市町村障害福祉計画（法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画をいう。以下同じ。）については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する市町村の基本構想に即したものとすることが必要である。

## 二 市町村障害福祉計画の作成に関する事項

市町村障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第二に掲げる事項と

する。

1 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、別表第三を参考としつつ、支援費制度の利用実績等に関する分析、障害者等のサービスの利用に関する意向、事業者の新体系への移行希望等を勘案しつつ、地域の実情を踏まえて設定することが適当である。

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

2 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項

市町村の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

(一) 実施する事業の内容

(二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

(三) 各事業の見込量の確保のための方策

(四) その他実施に必要な事項

### 三 都道府県障害福祉計画の作成に関する事項

都道府県障害福祉計画において定める事項は、次に掲げる事項その他の別表第四に掲げる事項とする。

1 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

(一) 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

区域ごとに平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定める。

その際には、市町村障害福祉計画における数値を区域ごとに集計したものを基本として、

これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県障害福祉計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、都道府県は、市町村と調整することが必要である。

また、従来、障害福祉サービスが未実施であった市町村におけるサービスの確保や、立ち

後れている精神障害者に対するサービスの充実に留意することが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う者の確保に関する方策を定める。

この場合において、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ることが適当である。

2 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数

平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の必要入所定員総数については、別表第三を参考としつつ、設定することが適当である。

3 指定障害福祉サービス及び指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス、指定相談支援及び指定障害者支援施設の施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等の事業者は、指定障害福祉サービス等に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価、障害者等の権利擁護に向けた取組

等を総合的に推進することが重要である。こうした取組を効果的に実施するためには、地域の実情に応じ、指定障害福祉サービス等の事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者を含めた地域自立支援協議会等のネットワークを構築し、関係者の連携の下、取組を進めることが必要である。

(一) サービス提供に係る人材の研修

人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質量ともに確保することが重要である。

法の下では、サービス提供に係る専門職員として、新たにサービス管理責任者及び相談支援専門員を、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとしており、これらの者に対する研修を実施することとしている。また、サービスの直接の担い手である居宅介護従業者の養成等についても、新たに重度訪問介護従業者養成研修等を実施することとしている。

都道府県は、それぞれの研修を計画的に実施し、指定障害福祉サービス等に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことが必要である。このため、都道府県は、研修の実施方法、実施回数等を定めた研修計画を作成するとともに、研修受講者の記録

の管理等を行うことが必要である。

(二) 指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

(三) 障害者等に対する虐待の防止

指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努めることが必要である。

都道府県や市町村においては、例えば地域自立支援協議会等の場の活用等により、福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの構築、障害者等

に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むことが重要である。

#### 4 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項

都道府県の地域生活支援事業の実施に関して、地域の実情に応じて、次の事項を定める。

##### (一) 実施する事業の内容

各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

##### (二) 各事業の見込量の確保のための方策

その他実施に必要な事項

#### 四 その他

##### 1 障害福祉計画の作成の時期

障害福祉計画は、平成十八年度から平成二十年度までの三年間及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定めるものであることから、遅くとも、平成十八年度中に作成することが必要である。

##### 2 障害福祉計画の期間及び見直しの時期

障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。このため、第二期障害福祉計画に

については、第一期障害福祉計画に係る必要な見直しを平成二十年度末までに行った上で、平成二十一年度から平成二十三年度までを期間として作成することとする。

### 3 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画は、各年度において、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価し、この結果に基づいて所要の対策を実施することが必要である。

### 4 障害福祉計画の公表

市町村は、市町村障害福祉計画を作成するときは、あらかじめ都道府県の意見を聴くこととする。また、市町村障害福祉計画を定めた際には、遅滞なく、公表するとともに、これを都道府県知事に提出することが必要である。

都道府県は、都道府県障害福祉計画を作成したときは、遅滞なく、公表するとともに、これを厚生労働大臣に提出することが必要である。

別表第一 福祉施設から一般就労への移行等に関する数値目標の設定

事項	内容
<p>一 就労移行支援事業の利用者数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の目標が達成できるよう、平成二十三年度までに現在の福祉施設の利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨とする。</p>
<p>二 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、就労移行支援事業者等と公共職業安定所との円滑な連携を促し、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望するすべての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。</p>
<p>三 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。</p>
<p>四 障害者試行雇用事</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、</p>

<p>業の開始者数</p>	<p>福祉施設から一般就労への移行を促進するため、平成二十三年度において、障害者試行雇用事業（障害者雇用の経験の無い事業主等に対し、障害者雇用に対する理解を深め、障害者雇用に取り組むきっかけ作りを行う事業をいう。以下同じ。）について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、その開始者の数値目標を設定する。</p>
<p>五 職場適応援助者による支援の対象者数</p>	<p>都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行する者の職場適応を容易にするため、平成二十三年度において、職場適応援助者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十条第三号に規定する職場適応援助者をいう。以下同じ。）による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。</p> <p>また、平成二十三年度末までに障害者雇用納付金制度に基づく職場適応援助者助成金の対象となる職場適応援助者が全国で八百人養成されることを目指して、都道府県の労働担当部局においても、障害保健</p>

<p>六 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等</p>	<p>福祉担当部局とも連携し、その計画的な養成を図ることとする。</p> <p>都道府県の労働担当部局及び障害保健福祉担当部局は、都道府県労働局と連携して、福祉施設から一般就労に移行した者の職場定着を図るため、平成二十三年度において、福祉施設から一般就労に移行するすべての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第三十四条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）による支援を受けることができるようにすることを目指す。これらを含め、地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、すべての圏域に一か所ずつ設置することを目指す。</p>
-----------------------------------	---

事項	内容
<p>一 市町村障害福祉計画の基本的理念等</p> <p>二 平成二十三年度の数値目標の設定</p> <p>三 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>市町村障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等</p> <p>障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十三年度における数値目標を設定すること。</p> <p>① 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</p> <p>別表第三を参考として、平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における市町村ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みを定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>

<p>四 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>市町村が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じて、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方や量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>
<p>五 市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>市町村障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>六 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価</p>	<p>各年度における市町村障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>

別表第三

一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援

<p>居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援</p>	<p>支援費制度等に基づくホームヘルプサービスの利用者数を基礎として、支援費制度導入以降の利用者数の伸び、退院可能精神障害者を含め新たなサービス利用者の見込数に、障害者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>二 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所 日中活動系サービス全体の見込量</p>	<p>次の①及び②を合算した数とする。</p> <p>① 支援費制度等に基づいて障害者等の支援を行う施設（以下「法定施設」という。）のサービス利用者及びいわゆる小規模作業所の利用者の合計数を基礎として、近年の利用者数の伸び、養護学校卒業者数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する者の見込数、地域活動支援センター及び法定外施設（法定施設以外の施設をいう。）の利用者見込数を控除した数</p> <p>② 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して日中活</p>

	<p>勤系サービスの利用が見込まれる者の数</p>
<p>生活介護</p>	<p>現時点の法定施設の利用者のうち障害程度区分が区分三以上（入所の場合は、区分四以上）又は五十歳以上の区分二以上（入所の場合は、区分三以上）に該当する者の見込数を基礎として、現時点の利用者のニーズ、近年の利用者数の伸び等を勘案して見込んだ数に、いわゆる小規模作業所の利用者等のうち新たに生活介護事業の対象者と見込まれる者の数を加えた数を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>自立訓練（機能訓練）</p>	<p>現時点の身体障害者更生施設の利用者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標、平均的なサービス利用期間等を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>自立訓練（生活訓練）</p>	<p>次の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>① 施設入所者の地域生活への移行の数値目標を達成できるよう、現在の知的障害者等の施設入所者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のものうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p>

	就労移行支援
<p>② 地域において親等と暮らす者であって自立生活を希望するもののうち、生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して生活訓練事業の対象者と見込まれる者の数（精神病院が病床を転換するこ と等により、自立訓練（生活訓練）事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合 の対象者を含む。）</p>	<p>次の①から③を合算した数に、平均的なサービス利用期間を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>① 福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標が達成できるところ、現時点の福祉施設の利用者であって生活介護事業の対象と見込まれるもの以外のものうちから、利用者のニーズ等を勘案して見込んだ数</p> <p>② 養護学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数</p> <p>③ 退院可能精神障害者のうち、退院時のニーズ等を勘案して就労移</p>

	<p>行支援事業の対象者と見込まれる者の数（精神病院が病床を転換すること等により、自立訓練（生活訓練）事業又は就労移行支援事業として、退院可能精神障害者に対して、居住に係る支援を提供する場合の対象者を含む。）</p>
<p>就労継続支援（A型）</p>	<p>日中活動系サービス全体の見込量から、就労継続支援事業以外の介護給付等の対象者と見込まれる者の数を控除した数のうち、就労継続支援（A型）事業の対象として適切と見込まれる数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、平成二十三年度末において、就労継続支援事業の対象者と見込まれる数の三割以上とすることが望ましい。</p>
<p>就労継続支援（B型）</p>	<p>就労継続支援事業の対象者と見込まれる数から就労継続支援（A型）事業の見込数を控除した数を勘案して、量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。）について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>

<p>療養介護</p>	<p>現時点の重症心身障害児施設（委託病床を含む。）、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>児童デイサービス</p>	<p>現時点の児童デイサービス事業の利用者数を基礎として、近年の利用者数の伸び等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障害児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、量の見込みを定める。</p>
<p>短期入所</p>	<p>現時点の短期入所事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸び、新たにサービス利用が見込まれる精神障害者の数等を勘案し見込んだ数に、障害者等のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たり利用量を乗じた量を勘案して、量の見込みを定める。</p>
<p>三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援</p> <p>共同生活援助 共同生活介護</p> <p>福祉施設からグループホーム又はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現時点の利用者数を基礎として近年の利用者数の増、退院可能精神障害者を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を勘案して見込んだ数を</p>	

<p>施設入所支援</p>	<p>合算した数から、量の見込みを定める。</p> <p>現時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数から、量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込数は、平成二十三年度末において、現時点の施設入所者数の七%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>
<p>四 相談支援</p> <p>相談支援</p>	<p>障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援を除く。以下この項において同じ。）の利用が見込まれる者のうち、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、量の見込みを定める。</p>

事項	内容
<p>一 都道府県障害福祉計画の基本的理念等</p> <p>二 平成二十三年度の 数値目標の設定</p>	<p>都道府県障害福祉計画に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的及び特色等</p> <p>障害者について、施設入所者及び退院可能精神障害者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、この基本指針に即して、地域の実情に応じて、平成二十三年度における数値目標を設定すること。</p> <p>特に、福祉施設の利用者の一般就労への移行等の数値目標を達成するため、労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局等の関係機関等と連携して、次に掲げる事項について障害者雇用の推進に関する数値目標を設定して、実現に向けた取組を定めること。</p> <p>① 公共職業安定所経由による福祉施設の利用者の就職件数</p> <p>② 障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数</p> <p>③ 障害者試行雇用事業の開始者数</p> <p>④ 職場適応援助者による支援の対象者数</p>

<p>三 区域の設定</p>	<p>⑤ 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数等</p> <p>指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの量の見込みを定める単位となる区域を定めた場合に、その趣旨、内容等を定めるところ。</p>
<p>四 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策</p>	<p>① 市町村障害福祉計画を基礎として、平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みについて、区域及び都道府県全域で定めること。</p> <p>② 指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策を定めること。</p>
<p>五 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数</p>	<p>平成二十年度までの各年度及び平成二十三年度における指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定めること。</p>
<p>六 指定障害福祉サービス等に従事する者</p>	<p>指定障害福祉サービス等に従事する者及び相談支援専門員等の確保又は資質の向上のために実施する措置に関する事項を定めること。</p>

<p>の確保又は資質の向上のために講ずる措置</p>	<p>七 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項</p>	<p>八 都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>九 都道府県障害福祉計画の達成状況の点検及び評価</p>
<p>都道府県が実施する地域生活支援事業について、地域の実情に応じ</p>	<p>て、次の事項を定めること。</p> <p>① 実施する事業の内容</p> <p>② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み</p> <p>③ 各事業の見込量の確保のための方策</p> <p>④ その他実施に必要な事項</p>	<p>都道府県障害福祉計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>	<p>各年度における都道府県障害福祉計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。</p>